

に い は ま

市 政 概 要

令 和 8 年 度 版



新居浜

新居浜市議会事務局

市 章



(昭和12年11月3日 制定)

大阪毎日新聞社において、全国より募集選定し、本市に贈呈せられたものである。

上下の井は二井（新居）を意味し、末広形の横の開きは工業、港都、灯台の光芒をあらわしている。

市 花

(つつじ)



市制施行30周年(昭和42年)を記念して、市民総ぐるみで、花いっぱい運動をすすめる心をこめて、市花に選定。

市 樹

(くす)



市制施行30周年(昭和42年)を記念して、市民総ぐるみで、緑いっぱい運動をすすめる心をこめて、市樹に選定。

新居浜市民憲章

別子おろしのきびしさに、瀬戸の朝かぜのおおらかに、すばらしいあすを夢みて、たくましく生きる、わたしたち新居浜市民は、魅力ある田園工業都市をめざします。

あざやかな緑 あふれるまち、
自然を愛して そだてましょう。

元気なかけごえ ひびくまち、
スポーツに親しみ きたえましょう。

文化の花さく ゆたかなまち、
こどもを守って きずきましょう。

水と空気のきれいなまち、
よごさぬ心で つくりましょう。

世界とむすぶ 平和なまち、
みんなの力で まもりましょう。

(昭和47年11月制定)

新居浜市高齢者憲章

わたくしたち新居浜市民は、だれもがすこやかで心豊かな生活ができ、長生きしてよかったと思える『生きがいと思いやりあふれる新居浜市』をめざして、この憲章を制定します。

一 わたくしたちは、
高齢者が社会の建設者として尊重され、
敬愛されるまちづくりにつとめます。

一 わたくしたちは、
高齢者が心のやすらぎのもてる、なごやか
でうるおいのある家庭をつくります。

一 わたくしたちは、
高齢者が安心して快適に暮らせる、
住みよい環境をつくります。

一 わたくしたちは、
高齢者が知識と経験を生かせる社会活動を
すすめます。

一 わたくしたちは、
高齢者が健康を保ち、生きがいのもてる
まちづくりにつとめます。

(平成4年11月3日制定)

新居浜市歌

一 明けゆく世紀 れいろう 玲瓏と

伊予の山河に陽は昇る

見よ 新生の意気もえて

いらか 薨伸びゆく わが都

こゝぞ 民主の新居浜市

二 遙かに別子 やま 鉾山晴れて

市民勢いて起つところ

文化 産業 けんらん 絢爛と

花咲き薫るこの繁華

興せ 工都の新居浜市

三 ゆ 行き交う船も賑やかに

招く御代島 四阪島

世界を結ぶ 観光の

絵巻はつきぬ瀬戸の海

ひら 拓け 自由の新居浜市

四 愛媛の天地うらゝかに

映えて平和の鐘が鳴る

あゝ はつらつ 撥瀬と海陸に

躍進やまぬ わが市勢

うた 謳え はえ 栄ある 新居浜市

(昭和22年11月制定)

目 次

市 勢

1 沿 革	2
2 位置・面積	3
(1) 位 置	3
(2) 面 積	3
3 市域の変遷	3
4 人口・世帯	4
(1) 年次別人口推移	4
(2) 5歳階級別人口	5
(3) 人口と世帯の推移	5
(4) 人口動態	6
(5) 年齢別人口	6
(6) 産業別人口	6
5 気 象	7
(1) 気 温	7
(2) 降雨量	7
6 都市宣言	7
(1) 平和都市宣言	7
(2) 「安全都市」の宣言	7
(3) 核兵器廃絶都市宣言	7
(4) 健康都市宣言	8
(5) ゆとり創造宣言	8
(6) 人権尊重都市宣言	8
(7) 生涯学習都市宣言	9
(8) 男女共同参画都市宣言	9
7 名誉市民	10
8 先 人	11
9 市民の生活	13
(1) 生活の指数	13
(2) 所得水準	15

議 会

1 議員名簿	17
2 歴代正副議長	18
3 議会構成	20
(1) 議 員	20
(2) 会派・党派別構成	20
(3) 常任委員会	20
(4) 議会運営委員会	20
(5) 特別委員会	20
(6) 代表者会	20
4 議会の活動状況	21
(1) 本会議開催状況	21
(2) 常任委員会開催状況	21
(3) 議会運営委員会開催状況	21
(4) 特別委員会開催状況	21
(5) その他の会議開催状況	22
(6) 委員会市内視察・調査の状況	22
(7) 議決結果の状況	22

(8) 請願・陳情処理状況	22
(9) 傍 聴	22
(10) 市民との意見交換会開催状況	23
5 議会費・報酬等	23
(1) 議会予算	23
(2) 報 酬	23
(3) 費用弁償及び旅費	23
(4) 議員行政視察旅費	23
(5) 政務活動費	23
6 議会事務局	24
(1) 機 構	24
(2) 議会刊行物	24
7 議会図書室	24
8 視察受入状況	24
9 議会議員が就任している各種委員等	25
10 議事堂配置図(6階)	26

企 画

1 歴代三役	28
2 第六次長期総合計画	29
(1) 策定の経緯と意義	29
(2) 計画の構成	29
(3) 基本構想	29
(4) 基本計画	30
(5) S D G s の推進	30
3 施政方針(令和8年度)	30
4 行政改革	31
(1) 行政改革の推進	31
5 総合戦略	31
(1) 総合戦略の位置付け	31
(2) 総合戦略の基本目標	32
(3) P D C Aサイクルの確立	32
(4) 人口ビジョンの策定と将来目標人口	32
(5) シティブランド戦略の推進	32
(6) 全国「にいはま倶楽部」	32
(7) 生涯活躍のまち拠点施設 (ワクリエ新居浜)	32
6 広 聴	33
(1) 市政モニター	33
(2) 市民の声	33
(3) まちづくりタウンミーティング	33
7 市政広報	36
(1) 広 報	36
8 デジタル化の推進	36
(1) 事務改善	36
9 地域情報化の推進	37
10 別子銅山文化遺産	38
11 広瀬歴史記念館	39
12 予 算	40

(1) 各会計予算総括表	40	8 給与・報酬及び費用弁償	82
(2) 令和8年度一般会計性質別予算	40	(1) 特別職の給料・報酬	82
(3) 令和8年度一般会計財源内訳	41	(2) 職員給与	83
13 決算(令和7年度)	42	(3) 旅 費	83
(1) 決算カード(速報値)	42	9 職員研修	84
(2) 一般会計決算の推移(款別)	44	(1) 基本研修	84
(3) 一般会計歳出決算性質別の推移	45	(2) 特別研修	85
(4) 特別会計決算の推移	46	(3) 人権・同和研修	86
(5) 水道事業・工業用水道事業・ 公共下水道事業決算の推移	46	(4) 市町村アカデミー	86
(6) 市債現在高の推移	47	(5) 国際文化アカデミー	87
(7) 普通会計決算(財政指標)の推移	48	(6) 愛媛県研修所	87
14 スポーツ	50	(7) 全国建設研修センター	88
(1) 生涯スポーツ事業	50	(8) 日本経営協会	88
(2) 競技力向上事業	50	(9) 愛媛県等派遣	88
(3) 体育施設	51	(10) 議会関係	88
15 文 化	60	(11) その他	88
(1) 文化芸術事業	60	10 情報公開制度	89
(2) 文化施設	60	(1) 情報公開の請求から公開までの手続	89
(3) 別子山ふるさと館	63	(2) 審査請求	89
(4) 文化財	63	(3) 情報公開制度の運用状況	89
(5) 文化振興基金	66	11 個人情報保護制度	90
16 総合文化施設(あかがねミュージアム)	67	(1) 個人情報の定義	90
総 務		(2) 個人情報の保有	90
1 市庁舎	69	(3) 個人情報の利用及び提供	90
(1) 本庁舎及び消防防災合同庁舎	69	(4) 自己情報の開示、訂正及び 利用停止の請求	90
(2) 支所庁舎	69	(5) 審査請求	90
(3) 本庁舎及び消防防災合同庁舎案内図	70	(6) 個人情報ファイル簿の作成及び公表	90
2 市有財産	71	(7) 個人情報保護制度の運用状況	90
(1) 土地建物	71	12 市史編さん	90
(2) 物 権	71	福 祉	
(3) 有価証券	71	1 生活保護	92
(4) 出資による権利	71	(1) 生活保護状況	92
(5) 基 金	72	(2) 生活保護費支出状況	92
3 債権管理	72	(3) 生活困窮者自立支援事業実施状況	92
(1) 新居浜市債権管理条例	72	2 高齢者福祉	93
(2) 新居浜市債権管理計画	72	(1) 高齢者人口	93
(3) 強制徴収公債権の滞納整理	72	(2) 介護保険事業	93
(4) 非強制徴収公債権及び私債権の滞納整理	72	(3) 高齢者福祉対策	95
4 契 約	73	(4) 地域支援事業	95
5 市 税	74	(5) 地域包括支援センター	96
(1) 税目・税率等	74	(6) 上部高齢者福祉センター・川東高齢者 福祉センター・川西高齢者福祉センター	96
(2) 納税義務者数	75	(7) 川東高齢者福祉センター大島分館	97
(3) 固定資産概要調書	75	(8) 慈光園	97
(4) 市税収納状況	76	3 児童福祉	98
6 職 員	77	(1) 保育所	98
(1) 職員数	77	(2) 児童福祉対策	102
(2) 一般行政職の級別職員数の状況	77	(3) 家庭相談員の設置	103
7 行政機関と職員数・機構(組織)改革の変遷	78	(4) 中央児童センター・川東児童センター・ 上部児童センター・瀬戸児童館	103
(1) 行政機関と職員数	78		
(2) 機構(組織)改革の変遷	80		

(5) 児童遊園地・子供広場	104
4 子育て支援	104
(1) こども家庭センター	
“すまいるステーション”	104
(2) 地域子育て支援の充実	105
(3) 子育て支援対策	105
5 母子・父子福祉	105
(1) ひとり親福祉対策	105
6 障がい福祉	106
(1) 障害者手帳所持者数	106
(2) 障がい者(児)福祉対策	107
(3) 障がい者福祉センター	108
(4) 障害福祉サービス等	108
7 総合福祉センター(ふれあいプラザ)	110
(1) 施設の概要(総合福祉センター)	110
(2) 施設の概要(別子山分館)	111
(3) 使用時間及び使用料	111
(4) 施設の利用状況(総合福祉センター)	111
(5) 施設の利用状況(別子山分館)	111
(6) 使用料の減免対象者	111
8 健康政策	112
(1) 移動デジタル福祉サービス	112
(2) 健康アプリ活用普及啓発	112
(3) 休日診療・夜間診療	112
(4) 新居浜市医師確保奨学金貸付制度	113
(5) 新居浜市歯科衛生士修学資金貸付制度	113
(6) 地域医療対策強化事業	113
9 保健センター	114
(1) 家庭訪問	114
(2) 健康相談	114
(3) 健康教育	115
(4) 各種がん検診・健康診査	115
(5) 食生活改善地区組織活動事業	115
(6) 予防接種実施状況	116
(7) 結核レントゲン検診	116
10 国民健康保険	117
(1) 被保険者の推移	117
(2) 保険給付の状況	117
(3) 保険料	119
(4) 国民健康保険事業特別会計の状況(決算)	120
(5) 医療費適正化事業	120
11 後期高齢者医療	121
(1) 被保険者数の推移	121
(2) 保険料	121
(3) 後期高齢者医療対策費	121
12 福祉のまちづくり	122
(1) 新居浜市みんなでつくる福祉の	
まちづくり条例	122
(2) 新居浜市地域福祉推進計画	122

市民環境

1 国際交流	124
--------	-----

(1) 都市間交流	124
(2) 新居浜市国際交流協会	124
2 市民活動	126
(1) 新居浜市公共施設愛護事業	126
(2) 市民活動サロンの運営	126
(3) 自治会	126
(4) 地域運営組織	127
(5) 出前講座	127
3 消費生活	128
(1) 消費生活モニター制度	128
(2) 消費生活の改善対策	128
(3) 消費生活相談	128
(4) 適正な計量の実施	128
4 地域改善対策	128
(1) 住宅新築資金等貸付事業	128
(2) 瀬戸会館	129
5 戸籍・住民	130
(1) 各種登録の状況	130
(2) 各種届出受理件数	130
(3) 謄本・抄本・証明等取扱件数及び手数料	130
(4) 手数料	131
(5) 法律・行政相談	131
(6) おくやみコーナー	131
(7) 個人番号カード	131
6 住居表示	132
(1) 住居表示実施状況	132
(2) 町名変更実施状況	132
7 国民年金	133
(1) 拠出年金	133
8 男女共同参画	135
(1) 男女共同参画推進週間	135
(2) 男女共同参画社会づくり講演会	135
(3) 男女共同参画に関する意識調査	135
(4) 女性国内派遣	135
(5) 縁結びサポート事業	135
(6) 女性に対する暴力をなくす運動	135
9 女性総合センター(ウイメンズプラザ)	136
(1) 令和7年度主催事業概要	136
(2) 使用料	137
(3) 利用状況	137
10 人権擁護	137
(1) 新居浜市人権尊重のまちづくり条例	
及び人権施策基本方針の運用	137
(2) 人権相談体制の確立	137
11 防災対策	137
(1) 防災計画の策定	137
(2) 防災無線の設置	137
(3) 防災用品の備蓄	138
(4) 啓発活動	138
(5) 総合防災訓練の実施	138
(6) 避難場所案内板等の設置	138
(7) 自主防災組織の拡充・育成強化	138

(8) 国民保護計画の周知・啓発	138
(9) 新居浜市防災センターの活用	138
(10) 国土強靱化計画の策定	138
12 安全・安心のまちづくり	138
(1) 新居浜市安全・安心のまちづくり協議会	138
(2) 新居浜市安全安心のまちづくり条例の制定	138
13 交通安全対策	139
(1) 概 要	139
(2) 交通事故の状況(新居浜署管内)	139
(3) 時間帯別の事故(新居浜署管内)	139
(4) 法令違反別交通事故(新居浜署管内)	140
14 環境政策	140
(1) 環境基本計画の推進	140
(2) 地球温暖化対策の推進	141
15 環境衛生	141
(1) 予防業務	141
(2) 火葬場	141
(3) 墓地・墓園	142
(4) 環境保全	143
16 生活環境	144
(1) し尿処理	144
(2) ごみ処理	144
17 環境施設	147
(1) 清掃センター	147
(2) リサイクル推進施設	147
(3) 最終処分場	148

経 済

1 商工労政	150
(1) 商 業	150
(2) 工 業	151
(3) 商工業振興対策	152
(4) 中小企業振興補助	153
(5) 中小企業振興施策の企画・立案	153
(6) 中小企業融資制度	154
(7) 労働対策	154
2 企業誘致	156
(1) 企業立地促進対策	156
(2) 新たな企業用地の確保	156
3 東部工業団地	156
4 内陸型企業用地	157
5 渡海船事業	158
(1) 渡海船	158
(2) 運 賃	159
(3) 実 績	160
6 観光物産	160
(1) マイントピア別子	160
(2) 別子山地域の観光	162
(3) その他の観光地	162
(4) 観光行事	163
(5) 広域観光	163
(6) 物産振興	163

(7) ふるさと新居浜応援寄附金	163
7 運輸企画	164
8 農林水産	164
(1) 農 業	164
(2) 農業振興対策	165
(3) 林 業	166
(4) 水産業	166
(5) 水産業振興対策	167
(6) 融資制度	167
9 別子山地区水道施設	168
10 別子山地域バス	169

建 設

1 都市計画	171
(1) 都市計画区域	171
(2) 地域地区	171
新居浜市都市計画図	172
(3) 都市施設	173
新居浜市都市計画道路網図	176
国領川緑地	178
(4) 緑化推進	181
(5) 開発許可	182
(6) 駅周辺整備事業	182
2 区画整理	183
(1) 新居浜駅前土地区画整理事業	183
3 道 路	184
(1) 市域内道路	184
(2) 市 道	184
(3) 市域内橋梁	185
(4) 道路占用料	186
(5) 道路占用料徴収実績	187
(6) 安全施設の整備	188
4 建 築	188
(1) 建築確認	188
5 市営住宅	189
(1) 公営住宅	189
(2) 改良住宅	191
(3) その他の市営住宅	191
(4) 活性化推進住宅	191
(5) 収容施設	191
6 用 地	192
7 国道11号新居浜バイパス	192
8 地籍調査	192
(1) 事業目的	192
(2) 対象地域	192
(3) 進捗状況	193
(4) 事業費の推移(直近5年間)	193
9 生活排水路及び河川	194
10 排水ポンプ場	194
11 土地改良	195
(1) 農道の整備	195
(2) 農業用かんがい排水施設の整備	195

(3) 防災重点農業用ため池の整備	195	(2) 愛媛県人権教育協議会新居浜支部の 活動支援	215
(4) 土地改良事業実績	195	(3) 啓発資料の充実と活用	215
教 育		(4) 人権教育推進機関等との連携強化	215
1 新居浜市教育大綱	197	(5) 人権・同和教育関係懇談会・研究会等 参加状況	215
2 学校教育	198	(6) 身元調査お断り運動の推進	215
(1) 市内の幼稚園、小・中学校	198	(7) 差別落書き根絶に向けた取組み	215
(2) 市立学校施設等一覧	198		
(3) 奨学金等	199	消 防	
(4) 新居浜市寺尾音楽教育振興基金	200	1 消防庁舎	217
(5) 就学援助制度	200	2 消防力	218
(6) 学校保健	201	(1) 現有消防力	218
(7) 学校体育	201	(2) 装 備	218
(8) 教育支援センター	201	(3) 高規格救急自動車及び救助工作車の概要	219
3 学校給食	202	(4) 消防水利施設の状況	219
(1) 重点目標	202	(5) 高機能消防通信指令システム	219
(2) 重点事項	202	3 火災統計	221
(3) 施設状況	202	(1) 概 況	221
(4) 給食の状況	202	(2) 原因別火災発生件数	221
4 社会教育	203	4 危険物製造所等設置許可状況	222
(1) 社会教育の目標	203	5 消防・救急活動	222
(2) 社会教育の施策	203	(1) 消防活動	222
(3) 公民館活動	203	(2) 救急活動	223
(4) 学校等体育施設開放	205	6 消防団	223
(5) 生涯学習センター	206	(1) 組 織	223
(6) 高齢者生きがい創造学園	207	(2) 消防機械器具の配置等	223
(7) 放課後児童クラブ	208	(3) 年額報酬及び出勤報酬	224
5 青少年センター	208	(4) 活動状況	224
(1) 重点目標	208		
(2) 事業実績	208	選挙管理委員会	
(3) 地区別補導委員の状況	208	1 投票区・投票所と選挙人名簿登録者数	226
(4) 補導状況	209	2 在外選挙人名簿登録者数	226
(5) 青少年相談の状況	209	3 市長選挙の記録	227
6 図書館	209	4 市議会議員選挙の記録	227
(1) 施設の概要	209	5 最近の主な選挙の概要	227
(2) 資料数	210	6 選挙公営制度	228
(3) 貸出状況	210	(1) 任意制ポスター掲示場	228
(4) 心身障がい者に対する図書貸出	211	(2) 任意制選挙公報	228
(5) 団体貸出	211	(3) 選挙運動費用に関する公費負担	228
(6) 主な事業（令和7年度）	211	7 選挙啓発	228
7 発達支援	213		
(1) 重点目標	213	監査委員	
(2) こども発達支援センターの運営	213	1 委員構成	229
(3) 特別支援教育支援員の配置	213	2 主な業務	229
(4) 個別の教育支援計画の作成	213	(1) 定期監査	229
(5) 教育支援委員会の開催	214	(2) 工事監査	229
(6) 総合相談	214	(3) 財政援助団体等監査	229
(7) 巡回相談	214	(4) 決算等審査	229
(8) 早期療育通園相談事業	214	(5) 例月現金出納検査	229
(親子通園事業)		3 監査等の結果に関する報告及び公表	229
8 人権・同和教育	214		
(1) 人権教育・啓発の推進	214		

農業委員会

1 機 構	230
2 委員数等	230
3 会議状況	230
4 農地法による各申請取扱状況	231
5 農業者年金	231
6 農用地利用集積事業等の状況	231

上下水道

1 上水道	233
(1) 主要施設概要	233
(2) 水源施設	234
(3) 計画給水人口及び計画給水量(認可値)	235
(4) 事業の推移	235
(5) 水道料金	236
(6) 用途別使用水量	237
(7) 加入金・手数料	237
2 工業用水道	238
(1) 事業の推移	238
(2) 配水量・有収水量及び工場別給水量	238
(3) 水道料金・メーター使用料	239
(4) 料金調定状況	239
3 公共下水道	239
(1) 事業計画と現況	240
(2) 公共下水道普及状況	240
(3) 受益者負担制度	240
(4) 水洗便所改造資金融資あっせん制度	241
(5) 水洗便所普及状況	241
(6) 下水道使用料	241
4 下水処理場	242
5 雨水ポンプ場	242
新居浜市公共下水道事業計画平面図(汚水)	243

新居浜市土地開発公社

新居浜港務局

1 港湾管理体制	246
2 機 構	246
3 港湾区域	246
4 港湾計画の概要	246
5 新居浜マリーナ(マリンパーク新居浜)	246
6 港湾施設	249
(1) 航 路	249
(2) 泊地及び船だまり	249
(3) 外郭施設	249
(4) 公共けい留施設	249
(5) 専用大型けい留施設	249
(6) 船舶給水施設(公共)	249
7 入港船舶	250
(1) 年別入港船舶	250
(2) 階級別入港船舶	250
8 海上出入貨物	250

(1) 年別取扱貨物	250
(2) 品種別取扱貨物量	251
9 船舶乗降人員	253
10 使用料・占用料及び土砂採取料	253
(1) 港湾施設使用料	253
(2) 駐車場使用料及び実績	254
(3) 占用の使用料	254
(4) 土砂採取料	254
新居浜港港湾計画図	255

(株) マイントピア別子

1 機 構	257
2 事業目的	257
3 施設利用状況	257
(1) 端出場大橋	257
(2) 端出場記念館	257
(3) 鉱山鉄道	258
(4) 観光坑道	258
(5) 旧端出場水力発電所	258
(6) 泉寿亭	258
(7) 砂金採り体験パーク	258
(8) あかがねの里	258
(9) 花園	258
(10) 芝生広場	258
マイントピア別子端出場ゾーン	259
マイントピア別子東平ゾーン	260

(有) 別子木材センター

1 組 織	261
2 事業目的	261
3 木材加工施設の概要	261

(福) 新居浜市社会福祉協議会

1 地域福祉の推進	261
2 児童福祉の推進	261
3 障がい者福祉の推進	261
4 高齢者福祉の推進	262
5 権利擁護の推進	262
6 ボランティア活動の推進	262
7 社会福祉協議会の運営の強化	262

(公社) 新居浜市シルバー人材センター

(公財) えひめ東予産業創造センター

1 施設の概要	263
2 令和7年度 実施事業	263

(公財) 新居浜市文化体育振興事業団

令和7年度 報告書・刊行物一覧

市 勢



国登録有形文化財 旧端出場水力発電所

市 勢

1 沿 革

新居浜地方には、数千年の昔から人々が住みついていたことが、遺跡や発掘品からうかがえる。2世紀後半大和朝廷の時代に、景行天皇の皇子「武国凝別命」(たけくにこりわけのみこと)が伊予国御村別として御村(東予)に君臨したといわれている。大化の改新後、郡制がしかれて、この地方に神野郡(後の新居郡)が置かれた。神野郡の郡家(郡役所)は、初め郡の西部(西条地方)に設けられていたが、奈良朝末期これを郡の東部中村に遷し、ここに新庁舎を創建して「新居」とした。そして神野郡新居郷の北方海浜を「新居浜」と呼ぶようになった。平城天皇大同4年朝命により、神野郡を新居郡と改めた。

鎌倉時代から戦国時代にかけて、金子氏、松木氏、宇高氏、藤田氏等の豪族の支配下にあったが、江戸時代になって、現在の市域のうち新居浜、金子、庄内、沢津、宇高、垣生、郷、松神子、多喜浜、阿島、大島、泉川、船木、中村は西条藩に、萩生、大生院は小松藩に属し、角野、立川山、大永山、種子川山及び新須賀は幕領となっていた。

明治22年町村制の施行により、新居浜(明治41年町村制実施)、金子、高津、垣生、神郷、多喜浜、大島、泉川(昭和14年町制)、船木、角野(昭和14年町制)、中萩(昭和17年町制)、大生院の12カ村となった。

昭和12年11月3日新居浜、金子、高津の3カ町村が合併して、人口32,254人の市制を施行し、昭和28年5月3日垣生、神郷、多喜浜、大島の4カ村を、昭和30年3月31日泉川、船木、中萩、大生院の4カ町村を、昭和34年4月1日角野町を、平成15年4月1日別子山村をそれぞれ合併して、現在は人口11万535人(R8年4月1日現在・住民基本台帳)、面積234.47km²(国土地理院)の県内第3の都市となっている。

元来、新居浜地方一帯は、農漁村にすぎなかったが、元禄4年別子銅山の開坑によって、住友関連企業群を中心に、四国屈指の工業都市として生成発展を遂げている。

この間、昭和39年には、新産業都市の指定を受け、昭和40年代の高度成長期、昭和48年別子銅山の閉山、2度

にわたるオイルショック、円高不況という厳しい社会経済環境を経て、今日の高度技術、高付加価値型産業への転換期を迎えているところである。

平成15年度には、平成における愛媛県内合併第一号として、新居浜市と別子山村が合併して新生新居浜市が発足した。別子銅山の開坑により今日の基礎が築かれた新居浜市と別子山村は、文化歴史的背景を共有し、強い結びつきを持ち続けているが、合併を契機にさらに共通の歴史を活かした新しいまちづくりに取り組んでいる。

平成27年度には、本市が目指す将来の方向と人口の将来展望を示した「新居浜市人口ビジョン」を策定し、その実現に向けて、本市の実情に応じた5年間の目標や施策の基本的目標、具体的な施策を示す「第1期新居浜市総合戦略」を策定した。

令和元年度には、「第1期新居浜市総合戦略」の成果と課題について、総括を行うとともに、国の第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の新たな視点も踏まえ、今後5年間の具体的取組や目標を定めた「第2期新居浜市総合戦略」を策定した。

令和3年3月には、今後10年間の中長期的な方針を示す計画として、「一豊かな心で幸せつむぐ一人が輝くあかがねのまちにいはま」を目指す将来都市像とする「第六次新居浜市長期総合計画」を策定した。

令和7年度には、「第六次新居浜市長期総合計画」の見直しを行い、「第3期新居浜市デジタル田園都市構想総合戦略」を長期総合計画に包含し、各種施策の一体的な推進を図っている。

2 位置・面積

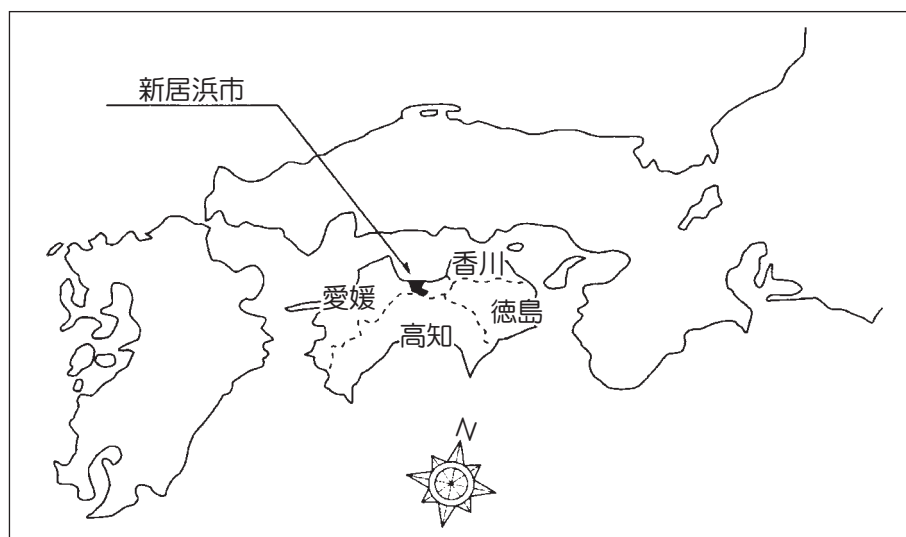
(1) 位置

本市は、愛媛県の東部、東経133度17分北緯33度57分に位置し、東は四国中央市、西は西条市、南は高知県境に接し、北は瀬戸内海(燧灘)に面している。

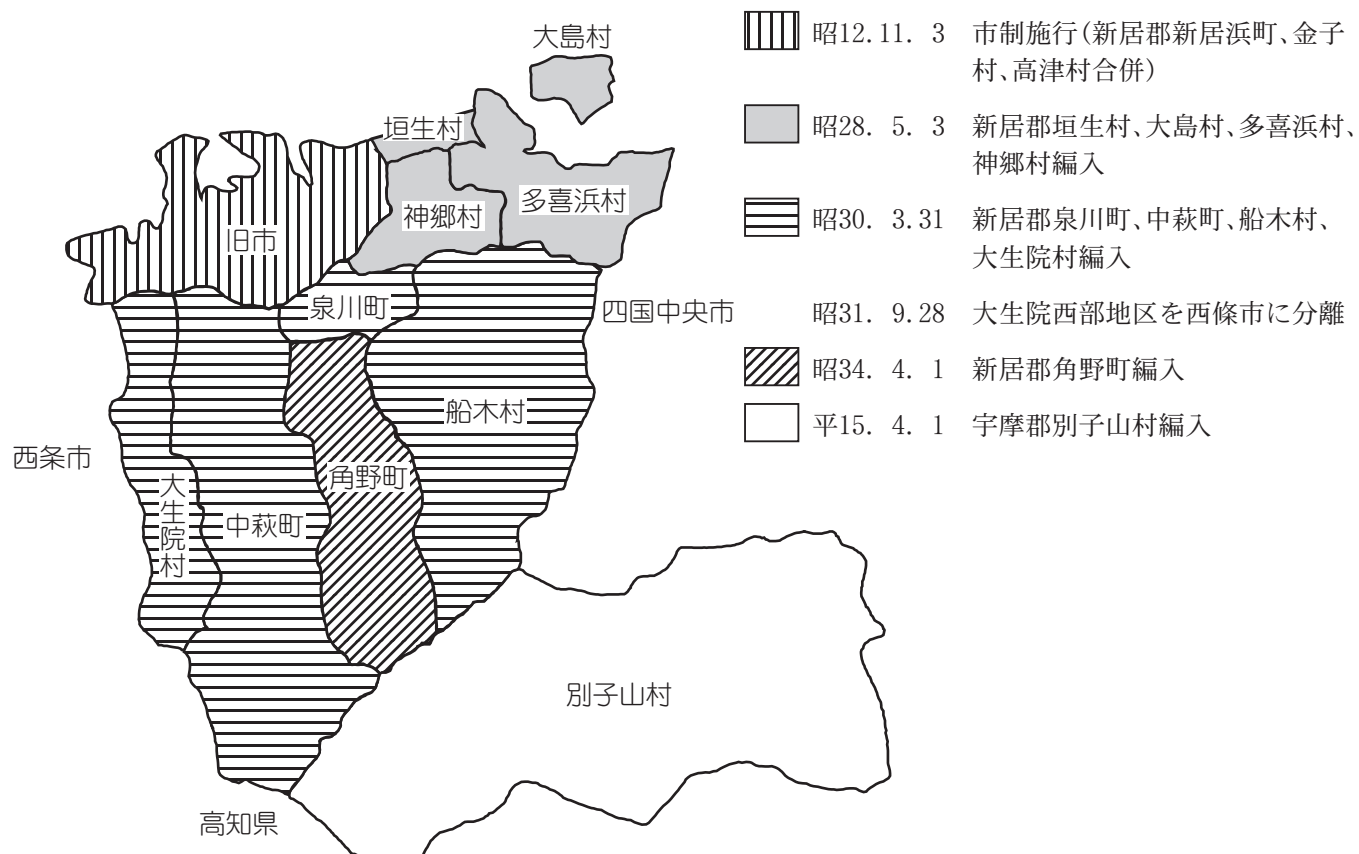
(2) 面積

市域 東西 20.52km 南北 21.48km

面積 234.47 km² (R8.1.1 現在、国土地理院)



3 市域の変遷



4 人 口 ・ 世 帯

(1) 年次別人口推移

年 次	世帯数	人 口			面 積 (km ²)	摘 要
		総数(人)	男(人)	女(人)		
昭和31年	22,641	106,421	52,531	53,890	142.04	大生院西部地区西條市に分離 (9.28)
34	25,821	120,863			157.41	角野町編入 (4.1)
35	29,167	125,688	61,356	64,332	156.55	第9回国勢調査
40	31,929	125,155	60,863	64,292	156.69	第10回国勢調査
45	35,430	126,033	61,009	65,024	157.41	第11回国勢調査
50	39,366	131,712	63,979	67,733	158.62	第12回国勢調査
55	41,525	132,339	64,042	68,297	160.05	第13回国勢調査
56	44,516	135,396	65,985	69,411	160.08	住民基本台帳人口 (4.1)
57	44,812	135,021	65,701	69,320	160.12	住民基本台帳人口 (4.1)
58	45,135	134,698	65,363	69,335	160.13	住民基本台帳人口 (4.1)
59	45,334	134,078	64,978	69,100	160.13	住民基本台帳人口 (4.1)
60	45,689	134,127	64,889	69,238	160.13	住民基本台帳人口 (4.1)
60	42,995	132,184	63,695	68,489	160.54	第14回国勢調査
61	46,104	134,047	64,840	69,207	160.56	住民基本台帳人口 (4.1)
62	46,269	133,536	64,541	68,995	160.60	住民基本台帳人口 (4.1)
63	46,427	132,984	64,188	68,796	161.12	住民基本台帳人口 (4.1)
平成元年	46,864	132,764	64,069	68,695	161.12	住民基本台帳人口 (4.1)
2	47,250	132,251	63,761	68,490	161.12	住民基本台帳人口 (4.1)
2	44,280	129,149	62,081	67,068	161.14	第15回国勢調査
3	47,782	132,200	63,800	68,400	161.16	住民基本台帳人口 (4.1)
4	48,337	132,105	63,753	68,352	161.16	住民基本台帳人口 (4.1)
5	48,952	132,026	63,755	68,271	161.16	住民基本台帳人口 (4.1)
6	49,304	131,638	63,527	68,111	161.17	住民基本台帳人口 (4.1)
7	49,773	131,324	63,334	67,990	161.23	住民基本台帳人口 (4.1)
7	46,559	127,917	61,460	66,457	161.23	第16回国勢調査
8	50,060	130,570	62,920	67,650	161.23	住民基本台帳人口 (4.1)
9	50,442	130,331	62,687	67,644	161.27	住民基本台帳人口 (4.1)
10	51,034	130,115	62,541	67,574	161.27	住民基本台帳人口 (4.1)
11	51,341	129,432	62,214	67,218	161.27	住民基本台帳人口 (4.1)
12	51,614	128,882	61,827	67,055	161.30	住民基本台帳人口 (4.1)
12	48,126	125,537	60,034	65,503	161.30	第17回国勢調査
13	51,885	128,337	61,567	66,770	161.30	住民基本台帳人口 (4.1)
14	52,366	128,161	61,406	66,755	161.30	住民基本台帳人口 (4.1)
15	52,993	127,926	61,284	66,642	234.30	別子山村編入、住民基本台帳人口 (4.1)
16	53,404	127,553	61,092	66,461	234.30	住民基本台帳人口 (4.1)
17	53,679	126,708	60,619	66,089	234.30	住民基本台帳人口 (4.1)
17	49,484	123,952	59,190	64,762	234.30	第18回国勢調査
18	54,308	126,581	60,616	65,965	234.30	住民基本台帳人口 (4.1)
19	54,745	126,248	60,429	65,819	234.30	住民基本台帳人口 (4.1)
20	55,131	126,024	60,296	65,728	234.30	住民基本台帳人口 (4.1)
21	55,556	125,689	60,195	65,494	234.30	住民基本台帳人口 (4.1)
22	55,833	125,413	60,041	65,372	234.30	住民基本台帳人口 (4.1)
22	50,377	121,735	58,219	63,516	234.30	第19回国勢調査
23	56,147	124,931	59,768	65,163	234.30	住民基本台帳人口 (4.1)
24	56,429	124,438	59,541	64,897	234.32	住民基本台帳人口 (4.1)
25	56,952	124,388	59,475	64,913	234.32	住民基本台帳人口 (4.1)
26	57,055	123,696	59,195	64,501	234.32	住民基本台帳人口 (4.1)
27	57,147	122,751	58,801	63,950	234.46	住民基本台帳人口 (4.1)
27	50,653	119,903	57,551	62,352	234.46	第20回国勢調査
28	57,237	121,966	58,368	63,598	234.50	住民基本台帳人口 (4.1)
29	57,379	121,211	58,082	63,129	234.50	住民基本台帳人口 (4.1)
30	57,461	120,351	57,688	62,663	234.50	住民基本台帳人口 (4.1)
令和元年	57,573	119,281	57,258	62,023	234.50	住民基本台帳人口 (4.1)
2	57,808	118,521	57,008	61,513	234.50	住民基本台帳人口 (4.1)
2	51,310	115,938	56,004	59,934	234.50	第21回国勢調査
3	57,839	117,439	56,534	60,905	234.47	住民基本台帳人口 (4.1)
4	57,607	116,052	55,920	60,132	234.47	住民基本台帳人口 (4.1)
5	57,655	114,886	55,465	59,421	234.47	住民基本台帳人口 (4.1)
6	57,528	113,466	54,805	58,661	234.47	住民基本台帳人口 (4.1)
7	57,412	112,017	54,184	57,833	234.47	住民基本台帳人口 (4.1)
8	57,253	110,535	53,392	57,143	234.47	住民基本台帳人口 (4.1)

注：国勢調査・住民基本台帳人口以外は推計人口である。

昭和35年以降の面積は国土地理院発表による。

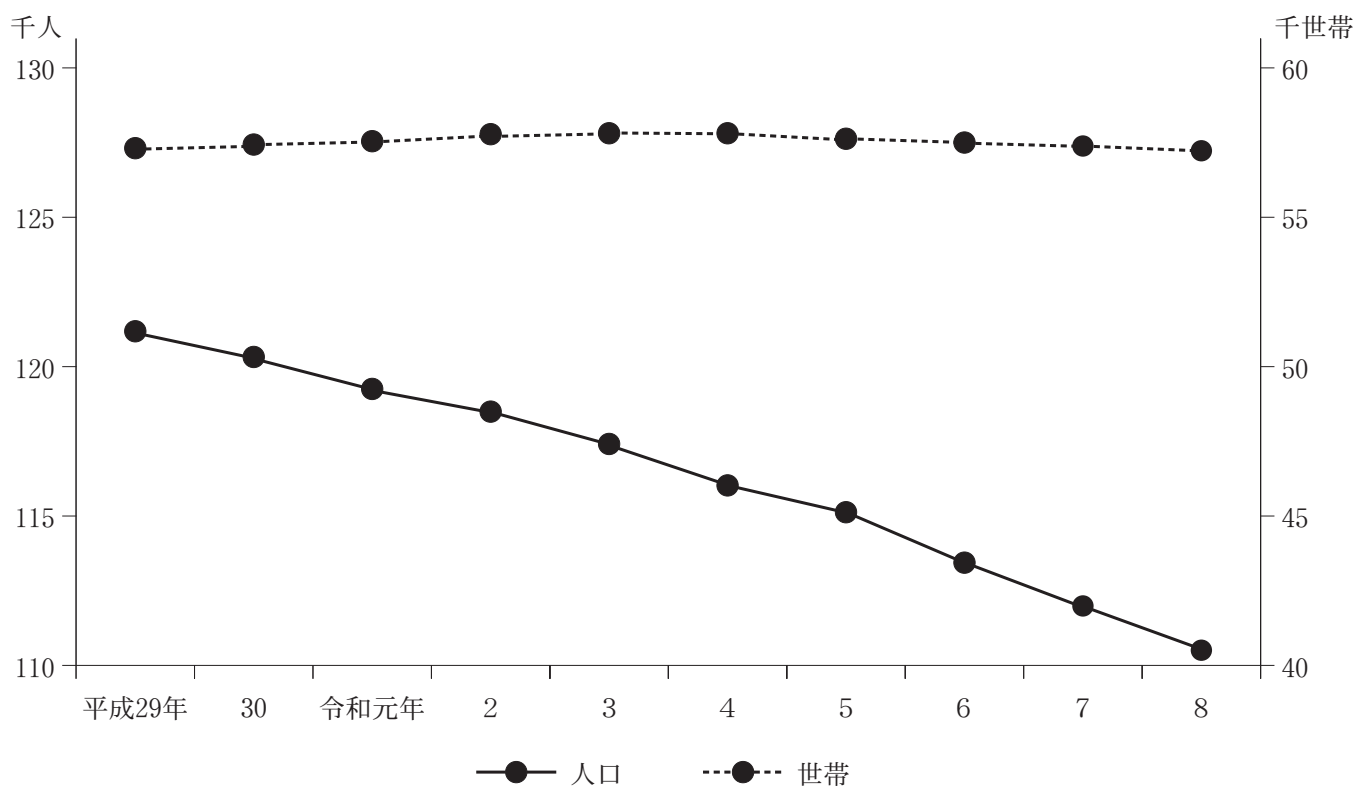
平成15年の人口は新居浜市、別子山村 3 月末現在の住民基本台帳の合算である。

平成24年 7 月 9 日の住民基本台帳法改正により、外国人が住民基本台帳の登録対象となったため、平成25年以降は外国人を含む人口としている。

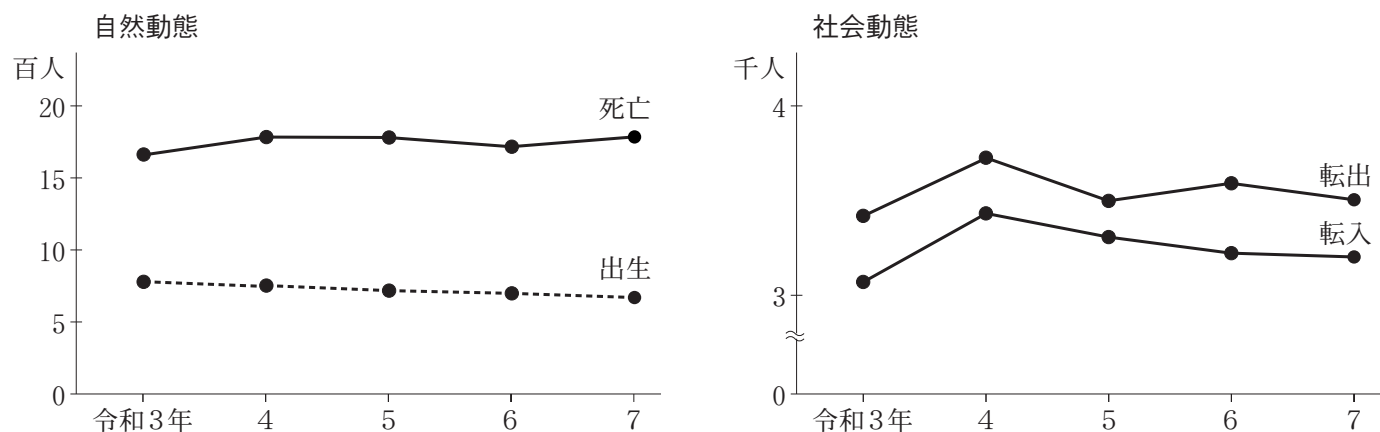
(2) 5歳階級別人口（8.4.1 住民基本台帳）

男	年齢	女
2,233	85以上	5,263
2,352	80～84	3,398
4,121	75～79	5,262
3,318	70～74	3,891
3,125	65～69	3,494
3,416	60～64	3,402
3,634	55～59	3,552
4,458	50～54	4,197
3,704	45～49	3,470
3,146	40～44	3,113
2,836	35～39	2,631
2,786	30～34	2,355
2,748	25～29	2,399
2,533	20～24	2,263
2,657	15～19	2,480
2,467	10～14	2,357
2,108	5～9	1,973
1,750	0～4	1,643

(3) 人口と世帯の推移（8.4.1 住民基本台帳）



(4) 人口動態



(5) 年齢別人口

区 分	実 数 (人)			構 成 比 (%)		
	平成22年	平成27年	令和2年	平成22年	平成27年	令和2年
総 数	121,735	119,903	115,938	100	100	100
0 ～ 14 歳	16,550	15,812	14,205	13.6	13.2	12.3
15 ～ 64 歳	71,730	66,679	62,529	58.9	55.6	53.9
65 歳 以 上	32,643	36,715	37,325	26.8	30.6	32.2

注：国勢調査による。総数には年齢不詳人数を含む。(平成22年：812人、平成27年：697人、令和2年：1,879人)

(6) 産業別人口

区 分		調 査 年 次		平 成 2 2 年		平 成 2 7 年		令 和 2 年	
				人口 (人)	構成比 (%)	人口 (人)	構成比 (%)	人口 (人)	構成比 (%)
総	人	口		54,462	100	54,878	100	53,248	100
第 一 次 産 業	農 業 、 林 業			674	1.2	636	1.2	582	1.1
	漁 業			115	0.2	84	0.2	68	0.1
	計			789	1.4	720	1.4	650	1.2
第 二 次 産 業	鉱 業 、 採 石 業 、 砂 利 採 取 業			10	0.0	19	0.0	14	0.0
	建 設 業			5,658	10.4	5,127	9.3	5,131	9.7
	製 造 業			11,475	21.1	11,814	21.5	11,885	22.3
	計			17,143	31.5	16,960	30.8	17,030	32.0
第 三 次 産 業	電 気 ・ ガ ス ・ 熱 供 給 ・ 水 道 業			413	0.8	407	0.7	418	0.8
	情 報 通 信 業			386	0.7	402	0.7	340	0.6
	運 輸 業 、 郵 便 業			3,304	6.1	3,136	5.7	3,092	5.8
	卸 売 業 、 小 売 業			8,279	15.2	7,733	14.1	7,415	13.9
	金 融 業 、 保 険 業			1,161	2.1	1,074	2.0	982	1.9
	不 動 産 業 、 物 品 賃 貸 業			515	0.9	554	1.0	599	1.1
	学 術 研 究 ・ 専 門 ・ 技 術 サ ー ビ ス 業			1,831	3.4	1,749	3.2	1,882	3.5
	宿 泊 業 、 飲 食 サ ー ビ ス 業			2,636	4.8	2,480	4.5	2,294	4.3
	生 活 関 連 サ ー ビ ス 業 、 娯 楽 業			1,998	3.7	1,810	3.3	1,691	3.2
	教 育 、 学 習 支 援 業			2,142	3.9	2,212	4.0	2,294	4.3
	医 療 、 福 祉			7,343	13.5	8,003	14.6	8,166	15.3
	複 合 サ ー ビ ス 事 業			305	0.6	437	0.8	408	0.8
	サ ー ビ ス 業			2,837	5.2	2,951	5.4	2,990	5.6
	公 務			1,329	2.4	1,258	2.3	1,256	2.4
計				34,479	63.3	34,206	62.3	33,827	63.5
分 類 不 能 の 産 業				2,051	3.8	2,992	5.5	1,741	3.3

注：国勢調査による。

5 気 象

(1) 気 温

(令和7年・単位：℃)

区分	月別	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	年平均
最 高		13.5	13.0	26.4	25.3	29.7	35.3	35.6	37.6	34.6	29.8	21.1	18.9	26.7
最 低		-1.0	-1.7	1.7	4.7	10.8	16.1	21.9	24.1	19.0	10.1	7.0	1.7	9.5
平 均		6.3	5.1	10.8	15.0	19.0	24.3	28.9	29.5	27.1	20.9	14.0	9.5	17.5

(2) 降雨量

(令和7年・単位：mm)

区分	月別	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	年平均
降 雨 日 数 ※		6	6	11	9	11	15	4	5	15	12	4	7	8.750
降 水 量		25.5	23.0	82.5	51.5	145.0	121.5	112.0	88.5	124.0	119.5	14.0	17.0	77.0
1日最大降水量		11.0	13.5	19.0	15.0	43.5	31.0	51.5	65.5	35.5	59.5	9.5	11.0	30.5
平 均		4.2	3.8	7.5	5.7	13.1	8.1	28.0	17.7	8.2	9.9	3.5	2.4	8.8

※ 0.5ミリ以上の降雨日数

6 都 市 宣 言

(1) 平和都市宣言

(昭和32年12月20日議決)(議員提案)

宣言文 われわれは、全世界の恒久平和と全人類の繁栄を念願し、世界連邦建設の趣旨に賛同する。

新居浜市は、平和を愛する総ての都市と共に、永久の平和都市である。右宣言する。

制定後の状況

- ・世界連邦宣言自治体全国協議会への加入
(昭和33年4月)
- ・自治体職員1人100円募金の実施
- ・平和市長会議への加盟(平成20年)

(2) 「安全都市」の宣言

(昭和36年12月23日議決)(市長提案)

宣言文 新居浜市を「安全都市」とし、安全運動を推進することを宣言する。

制定後の状況

- ・新居浜市安全協議会の結成(昭和37年5月11日)
- ・市民総ぐるみの安全運動の推進
- ・新居浜市安全安心のまちづくり条例の制定
(平成21年)

(3) 核兵器廃絶都市宣言

(昭和59年3月9日議決)(市長提案)

宣言文 世界の恒久平和と安全を実現することは、人類共通の念願である。

新居浜市は、昭和32年、全世界の恒久平和と全人類の繁栄を念願し、平和を愛するすべての都市と共に、永久の平和都市であることを宣言している。

しかるに、これらの願いに逆行して、今日なお核軍備の拡張が続けられ人類の生存に深刻な脅威を与えている。

憲法で恒久平和を高らかに宣言しているわが国は、世界唯一の被爆国として、被爆の恐ろしさ、被爆者の苦しみを声を大にして、全世界の人々に訴え、再びこの地球上に広島、長崎の、あの惨禍を繰り返させてはならない。このことは人類が遵守しなければならない普遍的理念である。

近年、反核・軍縮を求める草の根運動が、世界的な勢いで展開され、平和運動はこれまでにない盛り上がりを見せている。

ここに新居浜市は、核戦争に勝利なく、人類の滅亡のみあることを銘記し、わが国の核に対する国是ともいうべき「持たず、つくらず、持ち込ませず」の非核三原則が完全に実施されることを願い、すべての核保有国に対し、核兵器の廃絶と軍

縮を求め、国際社会の連帯と民主主義の原点に立って、核兵器廃絶の世論を喚起するため、ここに核兵器廃絶都市となることを宣言する。

制定後の状況

- ・新居浜市核兵器廃絶都市宣言事業推進連絡会設置(昭和59年5月11日)
- ・都市宣言記念「講演と映画のつどい」が開催される(昭和59年8月18日)
- ・中央公園にモニュメントが建設される(昭和60年3月25日)
- ・「平和のつどい」(昭和60年に第1回開催以来平成4年まで毎年開催)
- ・「市民のつどい」(「平和のつどい」を名称変更し、平成5年から平成9年まで開催)
- ・都市宣言文銘板がモニュメントに取り付けられる(昭和61年3月11日)

(4) 健康都市宣言

(昭和62年3月3日議決)(市長提案)

宣言文 健康は、心豊かで活力に満ち充実した生活を営むための最も重要な基礎をなすものであります。

新居浜市民は、健康で明るく幸せな生活がいつまでも続けられることを希求し、個性豊かで明るい活力ある郷土新居浜を築くために、市制施行50周年のいま、ここに、本市を「健康都市にいはま」とすることを宣言します。

制定後の状況

- ・健康フェスティバルの開催(平成6年度まで実施)
- ・全自動血圧計の設置(本庁・支所)
(～平成24年度)
- ・健康指導車「すこやか号」の設置・運行
(昭和63年度～平成10年度)
- ・健康都市づくり推進協議会、委員会の開催
(～令和4年度)
- ・健康都市づくり推進員の育成 (～令和5年度)

(5) ゆとり創造宣言

(平成2年12月19日議決)(議員提案)

宣言文 我が国の経済発展は目覚ましく、国際社会の中であって経済大国としての地位を確固たるものになっている。

今後、我が国に求められるのは、経済大国にふさわしい豊かでゆとりある生活を国民一人一人が実感できる社会を構築することである。

そのためには労働時間を短縮し、労働と休暇のバランスのとれた生活を実現し、充実した自由な時間を確保するとともに、あわせて生活環境の改善を図ることが最大の課題である。

新居浜市議会は「潤いと活力にみちた産業・文化創造都市」を基本理念に、すべての市民が健康で生きがいに満ちた、ゆとりある暮らしが送れる社会の実現を目指し、ここに「ゆとり創造宣言」を行う。

制定後の状況

- ・ゆとり創造プラン協議会(平成3年10月29日設置)から、ゆとり創造の具体的プランが提案される。
- ・ゆとり創造シンポジウム愛媛県大会(平成3年11月27日)を開催し、ゆとり創造に関する意識の高揚を図る。
- ・ゆとりモニュメント(平成4年3月17日)を設置する。
- ・労働時間短縮、シンポジウムの開催(平成4年10月2日、平成6年11月14日県主催)

(6) 人権尊重都市宣言

(平成5年9月7日議決)(市長提案)

宣言文 人は、すべて生まれながらにして自由、平等であり、人として尊ばれ、人として生きる権利を有しています。

お互いに人権を守って、明るい社会を築くことが、市民すべての願いであります。

私たちは、基本的人権を尊重し、明るく住みよい、豊かな社会を実現するため、ここに、「人権尊重都市」を宣言します。

制定後の状況

- ・庁舎に横断幕掲示(平成5年9月7日)
- ・都市宣言記念「差別をなくする市民のつどい」の開催(平成5年12月6日)
- ・新居浜市人権尊重のまちづくり条例施行
(平成19年3月30日)
- ・新居浜市人権施策基本方針策定(平成21年3月)
- ・新居浜市人権施策基本方針改訂(平成26年3月)
- ・新居浜市人権施策基本方針第2次改訂
(令和3年3月)
- ・新居浜市人権施策基本方針第3次改訂
(令和8年3月)

(7) 生涯学習都市宣言

(平成9年9月29日議決)(市長提案)

宣言文 わたくしたちは
夢がひろがり
愛があふれるまち
「にいはま」を目指して
自分を見つめ 自分をふかめ
ともに生き ともに育ち ともに輝き
世界とむすび
出会いと心の絆を大切に
ふるさとを知り ふるさとに学び
ふるさとに感謝して
より豊かに生きていくために
生涯にわたり楽しく学びます
ここに 市制60周年にあたり
『生涯学習都市 にいはま』を
宣言します

制定後の状況

- ・新居浜市生涯学習まちづくり推進本部設置
(平成10年5月)
- ・新居浜市生涯学習まちづくり推進班設置
(平成10年5月)
- ・新居浜市生涯学習まちづくり推進担当設置
(平成10年5月)
- ・第1回生涯学習市民のつどい開催
(平成10年9月26日)
- ・新居浜市生涯学習まちづくり市民講座(出前講座)
始まる。(平成10年10月)
- ・新居浜市生涯学習市民意識調査の実施
(平成10年11月)
- ・新居浜市市民活動モデル調査の実施
(平成14年3月)
- ・市民活動の推進に関する指針の策定
(平成16年2月)
- ・第16回全国生涯学習フェスティバル in 新居浜の
開催 (平成16年10月)

(8) 男女共同参画都市宣言

(平成12年3月6日議決)(市長提案)

宣言文 ^{ひと}女と^{ひと}男 ともにいきいき新居浜宣言
わたくしたち^{ひと}女と^{ひと}男は
心をひらき 心をつないで
認め合い
支え合い

磨き合って

自分らしく いきいきと暮らせる
ふるさと新居浜を
ともに つくるため
ここに「男女共同参画都市」
を宣言します

制定後の状況

- ・^{ひと}女と^{ひと}男いきいきフォーラム開催(男女共同参画宣
言都市奨励事業) (平成12年8月5日)
- ・新居浜市職員旧姓使用取扱要綱施行
(平成12年11月2日)
- ・男女共同参画宣言都市記念モニュメント設置
(平成13年1月24日)
- ・審議会等への女性の登用促進要綱施行
(平成13年3月1日)
- ・新居浜市男女共同参画計画(ともにいきいき新居
浜プラン21)策定 (平成13年6月)
- ・新居浜市DV対策連絡会議設置要綱施行
(平成14年1月23日)
- ・新居浜市男女共同参画推進条例施行
(平成15年10月1日)
- ・全国男女共同参画宣言都市サミット in 新居浜開
催 (平成15年10月10日)
- ・新居浜市配偶者暴力被害者緊急避難支援等に関
する要綱施行 (平成16年4月1日)
- ・新居浜市男女共同参画に関する市民意識調査実
施 (平成16年8月30日)
- ・男女共同参画に関する写真及び啓発標語募集
(平成19年8月4日表彰)
- ・新居浜市男女共同参画に関する市民意識調査実
施 (平成21年9月10日)
- ・第2次新居浜市男女共同参画計画(ともにいきい
き新居浜プラン21)策定 (平成23年3月)
- ・新居浜市配偶者暴力相談支援センター設置
(平成25年8月)
- ・新居浜市男女共同参画に関する市民意識調査実
施 (平成26年11月・令和元年11月)
- ・第3次新居浜市男女共同参画計画(ともにいきい
き新居浜プラン21)策定 (令和3年3月)
- ・新居浜市男女共同参画に関する市民意識調査実
施 (令和6年8月)
- ・第3次新居浜市男女共同参画計画(ともにいきい
き新居浜プラン21)中間見直し策定

7 名 誉 市 民

名誉市民の称号は、市民又は市に縁故の深い方で社会福祉の増進、産業の振興又は学術等広く社会文化の進展に著しい功績があり、市民から郷土の誇りとして、ひとしく尊敬されている方に贈られるもので、この条例は昭和62年制定された。

名誉市民には、新居浜市名誉市民証及び名誉市民章が贈られるほか、本市が行う重要な式典への招待、慶弔の際における礼遇、その他市長が特に必要と認める待遇を受けることができる。

氏 名	伝達年月日	生年月日	業 績
近 藤 廣 仲	平成 2 . 11 . 3	明治 30 . 12 . 1	昭和22年角野町長に就任して以来、県議会議員 5 期務められ、この間副議長、議長として県政及び市政進展に尽くされた。昭和43年から新居浜商工会議所会頭、愛媛県商工会議所理事、昭和48年新居浜市森林組合長等を歴任され、地元はもとより県下諸産業並びに商工業の発展に尽くされるなど、豊かな識見、高潔な人格をもって地方自治及び産業経済振興等に多大の貢献をされた。 昭和47年勲四等瑞宝章を受章 平成10. 3 . 12 逝去
小 野 基 道	平成 2 . 11 . 3	明治 37 . 2 . 17	昭和27年初代新居浜市教育委員長、昭和35年県教育委員（1 期）として戦後混乱期の教育行政確立に尽くされた。昭和46年から文化協会会長（15年間）また、昭和10年以来産業医、学校医及び新居浜学校保健協会会長等、更に昭和31年から新居浜市医師会会長等を歴任されるなど、優れた知性と慈味溢れる人間性をもって、教育文化の振興、地域保健の向上充実等に多大の貢献をされた。 昭和51年勲五等双光旭日章を受章 平成 6 . 11 . 10 逝去
青 野 重 馬	平成 2 . 11 . 3	明治 41 . 7 . 1	昭和22年から新居浜市議会議員（6 期）、この間副議長、議長に就任され、市政発展に尽くされた。また、昭和28年より港務局委員（17年間）、昭和27年初代新居浜市教育委員に就任され、奨学資金制度創設基金として高額寄付されるなど、本市の教育の振興と青少年育成に尽くされた。更に昭和50年新居浜市商工会議所副会頭、会頭等を歴任されるなど、温厚篤実にして豊かな知性をもって、地方自治、教育及び産業経済の振興に多大の貢献をされた。 昭和53年勲五等双光旭日章を受章 平成 5 . 2 . 9 逝去

8 先 人

市のこれまでの発展は、まさに市民一人ひとりの努力の賜物である。また、連綿と続くこの地域の発展の歴史は元禄時代からの別子銅山の系譜と重なり、節目となる大きい歴史的転換期においては、地域のみならず国家という視点から社会全体を俯瞰し、将来を展望する人物が存在していた。

我々市民が、過去から現在、未来に向けて、歴史に感謝しながら新たなる新居浜市をつむいでいくとともに、先人の功績をたたえ、偉業及び崇高な志を有形・無形の財産として未来につないでいくことが地域の発展にとって必要である。

「新居浜市先人を未来につなぐ条例」は市の更なる発展を願い、平成29年に制定された。

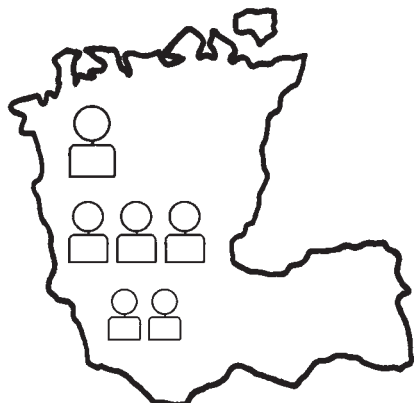
氏 名	功 績
広 瀬 幸 平 (文政11(1828).5.5生)	—— 日本の産業革命の先駆者として、別子銅山の近代化を推進 —— 慶応元年(1865年)、38歳の若さで別子支配人となり明治維新の動乱に際し、官軍に接収された別子銅山の住友による稼行権を新政府に認めさせた。フランス人技師レイ・ラロックを雇用し、別子銅山の近代化計画を立案、日本人の手により別子銅山の近代化を実現し住友発展の基礎を築く。明治13年(1880年)に坑内へのダイナマイト使用実験の成功、牛車道の完成、洋式溶鉱炉の建設などにより明治15年(1882年)の産銅高は明治元年の2.4倍以上の伸びとなる。明治21年(1888年)には惣開と山根の製錬所が操業を開始。明治26年(1893年)には、別子鉱山鉄道を完成、索道を伴った国内初の山岳鉱山鉄道により飛躍的な運搬の近代化を実現する。住友の事業を国家の発展にも寄与させようと殖産興業に尽力した業績により、明治25年(1892年)に民間人として初めて勲四等瑞宝章を受章。 大正3(1914).1.31逝去
伊 庭 貞 剛 (弘化4(1847).1.5生)	—— 環境対策の先駆者として、植林事業及び環境問題への取組 —— 明治27年(1894年)、職員の人事問題と農民の煙害問題を解決するため、別子支配人を志願して単身赴任する。人心の安定と掌握に意を用い、明治28年(1895年)には煙害問題解決のため山根製錬所を閉鎖、翌年には新居浜製錬所の四阪島移転を決定する。また、本格的造林事業を計画断行し、毎年100万本以上の植林を別子の山に行う。まさにわが国の環境対策の先駆者であった。明治28年(1895年)には住友銀行を開業、同30年(1897年)には住友伸銅場を設立、山林事業のための山林課の独立など現在の主要な住友系企業の基礎を確立する。明治33年(1900年)に二代目住友総理事に就任、事業方針として「住友の事業は、住友自身を利するとともに、国家を利し、かつ社会を利する底の事業でなければならぬ。」と述べている。 大正15(1926).10.22逝去

鈴木 馬左也 (文久元(1861). 2. 24 生)	— 技術革新による環境問題の解決及び新たな事業の確立 — 明治32年(1899年) 1 月別子鉱業所支配人となるが、同年 8 月の台風による大水害により別子鉱業所本部と採鉱課を除く全施設を銅山越の北側の新居浜に移すことになる。「住友の林業は百年の計をなさんとするもので、私は山林を住友最後の城郭と致したい。」と述べ、伊庭の別子造林計画を継承し、山林事業を起こす。一方、明治38年(1905年) 1 月に本格操業した四阪島製錬所は、その意に反して亜硫酸ガスが東予一体に広がったが、同42年(1909年) 煙害を認め、「たとえ煙害に対する損害を弁償する額以上をも支出して、(除外設備を)施設する覚悟である。」と、煙害の根本解決を宣言する。また、住友電線製造所(現、住友電気工業)の設立、住友化学の前身である住友肥料製造所の設立、大阪北港(現、住友商事)の設立、土佐吉野川水力電気(現、住友共同電力)の操業など鈴木が起こした諸事業は国家百年の事業として現在もなお生き続けている。 大正 11(1922). 12. 25 逝去
鷺 尾 勘解治 (明治 14(1881). 5. 10 生)	— 産業及び地域社会のため、新居浜の「地方後栄策」を提唱 — 明治40(1907年)年10月8日住友に入社し、別子鉱業所に勤務。鉱夫の気持ちを知るために、2 か月の休暇を取り身分を隠して一坑夫として生野鉱山に勤務し、その経験で労使の関係改善に実績を上げる。明治41年(1908年)には、鉱夫の精神教育の場として「自彊舎」を設立。昭和 2 年(1927年)住友別子鉱山株式会社の最高責任者に就任。別子鉱山の鉱量調査により、鉱山経営が末期であることを知り、「鉱山業に代るべき事業を興す。」ことを決断し、新居浜築港と埋立てによる工場誘致、昭和通を初めとする道路整備、社宅の建設、別子鉱山専用鉄道を地方鉄道として一般客に開放するなど、新居浜の都市計画案を作成する。当時の新居浜町長白石誉二郎の賛同もあり、企業と地元住民による共存共栄の理念をもって新居浜の都市計画を断行していく。埋立地には鉱山から派生した化学、機械、アルミ、電力など多くの工場群を誘致、別子銅山閉鎖後も四国有数の工業都市として発展を続けている。 昭和 56(1981). 4. 13 逝去
白 石 誉二郎 (明治 7(1874). 1. 5 生)	— 「地方後栄策」の推進及び工都新居浜の都市基盤整備 — 明治32年(1899年) 1 月新居浜村会議員に26歳で初当選する。「政治の根本は教育である。」との政治理念を生涯貫く。 昭和 2 年(1927年)住友別子鉱山株式会社の最高責任者である鷺尾勘解治から鉱量調査の結果を告げられ落胆するが、鷺尾の提唱した地方後栄策に同調、共存共栄の方針で取り組む。築港及び埋め立て・都市計画等の後栄策の推進については、町独自でできるものではないこと、新居浜の将来を見据えた事業であることから、鷺尾は本社に対して、「白石氏は地元に対して、誠心誠意尽し実現のため努力を惜しまなかった。」と述べている。 昭和12年(1937年)初代新居浜市長に就任し、常に教育第一主義をとり、先駆的な女子教育の充実の取り組みに加え、工業都市新居浜の教育水準を高めることを政治の要諦とした。また、昭和 5 年(1930年) 公立図書館を設置、昭和13年(1938年)に公会堂の建設に携わり、昭和13年(1938年)には、青少年の心身の鍛錬のため「武徳殿」を寄贈した。(平成16年国の登録有形文化財に登録。) 昭和 26(1951). 4. 18 逝去

9 市民の生活

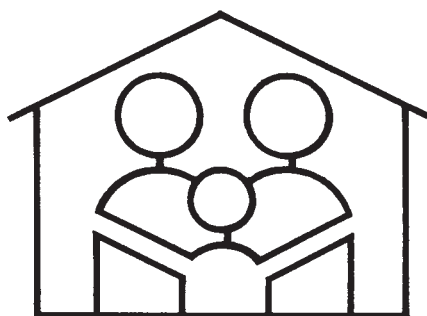
(1) 生活の指数（特に表示がないものは、令和7年度実績による。）

人口密度（8.4.1 現在）



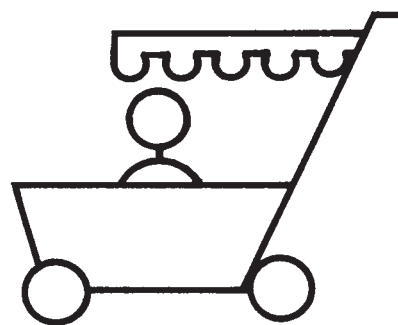
1 km² = 471.4 人

世帯人口（8.4.1 現在）



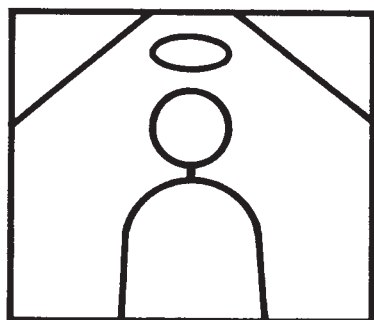
1 世帯 = 1.9 人

出生



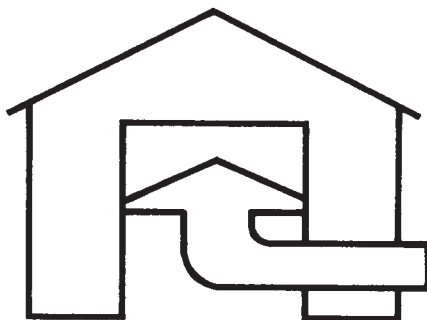
1 日 = 1.7 人

死亡



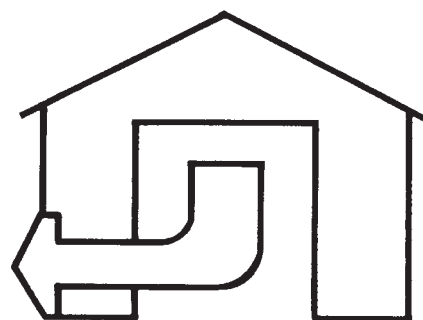
1 日 = 4.6 人

転入



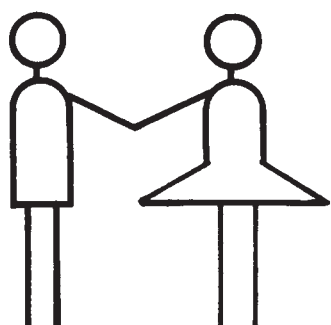
1 日 = 6.7 件

転出



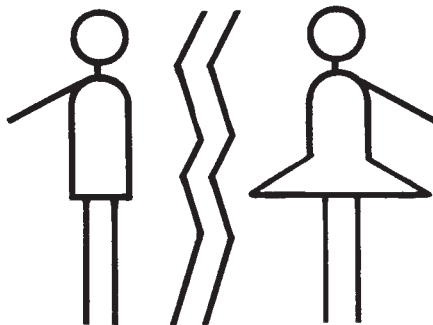
1 日 = 6.3 件

婚姻



1 日 = 1.2 組

離婚



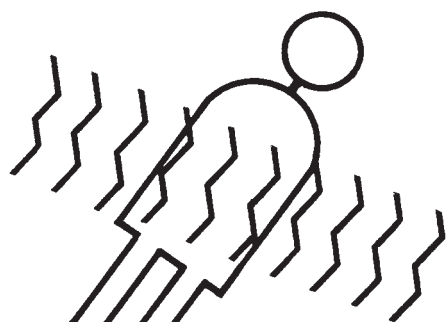
1 日 = 0.5 組

火災（令和7年）



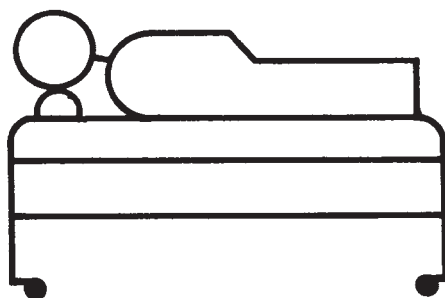
1 日 = 0.1 件

交通事故（令和7年）



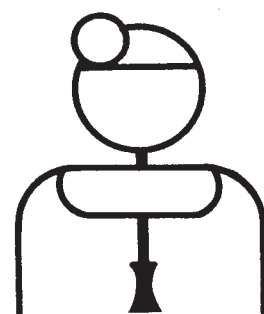
1日 = 0.54 件

救 急（令和7年）



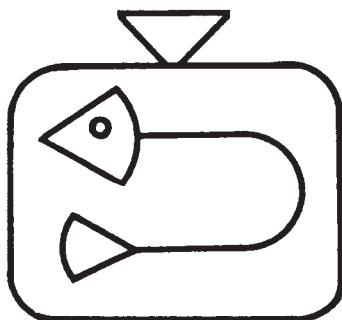
1日 = 18.75 件

医 師（8.4.1 現在）



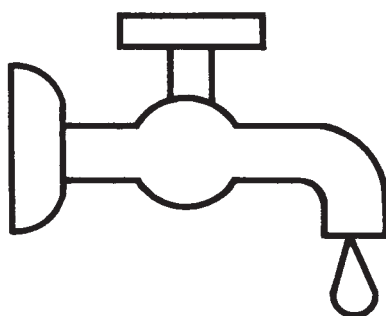
市民 387.8 人 = 1 人（医 師）
1,285.3 人 = 1 人（歯科医）

ゴ ミ



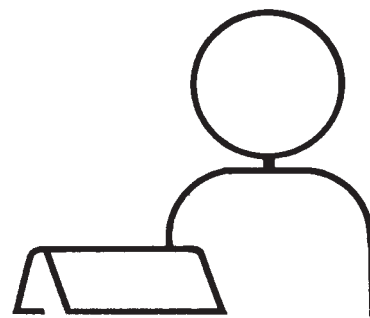
1 日 = 98 t

水 道



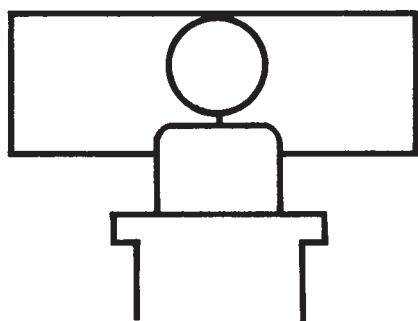
1 日 1 世帯 = 0.60 m³

市職員（8.4.1 現在）



市民 122.5 人 = 1 人
(内消防士 市民 708.5 人 = 1 人)

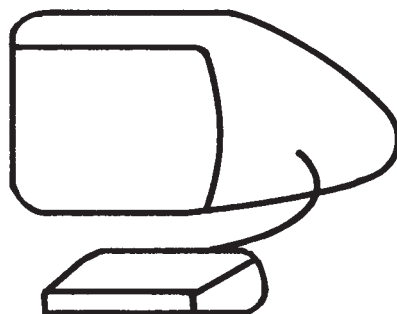
保育士・教員



令和8.4.1 保 育 園 児 4.3 人 = 1 人
令和8.5.1 幼 稚 園 児 7.2 人 = 1 人
小学校児童 14.8 人 = 1 人
中学校生徒 11.5 人 = 1 人
注：保育園児、幼稚園児は私立を含む。
注：保育園児は認定こども園を除く。

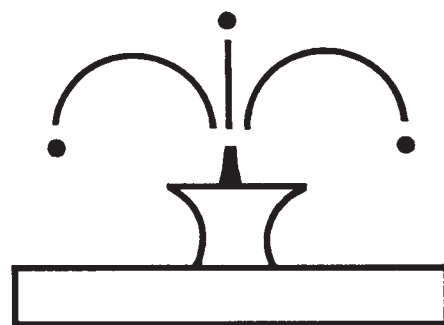
令和8年度一般会計当初予算

55,227,571千円 / 110,535人
(8.4.1 住基人口)



市民 1 人 = 499,638円

公 園
(8.4.1 現在 施工済み)



公 園
市民 1 人 = 12.4 m²

(2) 所得水準

区 分	1 人当たり市町民所得（千円）			指 数		
	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
新 居 浜 市	3,245	3,381	3,223	100	100	100
松 山 市	2,428	2,509	2,652	74.8	74.2	82.3
今 治 市	3,030	3,011	3,346	93.4	89.1	103.8
愛 媛 県	2,694	2,768	2,865	83.0	81.9	88.9

注：愛媛県市町民所得統計の数値による。

議

会



議

会

1 議員名簿

(R 8. 7. 1 現在)

氏 名	生年月日	住 所	職 業	党 派	会 派	電話番号	当選
井谷 幸恵	S 28. 3. 13	大生院339番地の1	会社員	日本共産党	無会派	40-0731	3
伊藤 謙司	S 43. 10. 6	新須賀町一丁目4番44号		無所属	自民クラブ	32-7790	5
伊藤 優子	S 27. 5. 18	庄内町一丁目10番3号		自由民主党	自民クラブ	33-3875	7
伊藤 義男	S 57. 8. 13	中筋町二丁目3番15号	自営業	参政党	無会派	090-7571-5690	1
越智 克範	S 26. 3. 12	桜木町14番5号	団体役員	無所属	自民クラブ	080-4856-7651	2
小野 志保	S 46. 8. 29	沢津町一丁目4番16号 アサヒパレス沢津101		立憲民主党	無会派	080-6380-0393	2
小野 辰夫	S 21. 9. 15	沢津町三丁目6番32号		無所属	自民クラブ	32-2476	3
片平 恵美	S 43. 1. 17	久保田町三丁目8番7-201号		日本共産党	無会派	090-6286-3283	2
加藤 昌延	S 49. 9. 27	多喜浜三丁目2番11号		国民民主党	無会派	46-2978	1
河内 優子	S 47. 10. 21	星原町14番26号	団体役員	公明党	公明党議員団	66-7421	2
黒田 真徳	S 47. 4. 2	東雲町一丁目1番69号	団体役員	公明党	公明党議員団	33-8815	2
合田晋一郎	S 40. 9. 15	坂井町二丁目2番11号	政党役員 会社役員 (有限会社田窪鉄工所) 子育て支援 団体代表	無所属	みらい新居浜	35-2577	2
近藤 司	S 23. 9. 15	田の上一丁目9番27号		無所属	自民クラブ	45-0580	9
篠原 茂	S 23. 11. 21	光明寺一丁目甲532番地の1		無所属	みらい新居浜	43-8558	4
仙波 憲一	S 30. 5. 3	船木2721番地		自由民主党	自民クラブ	40-7888	8
大條 雅久	S 28. 11. 24	西泉町3番36号		無所属	自民クラブ	080-6393-0115	6
高塚 広義	S 29. 3. 5	萩生1815番地の1	政党役員	公明党	公明党議員団	31-6080	4
田窪 秀道	S 33. 6. 24	多喜浜四丁目7番20号	会社役員 (有限会社田窪鉄工所)	無所属	自民クラブ	45-1724	3
野田 明里	S 60. 5. 27	萩生2604番地の2	子育て支援 団体代表	無所属	みらい新居浜	090-6885-5015	1
藤田 誠一	S 44. 8. 3	庄内町六丁目8番48号	政党役員	自由民主党	自民クラブ	36-3420	3
藤原 雅彦	S 34. 10. 16	星越町1番26号		公明党	公明党議員団	32-8280	6
山本健十郎	S 13. 4. 23	萩生1225番地の3		無所属	みらい新居浜	41-7955	10
渡辺 高博	S 45. 4. 8	船木甲1280番地の2	会社経営	無所属	自民クラブ	090-5397-8093	1

2 歴代正副議長

代	議長名	就任年月日	離任年月日	代	副議長名	就任年月日	離任年月日
初代	小野寅吉	昭和12.12.19	昭和17. 5.20	初代	本藤隆四郎	昭和12.12.19	昭和17. 5.20
2	本藤巴勢一	17. 6.25	20.11.10	2	黒川雄之進	17. 6.25	20.11.10
3	黒川雄之進	20.11.10	22. 4.29	3	猿谷嘉吉	20.11.10	22. 4.29
4	近藤勲	22. 5.12	23. 2.18	4	筒井新一	22. 5.12	23. 2.18
5	加藤秋年	23. 2.18	24. 7.29	5	青野重馬	23. 2.18	24. 7.29
6	加藤秋年	24. 7.29	26. 4.29	6	青野重馬	24. 7.29	26. 4.29
7	白石誉一	26. 5.11	27. 4.30	7	加藤薫	26. 5.11	27. 4.30
8	加藤秋年	27. 4.30	28. 5.30	8	三野担	27. 4.30	28. 6. 1
9	加藤秋年	28. 6. 1	29. 5.24	9	拝田正寿	28. 6. 1	29. 5.25
10	加藤秋年	29. 5.25	30. 5. 1	10	拝田正寿	29. 5.25	30. 5. 1
11	手島実	30. 5.12	31. 5.18	11	橋本幸太郎	30. 5.12	31. 5.18
12	手島実	31. 5.18	32. 6.15	12	星加半助	31. 5.19	32. 6.15
13	永井伊三郎	32. 6.15	33. 6.21	13	野口康	32. 6.29	33. 6.21
14	伊東祐一	33. 6.21	34. 5. 1	14	白石作一	33. 6.21	34. 5. 1
15	加藤秋年	34. 5. 9	35. 5. 9	15	原秀雄	34. 5. 9	35. 5. 9
16	加藤秋年	35. 5. 9	36. 7. 1	16	原秀雄	35. 5. 9	38. 5. 1
17	佐々木清	36. 7. 1	37.11.12				
18	伊東祐一	37.11.12	38. 5. 1				
19	青野重馬	38. 5.16	40. 5.18	17	秦輝夫	38. 5.16	39. 5.18
				18	真木正	39. 5.18	40. 5.18
20	青野重馬	40. 5.18	41. 5.20	19	三浦義男	40. 5.18	41. 5.20
21	三浦義男	41. 5.20	42. 5. 1	20	小野注連男	41. 5.20	42. 5. 1
22	三浦義男	42. 5.17	43. 5.21	21	鈴木昇之進	42. 5.17	43. 5.21
23	三浦義男	43. 5.21	44. 5.23	22	秦輝夫	43. 5.21	44. 5.23
24	真木正	44. 5.23	45. 6.22	23	横川敏明	44. 5.23	45. 6.22
25	真木正	45. 6.22	46. 5. 1	24	横川敏明	45. 6.22	46. 3.30
26	桑野為逸	46. 5.17	47. 7.14	25	篠原是嗣	46. 5.17	47. 7.14
27	鈴木昇之進	47. 7.14	48. 6.30	26	篠原是嗣	47. 7.14	48. 6.30
28	真鍋武芳	48. 6.30	49. 6.28	27	大西秀夫	48. 6.30	49. 6.28
29	鈴木則幸	49. 6.28	50. 5. 1	28	渡部荒一	49. 6.28	50. 5. 1
30	渡部荒一	50. 5.16	51. 5.14	29	秋月安太郎	50. 5.16	51. 5.14
31	岡田進	51. 5.14	52. 5.16	30	野口竹一	51. 5.14	52. 5.16
32	渡部荒一	52. 5.16	53. 5.16	31	岡伴勝	52. 5.16	53. 5.16
33	鈴木則幸	53. 5.16	54. 5. 1	32	石川義美	53. 5.16	54. 5. 1
34	小野利通	54. 5.15	55. 5.15	33	神野清亮	54. 5.15	55. 5.15
35	村上利通	55. 5.15	56. 6. 5	34	秋山進	55. 5.15	56. 6. 5
36	岡田進	56. 6. 5	57. 6. 3	35	曾我部豊	56. 6. 5	57. 6. 3
37	小野利通	57. 6. 3	58. 5. 1	36	福田辰昭	57. 6. 3	58. 5. 1
38	岡田進	58. 5.17	59. 5.17	37	頭師太平	58. 5.17	59. 5.17
39	鈴木則幸	59. 5.17	60. 5.18	38	石川義美	59. 5.17	60. 5.18
40	秋山進	60. 5.18	61. 5.19	39	藤田若満	60. 5.18	61. 5.19

代	議 長 名	就任年月日	離任年月日	代	副 議 長 名	就任年月日	離任年月日
41	福 田 辰 昭	昭和61. 5. 19	昭和62. 2. 3	40	世 良 賢 克	昭和61. 5. 19	昭和62. 5. 1
42	太 田 嘉次郎	62. 2. 3	62. 5. 1				
43	野 口 竹 一	62. 5. 14	63. 5. 16	41	尾 崎 雄 造	62. 5. 14	63. 5. 16
44	橋 本 朝 幸	63. 5. 16	平成元. 5. 17	42	岡 部 茂	63. 5. 16	平成元. 5. 17
45	藤 田 若 満	平成元. 5. 17	2. 5. 17	43	松 木 経 芳	平成元. 5. 17	2. 5. 17
46	尾 崎 雄 造	2. 5. 17	3. 5. 1	44	塩 崎 慶 文	2. 5. 17	3. 5. 1
47	鈴 木 連太郎	3. 5. 15	4. 5. 14	45	安 藤 貞 義	3. 5. 15	4. 5. 14
48	松 木 経 芳	4. 5. 14	5. 5. 14	46	高 橋 勇	4. 5. 14	5. 5. 14
49	塩 崎 慶 文	5. 5. 14	6. 5. 16	47	井 上 清 美	5. 5. 14	6. 5. 16
50	岡 部 茂	6. 5. 16	7. 5. 1	48	堀 田 正 忠	6. 5. 16	7. 5. 1
51	高 橋 英 雄	7. 5. 15	8. 4. 22	49	伊 藤 萬木家	7. 5. 15	8. 5. 15
52	神 野 幸 雄	8. 5. 15	9. 5. 15	50	山 本 健十郎	8. 5. 15	9. 5. 15
53	高 橋 勇	9. 5. 15	10. 5. 15	51	岡 征 雄	9. 5. 15	10. 5. 15
54	堀 田 正 忠	10. 5. 15	11. 5. 1	52	原 月 美	10. 5. 15	11. 5. 1
55	世 良 賢 克	11. 5. 14	13. 5. 15	53	杉 本 真 泉	11. 5. 14	12. 9. 22
56	山 本 健十郎	13. 5. 15	14. 5. 15	54	近 藤 司	12. 9. 22	14. 5. 15
57	藤 田 若 満	14. 5. 15	15. 5. 1	55	加 藤 喜三男	14. 5. 15	15. 5. 1
58	近 藤 司	15. 5. 15	16. 5. 17	56	白 旗 愛 一	15. 5. 15	16. 5. 17
59	井 上 清 美	16. 5. 17	17. 6. 16	57	仙 波 憲 一	16. 5. 17	17. 6. 16
60	加 藤 喜三男	17. 6. 16	18. 5. 15	58	藤 田 統 惟	17. 6. 16	18. 5. 15
61	白 旗 愛 一	18. 5. 15	19. 5. 1	59	二ノ宮 定	18. 5. 15	19. 2. 28
				60	伊 藤 優 子	19. 3. 5	19. 5. 1
62	仙 波 憲 一	19. 5. 15	20. 5. 16	61	真 木 増次郎	19. 5. 15	20. 5. 16
63	藤 田 統 惟	20. 5. 16	21. 5. 18	62	村 上 悦 夫	20. 5. 16	21. 5. 18
64	村 上 悦 夫	21. 5. 18	23. 5. 1	63	藤 田 幸 正	21. 5. 18	22. 5. 18
				64	伊 藤 優 子	22. 5. 18	23. 5. 1
65	伊 藤 優 子	23. 5. 16	24. 5. 16	65	高 橋 一 郎	23. 5. 16	24. 5. 16
66	藤 田 幸 正	24. 5. 16	25. 9. 3	66	藤 田 豊 治	24. 5. 16	25. 9. 3
67	山 本 健十郎	25. 9. 3	26. 9. 2	67	大 石 豪	25. 9. 3	26. 5. 16
68	加 藤 喜三男	26. 9. 2	27. 5. 1	68	大 條 雅 久	26. 5. 16	27. 5. 1
69	藤 田 豊 治	27. 5. 15	28. 5. 16	69	伊 藤 謙 司	27. 5. 15	28. 5. 16
70	近 藤 司	28. 5. 16	29. 5. 17	70	永 易 英 寿	28. 5. 16	29. 5. 17
71	仙 波 憲 一	29. 5. 17	30. 5. 18	71	藤 原 雅 彦	29. 5. 17	30. 5. 18
72	真 木 増次郎	30. 5. 18	30. 9. 4	72	豊 田 康 志	30. 5. 18	令和元. 5. 1
73	加 藤 喜三男	30. 9. 4	令和元. 5. 1				
74	伊 藤 謙 司	令和元. 5. 15	2. 5. 15	73	小 野 辰 夫	令和元. 5. 15	2. 5. 15
75	永 易 英 寿	2. 5. 15	3. 5. 17	74	田 窪 秀 道	2. 5. 15	3. 5. 17
76	山 本 健十郎	3. 5. 17	4. 5. 17	75	藤 田 誠 一	3. 5. 17	4. 5. 17
77	藤 田 豊 治	4. 5. 17	5. 5. 1	76	高 塚 広 義	4. 5. 17	5. 5. 1
78	大 條 雅 久	5. 5. 15	6. 5. 15	77	越 智 克 範	5. 5. 15	6. 5. 15
79	小 野 辰 夫	6. 5. 15	7. 5. 15	78	伊 藤 嘉 秀	6. 5. 15	7. 5. 15
80	田 窪 秀 道	7. 5. 15	8. 5. 15	79	篠 原 茂	7. 5. 15	8. 5. 15
81	藤 田 誠 一	8. 5. 15		80	黒 田 真 徳	8. 5. 15	

3 議 会 構 成

(1) 議 員

ア 定 数 (R8.7.1 現在)

条例定数	現 員	備 考
26 人	23 人	最高88歳、最低41歳、 平均64.1歳

イ 年齢別当選回数 (R8.7.1 現在)

期	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1	計
40代										2	2
50代					1		1	4	2	8	
60代				1		1	1		3		
70代		1	1	1	1	2	2	1	9		
80代	1								1		
計	1	1	1	1	2	1	2	4	6	4	23

(2) 会派・党派別構成

ア 会 派 (R8.7.1 現在)

会派名	自民クラブ	公明党 議員団	みらい 新居浜
所 属 議員数	10	4	4

イ 党 派

(R8.7.1 現在)

党派名	公明党	自由 民主党	日本 共産党	参政党	国民 民主党	立憲 民主党	無所属
議員数	4	3	2	1	1	1	11

(3) 常任委員会

委員会名	定数	任期	所 管 事 項
企画教育	9人	1年	企画部(港湾に関する事項を除く。)、総務部、出納室、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会の所管に属する事項及び他の常任委員会の所管に属しない事項
市民福祉	9人	1年	福祉部、福祉事務所、市民環境部、消防本部及び消防署の所管に属する事項
経済建設	8人	1年	経済部、建設部、上下水道局、農業委員会の所管に属する事項及び港湾に関する事項

(4) 議会運営委員会

委員会名	定数	任期	所 管 事 項
議会運営	7人	1年	(1) 議会の運営に関する事項 (2) 議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項 (3) 議長の諮問に関する事項

(5) 特別委員会

(R8.7.1 現在)

委 員 会 名	定数	設置	付 議 事 件
都市基盤整備促進 特 別 委 員 会	8 人	令和5.6.29	(1) 国道11号バイパス、県道及び都市計画道路の整備促進に関する調査 (2) 企業誘致(臨海・内陸型工業用地の確保を含む)に関する調査 (3) 大島・荷内沖開発に関する調査 (4) 総合運動公園の建設に関する調査 (5) 地域交通計画に関する調査
防 災 ・ 災 害 対 策 特 別 委 員 会	8 人	令和5.6.29	(1) 防災対策に関する調査 (2) 大規模災害時における問題調査 (3) 地域防災(消防団の在り方を含む)に関する調査
人 口 減 少 対 策 特 別 委 員 会	8 人	令和5.6.29	(1) こども・子育て政策(出生率アップを含む)に関する調査 (2) 定住・移住(Uターンを含む)政策に関する調査 (3) 担い手・雇用対策に関する調査 (4) 健康寿命、健康増進政策に関する調査
議会改革・活性化調査 特 別 委 員 会	10 人	令和5.6.29	(1) 議会改革・活性化に関する調査

※ 毎年、9月定例会で決算特別委員会、2月定例会で予算特別委員会を設置している。

(6) 代表者会

議会の円満な運営並びに各会派等の連絡調整を図る。

4 議会の活動状況

(1) 本会議開催状況

(令和7年度)

区 分	会 期	会期延日数	本会議延日数	本会議延時間
令和7年 第2回市議会臨時会	5. 15	1	1	1時間57分
第3回市議会定例会	6. 10～ 6. 26	17	5	11時間29分
第4回市議会定例会	9. 2～ 9. 19	18	5	13時間38分
第5回市議会定例会	12. 2～ 12. 18	17	5	12時間17分
令和8年 第1回市議会定例会	2. 24～ 3. 19	24	5	14時間08分
定 例 会 小 計	4	76	20	51時間32分
臨 時 会 小 計	1	1	1	1時間57分
計	5	77	21	53時間29分

(2) 常任委員会開催状況

(令和7年度)

区 分 委員会名	委 員 会		委 員 会 協 議 会	
	開催回数	会議延時間	開催回数	会議延時間
企 画 教 育 委 員 会	9	7時間13分	2	1時間18分
市 民 福 祉 委 員 会	9	7時間32分	3	1時間35分
経 済 建 設 委 員 会	10	7時間08分	3	1時間51分
計	28	21時間53分	8	4時間44分

(3) 議会運営委員会開催状況

(令和7年度)

会 議 名	開催回数	会議延時間
議会運営委員会	16	4時間56分

(4) 特別委員会開催状況

(令和7年度)

区 分 委員会名	特 別 委 員 会		特別委員会協議会	
	開催回数	会議延時間	開催回数	会議延時間
都 市 基 盤 整 備 促 進 特 別 委 員 会	3	2時間37分	—	—
防 災 ・ 災 害 対 策 特 別 委 員 会	5	2時間47分	—	—
人 口 減 少 対 策 特 別 委 員 会	3	1時間56分	—	—
議 会 改 革 ・ 活 性 化 調 査 特 別 委 員 会	5	1時間38分	—	—
決 算 特 別 委 員 会	5	13時間11分	—	—
予 算 特 別 委 員 会	4	8時間50分	—	—
計	25	30時間59分	0	0

(5) その他の会議開催状況 (令和7年度)

会 議 名	開催回数	会議延時間
議員全員協議会	5	1時間54分
代 表 者 会	12	2時間54分

(6) 委員会市内視察・調査の状況 (令和7年度)

委 員 会 名	視察調査回数
企 画 教 育 委 員 会	0
市 民 福 祉 委 員 会	1
経 済 建 設 委 員 会	0
決 算 特 別 委 員 会	1

(7) 議決結果の状況 (請願・陳情を除く) (令和7年度)

区 分		提出件数	可 決	否 決	修正可決	撤 回
予 算		28	28			
条 例	議 員 提 出	3	3			
	市 長 提 出	37	37			
議 決		18	18			
同 意		13	13			
認 定		2	2			
承 認	予 算	5	5			
	条 例	1	1			
	そ の 他					
諮 問		1	1			
会 議 規 則						
意 見 書						
決 議						
計		108	108			
報 告 の み		21				

(8) 請願・陳情処理状況 (令和7年度)

所管委員会 区分	請 願				
	件 数	採 択	不採択	取り下げ	審議未了
企 画 教 育	5		3		2
市 民 福 祉					
経 済 建 設	1		1		
計	6		4		2

※ 令和6年度より陳情については、陳情書の写しを全議員に参考配布しています。

(9) 傍 聴

定 員	席 数	車いすの スペース	令和3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
72人	70	2	184人	274人	479人	323人	151人

(10) 市民との意見交換会開催状況

開催日	場所
令和8年 1月14日（企画教育委員会）	新居浜市消防防災合同庁舎
令和8年 1月15日（市民福祉委員会）	新居浜市立女性総合センター
令和8年 1月19日（経済建設委員会）	新居浜商工会議所

5 議会費・報酬等

(1) 議会予算（当初予算額）（単位：千円）

区分	年度	令和7	令和8
報酬		151,896	151,896
給料		37,166	39,503
職員手当等		75,087	76,765
共済費		52,040	49,318
報償費		240	241
旅費		14,653	14,624
交際費		900	900
需用費		3,314	3,356
役務費		156	156
委託料		5,601	5,575
使用料及び賃借料		3,127	3,278
備品購入費		313	313
負担金補助及び交付金		7,592	7,437
合計		352,085	353,362

(2) 報酬（単位：円）

適用年月	議決年月	議長	副議長	議員
H4年12月	H4年12月	554,000	502,000	465,000
5年12月	5年12月	565,000	512,000	475,000
6年12月	6年12月	577,000	523,000	485,000
7年12月	7年12月	585,000	531,000	492,000
8年12月	8年12月	592,000	537,000	498,000
18年4月	18年3月	584,000	529,000	492,000
22年4月	22年3月	583,000	528,000	491,000
27年4月	27年3月	571,000	517,000	481,000
28年4月	28年3月	572,000	518,000	482,000

(3) 費用弁償及び旅費（単位：円）

区分	費用弁償	航空賃	宿泊手当	宿泊費 (区分:東京都)
市長等	なし	実費	2,400	27,000

(4) 議員行政視察旅費

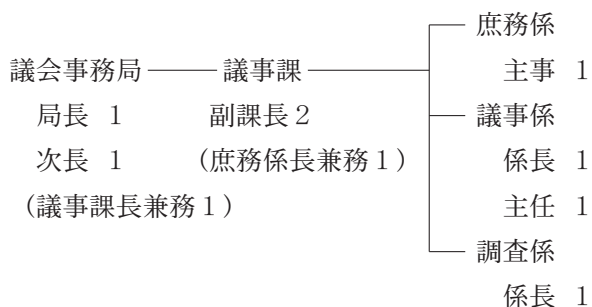
区分	旅費等
常任委員会	1人当たり 16.5万円以内
議会運営委員会	〃 16.5万円 〃
特別委員会	〃 16.5万円 〃
議員個人研修	〃 16.5万円 〃

(5) 政務活動費

区分	内容
交付目的	新居浜市議会議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として交付する
交付対象	会派(会派を結成することができない議員は議員個人を会派とみなす)
交付の方法	年度当初に一括交付
交付額	議員1人当たり 月額 1万8,000円
令和8年度予算額	561.6万円

6 議 会 事 務 局

(1) 機 構 (R8.7.1 現在)



(2) 議会刊行物

区 分	発刊年月	発行	部数	版型
市 議 会 要 覧 (議会ハンドブック)	S 34. 4	年 1 回	電子デー タ作成	A4
市議会先例集 (議会ハンドブック)	S 54. 5	年 1 回		
市議会会議録	S 46. 6	本会議ごと	50	A4
市 政 概 要	S 55. 8	年 1 回	電子デー タ作成	A4
市議会だより (市政だよりに掲載)	H 26. 4	月 1 回	39,500	A4

7 議 会 図 書 室

蔵書数

(R8.7.1 現在)

分 類	0 総 記	1 哲 学	2 歴 史	3 社 会 学	4 自 然 学	5 工 学 工 業	6 産 業	7 芸 術	8 語 学	9 文 学	そ の 他	計
冊数	113	5	160	1,018	11	9	21	6	86	71	—	1,500

注 1 : 日本十進分類法による。

注 2 : DVD、CD等の視聴覚資料を含む。

8 視 察 受 入 状 況

(令和 7 年度)

区分	議 会 名 等
4 月	小山市 (5 人)
5 月	
6 月	米子市 (5 人)
7 月	太田市 (3 人) 袖ヶ浦市 (8 人) 茨木市 (6 人)
8 月	
9 月	
10 月	市川市 (3 人) 日立市 (10 人)
11 月	国立市 (5 人) 横須賀市 (10 人) 香芝市 (9 人) 松江市 (4 人)
12 月	
1 月	野田市 (5 人)
2 月	草津市 (8 人)
3 月	
計	13 件 (81 人)

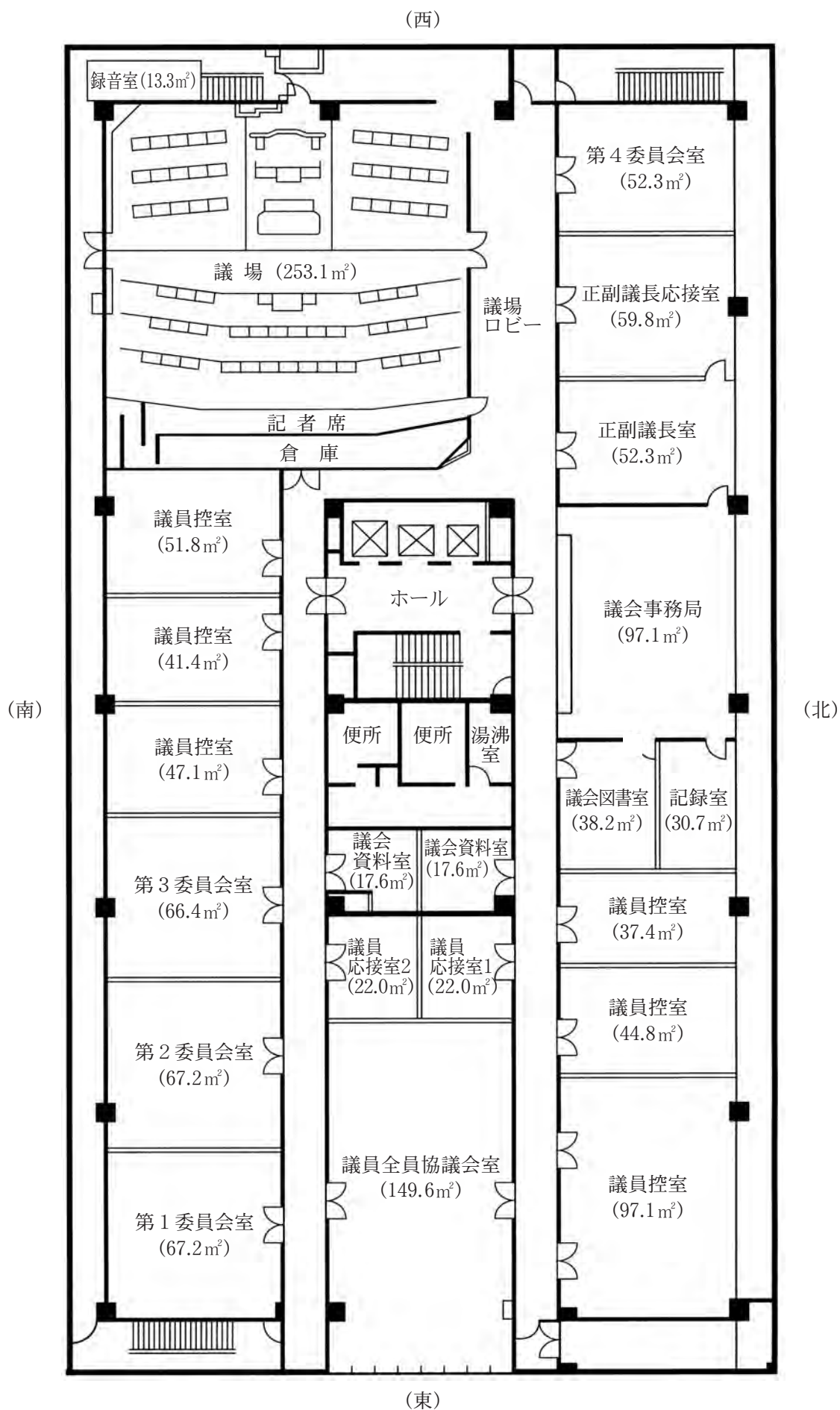
注：人数には随行を含む。

9 議会議員が就任している各種委員等

(R8.7.1 現在)

名 称	主 管	委 員 数		任 期	備 考
		総 数	議 員 数		
民 生 委 員 推 薦 会	福 祉	14	2	3	
愛媛県後期高齢者医療広域連合議会(議員)	"	26	2	—	
国 民 健 康 保 険 運 営 協 議 会	"	14	3	2	
人 権 尊 重 の ま ち づ くり 審 議 会	市 民 環 境	21	2	2	
市立女性センター及び市立働く婦人の家運営委員会	"	14	1	2	
交 通 安 全 推 進 協 議 会 (顧 問)	"	3	1	—	
環 境 審 議 会	"	20	1	3	
廃 棄 物 減 量 等 推 進 審 議 会	"	14	1	2	
放 置 自 動 車 廃 物 判 定 委 員 会	"	10	1	2	
地 球 高 温 化 対 策 地 域 協 議 会 (幹 事)	"	17	1	—	
中 小 企 業 振 興 審 査 会	経 済	11	3	2	
市 有 林 管 理 運 営 審 議 会	"	19	5	2	
企 業 立 地 促 進 委 員 会	"	12	4	2	
太 鼓 祭 り 推 進 委 員 会 (会 長)	"	32	1	—	
観 光 物 産 協 会 (理 事 ・ 顧 問)	"	37	2	2	
公益社団法人新居浜市シルバー人材センター(理事)	"	12	1	2	
(株) マイントピア別子(監査役)	"	4	2	3	
(有) 別子木材センター(監査役)	"	2	1	2	
都 市 計 画 審 議 会	建 設	15	5	2	
市 営 住 宅 入 居 者 選 考 委 員 会	"	8	1	—	
社 会 教 育 委 員	教 育	15	1	2	
青 少 年 問 題 協 議 会	"	19	2	—	
市 民 文 化 セ ン タ ー 運 営 審 議 会	"	15	1	2	
愛媛県人権教育協議会新居浜支部役員	"	71	1	—	
消 防 委 員 会	消 防	7	3	—	
水 防 協 議 会	"	25	3	—	
監 査 委 員	監 査	3	1	4	
土 地 開 発 公 社 (理 事)	土 地 開 発	11	6	2	
港 務 局 委 員 会	港 務	7	1	3	
地 方 港 湾 審 議 会	"	17	1	2	
新 居 浜 港 振 興 協 議 会 (顧 問)	"	14	1	—	

10 議事堂配置図（6階）



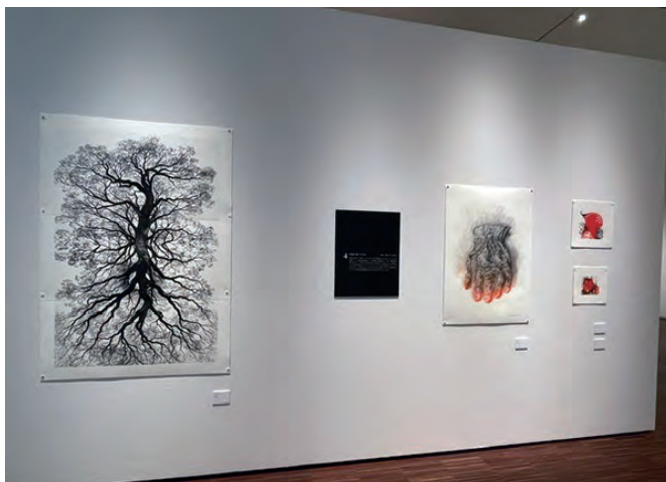
企 画



スコアボードリニューアル記念
四国六大学春季リーグ開幕戦



東京六大学新居浜記録会特別記念レース



新居浜市美術館開館10周年記念展Ⅲ「石山直司展」



令和7年度 芸術文化プログラム（船木中）

企

画

1 歴 代 三 役

市 長

代	市 長 名	就任年月日	離任年月日
初代	白 石 譽二郎	S 12.12.30	S 16.12.29
2	白 石 譽二郎	16.12.30	19. 5. 4
3	西 澤 定 義	19. 5. 5	21. 3.17
4	島 村 計 治	21. 7. 2	21.12.31
5	荒 井 源太郎	22. 4. 5	26. 4. 4
6	白 石 捷 一	26. 4.24	30. 4.10
7	小 野 穂	30. 5. 2	34. 4.29
8	小 野 穂	34. 5. 1	38. 4.29
9	小 野 穂	38. 5. 1	40. 2.24
10	泉 敬太郎	40. 4.15	44. 4.14
11	泉 敬太郎	44. 4.15	48. 4.14
12	泉 敬太郎	48. 4.15	52. 4.14
13	泉 敬太郎	52. 4.15	56. 4.14
14	泉 敬太郎	56. 4.15	59.10.16
15	伊 藤 武 志	59.11.18	63.11.17
16	伊 藤 武 志	63.11.18	H 4.11.17
17	伊 藤 武 志	H 4.11.18	8.11.17
18	伊 藤 武 志	8.11.18	12.11.17
19	佐々木 龍	12.11.18	16.11.17
20	佐々木 龍	16.11.18	20.11.17
21	佐々木 龍	20.11.18	24.11.17
22	石 川 勝 行	24.11.18	28.11.17
23	石 川 勝 行	28.11.18	R 2.11.17
24	石 川 勝 行	R 2.11.18	6.11.17
25	古 川 拓 哉	6.11.18	

助 役

代	助 役 名	就任年月日	離任年月日
初代	本 藤 巴勢一	S 12.12.21	S 15.11.28
2	西 澤 定 義	17. 7.22	19. 5. 4
3	矢 野 桃 郎	19. 5.10	20. 9.15
4	白 石 喜 八	20.11.10	22. 4.10
5	中 川 英 嗣	22. 7. 1	23. 4.14
6	近 藤 統 行	23. 4.30	26. 5.10
7	岡 田 稔	26. 5.28	26. 9.14
8	岡 田 大 六	26. 9.17	30. 1.28
9	瀧 幸 龍 榮	30. 7.21	34. 7.20
10	瀧 幸 龍 榮	34. 7.21	38. 7.20
11	伊 東 祐 一	38. 8. 1	40. 7.31
11	近 石 義 己	38. 8. 1	40. 7.31
12	齋 藤 一	40.12. 4	44.12. 3
13	井 上 啓三郎	45. 3.28	49. 3.27

代	助 役 名	就任年月日	離任年月日
14	松 田 茂 久	S 49. 6.29	S 53. 6.28
15	松 田 茂 久	53. 6.29	57. 6.28
16	松 田 茂 久	57. 6.29	60.12.31
17	加 藤 照 光	61. 1. 1	H元.12.31
18	加 藤 照 光	H 2. 1. 1	5.12.31
19	加 藤 照 光	6. 1. 1	6. 9.30
20	神 野 秀 明	6.10. 1	10. 9.30
21	神 野 秀 明	10.10. 1	12.12.31
22	片 上 孝 光	13. 1. 1	14.12.31
23	鈴 木 暉三弘	15. 1. 1	18.12.31

副市長(H19.4.1から助役制度を廃止し、副市長制度を新設)

代	副 市 長 名	就任年月日	離任年月日
初代	石 川 勝 行	H19. 4. 1	H23. 3. 31
2	石 川 勝 行	23. 4. 1	24. 9. 21
3	近 藤 清 孝	25. 1. 1	28.12. 31
4	寺 田 政 則	29. 1. 1	R 2.12.31
5	加 藤 龍 彦	R 2. 4. 1	6. 3.31
6	原 一 之	3. 1. 1	6.12.31
7	赤 尾 禎 司	7. 1. 1	
8	松 田 雄 彦	8. 4. 1	

収入役(H21.4.1から収入役制度を廃止し、会計管理者制度を新設)

代	収 入 役 名	就任年月日	離任年月日
初代	小 野 豊	S 12.12.21	S 16.12.19
2	小 野 豊	16.12.20	20.11. 9
3	小 野 豊	20.11.10	22. 6.19
4	小 野 豊	22. 6.20	22.12.31
5	鈴 木 健 市	23. 4.30	27. 4.30
6	鈴 木 健 市	27. 5. 1	31. 4.30
7	鈴 木 健 市	31. 5. 1	35. 4.30
8	鈴 木 健 市	35. 5. 9	39. 5. 8
9	齋 藤 一	39. 5. 9	40.12. 3
10	藤 田 襄 治	40.12. 4	44.12. 3
11	永 易 治	45. 3.28	49. 3.27
12	稲 見 正 夫	49. 6.29	53. 6.28
13	稲 見 正 夫	53. 6.29	57. 6.28
14	稲 見 正 夫	57. 6.29	60.12.31
15	高 橋 昭 博	61. 1. 1	H元.12.31
16	高 橋 昭 博	H 2. 1. 1	5.12.31
17	高 橋 昭 博	6. 1. 1	6. 9.30
18	近 藤 宗 治	6.10. 1	10. 9.30
19	近 藤 宗 治	10.10. 1	12.12.31
20	稲 見 重 幸	13. 1. 1	16.12.31
21	田 村 浩 志	17. 4. 1	21. 3.31

2 第六次長期総合計画

(1) 策定の経緯と意義

本市では、昭和47年に第一次新居浜市長期総合計画を策定して以来、五次にわたり市政の総合的かつ長期的な指針として、社会経済情勢の変化に対応した計画を策定し、行財政運営を図ってきた。

平成23年3月には、第五次新居浜市長期総合計画を策定し、将来都市像「あかがねのまち、笑顔輝く一産業・環境共生都市」の実現に向け、各種施策に取り組んできた。

しかしながら、計画策定から10年が経過し、「人口減少と少子・超高齢社会の進展」や「成長から成熟への社会経済の変化」、「高度情報ネットワークとグローバル化の進展」、「環境に対する意識の変化」、「安全・安心に関する意識の高まり」、「地域コミュニティの変容」など、本市を取り巻く社会経済環境は大きく変化し、従来の価値観や手法では対応できない課題が多くなっており、これまで以上に市民、団体、事業者と行政が協働し、時代の変化・課題に的確に対応していく必要がある。

このため、第五次新居浜市長期総合計画の検証を踏まえ、これからの時代において目指すべき新しい将来都市像、その実現を図るための基本的な方針等を定めた第六次新居浜市長期総合計画を令和3年3月に策定した。

計画の中間年である令和7年度には、時代の変化を踏まえ、新居浜市総合戦略等の内容を長期総合計画と一体化する形で見直しを行った。

(2) 計画の構成

① 基本構想

将来都市像・まちづくりの目標・施策の大綱・施策の体系など、本市が目指す新しいまちづくりの基本方針を示す。

② 基本計画

基本構想の将来都市像を実現するため、施策の体系に沿って、基本的な施策の内容を示す。

③ 実施計画

基本計画に基づき、具体的に実施する事務事業の内容を示す。

(3) 基本構想

基本構想は、今後10年間のまちづくりについての基本方針を示すもので、将来都市像や目標人口を示すとともに、6つのまちづくりの目標と、計画の推進を含め42項目の施策を定めている。

① 将来都市像

一豊かな心で幸せつむぐ一 人が輝く あかがねのまち にいはま

② 目標人口 105,000人（令和12年）

③ まちづくりの目標

目標1 未来を創り出す子どもが育つまちづくり
(子育て・教育)

- ・少子化が急速に進展する中、本市の未来を担う子どもたちが、「生きる力」を身に付け、社会の激しい変化に流されることなく、社会人として自立し、夢や希望を持ち、健やかに成長できるよう、行政と学校、家庭、地域が相互に連携・協力しながら、学校教育や特別支援教育の充実、教育力の向上を図ります。
- ・安心して子どもを産み、育てていけるよう、子育てに関する相談体制や保育環境の充実を図るとともに、子どもの貧困や発達障がいへの対応、子育て世代への支援などのさまざまなニーズに対応したきめ細やかな子育て支援を推進します。

目標2 健康で、いきいきと暮らし、支えあうまちづくり
(健康・福祉)

- ・年齢や障がいの有無に関わらず、すべての市民が住み慣れた地域でいつまでも安心して暮らすことができるよう、生活習慣病や感染症対策などのさまざまな疾病対策に取り組むとともに、医療体制の充実と健康づくりに関する意識啓発に努めます。
- ・すべての市民がいつまでもいきいきと生活ができるよう、関係機関と連携を図り、地域全体で支え合う仕組みを構築するとともに、ライフステージに応じ、適切なサービスが受けられるよう、介護サービスや医療供給体制の充実、社会保障の充実に努めます。

目標3 活力とにぎわいにみち、魅力ある職場が生み出されるまちづくり
(経済・雇用)

- ・本市の基幹産業である工業の振興を図るため、ものづくり産業に携わる人材の確保、育成をはじめ、販路開拓や新事業展開の支援、企業誘致や立地の促進、ICT(情報通信技術)の活用などに努めます。
- ・商業や農林水産業、観光・物産の分野においても、創業や人材育成支援を行うとともに、生産基盤の整備・ブランド化、地産地消や6次産業化による高付加価値化に向けた取組を支援することにより、市内において働きやすく、魅力ある職場が数多く生み出されるまちを目指します。
- ・災害や感染症の発生などに対して、産業活動や雇用の維持・継続を支援します。

目標4 安全・安心・快適を実感できるまちづくり
(都市基盤・防災・防犯・消防)

- ・市民がより一層、安全・安心・快適に生活できるよう、市街地や幹線道路、公園緑地、公営住宅、港湾などの都市基盤の計画的な整備を進めると

もに、魅力あふれる都市空間の創出に努めます。

- ・気候変動の影響により頻発化・激甚化が懸念される自然災害や、発生が危惧される南海トラフ巨大地震などの大規模災害を想定した防災・減災、国土強靱化の取組を推進するとともに、感染症対策、交通安全対策や防犯対策など日常生活安全対策の推進、消防体制の充実を図ります。

目標5 人と地域の力で豊かな心を育み、つながり、学び合うまちづくり

(人権・協働・社会教育・文化・スポーツ・コミュニティ)

- ・市民一人ひとりが人権についての正しい認識を持ち、すべての市民の人権が尊重されるまちを目指し、さまざまな場での教育活動を推進するとともに、多様な市民・地域との協働によるまちづくりを進めます。
- ・近代化産業遺産などこれまで培ってきた文化や地域資源を次の世代に継承するとともに、生涯学習の充実や、スポーツ、文化芸術活動の振興、男女共同参画社会、国際化の推進を通じ、市民一人ひとりの豊かな心を育み、多様な学びや生きがいがあふれるまちを目指します。

目標6 人と自然が調和した快適に生活できるまちづくり

(地球環境・生活環境・上下水道)

- ・国連において採択されたSDGsの取組や国の地球温暖化対策計画に基づく2030年度中期削減目標の達成に向けた取組など、地球規模で環境保全に関する意識が高まる中、市民、団体や事業者と連携し、地球温暖化対策など、地球環境の保全と継承に努めます。
- ・本市の自然環境を保全し、誰もが住みよい衛生的で快適な居住環境の維持・向上が求められている中、生活環境の保全と調和、循環型社会の実現を目指すとともに、上下水道事業の推進を図ります。

計画の推進 持続可能なまちづくりの推進

(行財政運営)

(4) 基本計画

基本計画は、基本構想の将来都市像を実現するため、42項目の施策の体系に沿って、127の基本計画における具体的な取組方針、取組内容を示している。

(5) SDGsの推進

本市では、第六次長期総合計画において、計画に掲げるすべての施策について、SDGsの17の目標との対応を整理するとともに、「SDGs推進企業登録制度の推進」や「ユネスコスクールにおけるESDの充実」、「カーボンゼロシティを目指すための各種環境施策の推進」など、持続可能なまちづくりを見据え、

様々な取組を推進している。

そうした取組等が評価され、令和4年5月にSDGs達成に向けた優れた取組を行う自治体として、国(内閣府)から「SDGs未来都市」としての選定を受けた。

今後においても、令和5年度に設立した「新居浜市SDGs推進プラットフォーム」における活動等を通じ、企業、団体等の多様なステークホルダーとの連携を強化し、より一層持続可能なまちづくりを推進していく。

3 施政方針(令和8年度)

市長就任以来、「現場主義」と「スピード感を持った対応」を基本姿勢に取り組んでまいりましたが、2年目の市政運営にあたり、1年目の取組をさらに加速し、就任時の所信表明で述べました公約の柱である「子育て支援の充実」、「地域経済の活性化」、「防災能力の強化」を着実に進めていきたいと考えております。

まず、「子育て支援の充実」につきましては、こどもに関する相談機能や母子保健・児童福祉機能、発達支援に関する機能を有し、こどもが安全に遊び、自由に交流することができる「こども・子育て複合施設」の本体工事に着手したいと考えております。施設整備を通じて、妊娠期から子育て期まで切れ目のないサポートを実施し、あらゆる子育て世代の不安や悩みを包み込むことができるファミリーフレンドリーなまちづくりの実現を目指してまいります。

また、給食につきましては、小学校では国・県の支援が実施される予定でありますことから、国の交付金を活用し、実質無償化を図るとともに、保育所及び中学校についても、引き続き、保護者負担の軽減を図りたいと考えております。

次に、「地域経済の活性化」では、まず、年明けに補正予算を措置いたしました「子育て応援手当支給事業」及び「地域商品券事業」を早期に実施し、物価高騰の影響を受ける市民の負担軽減とともに、市内での消費喚起の促進と市内経済の活性化を図ってまいります。

また、2年目を迎えます「にいはま営業本部」の取組を磨き上げ、現在、進めております「七福芋」を活用した商品開発や「新居浜ものづくりブランド」の積極的な売り込みなど、市内企業の皆様と一体となった営業活動の展開を通じ、本市経済の持続的発展とともに、地域の産品や製品・技術の価値とブランド力の向上に挑んでまいります。

次に、「防災能力の強化」では、少子高齢化が進展する中で、「自助・共助・公助」の役割にも変化が生じていると感じております。

災害発生時、行政は「住民の命を守ること」を最優先

に迅速な対応を行います。大規模災害の際には、「公助」が十分に行き届かないことが予測され、「自助」や「共助」の取組が重要となります。しかしながら、近年、地域コミュニティが衰退し、人々のつながりが希薄化の中で、これまで以上に「自らの命は自ら守る」という「自助」の意識の醸成が求められています。本市といたしましても、市民の皆様お一人おひとりが、防災意識を更に高め、必要な備えを進めていただけるよう、啓発に努めてまいります。

併せて、今後の防災・減災への対応にあたりましては、専門的な知識や技術を持つ民間事業者の皆様との連携も非常に重要であると考えております。本市では現在、民間事業者等との災害時応援協定を138件締結しておりますが、今後も、市民の皆様、そして事業者の皆様と力を合わせ、地域全体の防災力向上に取り組み、安全・安心なまちづくりを進めてまいります。

その他にも、未着手の公約や財政基盤の確立など、取り組むべき課題はございますが、いずれの局面においても、積極的に、そして、変化を恐れずに取り組む姿勢を忘れることなく市政を推進してまいりたいと考えております。

我が国の近代化を支えた思想家 福沢諭吉は、「自我作古(じがさっこ)」という言葉を残しています。

これは、「我より古を作す(われよりいにしえをなす)」と読み、「前人未踏の新しい分野に挑戦し、たとえ困難や試練が待ち受けていても、それに耐えて開拓に当たる」という勇気と使命感を表した言葉ですが、私は、これこそが、今の時代に最も求められている考え方ではないかと思っております。

現在、私たちは、我が国の歴史上、誰も経験したことのない急激な少子高齢化と人口減少という大きな変化の波に直面しており、市政を推進する自治体の存在意義と、未来に向けた使命は、より一層鮮明になっていると感じております。

私たちの究極の成果目標は、市民の幸せですが、その際の市民とは、現在、そして、未来に生きる新居浜市民です。

今の時代をお預かりする私たちには、次の世代に豊かな未来をつなぐ責任があると考えています。

目の前に立ちふさがる予測困難な状況を恐れることなく、身近に潜むリスクを的確に予見し、時代の波をポジティブな変化に変えていく知恵と勇気を持って、新居浜だからこその価値を生み出し、次世代に豊かな未来をつなげる持続可能な社会の実現に挑戦してまいります。

そうした基本姿勢を忘れず、あるべき新居浜市の姿、「新しい新居浜」をお示しできるよう、全力でこの一年の市政運営に取り組んでまいります。

4 行政改革

(1) 行政改革の推進

近年、国、地方ともに厳しい財政状況が続き、人口減少・少子高齢社会の本格化、経済のグローバル化と地域経済の低迷、地方分権時代の到来をはじめ、社会経済情勢は常に大きく変動を続けており、地方自治体は住民に最も身近な存在として、より迅速で的確な社会環境変化への対応が求められている。

本市では、昭和60年度に「第一次行政改革大綱」を策定、昭和61年度に「第二次行政改革大綱」を策定し、行財政運営の効率化、活力ある組織づくりと人材育成、行政の公正・透明性を目指した行政改革の推進に取り組んできた。

平成6年10月には「新居浜市行政改革要綱」を策定し、以降、毎年度の行政改革実施計画に基づき行政改革を推進し、平成14年度には、平成18年度までの「新居浜市行政改革大綱」を策定した。

また、平成17年度には、国の「地方公共団体における行政改革推進のための新たな指針」を受け、平成21年度までの5か年計画である「新居浜市集中改革プラン」を策定、平成19年度には、平成22年度までの「新居浜市行政改革プラン」を策定、平成19年度には、平成22年度までの「新居浜市行政改革大綱2007」、平成23年度には、平成27年度までの「新居浜市行政改革大綱2011」、平成28年度には、令和2年度までの「新居浜市行政改革大綱2016」、令和3年度には、令和7年度までの「新居浜市行政改革大綱2021」を策定し、行政改革の推進に取り組んできた。

さらに令和8年度には、行政改革を着実に推進するため、第六次新居浜市長期総合計画(後期計画)における「まちづくりの目標 計画の推進 施策7-3 効果・効率的な自治体経営の推進」に行政改革を位置づけ、これを包含する形で、行財政基盤の強化、受益者負担の適正化と歳入の確保、事務の効率化、サービスの向上と事業改善の4つの視点に基づいて行政改革の推進に取り組んでいる。

5 総合戦略

(1) 総合戦略の位置付け

平成26年11月、国はまち・ひと・しごと創生法を制定し、同年12月に日本全体の人口の現状と将来の展望を示す「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」と今後5か年の施策の方向を示す「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定した。本市においても、人口減少問題を克服するため、今後5年間の目標や施策の基本的方向、具体的な事業、取組を示した「新居

浜市総合戦略」を平成27年12月に策定し、将来目標人口(令和42(2060)年に9万人を維持)の達成に向けて「住みたい、住み続けたい あかがねのまち」を目指すこととした。

2019年12月に国が引き続き4つの基本目標は継続しつつ、「地方へのひと・資金の流れを強化する」、「新しい時代の流れを力にする」という2つの新たな視点を加えた「第2期創生総合戦略」を策定したことを受け、本市においても2020年3月に「第2期新居浜市総合戦略」を策定し、引き続き令和42(2060)年に人口9万人を維持することを目標に取り組んでいる。

なお、本市のまちづくりにおける最上位計画は「第六次新居浜市長期総合計画(令和3年度～令和12年度)」であり、総合戦略は長期総合計画の中で、特に人口減少問題への対応と地方創生に関する分野に特化した目標や施策を定めたものである。

(2) 総合戦略の基本目標

- 【基本目標1】**新** たな雇用の創出と産業を支える人づくりに努め、地元産業を振興します
- 【基本目標2】**居** 住地・観光地としての魅力高め、関係人口を創出し、交流人口・定住人口を拡大します
- 【基本目標3】**浜** っ子を増やすため、結婚・出産・子育て支援を充実するとともに健康長寿社会を実現します
- 【基本目標4】**市** 域・組織を越えた連携を深め、地域特性を踏まえた時代に合ったまちづくりを推進します

(3) P D C A サイクルの確立

外部有識者で構成される「新居浜市地方創生有識者会議」等を活用し、4つの基本目標に基づく15の施策と具体的な事業、取組及び基本目標の数値目標やK P I (重要業績評価指標)の実績と成果を検証し、必要に応じ、総合戦略の改訂を行い、P D C A サイクルを確立する。

(4) 人口ビジョンの策定と将来目標人口

国が策定した「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」を踏まえ、本市における人口の現状分析に基づき、今後、本市が目指す将来の方向と人口の将来展望を示す「新居浜市人口ビジョン」を平成27年12月に策定し、その中で令和22(2040)年まで10万人を維持するとともに、令和42(2060)年の目標人口を9万人とした。

(5) シティブランド戦略の推進

総合戦略に基づき、市民の誇りと愛着を高め、本市の魅力を生内外へ発信することにより、交流人口や移住・定住人口の増加へつなげるため、平成29年3

月にシティブランド戦略を策定した。本戦略で定めたブランドのスローガンである「Hello!NEW 新居浜」を旗印に掲げ、市民と行政が一緒になって、未来のあたらしい新居浜をつくるための取組を進めている。さらに令和8年度には、地方創生の推進に向け、人口の減少を抑制し、地域の活性化を図る必要があることから、第六次新居浜市長期総合計画(後期計画)における「まちづくりの目標 計画の推進 施策7-1 人口減少対策とシティブランド戦略の推進」をシティブランド戦略と位置づけ、これを包含するかたちで4つの基本方針に基づいてシティブランド戦略の推進に取り組んでいる。

(6) 全国「にいはま倶楽部」

全国各地で活躍している新居浜市出身及び本市にゆかりのある個人とネットワークを形成し、新居浜市勢の発展を図るため、幅広い提言、情報及び助言などを得るとともに、本市の最新の情報を発信することを目的として設置した組織である。

平成15年度には東日本ブロックを、平成16年度には西日本ブロックを発足させ、年1回東京と大阪で交流会を開催しており、平成25年度からは愛媛でも交流会を行っている。また、令和4年度には、学生版全国「にいはま倶楽部」を創設している。令和8年4月1日現在の一般会員数は591人、学生会員数は499人となっている。

(7) 生涯活躍のまち拠点施設(ワクリエ新居浜)

生涯活躍のまち拠点施設(ワクリエ新居浜)は、平成29年度末に廃校となった旧若宮小学校を活用し、『感性をはぐくみ「わくわく」を創造する』を全体コンセプトに、新居浜市の歴史や文化、企業城下町としての地域特性を活かしながら、感性を育み、学びを深め、様々なモノ・コトを創造することのできる場を創り出すこと、また、移住者も含め市内外の人との交流や多世代交流など、新たな出会いと発見を生み出す場となることを目的として、令和2年6月に着工し、令和3年3月末に竣工、令和3年6月1日にオープンした。

令和7年度は、さらなる施設の認知度向上及び利用者数の拡大を図るため、移動水族館や木育キャラバンの開催のほか、わくわくマルシェを開催する等、交流人口の拡大に向けた取組みを行った。

施設の概要

所在地	新田町一丁目8番56号
電話番号	39-6789
敷地面積	約18,241㎡
延床面積	約5,560㎡
構造	(北棟)鉄骨造2階建、(南棟)鉄筋コンクリート造3階建、(給食棟)鉄骨造1階建

主要施設 (北棟)アーカイブ施設、地域活動支援室、多目的室、クッキングスタジオ、倉庫、(南棟)事務室、木育推進ルーム、地域伝承プレイルーム、木育プレイルーム、リカレントルーム、コワーキングルーム、放送室、ものづくり工房、コミュニティサロン、レンタルオフィス、小会議室、スタジオ、倉庫(給食棟)、(体育館)、(運動場)、(プール)、(駐車場)、(その他)エレベーター、渡り廊下、ウッドデッキ

開館時間 ア 地域伝承プレイルーム、木育プレイルーム 9:30~16:00
 イ 木育推進ルーム 10:00~16:00
 ウ レンタルオフィス 0:00~24:00
 エ 他の施設 9:30~21:00

休館日 ア 木育推進ルーム
 月曜日及び週一日の範囲内で市長が認める日
 イ レンタルオフィスを除く他の施設
 月曜日(当該日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」という。)に当たるときは、その日以後においてその日に最も近い休日でない日)
 ウ 12月29日から翌年1月3日まで
 施設の管理運営は、指定管理者制度を導入しており、令和3年4月1日から株式会社ハートネットワークが行っている。

利用者数
 令和7年度 148,398人

6 広 聴

(1) 市政モニター

市民の意見や提言などを市政に反映させ、行政施策の向上を図るため昭和42年度から設置している。平成28年度からはモニター定数を増員し、アンケート調査を中心とした広聴活動を実施している。

モニター定数 200人程度(任期1年)
 モニター任務 アンケート回答や、会議への出席を通じて、市政に対する意見や提言を行う。

〈令和7年度の実績〉

モニター数 178人(令和8年6月10日時点)
 アンケート実施数 3回(6テーマ)
 会議開催数 3回

(2) 市民の声

市内の自治会、市政モニター、あるいは一般市民から寄せられる各種要望、意見、苦情等については、「市民の声」として関係部局に連絡を行い、これら広聴事項の解決処理に努めている。また、市長への手紙・メールを活用して、市民の声を行政に反映させることとしている。

(3) まちづくりタウンミーティング

連合自治会と市との共催により、地域主体の懇談会として平成19年度から開催しており、地域と行政が一体となった協働のまちづくりを推進している。また、市職員も「地域コミュニティ支援員」として準備段階から参画し、運営全般に携わっている。

〔令和7年度の内容・実績〕

- 開催校区(地区)数 18校区(地区)
 - 内容
 - ・市長から市の重点事業について説明
 - ・校区課題について意見交換
 - ・その他意見交換
- 〔参加者数 781人〕

令和7年度 広聴票

部 名	件数	項 目	件数	部 門 別 処 理 状 況							合 計
				1 満 た し た	2 近 く 満 た せ る	3 次 年 度 以 降	4 調 査 ・ 検 討	5 参 考	6 満 た せ な い	7 そ の 他	
建 設 部	1	交通安全施設の整備について	1	1							1
合 計	1		1	1							1

部 名	件数	項 目	件数	部 門 別 処 理 状 況							合 計
				1 満 た し た	2 近 く 満 た せ る	3 次 年 度 以 降	4 調 査 ・ 検 討	5 参 考	6 満 た せ な い	7 そ の 他	
企 画 部	60	広報・広聴について	8	4				3	1		8
		政策について	2				1	1		2	
		新居浜あかがねポイントについて	8	3			4	1		8	
		別子銅山文化遺産について	1				1			1	
		情報化推進について	1				1			1	
		スポーツについて	15	4	3		5	3		15	
		文化について	3	1			1	1		3	
		総合文化施設について	5	2			2	1		5	
		その他（企画部）	17	5	1		1	8	2	17	
総 務 部	46	市役所職員について	13	4			8	1		13	
		市役所庁舎について	14		1		11	2		14	
		税金について	3				1	2		3	
		その他（総務部）	16	2			4	7	3	16	
福 祉 部	61	生活保護について	13				13			13	
		障がい福祉について	3	3						3	
		高齢者福祉について	4	1			1	2		4	
		子育て支援について	17	7			8	2		17	
		保育園について	5	2			1	2		5	
		国民健康保険について	4	1			2	1		4	
		健康・医療について	8	4	1		3			8	
		窓口対応について	2	1			1			2	
		その他（福祉部）	5	2			2	1		5	
市 民 環 境 部	103	安全安心について	7	2			1	4		7	
		自治会について	16	6			4	6		16	
		国際交流について	6				3	3		6	
		戸籍・住民記録について	1				1			1	
		マイナンバーカードについて	2	2						2	
		窓口対応について	11	6			5			11	
		男女共同参画推進について	2	1			1			2	
		ごみ処理について	21	9	1	2	2	7		21	
		環境政策について	5	2			3			5	
		環境衛生（悪臭・騒音・犬猫）について	8	3			3	2		8	
		斎場・墓地について	1	1						1	
		まちの美化について	7	2	1		3	1		7	
		その他（市民環境部）	16	5			7	3	1	16	

部 名	件数	項 目	件数	部 門 別 処 理 状 況							合 計
				1 満 た し た	2 近 く 満 た せ る	3 次 年 度 以 降	4 調 査 ・ 検 討	5 参 考	6 満 た せ な い	7 そ の 他	
経 済 部	102	観光について	4	1				2	1		4
		太鼓祭りについて	68	19			1	41	7		68
		マイントピア別子について	2						2		2
		産業について	4	1				3			4
		地域公共交通について	13				2	7	4		13
		農地・農道等について	3	2					1		3
		その他（経済部）	8	4				2	2		8
建 設 部	74	都市計画について	1						1		1
		公園整備等について	15	5	1		1	4	4		15
		道路整備・舗装・改修	46	21	4		1	9	10	1	46
		市営住宅について	8	5				3			8
		空き家対策について	1						1		1
		その他（建設部）	3	2					1		3
教育委員会事務局	45	小・中学校について	20	5	4		2	7	2		20
		公民館について	5	3				2			5
		社会教育について	2	2							2
		成人式について	1						1		1
		学校給食について	4	2				1	1		4
		学校施設について	1				1				1
		図書館について	4	3				1			4
		その他（教育委員会）	8	3				3	2		8
消 防 本 部	3	消防・救急について	1						1		1
		その他（消防）	2	1				1			2
議 会	2	市議会について	2					1	1		2
選挙管理委員会	7	選挙について	7	4				2	1		7
上 下 水 道 局	10	水道について	5	2					3		5
		下水道について	2	1					1		2
		その他（上下水道局）	3			2		1			3
港 務 局	1	港湾施設について	1				1				1
農 業 委 員 会	1	農業について	1					1			1
そ の 他	22	その他	22	1				14	2	5	22
合 計	537		537	172	17	2	12	219	105	10	537

うち 市長への手紙 ： 192件

市長へのメール： 345件

7 市 政 広 報

(1) 広 報

ア 印刷物による広報

区分	名称	市政だよりにはま	市 勢 要 覧
発 行 日		毎月 1 回	平成29年11月3日
発 行 部 数		1 回 39,500部	2,100部
版 型		A 4 版	A 4 版
経 費		1,745万円	90万円
単 価		36.81円／部	427円／部
配 布 対 象		全戸	関係機関ほか
配 布 方 法		自治会組織などを 通じて配布	随時
内 容		市政に関する情報 季節、地域の話題	市制施行80周年を 迎えた本市の現在 の様子を写真を中 心に紹介

イ ホームページによる広報

高度情報化に対応し、インターネットを利用した市政情報広報システムとして、平成8年から運用を開始し、市内外に発信している。

平成24年4月1日から音声読上ソフトを導入した。

平成27年3月に全面リニューアルを行った。

令和2年11月にデザインリニューアルを行い、外国語翻訳機能・フリガナ付与機能・レコメンド機能を導入した。

ウ テレビ放送(地上デジタル放送)による広報

令和7年8月から、本市の取組みや魅力を広くPRするため、広報効果の高いテレビ放送を活用した広報番組の制作・放送を開始している。

エ CATV等による広報

CATVデジタル11ch(令和5年～)やコミュニティFMを活用した広報番組を制作し、市の主要プロジェクトの紹介、各施設の紹介、各種イベントのお知らせなどを行っている。

「マイタウンにはま」などの行政広報番組は、株式会社ハートネットワークに制作を委託し、番組を制作、放映している。

また、平成24年4月からデータ放送がリニューアルされ、行政情報を見ることができるようになった。

オ SNS等による広報

携帯電話等を利用した情報提供、情報収集システムとして、平成20年3月25日から「メールマガジン」の運用を開始している。また、平成24年4月1

日からエックス(旧ツイッター)、平成25年3月27日から「ユーチューブ」、平成25年3月28日から「フェイスブック」、平成30年5月17日から「インスタグラム」を運用。さらに、令和元年8月から「ライン」の運用を開始し、市政情報の発信、市民意識調査に活用している。

カ 民間企業と連携した広報

令和4年5月9日から新居浜駅前郵便局内及びフジ新居浜駅前店内に市政情報発信コーナーを設置した。また、令和5年3月17日からは、イオンモール新居浜内に大型ビジョンが併設された市政情報発信ブース「NIHHAMA CITY INFORMATION」を設置、令和6年2月1日からイオンスタイル新居浜内に設置されたデジタルサイネージを活用するなど民間企業と連携した市政情報の発信を行っている。

キ 声の市政だより

視覚障がい者に市政に関する情報(市政だよりから抜粋)を提供するため、ボランティアグループ「声の図書室やまびこ」の協力を得て、音声(CD-Rなど)で伝えている。また、「点訳グループさざなみ」の協力を得て、点訳市政だよりも提供している。

8 デジタル化の推進

(1) 事務改善

ア 電子計算処理の推進

(ア) 住民情報システム

行政事務の近代化と市民サービスの向上を図るため、昭和43年以来行政事務の電算化を積極的に進めてきた。

○平成16年度 基幹業務システム構築事業に着手し、システム開発及びデータ移行作業を行った。平成19年1月より前基幹業務システムの運用を段階的に開始した。

○平成24年度 基幹業務システムの更新を段階的に開始した。平成24年4月に介護保険システム、平成25年2月に障害福祉サービスの運用を開始した。

○平成27年度 マイナンバー制度の運用に伴う基幹業務システムの改修を実施し、自治体中間サーバーとの情報連携を開始した。

○令和元年度 市税・料金のコンビニ納付を開始した。

- 令和2年度 住民票等のコンビニ交付サービスを開始した。
- 令和3年度 自治体システム標準化・共同化を推進するため国保標準システムの導入を行った。
- 令和4年度 引っ越しワンストップサービスの稼働を開始した。マイナンバーびったりサービス電子申請受付を開始した。
- 令和5年度 マイナンバーカードを活用した書かない窓口、行かない窓口(えひめ電子申請システム)の運用を開始した。難聴者等の支援を行う目的で窓口用タブレット端末を整備した。
- 令和7年度 国の方針に基づき、基幹業務システムについて、標準準拠システムへの移行及びガバメントクラウドへの移行を実施した。

(イ) 内部事務の電算化

- 平成2年度 内部事務の効率化を図るために財務会計システムの導入に着手した。
- 平成26年度 ICTを活用した業務効率向上を目的として、財務会計システムを更新した。
- 平成27年度 マイナンバー制度の運用に伴い、ネットワーク分離等のセキュリティ強靱化対策を実施した。
- 令和2年度 テレワーク用端末及び各課タブレット端末を導入した。住民本位の視点で、地域課題の解決や時代を切り開く新たな価値創造を目指し愛媛県及び県内全市町で「愛媛県・市町DX協働宣言」を行った。
- 令和3年度 議会用タブレット端末を導入した。文書管理・電子決裁システムの運用を開始した。公民館・小中学校体育館への公共施設Wi-Fiを整備した。
- 令和4年度 業務の改善を目的に、AI会議録作成システム、議場用マイクシステム及び会議用マイクシステムを整備した。
- 令和6年度 職員のスケジュール管理やコミュニケーションツールを更新した。業務効率の改善を目的に生成AIを活用したシステムを導入した。

イ DXの推進

昭和59年4月に「行政診断調査研究委員会」の報告のもとに、「新居浜市OA調査研究委員会」を設置し、行政として来るべき高度情報化時代にどう

対応し、情報処理システムの改善に取り組んでいけばよいかについて調査研究を行い、昭和60年11月に報告した。

また、事務の近代化を進める中で、昭和58年7月従来の和文タイプにかわり、ワードプロセッサ2台を導入し、昭和61年度からは庁内各部局にOA機器を設置することにより、業務への適用を図るとともに、業務の利用拡大に対応するため、機器の機能強化にも努めている。

さらに平成12年5月には、庁内LANによる全庁的なネットワークシステムを稼働させ、平成20年2月、平成25年2月及び平成30年2月に全面更新し、情報の共有化を行っている。

令和3年4月には、デジタル技術を活用して行政サービスの更なる向上に繋げていくための指針となる新居浜市DX推進計画を策定した。

また、研修部門と連携し、継続的なデジタルに関する研修を実施することで、職員の知識向上を図っている。

9 地域情報化の推進

新居浜市の地域情報化は、人口減少や少子高齢化、地域経済の停滞、防災・交通といった複合的課題に対応するため、デジタル技術とデータ活用を基盤として推進されている。具体的には、①行政手続のオンライン化や窓口DXによる利便性向上と業務効率化、②オープンデータ化や共通データ基盤の整備による官民連携の強化、③スマートシティの推進による交通、防災、見守り、産業分野の高度化が柱である。また、マイナンバーカードの活用やクラウド化によりサービスの高度化を図るとともに、デジタル人材の育成や情報格差対策にも取り組んでいる。これらを通じて、誰一人取り残さない包摂的なデジタル社会を実現し、持続可能で魅力ある地域づくりを目指している。

○ 株式会社ハートネットワーク

平成2年9月1日、テレピア計画の主要なメディアのひとつである都市型CATVとして開局した。以後、市内域でサービスエリア(対象区域)を順調に広げ、現在、新居浜・金子・宮西・金栄・惣開・若宮・泉川・中萩・角野・大生院・船木・高津・垣生・浮島・神郷・多喜浜の16校区に及んでいる。また、インターネット接続サービスを平成12年12月から、一部別子山地区でのインターネットサービスを平成23年4月から、デジタル放送サービスを平成15年4月から、地域WiMAXサービスを平成21年4月から、LTE

サービスを平成26年12月から、それぞれ開始した。チャンネル数は現在デジタル93チャンネル、FMラジオ4チャンネル、また加入世帯数はCATV15,428世帯、インターネット、LTE及びBWA7,217世帯(令和8年3月31日現在)となっている。(なお、CATV対応集合住宅も含めた新居浜市内の加入率は37.0%となっている。)

同社の自主制作番組は5チャンネルあり、「新居浜チャンネル」では毎日市内の出来事や話題、市役所をはじめ官公庁からのお知らせ等を提供、「コミュニケーションチャンネル」では、スポーツ大会、運動会、音楽会、講演会をはじめ地域の伝統行事や催し物などを提供し、市民のためのチャンネルとしてコミュニティの向上が図られている。

平成29年9月より地域WiMAX方式を高度化した地域BWA方式への基地局切り替えを行い、市内での提供を開始した。

平成30年4月には住民に対し、災害発生時に重要情報を迅速に提供することを目的に、コミュニティラジオ放送の正式運用を開始し、平時は市民参加型のラジオ局として放送している。

また、公共施設の指定管理事業にも取り組んでおり、あかがねミュージアム(平成27年7月～)やワクリエ新居浜(令和3年4月～)の管理運営を行っている。

令和4年3月には旅行業の登録を行い、新居浜市移住体験ツアーや銅婚ツアーを実施している。

設立年月日 昭和63年3月17日
所在地 坂井町二丁目3番17号
☎32-7777
(新居浜テレコムプラザ2階)
資本金 4億9,550万円

○ 新居浜テレコムプラザ

全国で5番目、四国で初めての民活法に基づく電気通信高度化基盤施設で、本市の情報化を推進するため、ニューメディアや情報通信システムに慣れ親しむためのデモンストレーションの「場」、情報関連の人材を育てていくための「場」、データベースを構築し、これを地域に根づかせていくための事業展開の「場」を提供するため、本市も出資した第三セクターの新居浜テレコムプラザ株式会社により建設された。

所在地 坂井町二丁目3番17号
☎33-5200
資本金 2億7,000万円
敷地面積 4,266㎡
構造 鉄骨鉄筋コンクリート造9階建
総延床面積 4,244㎡
竣工 平成3年2月28日

10 別子銅山文化遺産

300年の歴史を誇る「別子銅山」は、本市発展の礎であり、全国的にも極めて貴重な「近代化遺産」が市内各所に点在している。

平成21年8月に旧山根製錬所煙突を含む5つの物件が、平成23年1月には旧端出場水力発電所が、令和2年8月には住友山田社宅の6棟8件が国の登録有形文化財に登録された。平成24年3月に策定した『別子銅山近代化産業遺産を活かしたまちづくり総合整備計画』を推進、産業遺産の価値を明確にし、文化財化に取り組んでいる。平成25年3月には旧端出場水力発電所の調査報告書が完成し、その価値を明らかにした。

情報発信事業として、これまで「あかがねエッセイ賞作品集」の出版、「あかがねフォトコンテスト」を実施したほか、「NHK大阪別子銅山展」や「別子銅山東京展(六本木)」を開催し情報発信を行った。また、鷲尾勘解治の功績と自彊舎活動を顕彰するため、菊本町の自彊舎跡地を整備し記念碑を設置。平成28年度には、別子銅山小説出版事業として本市出身の井川香四郎氏の執筆により歴史小説「別子太平記」を出版。29年度は市制施行80周年記念事業として、第2回あかがねフォトコンテスト事業、「口屋あかがねの松」クローン松の記念植樹を行うとともに、三井住友銀行東館(東京都千代田区丸の内)において「愛媛・新居浜 地方創生展」を開催し、全国に向けて情報発信を図った。令和元年度は、東温市の坊っちゃん劇場において別子銅山を題材としたミュージカル「瀬戸内工進曲」の年間上演に協力、あわせて、期間中に劇場へ行けない方などを対象に本市事業としてミュージカルの8K映像(超高精細映像)の上映事業を実施した。

また、情報発信の継続的取り組みとして、主に高校生を対象に「別子銅山産業遺産創造塾」を開催し次世代への継承や郷土愛の醸成に取り組んでいる。住友山田社宅では企画展として「東平索道展」や「四阪島のくらし」などの各種テーマで開催した。

登録有形文化財旧端出場水力発電所については、平成30年度に着手した本体耐震補強工事が令和3年度末に竣工。4年度は、アクセス道等の周辺整備工事を実施し、令和5年3月28日から一般公開を開始した。また、発電所の全体像として水路システム等を可視化したPR映像を発電所内で放映し、ダイジェスト版をHP等で公開するほか、AR動画もエリア内で見ることができる。

住友山田社宅については、共電幹部社宅2棟が平成22年3月に住友共同電力(株)より寄贈され、別子鉱業所

長社宅を含む4棟が、住友金属鉱山㈱、住友化学㈱から平成31年3月に寄贈された。令和元年度は、現存する6棟について「住友山田社宅保存活用計画」を策定し、令和2年度末から、別子鉱業所長社宅、住友化学幹部社宅の2棟について、限定公開を開始した。3年度は、外国人社宅2棟及び共電幹部社宅2棟の耐震改修設計並びに駐車場等周辺整備設計を実施した。4年度から6年度にかけて耐震改修等を実施、7年度以降、周辺整備工事を実施している。

また、市民が郷土新居浜に愛情と誇りが持てるまちづくりを推進することを目的として「新居浜市あかね基金」を平成20年4月に設置し、産業遺産の保存整備及び活用に役立てている。

11 広瀬歴史記念館

広瀬歴史記念館は、日本の近代産業を育成した広瀬幸平の足跡を通して、新居浜の生い立ちと日本の近代化の歩みを後世に伝え、また、近代化遺産の保存・継承と市民文化の向上を図るため、生涯学習の拠点施設として平成9年4月29日にオープンした。

施設の概要

展示館と旧広瀬邸の二つの施設から構成され、これらの施設を合わせた名称が新居浜市広瀬歴史記念館である。展示館新築工事の工期は、平成8年3月22日から平成9年3月30日まで、総工事費は10億8,008万円であり、その内2億円は展示工事である。

展示館の構造は、鉄筋コンクリート造り地上1階、地下1階、延べ床面積1,051.94平方メートルであり、1階は、展示室、記念室、収蔵庫、事務室、地下1階は、機械室である。

旧広瀬邸は、母屋が旧金子村久保田にて明治10年建築、明治20年に現在地に移築、新座敷と庭園が明治22年に造られた。建物は、伝統的な日本家屋であるが、西洋文化が取り入れられており、これらが見事に調和している。

平成15年5月30日、母屋・新座敷など旧広瀬邸の主要な建物が国の重要文化財(建造物)「旧広瀬家住宅」に、平成30年2月13日、亀池を含む庭園が国の名勝「旧広瀬氏庭園」にそれぞれ指定された。

令和4年3月、重要文化財・名勝ともに保存活用計画を策定した。

今後の保存整備にあたり、令和6年度に旧広瀬邸等

保存活用事業推進委員会を新たに設置し、外部有識者の専門的な知見を得るとともに、文化庁、愛媛県教育委員会文化財保護課の指導のもと事業を推進していく。

所在地	上原二丁目10番42号、52号 ☎ 40-6333		
敷地面積	36,515.22㎡		
	内 展示館	4,688.03㎡	
	旧広瀬邸	10,476.00㎡	
	その他(亀池等)	21,351.19㎡	
建築面積	展示館	1,072.39㎡	
	旧広瀬邸	1,318.95㎡	
展示館の内容	幸平翁の偉業を時代を追って紹介し、古文書や当時の財界人からの書状など歴史資料約250点を展示		
観覧料	一般	550円(440円)	
	障がい者及びその介護者		270円
	市内在住の65歳以上の者		
	18歳未満の者又は学校教育法第1条に規定する学校、同法第124条に規定する専修学校及び同法第134条第1項に規定する各種学校の生徒、学生等		無料
	※()内は団体20人以上の場合		
開館時間	9:30~17:30 (受付時間は17:00まで)		
休館日	月曜日		
	国民の祝日の翌日(日曜日を除く。)		
	12月29日から翌年1月3日まで		

使用料		(単位:円)	
	記念室	和室A	和室B
9:30~12:00	2,200	2,200	1,320
13:00~17:00	3,300	3,300	2,200
9:30~17:00	5,500	5,500	3,520

※和室 A 25 畳

和室 B 16 畳

※冷暖房を使用するときは、冷房については5割、暖房については3割をそれぞれの使用料金に加算する。

※使用時間の延長を行うときは、1時間につき、別に使用料金の2割の額を徴収する。

令和7年度観覧者数 6,559人

12 予

算

(1) 各会計予算総括表

(単位：千円・%)

年度 区分 会 計		令和 6		7		8	
		当初予算額	構成比	当初予算額	構成比	当初予算額	構成比
一 般 会 計		51,456,179	55.9	53,415,836	57.1	55,227,571	57.5
特 別 会 計	渡 海 船 事 業	187,799	0.2	189,412	0.2	214,519	0.2
	平 尾 墓 園 事 業	28,965	0.0	26,263	0.0	25,199	0.0
	国 民 健 康 保 険 事 業	11,847,469	12.9	11,389,913	12.2	10,613,231	11.1
	介 護 保 険 事 業	14,016,919	15.2	13,281,220	14.2	14,688,465	15.3
	後 期 高 齢 者 医 療 事 業	2,334,319	2.5	2,329,793	2.5	2,679,423	2.8
	小 計	28,415,471	30.8	27,216,601	29.1	28,220,837	29.4
企 業 会 計	水 道 事 業 会 計	3,572,730	3.9	3,918,655	4.2	3,963,804	4.1
	工 業 用 水 道 事 業 会 計	509,448	0.5	605,247	0.6	543,391	0.6
	公 共 下 水 道 事 業 会 計	8,167,967	8.9	8,419,470	9.0	8,070,637	8.4
	小 計	12,250,145	13.3	12,943,372	13.8	12,577,832	13.1
合 計		92,121,795	100	93,575,809	100	96,026,240	100

(2) 令和8年度 一般会計性質別予算

(歳入)

(歳出)

(単位：千円・%)

性質		区分	当初予算額	構成比	性質		区分	当初予算額	構成比	
自主財源	市	税	20,893,936	37.9	人	件	費	8,985,094	16.3	
	分	担金及び負担金	316,241	0.6	物	件	費	8,007,278	14.5	
	使用料及び手数料	683,501	1.2	維持	補修	費	235,581	0.4		
	財産	収 入	70,993	0.1	扶	助	費	14,969,881	27.1	
	寄	附 金	831,000	1.5	補	助 費	等	4,368,612	7.9	
	繰	入 金	921,165	1.7	公	債	費	4,877,590	8.8	
	繰	越 金	900,000	1.6	出	資金及び貸付金	1,018,000	1.9		
	諸	収 入	1,542,889	2.8	繰	出金及び積立金	5,200,812	9.4		
小		計	26,159,725	47.4	予	備	費	10,000	0.0	
依存財源	地	方 譲 与 税	356,000	0.6	小			計	47,672,848	86.3
	利	子 割 交 付 金	45,000	0.1	投資的経費	補	助 事 業 費	2,660,988	4.8	
	配	当 割 交 付 金	115,000	0.2		単	独 事 業 費	4,863,735	8.8	
	株式等譲渡所得割交付金	191,000	0.3	災		害 復 旧 事 業 費	30,000	0.1		
	法	人 事 業 税 交 付 金	363,000	0.7	小			計	7,554,723	13.7
	地	方 消 費 税 交 付 金	3,137,000	5.7						
	ゴ	ル フ 場 利 用 税 交 付 金	30,000	0.1						
	地	方 特 例 交 付 金	174,000	0.3						
	地	方 交 付 税	5,402,000	9.8						
	交	通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	8,900	0.0						
	国	庫 支 出 金	9,851,508	17.8						
	県	支 出 金	4,466,338	8.1						
	市	債	4,928,100	8.9						
小		計	29,067,846	52.6						
合		計	55,227,571	100	合			計	55,227,571	100

(3) 令和8年度 一般会計財源内訳

(歳出)

(単位：千円・%)

科目	財源 当初予算額	特 定 財 源			一般財源	一般財源 充 当 率
		国県支出金	地方債	その他		
議 会 費	353,362	0	0	0	353,362	100.0
総 務 費	4,766,425	365,145	121,200	231,482	4,048,598	84.9
民 生 費	23,771,150	11,921,838	23,200	662,327	11,163,785	47.0
衛 生 費	3,873,524	152,951	375,100	395,270	2,950,203	76.2
労 働 費	240,610	0	0	210,000	30,610	12.7
農 林 水 産 業 費	787,972	175,557	69,000	27,623	515,792	65.5
商 工 費	1,327,598	18,852	47,500	561,666	699,580	52.7
土 木 費	4,781,083	605,575	898,200	294,301	2,983,007	62.4
消 防 費	2,011,993	67	301,600	99,046	1,611,280	80.1
教 育 費	8,392,841	1,077,861	3,092,300	129,621	4,093,059	48.8
災 害 復 旧 費	30,000	0	0	0	30,000	100.0
公 債 費	4,881,013	0	0	151,204	4,729,809	96.9
予 備 費	10,000	0	0	0	10,000	100.0
計	55,227,571	14,317,846	4,928,100	2,762,540	33,219,085	

13 決 算（令和7年度）					コード番号		3 8 2 0 5 1		市町村 類 型	Ⅲ－2	
(1) 決算カード（速報値）					ふりがな		にいはまし				
					市町村名		新 居 浜 市				
人口			面積	人口密度	人口集中 地区人口	産 業 構 造					
						区 分		第1次	第2次	第3次	
国調	R 2 年	115,938	km ² 234.47	人 494.5	84,290 人	就 業 人 口	R 2 年 国調	650	17,030	33,827	
	H27年	119,903			86,704 人			1.2 %	32.0 %	63.5 %	
	増加率	△ 3.3	40. 1. 1 以降の合併状況								
住民 登録	7. 3. 31	112,017	H15. 4. 1 別子山村と合併				H27年 国調	720	16,960	34,206	
	6. 3. 31	113,466						1.3 %	30.9 %	62.3 %	
区 分			令和6年度	令和7年度	区 分			指数等		指定団体等 の 状 況	
歳 入 総 額 A			55,537,000	56,743,568	7 年度交付税種地区分			I－4			
歳 出 総 額 B			54,495,961	55,677,916	基 準 財 政 需 要 額 千円			24,451,033		離島 特農	
歳入歳出差引額（A－B） C			1,041,039	1,065,652	基 準 財 政 収 入 額 千円			18,164,238			
翌年度へ繰越すべき財源 D			63,129	78,182	標 準 財 政 規 模 千円			29,436,237		山振 旧新産都 広域市町村圏	
実 質 収 支（C－D） E			ア 977,910	イ 987,470	実 質 赤 字 比 率			－			
					連 結 実 質 赤 字 比 率			－			
単 年 度 収 支 F			35,842	イ－ア 9,560	実 質 公 債 費 比 率			(単) 3.6 % (3年) 3.3 %			
積 立 金 G			473,781	842,905	将 来 負 担 比 率			－		事務の共同 処理の状況	
繰 上 償 還 金 H			0	0	水 道 事 業 会 計			－			
積 立 金 取 り 崩 し 額 I			450,000	150,000	資 金 不 足 比 率	工 業 用 水 道 事 業 会 計			－		税務事務 後期高齢者医療
実質単年度収支（F+G+H－I） J			59,623	702,465		公 共 下 水 道 事 業 会 計			－		
						渡 海 船 事 業 特 別 会 計			－		
一 般 職 員 等 ※ 職員数はR 8 年 4 月 1 日現在数、給料月額はR 8 年 4 月分											
区 分		職員数 A 人	給料月額B 千円	1人当たり給料 B/A 円	財 政 力 指 数			(単) 0.743 (3年) 0.763			
一 般 職 員		616	209,253	339,696	実 質 収 支 比 率			3.4 %			
教 育 公 務 員		10	4,131	413,100	積 立 金 現 在 高 千円			7,884,462			
消 防 職 員		156	54,799	351,276	地 方 債 現 在 高 千円			50,683,383			
技能労務職員		6	2,016	336,000	収 益 事 業 収 入 額 千円			－			
合 計		788	270,199	342,892	債 務 負 担 行 為 額 千円			8,490,096			
公 営 事 業 の 状 況	事 業 名	法適用 の有無	普通会計から の 繰 入 額 千円	職員数 人	特 別 職 等						
	交 通	無	50,916	8	区 分			改定実施 年 月 日	1 人 当 り 平 均 給料(報酬)月額 円		
	港 湾 整 備	無	172,407	2							
	国民健康保険	無	1,021,644	17	市 町 村 長			28. 4. 1	956,000		
	介 護 保 険	無	2,082,015	27	副 市 長（統括）			28. 4. 1	780,000		
	後 期 高 齢	無	2,250,354	9	教 育 長			28. 4. 1	658,000		
	上水道事業	有	8,102	32	議 会 議 長			28. 4. 1	572,000		
	下水道事業	有	1,733,439	24	議 会 副 議 長			28. 4. 1	518,000		
					議 会 議 員（24 人）			28. 4. 1	482,000		
					国 保 会 計 の 状 況	収 支 額 千円			0		
						普 通 会 計 か ら の 繰 入 額 千円			1,021,644		
						加 入 世 帯 数 世帯			12,125		
						被 保 険 者 数 人			16,854		
						一 世 帯 当 た り 保 険 料 調 定 額 (医 療 分) 円			123,324		
						被 保 険 者 一 人 当 た り 保 険 料 調 定 額 (医 療 分) 円			88,313		
						被 保 険 者 一 人 当 た り 費 用 (医 療 分) 円			433,776		

※ 産業構造の割合は、分類不能を含めた総数における割合

市町村名		新居浜市		類型	Ⅲ－2														
歳 入						性 質 別 歳 出													
区 分		決算額 千円	構成比 %	経常一般財源 K 千円	Kの構成比 %	区 分		決算額 千円	構成比 %	税 等 千円	経常一般財源 千円	経常収支 比率 %	臨時財政対策 債等を除いた 経常収支比率 %						
地 方 税		20,825,742	36.7	19,565,456	63.7	人 件 費		8,250,874	14.8	7,445,907	6,960,546	22.7	22.7						
地 方 譲 与 税		378,524	0.7	378,524	1.3	うち職員給		5,174,428	9.3	4,723,572	4,685,626	15.3	15.3						
利 子 割 交 付 金		40,847	0.1	40,847	0.1	扶 助 費		14,623,541	26.3	4,049,028	3,216,567	10.5	10.5						
配 当 割 交 付 金		137,075	0.2	137,075	0.4	公 債 費		4,863,520	8.7	4,683,455	4,683,455	15.2	15.2						
株式譲渡所得割交付金		218,490	0.4	218,490	0.7	内 元 利 償 還 金		4,863,520	8.7	4,683,455	4,683,455	15.2	15.2						
地方消費税交付金		3,436,800	6.1	3,436,800	11.2	課 一時借入金利息		0	0.0	0	0	0.0	0.0						
ゴルフ場利用税交付金		31,903	0.1	31,903	0.1	小 計		27,737,935	49.8	16,178,390	14,860,568	48.4	48.4						
法人事業税交付金		365,790	0.6	365,790	1.2	物 件 費		7,695,595	13.8	5,915,574	3,768,923	12.3	12.3						
軽油・自動車交付金		0	0.0	0	0.0	維 持 補 修 費		275,197	0.5	231,226	231,226	0.7	0.7						
自動車税環境性能割交付金		29,418	0.1	29,418	0.1	補 助 費 等		4,274,459	7.7	3,444,459	1,617,459	5.3	5.3						
地方特例交付金		197,556	0.3	197,556	0.7	繰 出 金		5,578,668	10.0	4,621,308	4,107,158	13.4	13.4						
地 方 交 付 税		7,065,113	12.5	6,286,795	20.5	投資出資金・貸付金		1,004,520	1.8	231,520	220,000	0.7	0.7						
内 課	普 通	6,286,795	11.1	6,286,795	20.5	積 立 金		2,228,273	4.0	2,195,000	計	80.8	80.8						
	特 別	778,318	1.4	－	－	前年度繰上充用金		0	0.0	0	経常経費充当一般財源 24,805,334千円								
交通安全対策特別交付金		8,912	0.0	8,912	0.0	投 資 的 経 費		6,883,269	12.4	1,296,492				臨時財政対策債 － 千円					
分担金・負担金		323,524	0.6	－	－	うち人件費		197,235	0.4	197,235	税等総額 35,179,621千円								
使用料		484,892	0.9	209	0.0	普通建設事業費		6,881,210	12.4	1,296,492			税等総額 35,179,621千円						
手数料		247,171	0.4	1,210	0.0	内 課	補 助	3,269,497	5.9	314,050					税等総額 35,179,621千円				
国庫支出金		11,199,209	19.7	－	－		内 単 独	3,274,452	5.9	963,131							税等総額 35,179,621千円		
県支出金		4,120,045	7.3	－	－		認識 県営事業負担金	33,661	0.1	8,661									税等総額 35,179,621千円
財産収入		81,945	0.1	3,480	0.0		同級他団体施行事業負担金	303,600	0.5	10,650	税等総額 35,179,621千円								
寄 附 金		415,794	0.7	－	－	災害復旧事業費	2,059	0.0	0	税等総額 35,179,621千円									
繰 入 金		918,887	1.6	－	－	失業対策事業費	0	0.0	0				税等総額 35,179,621千円						
繰 越 金		1,041,039	1.8	－	－										税等総額 35,179,621千円				
諸 収 入		1,666,692	2.9	1,957	0.0	合 計		55,677,916	100.0								34,113,969	税等総額 35,179,621千円	
地 方 債		3,508,200	6.2	－															
合 計		56,743,568	100.0	30,704,422	100.0														

市 町 村 税							区 分	決算額 千円	構成比 %	税 等 千円
区 分		決算額 千円	構成比 %	増減率 %	基準 税額 × 100 75 千円	超過課税分 収入済額 千円				
市町村	個 人 分	6,221,488	29.9	10.6	6,155,570	—	議 会 費	322,597	0.6	322,597
民 税	法 人 分	2,010,252	9.7	15.2	1,200,892	470,275	総 務 費	7,411,618	13.3	5,339,442
固 定	資 産 税	10,027,070	48.1	0.0	10,094,016	—	民 生 費	23,577,088	42.4	11,115,654
軽 自 動 車	税	477,683	2.3	2.8	476,421	—	衛 生 費	4,689,531	8.4	2,501,251
市 町 村	たばこ税	828,467	4.0	△ 1.7	834,568	—	労 働 費	331,138	0.6	32,910
小 計		19,564,960	94.0	4.6	18,761,467	470,275	農 林 水 産 業 費	844,290	1.5	427,884
							商 工 費	1,609,893	2.9	982,716
法 定 外 普 通 税		—	—	—		—	土 木 費	4,890,933	8.8	3,001,209
旧 法 に よ る 税		—	—	—		—	消 防 費	2,137,050	3.8	1,732,469
目 的 税		1,260,782	6.0	2.7		—	教 育 費	4,946,778	8.9	3,922,961
内 訳	都 市 計 画 税	1,260,286	6.0	2.7		—	災 害 復 旧 費	2,059	0.0	0
	入 湯 税	496	0.0	1.0		—	公 債 費	4,864,025	8.7	4,683,960
							諸 支 出 金	50,916	0.1	50,916
合 計		20,825,742	100.0	4.5	18,761,467	470,275	合 計	55,677,916	100.0	34,113,969
適 用 税 率 の 状 況							区 分	現年課税分 %	滞納繰越分 %	合 計 %
市民税 個人分	均 等 割	3,000円	市民税 法人分	均 等 割	50,000円～ 3,000,000円	徴 収 率				
	所 得 割	標準税率に 対する比率 1.0		法人税割	8.4/100					
				固 定 資 産 税	1.4/100					
				市 町 村 民 税	99.6					
固 定 資 産 税	99.5	25.9	98.9							
合 計	99.6	36.2	99.1							

(2) 一般会計決算の推移(款別)

ア 歳 入

(単位：千円・%)

年度 区分	令和 5		6		7	
	決 算 額	構成比	決 算 額	構成比	決 算 額	構成比
市 税	20,582,488	36.7	19,932,939	35.9	20,825,742	36.7
地 方 譲 与 税	348,821	0.6	370,931	0.7	378,524	0.7
利 子 割 交 付 金	8,919	0.0	13,676	0.0	40,847	0.1
配 当 割 交 付 金	93,014	0.2	130,507	0.2	137,075	0.2
株式等譲渡所得割交付金	112,372	0.2	194,004	0.3	218,490	0.4
法 人 事 業 税 交 付 金	306,222	0.5	343,773	0.6	365,790	0.6
地 方 消 費 税 交 付 金	2,886,632	5.1	3,182,481	5.7	3,436,800	6.1
ゴルフ場利用税交付金	31,379	0.1	31,349	0.1	31,903	0.1
環 境 性 能 割 交 付 金	33,625	0.1	33,184	0.1	29,418	0.1
地 方 特 例 交 付 金	235,562	0.4	708,684	1.3	197,556	0.3
地 方 交 付 税	5,896,720	10.5	6,242,236	11.2	7,065,113	12.4
交通安全対策特別交付金	10,515	0.0	9,702	0.0	8,912	0.0
分 担 金 及 び 負 担 金	246,201	0.4	264,032	0.5	313,440	0.6
使 用 料 及 び 手 数 料	752,572	1.4	709,637	1.3	709,233	1.2
国 庫 支 出 金	11,147,650	19.9	10,230,875	18.4	11,199,209	19.7
県 支 出 金	3,741,572	6.7	3,859,345	7.0	4,120,045	7.3
財 産 収 入	91,345	0.2	283,118	0.5	80,869	0.2
寄 附 金	551,226	1.0	493,876	0.9	415,794	0.7
繰 入 金	1,110,037	1.9	1,403,070	2.5	830,712	1.5
繰 越 金	1,241,324	2.2	1,032,050	1.9	1,041,039	1.8
諸 収 入	1,858,044	3.3	1,686,189	3.0	1,781,673	3.1
市 債	4,849,548	8.6	4,393,352	7.9	3,508,200	6.2
合 計	56,135,788	100	55,549,010	100	56,736,384	100

イ 歳 出

(単位：千円・%)

年度 区分	令和 5		6		7	
	決 算 額	構成比	決 算 額	構成比	決 算 額	構成比
議 会 費	352,185	0.6	341,908	0.6	323,217	0.6
総 務 費	5,793,298	10.5	5,636,642	10.3	7,438,807	13.3
民 生 費	23,069,404	41.9	22,966,106	42.1	23,490,771	42.2
衛 生 費	3,714,212	6.7	3,706,302	6.8	5,066,606	9.1
労 働 費	344,595	0.6	331,651	0.6	331,138	0.6
農 林 水 産 業 費	929,228	1.7	923,616	1.7	846,175	1.5
商 工 費	2,161,584	3.9	1,817,436	3.3	1,611,738	2.9
土 木 費	5,160,439	9.4	5,437,029	10.0	4,507,220	8.1
消 防 費	1,553,666	2.8	1,950,075	3.6	2,158,305	3.9
教 育 費	7,223,362	13.1	6,425,635	11.8	4,964,895	8.9
災 害 復 旧 費	35,319	0.1	37,706	0.1	2,059	0.0
公 債 費	4,766,446	8.7	4,933,865	9.1	4,929,801	8.9
合 計	55,103,738	100	54,507,971	100	55,670,732	100

(3) 一般会計歳出決算性質別の推移

年度 区分 性質別	令和 5			6			7		
	決 算 額	構成比	市民1人 当 たり	決 算 額	構成比	市民1人 当 たり	決 算 額	構成比	市民1人 当 たり
	千円	%	円	千円	%	円	千円	%	円
1. 人 件 費	8,176,233	14.8	72,058	8,673,649	15.9	77,432	8,499,977	15.3	76,899
2. 物 件 費	7,035,427	12.8	62,005	7,097,904	13.0	63,365	7,433,888	13.3	67,254
3. 補 助 費 等	6,572,588	11.9	57,926	5,639,569	10.4	50,346	4,834,106	8.7	43,734
4. 維 持 補 修 費	192,760	0.3	1,699	184,309	0.3	1,645	181,130	0.3	1,638
5. 扶 助 費	12,705,072	23.1	111,973	13,514,009	24.8	120,642	14,719,137	26.4	133,163
6. 建 設 事 業 費	8,627,622	15.7	76,037	7,857,009	14.4	70,141	6,902,282	12.4	62,444
(1) 普通建設事業費	8,592,303	15.6	75,726	7,819,303	14.3	69,804	6,900,223	12.4	62,425
ア 補 助	5,619,315	10.2	49,524	3,706,780	6.8	33,091	3,548,021	6.4	32,098
イ 単 独	2,972,988	5.4	26,202	4,112,523	7.5	36,713	3,352,202	6.0	30,327
(2) 災害復旧事業費	35,319	0.1	311	37,706	0.1	337	2,059	0.0	19
7. 出資金及び貸付金	1,089,362	2.0	9,601	902,561	1.7	8,057	1,004,520	1.8	9,088
8. 積 立 金	781,332	1.4	6,886	689,219	1.3	6,153	2,228,100	4.0	20,157
9. 繰 出 金	5,159,652	9.4	45,473	5,018,613	9.2	44,802	4,940,038	8.9	44,692
10. 公 債 費	4,763,690	8.6	41,983	4,931,129	9.0	44,021	4,927,554	8.9	44,579
歳 出 合 計	55,103,738	100	485,641	54,507,971	100	486,604	55,670,732	100	503,648

(4) 特別会計決算の推移

(単位：千円)

事業別 年度 区分	令和 5		6		7	
	歳入	歳出	歳入	歳出	歳入	歳出
渡海船事業	172,582	172,582	175,705	175,705	173,194	173,194
平尾墓園事業	28,666	28,666	27,499	27,499	24,153	24,153
国民健康保険事業	11,738,307	11,738,307	10,769,952	10,769,952	10,547,027	10,547,027
介護保険事業	13,647,337	13,431,490	13,788,148	13,788,148	13,830,226	13,830,226
後期高齢者医療事業	2,058,348	1,965,136	2,274,570	2,156,440	2,394,219	2,283,946
工業用地造成事業	—	—	—	—	—	—
計	27,645,240	27,336,181	27,035,874	26,917,744	26,968,819	26,858,546

(5) 水道事業・工業用水道事業・公共下水道事業決算の推移

ア 水道事業

(単位：千円)

年度 区分	収益的收入	収益的支出	純利益	資本的收入	資本的支出
令和 3	1,762,109	1,578,198	183,911	507,250	1,613,576
4	1,945,777	1,555,504	390,273	271,826	1,109,949
5	2,160,805	1,564,291	596,514	285,450	1,178,827
6	2,137,417	1,645,149	492,268	163,923	1,676,814
7	2,121,551	1,653,866	467,685	88,469	1,696,900

注：収益的収支は消費税等抜金額、資本的収支は消費税等を含む金額

イ 工業用水道事業

(単位：千円)

年度 区分	収益的收入	収益的支出	純利益	資本的收入	資本的支出
令和 3	247,827	183,335	64,492	32,810	120,321
4	238,490	189,909	48,581	44,417	204,849
5	214,383	187,956	26,427	70,472	446,462
6	248,217	184,759	63,458	63,119	354,168
7	249,091	212,222	36,869	76,644	293,591

注：収益的収支は消費税等抜金額、資本的収支は消費税等を含む金額

ウ 公共下水道事業

(単位：千円)

年度 区分	収益的收入	収益的支出	純利益	資本的收入	資本的支出
令和 3	3,699,824	3,560,339	139,485	3,197,576	4,800,472
4	3,849,466	3,659,677	189,789	2,673,799	4,225,056
5	4,022,222	3,824,058	198,164	2,249,457	3,830,736
6	3,930,204	3,771,322	158,882	2,228,964	3,990,954
7	3,936,595	3,798,015	138,580	3,156,431	5,097,391

注：収益的収支は消費税等抜金額、資本的収支は消費税等を含む金額

(6) 市債現在高の推移

(単位：千円)

区 分	令和6年度末	令和7年度末	令和8年度増減見込み		令和8年度末 見 込 額
			令和8年度中 起 債 見 込 額	令和8年度中 元金償還見込額	
一 般 会 計					
総 務	3,269,348	3,680,073	617,500	268,481	4,029,092
民 生	1,557,381	1,384,084	21,400	148,589	1,256,895
衛 生	3,300,658	4,163,063	289,800	301,436	4,151,427
農 水	856,678	961,874	109,400	67,462	1,003,812
商 工	860,285	732,111	46,000	122,145	655,966
土 木	6,575,169	6,670,258	975,500	560,163	7,085,595
公 営 住 宅	3,251,365	3,306,725	194,200	101,886	3,399,039
消 防	5,037,696	4,812,647	432,000	412,549	4,832,098
教 育	8,269,574	8,118,158	3,100,400	631,707	10,586,851
災 害 復 旧	232,565	172,476	—	36,147	136,329
減 税 補 て ん 債	30,925	9,963	—	9,963	—
臨 時 財 政 対 策 債	18,668,696	16,808,285	—	1,806,852	15,001,433
減 収 補 て ん 債	449,546	372,686	—	76,867	295,819
行 政 改 革 推 進 債	—	—	249,800	—	249,800
計	52,359,886	51,192,403	6,036,000	4,544,247	52,684,156
特 別 会 計					
平 尾 墓 園 事 業	4,390	0	—	0	0
計	4,390	0	0	0	0

(単位：千円)

区 分	令和6年度末	令和7年度末	令和8年度増減見込み		令和8年度末 見 込 額
			令和8年度中 起 債 見 込 額	令和8年度中 元金償還見込額	
企 業 会 計					
水 道 事 業	5,107,937	4,794,134	300,000	298,103	4,796,031
工 業 用 水 道 事 業	314,652	299,186	100,000	15,540	383,646
公 共 下 水 道 事 業	31,229,629	30,816,454	1,403,400	2,284,769	29,935,085
計	36,652,218	35,909,774	1,803,400	2,598,412	35,114,762

(7) 普通会計決算(財政指標)の推移

(単位：千円)

区 分 \ 年 度	令和 3	4	5	6	7	
歳 入 総 額 ①	58,143,712	53,409,897	56,136,821	55,537,000	56,743,568	
歳 出 総 額 ②	57,052,076	52,168,573	55,104,771	54,495,961	55,677,916	
歳入歳出差引額（①－②）③	1,091,636	1,241,324	1,032,050	1,041,039	1,065,652	
翌年度へ繰越すべき財源 ④	107,718	170,654	89,982	63,129	78,182	
実 質 収 支（③－④）⑤	983,918	1,070,670	942,068	977,910	987,470	
単 年 度 収 支 ⑥	82,341	86,752	△ 128,602	35,842	9,560	
積 立 金 ⑦	889,577	100,905	620,056	473,781	842,905	
繰 上 償 還 金 ⑧	－	－	－	－	－	
積 立 金 取 り 崩 し 額 ⑨	1,400,000	460,000	400,000	450,000	150,000	
実質単年度収支（⑥＋⑦＋⑧－⑨）	△ 428,082	△ 272,343	91,454	59,623	702,465	
基 準 財 政 需 要 額 注：1	21,894,452	22,587,137	23,165,281	23,676,253	24,451,033	
基 準 財 政 収 入 額 注：2	20,381,605	17,053,415	18,008,247	18,186,548	18,164,238	
標 準 財 政 規 模 注：3	28,526,491	27,874,939	28,392,345	28,845,194	29,436,237	
財 政 力 指 数 注：4	単年度	0.731	0.755	0.777	0.768	0.743
	三年平均	0.757	0.754	0.754	0.767	0.763
実 質 収 支 比 率（％） 注：5	3.4	3.8	3.3	3.4	3.4	
実 質 公 債 費 比 率（％） 注：6	1.6	2.2	2.7	3.1	3.3	
積 立 金 現 在 高	8,540,431	7,533,579	7,202,106	6,487,701	7,884,462	
地 方 債 現 在 高	53,518,511	52,404,804	52,084,381	51,790,140	50,683,383	
債 務 負 担 行 為 額	7,758,403	5,794,222	7,616,829	7,071,066	8,490,096	
経常一般財源比率（％） 注：7	99.3	100.3	100.7	101.3	104.3	
経 常 収 支 比 率（％） 注：8	(81.1) 75.1	(82.3) 80.6	(85.7) 85.0	(86.8) 86.4	(80.8) 80.8	

注：1 基準財政需要額

普通交付税の算定に用いるもので、地方公共団体が標準的な水準で行政を行うために必要な経費のうち、一般財源で賄うべき額を合理的に算定した額をいう。

この性格及び算定上の基本的なものは、特定財源を充当される部分を除いて一般財源をもって賄われる額であること。客観的な「あるべき財政需要額」を算定するものであること。義務的性格や普遍性の高い経費を算定の対象とし、地域的特殊性、独自性の強い経費は必ずしも算入されるわけではないこと等である。

注：2 基準財政収入額

普通交付税の算定に用いるもので、地方公共団体の財政力を合理的に測定するため、標準的な状態において見込まれる市税、利子割交付金、特別とん譲与税譲与金等の一般財源収入を、一定の方法で算定した額である。

この性格及び算定上の基本的なものは、収入実績ではなく、客観的な「あるべき一般財源収入額」を算定するものであり、その算定にあたっては、徴収努力の大小が地方交付税に影響を与えることのないように、なるべく客観的、間接的な資料を用いることとされている。

注：3 標準財政規模

地方公共団体の一般財源の標準規模を示すもので、次の計算方式によって算定されたもの。

$$\begin{aligned} \text{標準財政規模} = & (\text{基準財政収入額} - \text{市民税所得割における税源移譲相当額の25\%} - \text{地方譲与税} - \text{交通安全対策特別交付金}) \times \frac{100}{75} + \\ & (\text{地方譲与税} + \text{交通安全対策特別交付金} + \text{普通交付税} + \text{臨時財政対策債発行可能額}) \end{aligned}$$

注：4 財政力指数

基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値の過去3か年の平均値であり、地方公共団体の財政力を示す。

財政力指数は、必要とする一般財源に対して、制度上現実に収入されうる税収入等がどれだけあるかということを示す指標であり、この指標が高いほど財政力が強いといえる。

この指数が「1」を超えると普通交付税の不交付団体となり、「1」以下でも「1」に近いほど留保財源が多く、それだけ財源に余裕があるといえる。

$$\text{財政力指数} = \frac{\text{基準財政収入額}}{\text{基準財政需要額}}$$

注：5 実質収支比率

実質収支額の標準財政規模に対する割合をいい、実質収支額が黒字の場合の比率は正数で、赤字の場合は負数であらわされる。おおむね標準財政規模の3%から5%程度が望ましいとされている。

$$\text{実質収支比率} = \frac{\text{実質収支}}{\text{標準財政規模}} \times 100 (\%)$$

$$\text{実質収支} = \text{形式収支} - \text{翌年度へ繰り越すべき財源}$$

$$\text{形式収支} = \text{歳入決算額} - \text{歳出決算額}$$

注：6 実質公債費比率

公債費比率と同様、公債費による財政負担の度合いを示す指標の一つで、この数値が一定基準以上になると起債の発行が制限されることとなる。

$$\text{実績公債費比率} = \frac{A - B}{C - B} \times 100$$

A：元利償還金・準元利償還金

B：算入公債費の額

C：標準財政規模

注：7 経常一般財源比率

標準財政規模に対する経常一般財源(毎年度連続して経常的に収入される財源のうち、その用途が特定されず、自由に使用しうる収入)の割合であり、市の収入の安定性と財政上の自立性がどの程度確保されているかを判断することができる。

$$\text{経常一般財源比率} = \frac{\text{経常一般財源}}{\text{標準財政規模}} \times 100 (\%)$$

注：8 経常収支比率

容易に縮減することの困難な経常経費(人件費、扶助費、公債費等)に経常的一般財源がどの程度充当されているかをみることにより財政構造の弾力性を判断するための指標であり、80%を超えると、弾力性を失いつつあると考えられる。

$$\begin{aligned} \text{経常収支比率} = & \frac{\text{経常経費充当の一般財源}}{(\text{経常一般財源総額} + \text{減税補てん債} + \text{臨時財政対策債})} \times 100 (\%) \end{aligned}$$

なお、表内()は、平成12年度までは、経常一般財源等に減税補てん債を加えたもので、平成13年度以降は経常一般財源から減税補てん債及び臨時財政対策債を、平成20年度以降は経常一般財源から減収補てん債特例分及び臨時財政対策債を除いたものである。

14 スポーツ

(1) 生涯スポーツ事業

市民の誰もが年齢・性別、障がいの有無を問わず、生涯にわたりスポーツに親しむことができる環境づくりに取り組む。

- 生涯スポーツの推進とスポーツ機会の創出
- 市民によるスポーツを支えるまちづくり
- 施設環境の整備と施設の効果的な活用

主な事業

(令和7年度)

行 事 名	実 施 期 間	参加人員 (人)
・ 市民歩け歩け大会	4/6	261
・ 市民体育祭	9/12～1/18	3,865
・ 体力づくり指導者講習会	5/15、6/11、7/15、8/20、9/29	188
・ 第9回 あかがねマラソン	12/7	1,040
・ 大府市・新居浜市ジュニアバドミントン交流事業	8/22～8/24	23

(2) 競技力向上事業

国体レガシーを活かしながら、トップアスリートの育成など、中学・高校の選手を中心にレベルアップに取り組む。

- トップアスリートの育成とチームの競技力向上

主な事業

- ・ 運動部活動競技力向上事業
- ・ 高校スポーツ強化運動部指定校事業

(3) 体育施設

ア 市民体育館

所在地 東雲町一丁目1番25号

☎ 34-1888

敷地面積 4,863㎡

構造 鉄骨鉄筋コンクリート造3階建

延床面積 6,210㎡

総事業費 5億7,520万円

完成 昭和52年7月31日

1階トレーニング室 315㎡ 昭和54年3月24日完成

1階体育室 520㎡ 昭和56年11月18日完成

(卓球台 10台)

2階競技場 1,763㎡

(バレーコート3面、バスケットコート2面、テニスコート3面、バドミントンコート12面、ハンドボールコート1面、卓球30台、体操全種目)

3階観覧席 808席(固定席)

市民体育館使用料

区 分					使用時間	午前 (9時～12時)	午後 (13時～17時)	夜間 (18時～22時)	全日 (9時～22時)
競 技 場 面 及 び 体 育 室	全 面 使 用	アマチュアスポーツに使用する 場合	入場料を徴収しない 場合	学校（学校教育法第1条に定める学校）	競 技 場	1,100 円	1,650 円	2,200 円	4,400 円
				体 育 室	550	770	1,100	2,200	
				一 般	競 技 場	2,200	3,300	4,400	8,800
					体 育 室	1,100	1,650	2,200	4,400
			入場料を徴収する 場合	学校（学校教育法第1条に定める学校）	競 技 場	3,300	4,950	6,600	13,200
				体 育 室	1,650	2,420	3,300	6,600	
				一 般	競 技 場	6,600	9,900	13,200	26,400
					体 育 室	3,300	4,950	6,600	13,200
		アマチュアスポーツ以外に使用する 場合	入場料を徴収しない場合	競 技 場	26,400	39,600	52,800	105,600	
				体 育 室	11,000	16,500	22,000	44,000	
				入場料を徴収する場合	競 技 場	52,800	79,200	105,600	211,200
					体 育 室	22,000	33,000	44,000	88,000
			スポーツ以外に使用する 場合	入場料を徴収しない場合	競 技 場	26,400	39,600	52,800	105,600
					体 育 室	11,000	16,500	22,000	44,000
				入場料を徴収する場合 又は営業目的の場合	競 技 場	52,800	79,200	105,600	211,200
					体 育 室	22,000	33,000	44,000	88,000
部 分 使 用	競技場及び体育室の2分の1未満の部分を使用する場合				全面使用料の2分の1に相当する額				
	個人利用の場合	普通利用の場合	高 校 生 及 び 一 般	150 円	150 円	150 円			
			小 学 生 及 び 中 学 生	50	50	50			
		回数利用の場合	高 校 生 及 び 一 般	11枚綴 1,500 円					
			小 学 生 及 び 中 学 生	11枚綴 550 円					
ト レ ー ニ ン グ 室	高 校 生 及 び 一 般				150 円	150 円	150 円		
	小 学 生 及 び 中 学 生				50	50	50		
	定期利用の場合（高校生及び一般に限る。） 1 カ月					1,500 円			

器具使用料

区 分	数量	区 分	入場料等を徴収しない場合	入場料等を徴収する場合
バスケット用具 (ボールを除く)	1組	午前、午後、 夜間各1回 につき	110円	220円
バレーボール用具 (ボールを除く)	"	"	110	220
バドミントン用具 (ラケット・シャトル コックを除く)	"	"	110	220
テニス用具 (ラケット・ボール を除く)	"	"	110	220
卓球用具 (ラケット・ボール を除く)	"	"	110	220
フットサル用具 (ボールを除く)	"	"	110	220
体操用具	1種目	"	110	220
電光掲示板	1台	"	550	1,100
放送設備	一式	"	1,100	2,200
フロアーシート	1枚	"	50	110

利用状況

(令和7年度・単位：人)

区 分	団 体	個 人
バレーボール	5,520	
卓 球	7,072	18,221
バドミントン	9,654	13,216
テニ ス	104	
バスケットボール	1,892	
トレーニング室		18,751
体 操	25	
そ の 他	46,680	
計	70,947	50,188

合計利用日数 346 日

合計利用人数 121,135 人

利用日1日平均 350 人

イ 山根総合体育館

所 在 地 角野新田町三丁目14番1号

☎ 43-2905

敷地面積 5,358㎡

構 造 鉄骨鉄筋コンクリート造2階建

屋根部分鉄骨造銅板葺き

延床面積 3,252㎡

建設事業費 4億9,000万円

完 成 昭和62年3月10日

1階競技場 1,326㎡

(バレーコート2面、バスケットコート2面、バドミントンコート8面)

1階トレーニング室 124.90㎡

2階競技場 1,073.4㎡

(卓球コーナー3台、柔剣道場393.95㎡、ジョギングコース170m)

山根総合体育館使用料

区 分					使用時間	午前 (9時～12時)	午後 (13時～17時)	夜間 (18時～22時)	全日 (9時～22時)
競 技 場 及 び 柔 剣 道 場	全 面 使 用	アマチュ アスポー ツに使用 する場合	入場料を 徴収しな い場合	学校（学校教 育法第1条に 定める学校）	競 技 場	880 円	1,320 円	1,650 円	3,300 円
					柔剣道場	440	660	880	1,650
				一 般	競 技 場	1,650	2,750	3,300	6,600
					柔剣道場	880	1,320	1,650	3,300
			入場料を 徴収する 場合	学校（学校教 育法第1条に 定める学校）	競 技 場	2,750	3,850	5,500	11,000
					柔剣道場	1,320	1,650	2,750	5,500
				一 般	競 技 場	5,500	7,700	11,000	22,000
					柔剣道場	2,750	3,850	5,500	11,000
		アマチュ アスポー ツ以外に 使用する 場合	入場料を徴収しない場合	競 技 場	19,800	33,000	39,600	79,200	
				柔剣道場	8,800	13,200	16,500	33,000	
			入場料を徴収する場合	競 技 場	39,600	66,000	79,200	171,600	
				柔剣道場	16,500	27,500	33,000	66,000	
	スポーツ 以外に使用 する場合	入場料を徴収しない場合	競 技 場	19,800	33,000	39,600	79,200		
			柔剣道場	8,800	13,200	16,500	33,000		
		入場料を徴収する場合	競 技 場	39,600	66,000	79,200	171,600		
			柔剣道場	16,500	27,500	33,000	66,000		
	場 部 分 使 用	競技場及び柔剣道場の2分の1未満の部分を使用する場合				全面使用料の2分の1に相当する額			
		個人 利用の 場合	普通利用の場合	高 校 生 及 び 一 般	150 円	150 円	150 円		
				小 学 生 及 び 中 学 生	50	50	50		
			回数利用の場合	高 校 生 及 び 一 般	11枚綴 1,500 円				
				小 学 生 及 び 中 学 生	11枚綴 550 円				
ト レ ー ニ ン グ 室	高 校 生 及 び 一 般				150 円	150 円	150 円		
	小 学 生 及 び 中 学 生				50	50	50		
	定期利用の場合（高校生及び一般に限る。） 1 カ月					1,500 円			

器具使用料

市民体育館の器具使用料と同じ

利用状況 (令和7年度・単位：人)

区 分	団 体	個 人
バレーボール	2,018	
卓球		6,879
バドミントン	2,891	10,682
トレーニング		3,087
バスケットボール	10,022	
剣道	682	
空手道	4,134	
その他	7,623	
計	27,370	20,648

利用状況

(令和7年度・単位：人)

区 分	東 雲 市民プール	山根公園 屋内プール	別 子 山 市民プール
使 用 日 数	61日	333日	45日
使 用 日 1日平均利用者数	647	61	6
大 人 (高校生以上)	16,267	17,800	273
小 人	23,171	2,490	
利 用 者 計	39,438	20,290	273

合計利用日数 345日

合計利用人数 48,018人

利用日1日平均 139人

ウ 市民プール

名称 区分	東雲市民プール	山根公園屋内プール	別子山市民プール
所 在 地	東雲町一丁目1番13号 ☎ 32-3595	角野新田町三丁目14番2号 ☎ 43-1411	別子山甲333番地の1 ☎ 64-2305
敷地面積	10,744㎡	7,400㎡	1,430㎡
構 造	鉄筋コンクリート造	(管理棟) 鉄筋コンクリート造2階建 (プール棟) 鉄骨造メタアクリル板葺き	鉄筋コンクリート一部樹脂造
建設事業費	1億4,000万円	5億円	3,600万円
完 成	昭和47年5月31日	昭和63年9月30日	昭和57年3月25日
プール施設	(寸法) (水深平均) 流水プール 7m×170m 1.0m 子供プール 変 形 0.4m 幼児プール 変 形 最深 0.2m 最浅 0.1m スライダープール 20m×9m 0.7m 50mプール (公認) (9コース) 50m×20m 最深 1.6m 最浅 1.2m	(寸法) (水深平均) 25mプール(6コース) 25m×13m 1.1m 幼児プール 20m×3~4m 0.5m	(寸法) 25m×8m(4コース)

プール使用料

区 分		種 別		使 用 料		
個	東雲市民プール	普 通 券	大 人 (高校生以上)	1 人 2 時間まで60円 2 時間を超える 1 時間ごとに60円増		
			小 人 (中学生以下)	1 人 2 時間まで10円 2 時間を超える 1 時間ごとに20円増		
		ロ ッ カ ー 施 錠 使 用			1 ボックス 1 回10円	
人	山根公園屋内プール	普 通 券	大 人 (高校生以上)	1 人 2 時間まで450円 2 時間を超える 1 時間ごとに220円増		
			小 人 (中学生以下)	1 人 2 時間まで220円 2 時間を超える 1 時間ごとに110円増		
	共 通	回 数 券			普通券11枚綴として10枚分の料金	
団 体		30 人 以 上		普通料金の 1 割引		
		50 人 以 上		普通料金の 2 割引		
		100 人 以 上		普通料金の 3 割引		
占 用	東雲市民プール	区 分		10時～13時		13時～18時
		50 メートルプール	平 日	2,200 円		4,400 円
			日曜・祝日	3,300		5,500
			入場料を徴収する場合	本表に定める料金の倍額の範囲内で市長が別に定める額		
			許可時間を超える場合	1 時間を超えるごとに平日 770 円 日曜日、土曜日又は休日 1,100 円		
	山根公園屋内プール	区 分		10時～13時	13時～17時	17時～21時
		25 メートルプール	平 日	13,200 円	26,400 円	26,400 円
			日曜・祝日	19,800	33,000	33,000
			入場料等を徴収する場合	本表に定める料金の倍額の範囲内で市長が別に定める額		
			許可時間を超える場合	1 時間を超えるごとに平日 4,400円 日曜日、土曜日又は休日 6,600円		
目 的 外 使 用			使 用 1 日	本表に定める使用料を基準として市長が別に定める額		

※ 別子山市民プールの使用料は無料とする。

※ 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方が手帳等を提示して山根公園屋内プールを使用する場合半額（2 時間までの使用に限る。）

※ 市内在住の65歳以上の方が年齢を証する書類を提示して、山根公園屋内プールを使用する場合半額（2 時間までの使用に限る。）

エ 市営野球場

所在地	新須賀町三丁目2番54号 ☎ 34-0518
敷地面積	1万5,269㎡ 両翼 91m 中堅 118m
収容人員	本部スタンド 2,090人 内野スタンド 3,400人 外野スタンド 3,010人 計 8,500人
完成	昭和60年6月30日
利用者数	21,388人(令和7年度)
使用料	

区分	使用時間	職業	一般	学生	器具使用料
入場料を徴収する場合	全日	66,000円	16,500円	8,250円	拡声装置 全日 2,090円
入場料を徴収しない場合	全日	12,100	5,500	2,750	午前 1,100円
	午前	5,500	2,200	1,100	午後 1,430円
練習に使用の場合	午後	6,600	3,300	1,650	
	全日	8,250	2,420	1,100	スコアボード 1試合 2,640円
	午前	3,300	1,320	550	
	午後	4,950	1,760	880	電源 1回 220円
	2時間以内	—	660	270	

夜間照明使用料

使用時間	一般	学生
1時間ごと	3,300円	1,100円

オ 市民テニスコート

所在地	庄内町二丁目地先及び南小松原町地先
敷地面積	1万9,605㎡
コート数	クレーコート9面・全天候型ウレタンコート4面・全天候型人工芝コート6面
完成	昭和57年4月1日及び平成24年10月1日
利用者数	32,505人(令和7年度)

使用料

区分	使用時間	一般	学生
ハードコート・クレーコート 1面につき	1日	220 ^円	110 ^円
	午前	110	50
	午後	160	80
	2時間以内	60	30
人工芝コート 1面につき	1時間まで	270	140
	2時間まで	550	280
	1時間増すごとに	270	140

カ 山根公園テニスコート

所在地	角野新田町三丁目12番
敷地面積	5,117㎡
コート数	全天候型人工芝コート 6面 練習コート 3面(壁打)
完成	平成4年3月31日
利用者数	36,509人(令和7年度)
管理棟	
所在地	角野新田町三丁目12番 ☎ 43-2151
構造	鉄筋コンクリート造平家建
建物面積	317㎡
室構成	事務室、更衣室、シャワー室、トイレ
完成	平成4年3月
使用料	

区分	使用単位	使用者別	テニスコート(一面)	練習コート(一人)	摘要
照明施設を使用しない場合	1時間まで	一般	1面につき円 270	1人につき円 110	テニスコート使用者については、使用時間内に限り、練習コートの使用料を原則として無料とする。
		学生	140	50	
	2時間まで	一般	550	220	
		学生	280	110	
	1時間増すごとに	一般	270	110	
		学生	140	50	
照明施設を使用する場合	1時間まで	一般	600	220	
		学生	470	160	
	2時間まで	一般	1,210	440	
		学生	940	330	
	1時間増すごとに	一般	600	220	
		学生	470	160	

備考：1時間以内の端数が生じた場合は、1時間とみなす

キ 武徳殿・重量挙練習場・弓道場

区 分	種 別	武 徳 殿	重 量 挙 練 習 場	弓 道 場
所 在 地		徳常町 4 番 6 号	東雲町一丁目 1 番 25 号	徳常町 4 番 15 号
敷 地 面 積 (㎡)		2,362	市民体育館敷地内	546
構 造		木造平家建	鉄骨鉄筋コンクリート造	木造平家建
建 物 面 積 (㎡)		568	(425)市民体育館延床面積に含まれる	射場 72.962 的場 29.540
完 成		昭和14年 6 月	令和元年 5 月	平成 5 年 3 月
使 用 料		無料	無料	無料
令和 7 年度の利用者数(人)		11,733	4,659	9,989

ク 山根市民グラウンド

昭和45年から、上部地区のスポーツの中心として、ソフトボール、野球、サッカー等に活用されている。

所 在 地 角野新田町三丁目 2822 番地の 9
敷地面積 1 万 3,403㎡
利用者数 32,951 人(令和 7 年度)
使 用 料 夜間照明使用料
全面使用 3,000 円
片面使用 1,500 円

ケ 別子山市民グラウンド

所 在 地 別子山乙 304 番地の 8
敷地面積 1,470㎡
使 用 料 無料

サッカー場使用料(1 面当たり)

コ 市営サッカー場(グリーンフィールド新居浜)

平成11年 8 月にオープンし、サッカーを主とするスポーツ振興を図っている。

所 在 地 観音原町乙109番地
☎ 66-2522

グラウンド数 2 面(第 1・第 2)
芝 面 積 22,220㎡(125m×178m)
グラウンド面積 7,140㎡(105m×68m)
東 西 観 覧 席 1,000 席
利 用 者 数 33,011 人(令和 7 年度)
施 設 概 要 管理棟、倉庫、公衆トイレ、
駐車場、駐輪場ほか

区 分	使 用 時 間		職 業	一 般	高校生以下 (高専生及び専修 学校生を含む)
入場料を徴収する場合	全 日	(9時～17時)	158,400 円	52,800 円	26,400 円
入場料を徴収しない場合	全 日	(9時～17時)	52,800	17,600	8,800
	半 日	(9時～13時) 又は(13時～17時)	26,400	8,800	4,400
	上記区分以外 1 時間当たり		6,600	2,200	1,100

1. 1 面の 2 分の 1 以内で部分使用するときは、2 分の 1 とする。
2. 全面(2 面)使用するときは、2 倍とする。
3. 1 時間以内の端数が生じたときは、1 時間とみなす。

サ 多喜浜体育館

中小企業に雇用される勤労者の福祉の増進と雇用の安定を図るため、雇用促進事業団(現 雇用・能力開発機構)と市の共有建築物として昭和59年3月20日に竣工し、昭和59年4月1日に設置。平成15年4月1日、雇用・能力開発機構からの譲渡により体育施設の一元化を図るとともに名称を「新居浜市多喜浜体育館」に改める。

所在地 多喜浜四丁目3番7号

☎ 46-2466

敷地面積 3,254.29㎡

構造 鉄筋コンクリート造一部2階建

建物面積 1,179.45㎡

建設事業費 1億3,460万円(うち雇用促進事業団出資金 8,960万円)

利用状況 (令和7年度・単位：人)

区 分	団 体	個 人
バレーボール	5,830	
卓球	244	1,215
バドミントン	1,531	
バスケットボール	463	
新体操	246	
その他	7,266	
計	15,580	1,215

合計利用日数 346日

合計利用人数 16,795人

利用日1日平均 49人

使用料

区 分		使用時間	午前 (9時～12時)	午後 (13時～17時)	夜間 (18時～22時)	全日 (9時～22時)
全面使用	競技場		550円	550円	770円	1,870円
部分使用	競技場の2分の1未満の部分を使用する場合		全面使用の2分の1に相当する額			
	個人利用の場合	高校生及び一般	150円	150円	150円	
		小学生及び中学生	50	50	50	
	回数利用の場合	高校生及び一般	11枚綴	1,500円		
		小学生及び中学生	11枚綴	550円		

器具使用料

市民体育館の器具使用料と同じ

シ 東雲競技場

所在地 東雲町三丁目地先

敷地面積 13,000㎡

施設概要 全天候型300mトラック及び投てき場

利用者数 18,139人(令和7年度)

使用料 無料

ス 文化振興会館

昭和28年10月、第8回国民体育大会が四国四県で実施されたのを記念して建てられ、記念会館として、40年間市民の方々に利用されてきたものを、市民の生活文化の向上、健康増進の研修の場として、全面改築し、新居浜市文化振興会館として設置した。

所在地 徳常町4番8号

☎ 36-0800

敷地面積 609㎡

構造 鉄筋コンクリート造3階建

延床面積 993㎡

総事業費 2億2,800万円

完成 平成5年3月

建物 1階 第1研修室(44.46㎡)
調理実習室(40.15㎡)
大小浴室、男女更衣室、
トイレ、受付、展示ホール

2階 第2研修室(80.34㎡)
第3研修室(81.40㎡)
第4研修室(39.60㎡)
講師控室、トイレ

3階 第5研修室(153.92㎡)
講師控室、トイレ

利用者数 令和7年度 9,400人

使用料

(単位：円)

室名 \ 使用時間	9時～12時	12時～17時	17時～21時	9時～17時	12時～21時	9時～21時
第1会議室	440	550	770	1,100	1,320	1,870
第2会議室	770	1,100	1,430	1,980	2,530	3,410
第3会議室	770	1,100	1,430	1,980	2,530	3,410
第4会議室	440	550	770	990	1,210	1,650
第5会議室	1,430	2,090	2,750	3,740	4,840	6,490
調理実習室	660	770	990	1,320	1,540	2,090
展示ホール	330	440	660	880	1,100	1,540

注：他に、合宿料金、冷暖房費、ガス、電気等使用料が加算される。

セ 体育施設建設基金

令和8年3月31日現在の積立金額 670,558,183円

(1) 文化芸術事業

地域の芸術文化の振興とすそ野の拡大を課題とし、市民の自主的な芸能・文化活動の育成・促進を図る。

- 創作や表現の機会拡大
- 文化グループ・サークルの助成・広報
- 伝統芸能の発掘・伝承
- 芸術鑑賞の機会の拡大

文化遺産に対する正しい理解と認識を深め、その保存と活用の促進を図る。

- 文化財に対する理解と認識を深める。
- 文化財の愛護思想普及のための教育
- 文化財の調査研究記録を図る。

主な行事

ア 文化芸術活動の奨励

- ・第58回にいはま春の市民文化祭

令和7年4月6日～20日

市民文化センター大ホール

あかがねミュージアム

美術の部 入場者 1,936人

出品数 552点

芸術の部 入場者 1,483人

出演者 315人

(2) 文化施設

市民文化センター

施設の概要

所在地	繁本町8番65号 ☎ 33-2180	
敷地面積	18,285㎡	
構造	鉄筋コンクリート造地下1階地上3階	鉄筋コンクリート造地下1階地上4階
建築面積	3,713㎡	2,166㎡
延床面積	5,219㎡	4,620㎡
ホール	大ホール(1,163席)	中ホール(固定486席、車いす席3席)
会議室	—	洋室10、和室2
教室	—	料理・茶華各1、視聴覚1
プラネタリウム	—	プラネタリウム室(72席)
その他	高齢者社交室	展示室1、相談室、保育室
駐車場	駐車可能台数 170台	
建設事業費	3億5,000万円	5億4,400万円
完成	昭和37年11月3日	昭和49年8月9日

・芸術文化プログラム

市内小中学生に対して瀬戸フィルハーモニー交響楽団による演奏鑑賞、合唱指導、金管楽器指導等

実施校 14校

・新居浜市美術展覧会

令和7年10月31日～11月9日

あかがねミュージアム

入場者数 3,302人 出品数 310点

・えひめこどものための音楽会 in 新居浜

令和7年7月19日(土)

市民文化センター大ホール

入場者 708人

・宝くじまちの音楽会

岩崎宏美・岩崎良美～ふれあいコンサート～

令和8年1月22日(木)

市民文化センター大ホール

入場者 1,104人

イ 文化財の保存活用

- ・市内にある指定文化財の現況調査及び保存事業の実施

- ・郷土資料室「(愛称)ふるさとラボ」の運営
(事前予約制)

小中学校への民具貸出事業

埋蔵文化財、民俗文化財、自然科学資料(岩石鉱石)などを展示活用している。

来館者 59人

使用料

大・中ホール、会議室等使用料金表

使用時間 室名		午前	午後	夜間	昼間	昼夜間	全日	備 考 (定員・広さ等)
		9時～12時	12時～17時	17時～22時	9時～17時	12時～22時	9時～22時	
大ホール	平日	円 9,900	円 16,500	円 23,100	円 26,400	円 39,600	円 49,500	固定席 1,163 席
	日曜日、土曜日又は休日	11,000	19,800	26,400	30,800	46,200	57,200	
中ホール	平日	4,400	7,700	11,000	12,100	18,700	23,100	固定席 486 席 車いす席 3 席
	日曜日、土曜日又は休日	5,500	9,900	13,200	15,400	23,100	28,600	
教室・会議室	視聴覚教室	1,100	1,540	2,310	2,530	3,300	3,850	100人 294㎡
	茶華道教室	880	1,320	1,980	2,200	2,860	3,300	40人 30畳
	料理教室	1,100	1,540	2,310	2,530	3,300	3,850	25人 100㎡
	展示室	550	880	1,320	1,430	1,870	2,200	50㎡
	大会議室	1,650	2,420	3,630	4,070	5,280	6,050	135人 202㎡
	中会議室	770	1,100	1,650	1,870	2,420	2,750	30人 50㎡ 3室 42人 60㎡ 1室 30人 68㎡ 2室 60人 108㎡ 1室
	小会議室	440	660	990	1,100	1,430	1,650	15人 25㎡ 2室
	小会議室(和室)	440	660	990	1,100	1,430	1,650	10人 10畳 2室

冷暖房装置使用料金表

区分 種別	単位	大ホール	ロビー (大ホール)	中ホール	教室、会議室
冷房	1時間	2,750 円	1,100 円	1,650 円	室利用料金の 5 割
暖房	1時間	1,100	550	770	” 3 割

器具等使用料金表

区分 種別	器 具 等 名	数量	1 回の 使用料	摘 要
大ホール 特設舞台	所 作 舞 台	1 式	2,200 ^円	
	ひ な 壇	1 式	550	5 枚 1 組
	迫 り 舞 台	1 式	2,200	
大ホール 照明器具	第1 ボーダーライト	1 式	550	
	第2 ボーダーライト	1 式	550	
	アッパーホリゾント ラ イ ト	1 式	440	
	ロアーホリゾント ラ イ ト	1 式	550	
	フットライト	花道	1 式	110
		舞台	1 式	330
	第1 シーリング スポットライト	1 式	770	
	第2 シーリング スポットライト	1 式	770	
	天井反射板ライト	1 式	770	
	ステージスポット ラ イ ト	1 式	550	4 台 1 組
	センタースポット ラ イ ト	1 台	550	
	スポット ライト	500 ワ ッ ト	1 台	110
		1 キロ ワ ッ ト	1 台	220
		1.5 キロ ワ ッ ト	1 台	330
	エ フ ェ ク ト プロジェクター	1 台	550	
	ミ ラ ー ボ ー ル	1 台	110	
	マルチストロボ	1 式	220	
	テレビコンセント	1 個	1,100	
中ホール 照明器具	第1 ボーダーライト	1 式	440	
	第2 ボーダーライト	1 式	440	
	アッパーホリゾント ラ イ ト	1 式	440	
	ロアーホリゾント ラ イ ト	1 式	550	
	フ ッ ト ラ イ ト	1 式	330	
	シ ー リ ン グ スポットライト	1 式	880	
	セ ン タ ー スポットライト	1 台	550	
	スポット ライト	500 ワ ッ ト	1 台	110
		1 キロ ワ ッ ト	1 台	220

区分 種別	器 具 等 名	数量	1 回の 使用料	摘 要
諸 道 具	演 台 設 備	1 式	330 ^円	椅子、 花台付
	赤 毛 布	1 式	110	
	金 屏 風	1 双	550	
	松 羽 目	1 式	550	
	紗 幕	1 式	1,100	
	暗 幕	1 式	110	
	ピ ア ノ (フルコンサート)	1 台	6,600	調律料 含まず
映 写 機 及び器具	ピ ア ノ (セミコンサート)	1 台	1,650	調律料 含まず
	16ミリ (35ミリ) 映写機 5 巻以内	1 台	2,200	1 巻ま すごとに220
	ス ク リ ー ン	1 式	1,100	
	オーバーヘッド プロジェクター	1 式	550	
	スライド映写機	1 式	1,100	
	ビデオ放映装置	1 式	330	
音響器具	拡 声 装 置 (マイク 3 本付)	1 式	1,650	
	演 台 マ イ ク	1 式	550	
	マイクロホーン	1 式	220	
	レコードプレーヤー	1 式	330	
	テープレコーダー	1 台	330	テープ を除く
	ワイヤレスマイク	1 本	220	
	コ ン パ ク ト ディスクプレーヤー	1 台	330	

使用料の額は、使用時間に係る区分に応じ、それぞれ次に定める額とする。

- (1) 午前、午後又は夜間 1 回の使用料の額
(2) 昼間又は昼夜間 2 回の使用料に相当する額
(3) 全日 3 回の使用料に相当する額

プラネタリウム観覧料

区 分	単位	観 覧 料 金	
		個 人	団体(30名以上)
大 人	1 人	60 円	40 円
高 校 生 ・ 高 専 生	1	30	15
中学生・小学生・幼児	1	10	5

利用状況

	階	室 名	令和 5 年度		令和 6 年度		令和 7 年度	
			利用回数	利用人員	利用回数	利用人員	利用回数	利用人員
本館	1	大 ホ ー ル	200 回	28,729 人	157 回	25,866 人	148 回	26,462 人
	1	大ホールロビー	0	0	2	873	2	10
別館	1	中 ホ ー ル	234	14,260	237	16,735	185	13,588
	2	茶 華 道 教 室	66	164	68	178	14	222
	2	展 示 室	62	128	63	181	11	171
	2	料 理 教 室	67	256	57	105	5	127
	3	プラネタリウム	72	416	70	445	134	915
	3	視 聴 覚 教 室	178	5,291	181	6,159	85	3,450
	3	小会議室(和室)	154	239	132	127	5	62
	3	小 会 議 室	337	1,379	402	1,525	311	1,719
	1・3・4	中 会 議 室	1,141	13,209	1,143	11,850	686	10,547
	4	大 会 議 室	217	8,493	197	9,069	135	8,424

(3) 別子山ふるさと館

設置趣旨 別子山地区の自然、歴史、風土、芸術、民俗等に関する資料の収集展示を行い、文化の向上を図る。

所在地 別子山甲 345 番地の 1

☎ 64-2305

敷地面積 2,819㎡

構造 木造 2 階建

建設事業費 9,197 万 9 千円

完成 平成 2 年 7 月 31 日

建物構造 資料館 1 棟 233㎡
管理棟 1 棟 127㎡

使用料 無料

(4) 文化財

ア 指定・登録文化財の状況 (R 8. 4. 1 現在)

区 分	国指定	県指定	市指定	国登録	合計
建 造 物	1	1	4	20	26
絵 画			3		3
彫 刻		1	10		11
工 芸		3	5		8
古 文 書			3		3
考 古 資 料		1	3		4
歴 史 資 料			5		5
無形民俗文化財			3		3
史 跡		1	22		23
名 勝	1	1	2		4
天 然 記 念 物	2	3	16		21
合 計	4	11	76	20	111

イ 国指定文化財

(R 8. 4. 1 現在)

名 称	種 類	所 在 地	所有者・管理者	指定年月日
旧広瀬家住宅	建 造 物	上原二丁目10番52号	新 居 浜 市	H 15. 5. 30
旧広瀬氏庭園	名 勝	上原二丁目10番52号	新 居 浜 市	H 30. 2. 13
一宮神社のクスノキ群	天然記念物	一宮町一丁目3番1号	一 宮 神 社	S 26. 6. 9
銅山峰のツガザクラ群落	〃	立川町、別子山	新 居 浜 市	H 31. 2. 26

ウ 県指定文化財

(R8.4.1 現在)

名 称	種 類	所 在 地	所有者・管理者	指定年月日
経堂「大転輪蔵」	建 造 物	山根町 8 番 1 号	瑞 応 寺	S 45. 3. 27
木造薬師如来坐像	彫 刻	高木町 3 番 21 号	河 内 寺	S 54. 9. 14
太刀 無銘	工 芸		個 人 蔵	S 39. 3. 27
銅銭承和昌宝	〃	黒島二丁目 7 番 70 号	明 正 寺	S 40. 4. 2
金銅密教法具	〃	黒島二丁目 7 番 70 号	明 正 寺	S 40. 4. 2
金子山古墳出土品	考 古 資 料	西の土居町二丁目 16 番 47 号	慈 眼 寺	S 63. 4. 19
別子銅山口屋跡	史 跡	西町 6 番 2 号	新 居 浜 市	S 24. 9. 17
別子ライン	名 勝	立川山大永山	新 居 浜 市	S 30. 11. 4
瑞応寺のイチョウ	天然記念物	山根町 8 番 1 号	瑞 応 寺	S 31. 11. 3
赤石山の高山植物	〃	赤石山系	新居浜市、四国中央市	S 32. 12. 14
久貢山のソテツ	〃	多喜浜六丁目 4 番 55 号	天 野 市 三	S 32. 12. 14

エ 市指定文化財

(R8.4.1 現在)

名 称	種 類	所 在 地	所有者・管理者	指定年月日
大元神社本殿	建 造 物	大島字宮山	大 島 八 幡 神 社	S 52. 4. 7
宝篋印塔	〃	郷四丁目	上 郷 自 治 会	S 52. 4. 7
狛 犬	〃	東田三丁目 1229 番地	東 台 神 社	S 52. 4. 7
立川銅山師奉納常夜灯	〃	一宮町一丁目 3 番 1 号	一 宮 神 社	R 2. 9. 11
金胎両界曼荼羅	絵 画	黒島二丁目 7 番 70 号	明 正 寺	S 40. 6. 3
弘法大師御影像	〃	黒島二丁目 7 番 70 号	明 正 寺	S 40. 6. 3
絵馬「渡辺綱鬼女退治図」	〃	新須賀町三丁目 4 番 5 号	堀 江 神 社	S 60. 10. 3
釈尊誕生仏	彫 刻	黒島二丁目 7 番 70 号	明 正 寺	S 40. 6. 3
十二神将像	〃	高木町 3 番 21 号	河 内 寺	S 52. 4. 7
木造聖観世音菩薩立像	〃	萩生 2635 番地	萩 生 寺	S 52. 4. 7
随 神	〃	八雲町 10 番 16 号	宗 像 神 社	S 52. 4. 7
牛王宝印	〃	八雲町 10 番 16 号	宗 像 神 社	S 52. 4. 7
蛙 股	〃	八雲町 10 番 16 号	宗 像 神 社	S 52. 4. 7
仏海上人作仏像	〃	大島 143 番地	吉 祥 寺	S 53. 4. 6
木造聖観音菩薩坐像	〃	別子山乙 551 番地 5	圓 通 寺	H 15. 11. 4
木造大日如来坐像	〃	別子山乙 551 番地 5	圓 通 寺	H 15. 11. 4
木造阿弥陀如来立像	〃	別子山乙 551 番地 5	圓 通 寺	H 15. 11. 4
太刀 銘伝三条小鍛冶宗近作	工 芸	一宮町一丁目 3 番 1 号	一 宮 神 社	S 40. 6. 3
仏舍利塔と舍利器	〃	黒島二丁目 7 番 70 号	明 正 寺	S 40. 6. 3
鉄鉢と二十五条麻袈裟	〃	黒島二丁目 7 番 70 号	明 正 寺	S 40. 6. 3
獅子王御太刀	〃	八幡二丁目 4 番 69 号	八 幡 神 社	S 52. 4. 7
孔雀文金銅磬	〃	黒島二丁目 7 番 70 号	明 正 寺	S 52. 4. 7
秘法三十二箇巻	古 文 書	黒島二丁目 7 番 70 号	明 正 寺	S 40. 6. 3
白石家文書	〃	北新町 10 番 1 号	新 居 浜 市	H 16. 8. 5
野田家文書	〃	北新町 10 番 1 号	新 居 浜 市	H 16. 8. 5
銭がめと古銭	考 古 資 料		個 人 蔵	S 52. 4. 7
古宮経塚出土「経筒」	〃	繁本町 8 番 65 号	新 居 浜 市	S 60. 10. 3
正光寺山古墳群出土遺物	〃	繁本町 8 番 65 号	新 居 浜 市	H 25. 3. 13
西条藩領地鳥瞰図屏風	歴 史 資 料	坂井町二丁目 8 番 1 号	新 居 浜 市	S 60. 10. 3
石造地藏菩薩立像	〃	別子山乙 551 番地 7	圓 通 寺	H 15. 11. 4
圓通寺棟札	〃	別子山乙 551 番地 7	圓 通 寺	H 15. 11. 4

名 称	種 類	所 在 地	所有者・管理者	指定年月日
瓜生野御堂棟札	歴 史 資 料	別子山瓜生野	近 藤 利 枝	H 15. 11. 4
銅山略式志	〃	上原二丁目10番42号	広瀬歴史記念館	R 3. 4. 2
とうどおくり	無形民俗文化財	大島	大 島 自 治 会	S 53. 4. 6
じょうさ節	〃	垣生	じょうさ節保存会	S 53. 4. 6
かぶと踊り	〃	船木	かぶと踊り保存会	H 16. 8. 5
五輪塔群	史 跡	西の土居町二丁目	西の土居自治会	S 40. 6. 3
大師泉縄文遺跡	〃	萩生 801番地	萩 生 東 老 人 会	S 52. 4. 7
唐津塚	〃	上原二丁目	新 居 浜 市	S 52. 4. 7
小山古墳	〃	垣生小山	大 師 堂	S 52. 4. 7
桧端住居跡	〃	船木4638番地の2	安 葉 誠 之 助	S 52. 4. 7
河内寺の塔礎石	〃	高木町 3番21号	河 内 寺	S 52. 4. 7
深尾権太輔の墓	〃	黒島二丁目7番70号	明 正 寺	S 52. 4. 7
星原市	〃	星原町 4 番	矢 野 忠 俊	S 52. 4. 7
久貢屋敷と天野喜四郎の墓	〃	多喜浜六丁目4番55号	天 野 市 三	S 53. 4. 6
つづら淵	〃	若水町二丁目 5番	つづら淵保存会	S 53. 4. 6
金子城跡	〃	金子山	新 居 浜 市	S 53. 4. 6
岡崎城跡	〃	上郷郷山	新 居 浜 市	S 53. 4. 6
横山古墳群	〃	中萩町 13番	新 居 浜 市	S 53. 4. 6
金子山古墳	〃	金子 15番地	慈 眼 寺	S 58. 1. 6
三義民の碑	〃	宇高町二丁目 6番 観音堂	宇 高 自 治 会	S 60. 6. 6
村上平兵衛の墓	〃	又野二丁目 5番 阿弥陀堂	又 野 自 治 会	S 60. 6. 6
高橋弥市左衛門の墓	〃	宇高町二丁目 6番 観音堂	宇 高 自 治 会	S 60. 6. 6
高橋孫兵衛の墓	〃	宇高町二丁目 1番52号 地藏堂	高 橋 寛 一	S 60. 6. 6
高橋孫兵衛屋敷跡地	〃	宇高町二丁目	高 橋 寛 一	S 60. 6. 6
金子備後守供養塔を中心とする墓	〃	西の土居町二丁目16番47号	慈 眼 寺	S 60. 12. 5
広瀬家墓所	〃	山田町 217番地の 1	新 居 浜 市	H 16. 8. 5
正光寺山古墳群	〃	坂井町二丁目 1419番	新 居 浜 市	H 25. 3. 13
銚子の滝	名 勝	大生院大野山	新 居 浜 市	S 53. 4. 6
樽の滝(窓の滝)	〃	種子川山	新 居 浜 市	S 53. 4. 6
バクチノキの群生	天然記念物	大島字宮山	大 島 八 幡 神 社	S 52. 4. 7
ミョウショウジザクラ	〃	黒島二丁目 7番 70号	明 正 寺	S 52. 4. 7
法泉寺のムクノキ	〃	垣生四丁目 9番 12号	法 泉 寺	S 52. 4. 7
大師泉のオオバタネツケバナ	〃	萩生 801番地	萩 生 東 老 人 会	S 52. 4. 7
ヤクシマツバキ	〃	大生院大野山谷	曾我部 伊与一	S 52. 4. 7
漣痕	〃	荷内町 2番 5号	真 鍋 麻 直	S 52. 4. 7
アッケシソウ	〃	阿島二丁目 14番 1号	岡 田 秋 稔	S 59. 7. 5
中央構造線小河谷断層	〃	萩生 1833番地～2960番地の 1	伊 達 逸 司	S 60. 1. 10
宗像神社の参道と社叢	〃	八雲町 10番 13号	宗 像 神 社	S 60. 11. 5
黒嶋神社のツバキ群生林	〃	黒島 779番地の 1	黒 嶋 神 社	S 60. 12. 5
三島神社の社叢	〃	船木甲 5371番地	三 島 神 社	S 60. 12. 5
龍河神社の社叢	〃	立川町 496、497番地ほか	龍 河 神 社	S 63. 5. 12
山城八幡神社社叢	〃	別子山甲 130番地	山城八幡神社	H 15. 11. 4
オオモミジ	〃	別子山乙 551番地 13	圓 通 寺	H 15. 11. 4
保土野溪谷甌穴群	〃	別子山保土野乙 475番 8地先ほか	国 土 交 通 省	H 15. 11. 4
エドヒガンザクラ	〃	別子山乙 83番 1	別子校区連合自治会	H 25. 3. 13

才 登録有形文化財

(R8.4.1 現在)

名 称	種 類	所 在 地	所有者・管理者	登録年月日
遠登志橋	土木構造物	立川町 620番地 1 地先	新 居 浜 市	H 17. 12. 26
住友化学工業愛媛工場歴史資料館	建 築 物	惣開町 5 番 1 号	住友化学株式会社	H 13. 4. 24
武徳殿	”	徳常町 4 番 6 号	新 居 浜 市	H 16. 3. 2
旧別子鉱山鉄道端出場鉄橋(足谷川鉄橋)	”	立川町 682番地先ほか	住友金属鉱山(株)別子事業所	H 21. 8. 7
旧別子鉱山鉄道端出場隧道	”	立川町 682番地	住友金属鉱山(株)別子事業所	H 21. 8. 7
旧泉寿亭特別室棟	”	立川町 707番 3	(株)マイントピア別子	H 21. 8. 7
山根競技場観覧席	工 作 物	角野新田町三丁目2822番 9	新 居 浜 市	H 21. 8. 7
旧山根製錬所煙突	”	角野新田町三丁目2822番 1	新 居 浜 市	H 21. 8. 7
旧端出場水力発電所	建 築 物	立川町 594番地	新 居 浜 市	H 23. 1. 26
旧住友鉱業株式会社別子鉱業所長社宅主屋	”	星越町乙1903番地 1	新 居 浜 市	R 2. 8. 17
旧住友鉱業株式会社別子鉱業所長社宅応接棟	”	星越町乙1903番地 1	新 居 浜 市	R 2. 8. 17
旧住友鉱業株式会社別子鉱業所長社宅茶室	”	星越町乙1903番地 1	新 居 浜 市	R 2. 8. 17
旧住友別子鉱山株式会社社外技師東社宅	”	星越町乙1900番地	新 居 浜 市	R 2. 8. 17
旧住友別子鉱山株式会社社外技師西社宅	”	星越町乙1900番地	新 居 浜 市	R 2. 8. 17
旧住友化学工業株式会社幹部社宅	”	星越町乙1896番地 1	新 居 浜 市	R 2. 8. 17
旧住友共同電力株式会社幹部社宅	”	星越町乙1900番地	新 居 浜 市	R 2. 8. 17
旧住友共同電力株式会社監査役社宅	”	星越町乙1857番地 1	新 居 浜 市	R 2. 8. 17
村上家住宅主屋	”	大島甲137	村 上 和 夫	R 6. 8. 15
村上家住宅表門及び南塀	”	大島甲137	村 上 和 夫	R 6. 8. 15
村上家住宅御成門及び東塀	”	大島甲137	村 上 和 夫	R 6. 8. 15

(5) 文化振興基金

令和 8 年 3 月31日現在の積立金額 782,978,612円

16 総合文化施設 (あかがねミュージアム)

総合文化施設は、新居浜の歴史、文化及び芸術を通して、市民が集い、出会い、交流する場を提供することで、文化の継承、発展、創造と次世代のひとづくりを目指して、平成25年3月建設に着手し、平成27年6月末竣工、平成27年7月18日にオープンした。

この施設は、太鼓台ミュージアム、にいほまギャラリー、ホール、スタジオ、アート工房等の総合文化施設と、美術を通して出会いと交流を育む場である展示室、市民ギャラリーを有する美術館で構成されている。

施設の管理運営は、開館当初より指定管理制度を導入しており、現在はあかがねミュージアム運営グループが行っている。

美術館では、泉屋博古館東京が所蔵する住友コレクションの中から、モネ、ジャン＝ポール・ローランス、浅井忠、鹿子木孟郎らによる名品約80点を紹介した「住友洋画コレクション フランスと日本近代絵画名品選」を開催。フランス絵画と日本近代洋画より厳選した名品を展示した。

「わけあって絶滅しました。展」は、大人気図鑑『わけあって絶滅しました。』シリーズの大型展覧会として開催。大型標本やロボット、体感型アトラクションなど五感で楽しむ展示で子どもから大人まで学べる展覧会として好評だった。

「石山直司展」「ルーヴル美術館の銅版画展」では、新居浜市出身の銅板画家 石山直司氏の作品とルーヴル美術館所蔵の作品を同時展示することにより、鑑賞者が伝統的なヨーロッパの銅版画と現代銅版画家の作品にふれる機会となった。

「サンリオ展 ニッポンのカワイイ文化60年史」では、創業当時のグッズや印刷物等によってサンリオキャラクターの歩みをたどった。時代を超えて愛され続けるサンリオキャラクターの展示を多くの鑑賞者が楽しんだ。

「ボタンデザイン ボタンにおける装飾の美たち～加藤喜代美ボタンコレクション～」では、新居浜市出身の染色作家が永年収集した、19～20世紀のアンティークボタンをはじめとするコレクションから、8,000点のボタンを展示公開した。

入館者数

	令和5年度	令和6年度	令和7年度
4月	11,940	11,589	10,994
5月	15,420	15,328	12,199
6月	11,310	12,386	11,168
7月	15,956	12,487	22,654
8月	21,696	11,830	37,757
9月	13,124	11,489	9,451
10月	14,106	13,454	12,413
11月	13,648	13,186	16,690
12月	15,141	13,983	25,932
1月	21,676	15,751	30,821
2月	13,726	14,204	15,663
3月	12,792	10,397	14,840
計	180,535	156,084	220,582

総

務



新居浜市史（史料編）古代・中世

総

務

1 市 庁 舎

(1) 本庁舎及び消防防災合同庁舎

所在地 一宮町一丁目5番1号
 ☎ 65-1234

沿革 昭和12年11月開庁（旧新居浜町役場庁舎使用）
 昭和19年5月庁舎開庁
 昭和25年11月火災により焼失
 昭和27年4月庁舎開庁
 昭和27年10月議事堂開設
 昭和41年度から庁舎建設基金設置
 具体的検討に着手
 昭和48年議会に庁舎建設特別委員会を設置
 昭和53年7月庁舎建設着工
 昭和55年1月31日庁舎完成
 昭和55年3月3日開庁
 令和2年3月26日消防防災合同庁舎完成

敷地面積 2万137.86㎡
 駐車場 収容台数約212台（来客用及び大型バス2台分含む）

（本庁舎）

構造 鉄骨鉄筋コンクリート造地下1階・地上6階・塔屋2階、鉄筋コンクリート造2階建

建築面積 3,889.30㎡
 延床面積 1万5,515.94㎡
 （受変電設備管理棟含む）

建物の高さ 36.4m
 建設事業費 30億1,000万円（建設費27億5,000万円、一部用地取得費2億6,000万円）

（消防防災合同庁舎）

構造 鉄筋コンクリート造・一部鉄骨鉄筋コンクリート造・一部鉄骨造地上6階建

建築面積 2,265.87㎡
 延床面積 8,085.00㎡
 （訓練棟・土のう置場含む）

建物の高さ 27.2m
 建設事業費 56億3,289万円

(2) 支所庁舎

区 分	別 子 山 支 所
所在地	別子山甲347番地の1 ☎ 64-2011
敷地面積	821.54㎡
構造	鉄筋コンクリート造 2階建
延床面積	(827.23㎡の内) 196.23㎡使用
建築年月日	昭和59年度(新築) 令和2年11月30日(増築)
建設事業費	建設費 6,426万円 —

6 (議事堂)階

5
階

4
階

3
階

2
階

1
階

地階

70

2 市 有 財 産

(1) 土地建物

(R8.3.31 現在・単位：㎡)

区 分			土地（地積）	建 物 延 床 面 積		
				木 造	非 木 造	計
行政財産	本 庁 舎		24,731	185	22,594	22,779
	その他の行政機関	（ 消 防 ） 施 設	22,472	36	10,016	10,052
		そ の 他 の 施 設	450,700	19	35,869	35,888
	公 共 用 財 産	学 校	475,169	1,410	163,699	165,109
		公 営 住 宅	209,422	5,415	126,049	131,464
		公 園	1,123,152	2,638	5,778	8,416
		そ の 他 の 施 設	1,142,840	5,699	102,692	108,391
	小 計		3,448,486	15,402	466,697	482,099
普通財産	山 林		48,463,918	188	30	218
	普 通 財 産 ・ そ の 他 一 般		312,868	5,461	26,033	31,494
	工 業 団 地 臨 海 工 業 用 地		29,047	0	0	0
	小 計		48,805,833	5,649	26,063	31,712
合 計			52,254,319	21,051	492,760	513,811

(2) 物 権

(R8.3.31 現在・単位：㎡)

区 分	地 積
地 上 権	69,043
借 地 権	198,524
無 償 借 地 権	85,621
合 計	353,188

(3) 有価証券

(R8.3.31 現在・単位：千円)

区 分	金 額
株 券	131,800

(4) 出資による権利

(R8.3.31 現在・単位：千円)

区 分	金 額
全 国 漁 業 信 用 基 金 協 会	2,100
愛 媛 県 農 業 信 用 基 金 協 会	510
(有) 別 子 木 材 セ ン タ ー	34,880
新 居 浜 市 土 地 開 発 公 社	10,000
(社福) 新 居 浜 社 会 福 祉 事 業 協 会	1,000
地 方 公 共 団 体 金 融 機 構	2,512
愛 媛 県 信 用 保 証 協 会	17,903
(公財) 愛 媛 の 森 林 基 金	14,618
(公財) え ひ め 海 づ く り 基 金	13,472
(公財) 新 居 浜 市 文 化 体 育 振 興 事 業 団	50,000
(公財) え ひ め 産 業 振 興 財 団	17,913
(公財) 愛 媛 県 国 際 交 流 協 会	3,789
(一財) 日 本 立 地 セ ン タ ー テ ク ノ ポ リ ス 債 務 保 証 基 金	3,135
(公財) え ひ め 東 予 産 業 創 造 セ ン タ ー	375,905
(公財) 愛 媛 県 暴 力 追 放 推 進 セ ン タ ー	11,582
(公財) え ひ め 農 林 漁 業 振 興 機 構	16,834
愛 媛 県 災 害 ボ ラ ン テ ィ ア 支 援 本 部	1,818
(公財) 愛 媛 県 ス ポ ー ツ 振 興 事 業 団	11,624
(公財) 愛 媛 県 文 化 振 興 財 団	3,518
合 計	593,113

(5) 基金 (R8.3.31 現在・単位:千円)

区 分	金 額
特 別 奨 学 基 金	30,912
奨 学 資 金 貸 付 基 金	100,207
青 野 記 念 奨 学 基 金	70,655
し ら う め 入 学 準 備 金 貸 付 基 金	52,510
財 政 調 整 基 金	2,474,465
体 育 施 設 建 設 基 金	670,558
平 尾 墓 園 管 理 基 金	57,604
文 化 振 興 基 金	782,979
寺 尾 音 楽 教 育 振 興 基 金	8,774
減 債 基 金	1,266,484
図 書 館 図 書 整 備 基 金	36,245
地 域 福 祉 基 金	237,792
生 活 文 化 ま ち づ くり 基 金	2,638
国 際 交 流 基 金	11,504
工 藤 交 通 災 害 遺 児 修 学 基 金	10,299
ふ る さ と ・ 水 と 土 保 全 対 策 基 金	10,066
国 民 健 康 保 険 財 政 調 整 基 金	359,006
介 護 給 付 費 準 備 基 金	1,024,186
浮 川 健 康 づ くり 基 金	51,333
公 共 施 設 整 備 基 金	1,157,476
別 子 山 振 興 基 金	200,575
災 害 対 策 基 金	177,952
こ ど も 夢 未 来 基 金	37,723
合 併 振 興 基 金	1,096,149
あ か が ね 基 金	19,882
環 境 保 全 基 金	174,477
も の づ くり 産 業 振 興 基 金	196,622
美 術 品 購 入 基 金	112,845
森 林 環 境 譲 与 税 基 金	34,372
合 計	10,466,290

(債権額等含む)

財政調整基金	令和8年5月29日	150,000千円	取崩し
平尾墓園管理基金	令和8年5月29日	800千円	取崩し
寺尾音楽教育振興基金	令和8年5月29日	200千円	取崩し
地域福祉基金	令和8年5月29日	35,869千円	取崩し
国際交流基金	令和8年5月29日	3,335千円	取崩し
介護給付費準備基金	令和8年5月29日	74,399千円	取崩し
公共施設整備基金	令和8年5月29日	443,622千円	取崩し
別子山振興基金	令和8年5月29日	38,221千円	取崩し
災害対策基金	令和8年5月29日	19,141千円	取崩し
こども夢未来基金	令和8年5月29日	8,862千円	取崩し
合併振興基金	令和8年5月29日	107,395千円	取崩し
環境保全基金	令和8年5月29日	7,732千円	取崩し
ものづくり産業振興基金	令和8年5月29日	16,006千円	取崩し
森林環境譲与税基金	令和8年5月29日	324千円	取崩し

3 債 権 管 理

地方公共団体が主体的に特色あるまちづくりを推進するためには、相応の財源が必要であり、少子・超高齢化が進展している現在、これまで以上に経費の節減と市民の公平・公正な負担に基づく自主財源の確保が重要となっている。

このようなことから、本市が保有する債権について一層の適正管理と未収債権の効果・効率的な回収の取組を検討し実施する。

(1) 新居浜市債権管理条例

債権管理の基本は法令遵守にあり、地方自治法その他関係法令や平成27年9月に「市民負担の公平性及び財政の健全性」の確保を目的に制定した「新居浜市債権管理条例」の規定に基づき、市の債権管理の一層の適正化を図る。

(2) 新居浜市債権管理計画

本市が保有する債権の適正かつ計画的な管理と効果・効率的な回収に取り組むための基本的な考え方を示しており、この計画に沿って適正な債権管理と的確な債権回収を推進し、市財政の健全化及び市民負担の公平性を確保することにより公平・公正な市政運営を図る。

(3) 強制徴収公債権の滞納整理

税外債権で、法令の定めにより地方税法の滞納処分例により強制徴収できる債権(自力執行権のある公債権)は、債権所管課において積極的に滞納整理を行うことができるよう債権管理担当課が支援・助言を行っている。

(4) 非強制徴収公債権及び私債権の滞納整理

本市自ら強制徴収ができない公債権(自力執行権のない公債権)及び私債権のうち、滞納額及び件数の多い債権を重点滞納債権に指定し、法的措置も視野に入れ、債権管理担当課が支援・援助を行い、未収債権の回収を進める。

4 契 約

契約の状況

(単位：件、千円)

区 分		年 度	令和 5	6	7
工 事 請 負 契 約	市 内 業 者	件 数	258 (2)	227	192
		金 額	4,888,733 (494,560)	5,021,224	3,444,496
	市 外 業 者	件 数	29	22	16
		金 額	1,475,717	2,640,354	1,198,380
	小 計	件 数	287 (2)	249	208
		金 額	6,364,450 (494,560)	7,661,578	4,642,876
物 品 購 入 契 約		件 数	2,682	2,504	2,516
		金 額	355,443	483,125	316,869

注 1：()内件数は共同企業体

注 2：()内金額は出資比率による。

注 3：共同企業体の代表者の方に件数を入れる。

注 4：工事請負契約は、上下水道局及び港務局契約分を含む。

5 市 税

(1) 税目・税率等

(R 8.4.1 現在)

税 目	区 分 ・ 税 率 等			納税義務者		
個 人 市民税	均等割	定額 3,500円		58,585 人		
	所得割	6.0%				
法 人 市 民 税	均 等	資本金等の額を有する法人で資本金等の額が50億円を超えるもののうち、従業者数の合計数が50人を超えるもの	年額 300万円	20 社		
		資本金等の額を有する法人で資本金等の額が10億円を超え50億円以下であるもののうち、従業者数の合計数が50人を超えるもの	年額 175万円	14 社		
		資本金等の額を有する法人で資本金等の額が10億円を超えるもののうち、従業者数の合計数が50人以下であるもの	年額 41万円	193 社		
		資本金等の額を有する法人で資本金等の額が1億円を超え10億円以下であるもののうち、従業者数の合計数が50人を超えるもの	年額 40万円	22 社		
		資本金等の額を有する法人で資本金等の額が1億円を超え10億円以下であるもののうち、従業者数の合計数が50人以下であるもの	年額 16万円	151 社		
		資本金等の額を有する法人で資本金等の額が1000万円を超え1億円以下であるもののうち、従業者数の合計数が50人を超えるもの	年額 15万円	44 社		
	割	資本金等の額を有する法人で資本金等の額が1000万円を超え1億円以下であるもののうち、従業者数の合計数が50人以下であるもの	年額 13万円	512 社		
		資本金等の額を有する法人で資本金等の額が1000万円以下であるもののうち、従業者数の合計数が50人を超えるもの	年額 12万円	26 社		
		上記以外の法人等	年額 5万円	2,849 社		
		合 計		3,831 社		
	法人 税割	$\frac{8.4}{100}$				
軽 自 動 車 税	原動機付自転車			(課税台数)		
	ア	第1種一般原付(総排気量0.05L以下又は総排気量0.125L以下かつ最高出力4.0kW以下)	年額 2,000円	7,165台		
	イ	第1種特定原付	年額 2,000円	40台		
	ウ	第2種原付(乙)50cc超90cc以下	年額 2,000円	803台		
	エ	第2種原付(甲)90cc超125cc以下	年額 2,400円	2,554台		
	オ	ミニカー(3輪以上20cc超50cc以下又は0.25kW超0.6kW以下)	年額 3,700円	94台		
	軽自動車及び小型特殊自動車					
	ア	2輪のもの	年額 3,600円	1,377台		
	イ	3輪のもの	{ (新税率) (重課税率) (グリーン化特例(軽課)75%軽減) 営業用 (新税率) (重課税率) (グリーン化特例(軽課)75%軽減) (" 50%軽減) (" 25%軽減) 乗用のもの 営業用 (新税率) (重課税率) (グリーン化特例(軽課)75%軽減) (" 50%軽減) (" 25%軽減) 貨物用のもの 営業用 (新税率) (重課税率) (グリーン化特例(軽課)75%軽減) (" 50%軽減) (" 25%軽減) 自家用 (新税率) (重課税率) (グリーン化特例(軽課)75%軽減) (" 50%軽減) (" 25%軽減) 自家用 (新税率) (重課税率) (グリーン化特例(軽課)75%軽減) (" 50%軽減) (" 25%軽減)	年額 3,100円	0台	
				年額 3,900円	0台	
				年額 4,600円	4台	
				年額 1,000円	0台	
				年額 5,500円	0台	
				年額 6,900円	10台	
				年額 8,200円	11台	
				年額 1,800円	0台	
				年額 3,500円	0台	
				年額 5,200円	0台	
	ウ	4輪以上のもの	{ (新税率) (重課税率) (グリーン化特例(軽課)75%軽減) (" 50%軽減) (" 25%軽減) 乗用のもの 営業用 (新税率) (重課税率) (グリーン化特例(軽課)75%軽減) (" 50%軽減) (" 25%軽減) 貨物用のもの 営業用 (新税率) (重課税率) (グリーン化特例(軽課)75%軽減) (" 50%軽減) (" 25%軽減) 自家用 (新税率) (重課税率) (グリーン化特例(軽課)75%軽減) (" 50%軽減) (" 25%軽減)	年額 7,200円	4,445台	
				年額 10,800円	19,388台	
				年額 12,900円	9,118台	
				年額 2,700円	15台	
				年額 3,000円	29台	
				年額 3,800円	130台	
				年額 4,500円	55台	
年額 1,000円				1台		
年額 4,000円				820台		
年額 5,000円				5,360台		
年額 6,000円				4,124台		
年額 1,300円				12台		
エ				農耕作業用自動車	年額 2,400円	126台
オ				ボートトレーラー	年額 3,600円	41台
カ				その他のもの	年額 5,900円	120台
キ	2輪の小型自動車	年額 6,000円	2,150台			
計			57,992台			

税 目	区 分 ・ 税 率 等	納税義務者
市 た ば こ 税	1,000 本につき 6,552 円	7 社
入 湯 税	1 人 1 日について150円	1 社
固 定 資 産 税 (償却資産含む)	$\frac{1.4}{100}$	48,569 人
都 市 計 画 税	$\frac{0.28}{100}$	36,705 人
特 別 土 地 保 有 税	取得分 $\frac{3}{100}$ 保有分 $\frac{1.4}{100}$	—

(2) 納税義務者数

市 民 税

ア 個 人

(R 7. 7. 1 現在・単位：人)

区分 \ 年	令和 3	4	5	6	7
普 通 徴 収	6,296	6,197	6,327	5,907	6,275
特 別 徴 収 (給 与)	42,463	42,442	42,344	42,643	42,831
特 別 徴 収 (年 金)	9,419	9,256	9,153	9,704	9,528
計	58,178	57,895	57,824	58,254	58,634

イ 法 人

(R 7. 7. 1 現在・単位：社)

区分 \ 年	令和 3	4	5	6	7
法人均等割納税義務者数	3,679	3,744	3,783	3,840	3,831

(3) 固定資産概要調書

ア 土 地

(R 8. 4. 1 現在)

区分 \ 地目		田	畑	宅 地	池沼	山 林	原野	雑種地	計
地積	評価総地積 (㎡)	7,020,863	5,542,515	25,744,304	28,212	62,328,527	97,594	4,814,596	105,576,611
	法定免税点以上 (㎡)	6,252,610	4,306,055	25,522,995	23,361	59,807,840	84,096	4,690,117	100,687,074
決定 価格	総 額 (千円)	1,194,248	1,092,501	454,635,376	53,432	908,656	2,722	28,569,667	486,456,602
	法定免税点以上 (千円)	1,125,446	1,046,300	452,763,872	53,240	872,353	2,120	28,379,802	484,243,133
課 税 標 準 額 (千円)		1,023,666	827,754	187,524,202	37,548	908,656	2,554	19,641,584	209,965,964
筆数	評 価 総 筆 数	11,639	11,864	118,210	33	8,848	199	10,929	161,722
	法 定 免 税 点 以 上	10,192	8,665	115,373	26	6,871	156	9,110	150,393
単位 当り 価格	平均価格 (円/㎡)	170	197	17,660	1,894	15	28	5,934	
	最高価格 (円/㎡)	36,315	56,800	68,923	12,819	22	7,223	69,134	

イ 家 屋

(R 8. 4. 1 現在)

区 分		総 数 (A)	法定免税点未満	法定免税点以上(B)	構 成 (B/A)
納 税 義 務 者 (人)		43,340	3,575	39,765	91.75
棟 数	木 造	54,457	4,078	50,379	92.51
	木 造 以 外	19,401	242	19,159	98.75
	計	73,858	4,320	69,538	94.15
床 面 積 (㎡)	木 造	4,845,668	227,455	4,618,213	95.31
	木 造 以 外	4,710,591	5,353	4,705,238	99.89
	計	9,556,259	232,808	9,323,451	97.56
決 定 価 格 (千円)	木 造	113,103,849	309,073	112,794,776	99.73
	木 造 以 外	166,555,090	19,135	166,535,955	99.99
	計	279,658,939	328,208	279,330,731	99.88
単位当価格 (円/㎡)	木 造	23,341	1,359	24,424	—
	木 造 以 外	35,358	3,575	35,394	—

ウ 償却資産

(R 8. 4. 1 現在)

区 分		決定価格 (千円)	課税標準額 (千円)	課税標準額の内訳 (千円)	
				課税標準の特 例措置の適用 を受けるもの	左記以外のもの
市決 長定 がし 価た 格も をの	構 築 物	50,310,836	50,100,082	106,423	49,993,659
	機 械 及 び 装 置	157,758,057	156,848,722	447,323	156,401,399
	船 舶	2,923,528	1,556,344	1,367,184	189,160
	車 両 及 び 運 搬 具	793,025	793,025	0	793,025
	工 具 器 具 備 品	16,893,677	16,887,290	614	16,886,676
	小 計 (イ)	228,679,123	226,185,463	1,921,544	224,263,919
法条 第三 八係	総 務 大 臣	41,162,938	38,999,342		
	県 知 事	47,075	45,625		
	小 計 (ロ)	41,210,013	39,044,967		
合 計 (イ) + (ロ)		269,889,136	265,230,430		

(4) 市税収納状況

ア 過去5カ年度収納状況(滞納繰越分含む。)

(単位:千円)

年 度	調 定 額	収 納 額	収 納 率
令和 3	19,746,410	19,503,776	98.77 %
4	19,919,182	19,711,989	98.96
5	20,775,731	20,582,488	99.07
6	20,125,462	19,932,939	99.04
7	21,024,535	20,825,742	99.05

イ 令和7年度税目別収納状況 (単位:千円)

税 目		調 定 額	収 納 額	収 納 率
市 民 税	個 人	6,273,996	6,221,488	99.16 %
	法 人	2,012,571	2,010,252	99.88
	小 計	8,286,567	8,231,740	99.34
固 定	固定資産税	10,130,867	10,016,304	98.87
	交 付 金	10,766	10,766	100.00
	小 計	10,141,633	10,027,070	98.87
特別土地保有税		0	0	—
軽自動車税	種 別 割	460,309	445,150	96.71
	環境性能割	32,533	32,533	100.00
	小 計	492,842	477,683	96.92
市 た ば こ 税		828,467	828,467	100.00
入 湯 税		496	496	100.00
都 市 計 画 税		1,274,530	1,260,286	98.88
総 計		21,024,535	20,825,742	99.05

6 職 員

(1) 職員数

(R8.4.1 現在・単位：人)

部 局 名	定 数	実 職 員 数				
		事務職	技術職	技能職	教育職	計
市 長 事 務 部 局	651	389	214	6		609
上 下 水 道 局	68	20	37			57
消 防 長 の 事 務 部 局	164	156				156
議 会 の 事 務 部 局	10	8				8
教 育 委 員 会 の 事 務 部 局	73	38	11		10	59
選 挙 管 理 委 員 会 の 事 務 部 局	4	3				3
監 査 委 員 の 事 務 部 局	3	3				3
農 業 委 員 会 の 事 務 部 局	7	5				5
派 遣 職 員	6	2				2
合 計	986	624	262	6	10	902

注1：実職員数には、休職・育児休業職員を含む。

注2：新居浜市職員定数条例（抜粋）

（定数外の職員）

第4条 兼職者及び新居浜市から給与を支給されない職員で次の各号に掲げる職員は、第2条の定数外とする。

- (1) 地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第28条第2項の規定により休職を命じられた職員
- (2) 法第55条の2第1項ただし書の規定により、職員団体の業務に専ら従事する職員
- (3) 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第2条第1項の規定により育児休業をしている職員

(2) 一般行政職の級別職員数の状況

(R8.4.1 現在)

区分	8 級	7 級	6 級	5 級	4 級	3 級	2 級	1 級	計
標準的な職務内容	部 長	次 長	課 長 主幹、技幹	副課長	係 長 主 査	主 任	上級主事	主 事	
職 員 数	8 人	21 人	63 人	84 人	98 人	92 人	72 人	51 人	489 人
構 成 比	1.6 %	4.3 %	12.9 %	17.2 %	20.0 %	18.8 %	14.7 %	10.5 %	100.0 %

注1：新居浜市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数

注2：暫定再任用職員(短時間は除く。)を含む。

7 行政機関と職員数・機構(組織)改革の変遷

(1) 行政機関と職員数

(R8.4.1 現在)

議会 8	事務局長 1	次 長 1	議 事 課 6	庶務係、議事係、調査係	
市長 609	副市長	企 画 部 62	総 合 政 策 課 8	政策企画係、SDGs 推進係	
			秘 書 課 5	秘書係、広聴係	
			シティプロモーション推進課 8	広報係、シティブランド推進係	
			財 政 課 8	財政係	
		政策推進監・ 総括次長 1	次 長 1	デジタル戦略課 5	デジタル推進係、I C T管理係
				別子銅山文化遺産課 3	保存活用係
				広瀬歴史記念館 3	(管理係)
		技術監 1 (港湾担当)	次 長 1	港 湾 管 理 課 6	管理係、建設係
		文化スポーツ局長 1	文 化 振 興 課 4	文化まちづくり係、文化財係	
				美術館 2	(学芸係)
			ス ポー ツ 振 興 課 4	スポーツまちづくり係	
		総 務 部 93	総括次長 1	総 務 課 6	法制係、総務係
				人 事 課 17	人材育成係、給与係
				契 約 課 8	工事検査グループ、契約係
			管 財 課 6	財産係、庁舎車両係	
		次 長 1	課 税 課 33	市民税グループ、諸税グループ	
				土地グループ、家屋グループ、償却資産グループ	
			収 税 課 18	納税管理係、収税係	
			市史編さん室 2	市史編さん係	
		福 祉 部 232	次 長 1	地 域 福 祉 課 17	地域福祉係、障がい福祉係、障がい支援係
				生 活 福 祉 課 17	援護第一係、援護第二係、自立支援係
				介 護 福 祉 課 19	介護総務係、事業所指導係、介護保険料係、 介護認定係、高齢福祉係
		医療対策 推進監・ 総括次長 1		地域包括支援センター 9	相談支援係、ケアマネジメント係、介護予防係
				国 保 課 25	賦課係、徴収係、給付係、医療費適正化係、 後期高齢者医療係
				健 康 推 進 課 (保健センター) 26	健康政策係、医療対策係、母子保健係
			こども局長 1	こども未来課 9	こども政策係、子育て支援係
				こども家庭センター 2	(相談支援係)
				こども保育課 23	給付係、認定係
				保育園 81	
		市民環境部 81	総括次長 1	地域コミュニティ課 7	コミュニティ支援係、国際交流係
			危機管理監 1	危 機 管 理 課 9	危機管理係、安全対策係
				防災センター	(防災センター管理係)
			(人権擁護課) (4)	人権擁護係	
		【教育委員会事務局 人権教育課 併任】		瀬戸会館	大島教育集会所
			男 女 参 画 ・ 市 民 相 談 課 3	男女共同参画係	
			市 民 課 29	消費生活センター 2	(消費者行政係)
				庶務係、窓口係、記録係、マイナンバーカード係、 国民年金係	
		環境エネルギー局長 1	環 境 政 策 課 8	カーボンニュートラル推進係、環境保全係、墓地管理係	
			廃 棄 物 対 策 課 10	収集業務係、リサイクル推進係	
			環 境 施 設 課 3	施設整備係	
				清掃センター 5	(管理係)
				最終処分場 1	

(2) 機構(組織)改革の変遷

過去10年間の組織機構改革の主なものは次のとおりである。

29. 4. 1 清掃センターのリサイクル施設管理係を廃止、焼却施設管理係を管理係に名称変更。
学校教育課に地域学校協働係を新設。
スポーツ文化課を廃止し、スポーツ振興課と文化振興課を設置。文化振興課に文化財係を新設。
総合文化施設管理課を廃止。学芸係を文化振興課に移管。
図書館に市史編さん準備係を新設。
30. 4. 1 国体推進室を廃止。
地方創生推進室を廃止し、地方創生推進課を設置。
債権管理対策室を廃止し、債権管理課を設置。
図書館の市史編さん準備係を廃止し、総務部に市史編さん室を設置。
地域包括支援センターの包括支援係を廃止し、相談支援係、ケアマネジメント係を設置。
保健センターの成人保健係と精神保健係を廃止し、成人・精神保健係を設置。
保健センターに子育て世代包括支援センターを設置、子育て応援係を新設。
下水道管理課に総務係を新設。
農林水産課に鳥獣対策係を新設。
国土調査課に認証係を新設。
31. 4. 1 地域包括支援センターを介護福祉課から分離し、福祉部に設置。
地域コミュニティ課に国際交流係を新設。
環境部に河川水路課を新設。
環境部の公共下水道部門と水道局を再編し、上下水道局を新設。
上下水道局に、水道総務課と下水道管理課を再編し、企業総務課と企業経営課を設置するとともに、水道工務課、水源管理課、下水道建設課を設置。
2. 4. 1 企画部情報政策課をICT戦略課に名称変更し、システム開発係、システム管理係、情報化推進係を廃止しICT政策係、ICT管理係を設置。
別子銅山文化遺産課の保存活用係を保存整備係に、整備推進係を活用推進係に名称変更。
地方創生推進課のブランド戦略推進係を廃止し、総合戦略推進係、シティプロモーション係を設置。
福祉部子育て支援課(保育係、支援係、給付係)を子育て支援課(支援係、給付係)とこども保育課(給付係、認定係)に分課。
市民部と環境部を統合し、市民環境部を設置。
防災安全課を危機管理課に名称変更し、防災センターを設置。防災情報係を廃

止し、企画情報係、防災センター管理係を設置。

環境部河川水路課を建設部に移管。
教育委員会に人権教育課を設置。(人権教育係、啓発推進係)

上下水道局下水道建設課の施設管理係を廃止し、汚水施設管理係と雨水施設管理係を設置。

消防本部総務警防課を消防総務課と警防課に分課。

3. 4. 1 総務部総務課の事務管理係を総務係に名称変更。

福祉部に健康政策課を設置。(企画調整係、医療対策係)

福祉部東新学園を廃止。

市民環境部地域コミュニティ課の地域交流係をコミュニティ支援係に名称変更。

市民環境部市民課にマイナンバーカード交付係を設置。

経済部運輸観光課(運輸企画係、観光物産係、渡海船係)を観光物産課(企画係、振興係)と地域交通課(運輸企画係、渡海船係)に分課。

経済部別子山支所総務係を廃止し、経済係を産業係に名称変更。

教育委員会スポーツ振興課に高校総体推進係を設置。

4. 4. 1 消防本部消防総務課に消防団係を設置。

企画部総合政策課に政策研究班を新設。
企画部の秘書広報課と地方創生推進課を再編し、秘書課、シティプロモーション推進課を設置。

企画部別子銅山文化遺産課に教育委員会事務局から広瀬歴史記念館を移管。

企画部に文化スポーツ局を新設し教育委員会事務局から文化振興課、スポーツ振興課を移管。

総務部債権管理課を廃止し、収税課に統合。

福祉部保健センターを健康政策課に統合。

福祉部介護福祉課にねんりんピック推進係を新設。

福祉部にこども局を新設し、子育て支援課、こども保育課を設置。

子育て世代包括支援センターを保健センターから子育て支援課へ移管。

市民環境部男女共同参画課を男女参画・市民相談課に名称変更し、消費生活センターを地域コミュニティ課から男女参画・市民相談課へ移管。

市民環境部の上部支所、川東支所を市民課に統合。

市民環境部に環境エネルギー局を新設し、カーボンニュートラル推進室を設置するとともに、環境保全課とごみ減量課と環境施設課を再編し、環境衛生課、廃棄物対策課を設置。

図書館を社会教育課に統合。王子幼稚園を廃止。

上下水道局の企業総務課と企業経営課を統合し、企画経営課を設置。水道工務課を水道課に名称変更。下水道建設課と水源管理課を再編し、下水道課と施設管理課を設置。

消防総務課の消防団係を警防課へ移管。川東分署を北消防署川東分署に変更し消防課を設置。

5. 4. 1 企画部総合政策課政策研究班を廃止し、企画部に政策推進室を新設。

企画部 I C T 戦略課をデジタル戦略課に名称変更し、I C T 政策係をデジタル推進係に名称変更。

企画部総合政策課の政策推進係を S D G s 推進係に名称変更。

総務部市民税課と資産税課を統合し、課税課を新設。課税課に、市民税係(市民税グループ、諸税グループ)と固定資産税係(土地税グループ、家屋税グループ、償却資産税グループ)を新設。

福祉部健康政策課保健センターの成人・精神保健係を健康推進係に統合。

福祉部子育て支援課の支援係をこども未来推進係に名称変更し、同課子育て世代包括支援センターの子育て応援係を子ども支援係に名称変更。

市民環境部廃棄物対策課の衛生センターを廃止。

経済部産業振興課の商工係、企業立地係、労政係を経営支援係、立地支援係、人材確保係に名称変更。

経済部観光物産課にふるさと特産品係を新設。

経済部農地整備課を農林水産課に統合し、生産支援係、経営推進係、生産支援係、法定外公共物係に係を再編。

経済部別子山支所の市民係を同支所地域振興係に統合。

建設部河川水路課を廃止し、所管事務を同部都市計画課及び上下水道局へ移管。

建設部都市計画課に河川係を新設。

教育委員会事務局社会教育課図書館の管理係、司書係、相談係を管理運営係、サービス係に係を再編。

6. 4. 1 総務部収税課の債権管理係を廃止。

福祉部介護福祉課のねんりんピック推進係を廃止。

福祉部金子保育園を廃止。

福祉部子育て支援課をこども未来課に、こども未来推進係をこども政策係に、給付係を子育て支援係に名称変更。合わせて、子育て世代包括支援センターをこども家庭センターに、こども支援係を相談支援係に名称変更。

市民環境部廃棄物対策課を分課し、環境施設課を新設。合わせて施設整備係、

清掃センター(管理係)、最終処分場を環境施設課へ移管。

教育委員会事務局学校教育課を分課し、学校施設課を新設。合わせて管理系の業務を学校施設課へ移管し、施設係と学校再編係の2係を設置。

教育委員会事務局学校給食課に西部学校給食センターを設置。

7. 4. 1 企画部政策推進室を廃止。

総務部人事課の人事係、給与係、研修厚生係の3係を人材育成係、給与係の2係に再編。

市民環境部市民課の上部支所及び川東支所を廃止。同課のマイナンバーカード交付係をマイナンバーカード係に名称変更。

市民環境部環境エネルギー局カーボンニュートラル推進室と環境衛生課を統合し、環境政策課を新設し、カーボンニュートラル推進係、環境保全係、墓地管理係の3係を設置。

経済部観光物産課の観光物産係とふるさと特産品係の2係を観光物産係の1係に統合。

8. 4. 1 総務部契約課の工事検査班を工事検査グループに名称変更。課税課の係を廃止し、市民税グループ、諸税グループ、土地グループ、家屋グループ、償却資産グループに再編。

福祉部健康政策課を保健センター内に移動し、健康推進課(保健センター)とし、健康政策係、医療対策係、母子保健係に再編。

市民環境部危機管理課内の事務を統合し、企画情報係を廃止。

経済部農林水産課の施設整備、法定外関係事務等に移管し、農政係、林政係、漁政係、鳥獣対策係に再編。

建設部都市計画課の河川係の事務を移管し係を廃止、用地課の係を再編し、第一係、第二係、立会係に再編、新たに流域整備課を新設し、農水整備係、河川水路係、農水管理係を設置、建築指導課の空き家対策班を空き家対策グループに名称変更。

教育委員会事務局学校給食課を学校施設課へ統合し、学校施設課に給食係、学校給食センター、西部学校給食センターを移管、学校再編係を学校再編グループに変更。

上下水道局企画経営課に企画計画グループを設置、水道課と下水道課を統合し工務課を新設し、新たに給排水係、設計建設グループ、維持補修グループを設置、施設管理課の施設整備係を施設整備グループに名称変更。

8 給与・報酬及び費用弁償

(1) 特別職の給料・報酬

(単位：円)

職 名		27. 4 改正 27. 4 適用	28. 4 改正 28. 4 適用	28.12 改正 29. 7 適用
市 長	月 額	955,000	956,000	956,000
副 市 長 (統 括)	〃	779,000	780,000	780,000
副 市 長 (特 命)	〃	682,000	683,000	683,000
監 査 委 員	〃	441,000	442,000	442,000
固 定 資 産 評 価 員	〃	—	—	—
教 育 長	〃	657,000	658,000	658,000
教 育 委 員 会 委 員	〃	126,100	126,100	126,100
選 挙 管 理 委 員 会 委 員 長	日 額	22,900	22,900	22,900
選 挙 管 理 委 員	〃	20,900	20,900	20,900
選 挙 管 理 委 員 補 充 員	〃	14,100	14,100	14,100
監 査 委 員 (非 常 勤)	月 額	250,900	250,900	250,900
監 査 委 員 (議 会 選 任)	〃	52,100	52,100	52,100
固 定 資 産 評 価 審 査 委 員 会 委 員	日 額	14,100	14,100	14,100
公 平 委 員 会 委 員 長	〃	15,600	15,600	15,600
公 平 委 員 会 委 員	〃	15,600	15,600	15,600
農 業 委 員 会 会 長	月 額	62,700	62,700	62,700
農 業 委 員 会 会 長 代 理	〃	49,100	49,100	49,100
農 業 委 員 会 委 員	〃	44,200	44,200	41,700
農 業 委 員 会 部 会 長	〃	49,100	49,100	—
選 挙 長	日 額	19,800	19,800	19,800
開 票 管 理 者 及 び 投 票 所 の 投 票 管 理 者	〃	18,200	18,200	18,200
開 票 立 会 人、選 挙 立 会 人 及 び 投 票 所 の 投 票 立 会 人	〃	14,100	14,100	14,100
法 令 又 は 条 例 の 規 定 に よ り 出 頭 し た 選 挙 人、 そ の 他 関 係 者	〃	9,000	9,000	9,000
法 令 又 は 条 例 の 規 定 に よ り 公 聴 会 に 参 加 し た 者 の 実 費 弁 償	〃	9,000	9,000	9,000

注 1：平成21年4月1日に副市長の定数を1人から2人に改正し、副市長(統括)及び副市長(特命)とした。

注 2：一般職の職員が固定資産評価員の職を兼ねるときは、報酬を支給しないこととした。

(2) 職員給与

ア 補職別平均給料

(R8.4.1 現在)

区 分 補 職	人 員 人	給 料 円	勤 続 年 数		年 齢		最 高				最 低			
							給 料 円	勤 続 年 数		年 齢		給 料 円	勤 続 年 数	
			年	月	歳	月		年	月	歳	月		年	月
部 長 相 当 職	10	479,160	34	11	58	5	482,100	37	1	59	11	477,200	36	1
次 長 相 当 職	29	444,176	33	3	56	11	451,100	33	1	56	11	442,400	36	1
課 長 相 当 職	52	421,142	32	0	54	8	424,300	36	1	55	9	417,400	14	1
主・技幹相当職	39	419,123	32	5	54	3	423,300	36	1	54	5	417,400	39	1
副課長相当職	120	403,243	29	0	51	8	409,000	37	1	59	9	391,900	22	1
係長相当職	135	371,023	24	6	48	0	396,500	36	1	58	5	350,100	13	1
主査相当職	71	374,449	23	10	47	10	396,500	36	1	59	11	337,300	15	1
主任相当職	165	311,036	12	0	37	10	364,200	32	1	55	8	292,000	9	1
主事相当職	268	253,043	4	3	28	11	316,800	32	1	52	0	200,300	0	1
技能労務職	6	335,950	36	5	58	10	396,500	33	1	57	2	393,200	34	1
教 育 職	7	437,970	25	3	50	6	456,100	34	1	56	0	420,692	22	1
計	902	338,358	18	0	42	1								

イ 初任給

初級(高校卒) 行政職 200,300円

中級(短大卒) " 216,500円

上級(大学卒) " 232,000円

ウ ラスパイレス指数

年	28	29	30	令和元	2	3	4	5	6	7
指数	100.0	99.6	99.7	99.2	99.5	99.7	99.1	98.9	99.0	98.9

注1：ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数である。

(3) 旅 費

区分	鉄道賃	船賃	航空賃	その他の 交通費	宿泊費 (1夜につき)	宿泊手当 (1夜につき)
市長等	(1) 運賃(最上級を上限) (2) 急行料金 (3) 寝台料金 (4) 座席指定料金 (5) 前各号に掲げる費用に付随する費用	(1) 運賃(最上級を上限) (2) 寝台料金 (3) 座席指定料金 (4) 前各号に掲げる費用に付随する費用	(1) 運賃(最下級) (2) 座席指定料金 (3) 前各号に掲げる費用に付随する費用	鉄道、船舶及び航空機以外の交通に係る実費	都道府県ごとに定める宿泊費基準額以内の実費	2,400円
市長等以外の職員	(1) 運賃(最下級) (2) 急行料金 (3) 寝台料金 (4) 座席指定料金 (5) 前各号に掲げる費用に付随する費用	(1) 運賃(最下級) (2) 寝台料金 (3) 座席指定料金 (4) 前各号に掲げる費用に付随する費用				

9 職 員 研 修

職員研修実施内容（令和7年度）

(1) 基本研修

研修名	対 象 者	研 修 内 容	受講者数	日数	会 場 ・ 講 師 等
第1部	令和7年4月1日付 新規採用職員 令和7年10月1日付 新規採用職員	市の行政、組織、地方公務員の心構え等市職員としての基礎的知識を習得させ、職場への適応力を養う。 また、新居浜市の発展基礎となった別子銅山の歴史と現存する産業遺産について理解を深める。	28人	計 13日	前期 消防コミュニティ防災センター アビリティセンター(株) 白石 香里 庁内講師 3市合同研修 西条市中央公民館 愛媛大学 仲道 雅輝 中期 消防コミュニティ防災センター アビリティセンター(株) 白石 香里 庁内講師 後期 消防コミュニティ防災センター 愛媛大学 仲道 雅輝 庁内講師 10月採用 34会議室 庁内講師 産業遺産研修 旧別子銅山登山 庁内講師 AED講習 合同庁舎5階災害対策室 庁内講師
第2部	採用後1年 経過職員	新居浜市発展の礎である別子銅山の産業遺産を訪ね住友との共存共栄について理解を深める。 また、市職員として職務を遂行する上で必要な基礎的な知識を体系的に習得させるとともに公務員としての自覚を高める。	33	計 2日	産業遺産研修 広瀬歴史記念館他 庁内講師 集合研修 消防コミュニティ防災センター 臨床心理士 船戸 智寿子 新居浜市社会福祉協議会 庁内講師
第3部	採用後6年 経過職員	最も成長力のある重要な段階であることを認識させ、効率的な職務遂行能力の向上と積極的な執務態度を養う。	28	1日	消防コミュニティ防災センター 株式会社タイワ 近藤 智佳 庁内講師
第4部	主任昇任職員	職務遂行にあたってコミュニケーションの重要性を認識させ高度の行政能力を養うとともに、管理上の原則的な知識を体系的に理解させる。	23	1日	消防コミュニティ防災センター 臨床心理士 船戸 智寿子 庁内講師
第5部	主査昇任職員	仕事の管理やチームワークの形成などに関する基本を組織的、体系的に習得させる。	14	1日	消防コミュニティ防災センター 臨床心理士 船戸 智寿子 株式会社タイワ 近藤 智佳 庁内講師
第6部	係長昇任職員	管理指導に関する原理、原則などを理解させ、指導能力、職務遂行能力を養い、円滑な行政運営のリーダーを育成する。	12	1日	消防コミュニティ防災センター アビリティセンター(株) 小笠原 豊道

第7部	副課長昇任職員	職務管理執行の補佐として必要な知識、技能を習得させ、多角的な行政対応能力及び管理能力を養う。 また、人事評価の意義と目的を学ぶとともに評価者演習を実施することで、評価者に求められる評価能力の向上と均質化を図る。	25	1	人事評価研修 消防コミュニティ防災センター 一般社団法人 日本経営協会 酒井 真
第8部	課長、主幹、技幹昇任職員	総合的な視野に立って行政目的を効率的に達成するために必要な管理能力の向上を図る。 また、部下の能力開発の促進・人材育成を目的として実施する人事評価において、評価者としての面談の重要性を理解するとともに面談の進め方を学び、部下の成長につながる面談を実践できるようにする。	18	計3	ラインケア研修 消防コミュニティ防災センター 臨床心理士 船戸智寿子 人事評価研修 消防コミュニティ防災センター 一般社団法人 日本経営協会 酒井 真

(2) 特別研修

研 修 名	対 象 者	受講者数	日数	会 場 ・ 講 師 等
情報セキュリティ等に関する職場研修	全職員	全職員	1日	各職場
新居浜市防災センター体験研修	消防職員を除く全職員	全職員	—	新居浜市防災センター
〇A研修 情報セキュリティコース、個人情報保護コースデジタルリテラシー習得	全職員（4年間に分けて実施）4年目	361	—	庁内LAN接続パソコン
会計年度任用職員研修	会計年度任用職員	21	1	消防コミュニティ防災センター 庁内講師
文書担当・庶務担当者説明会	課所室長、及び文書担当職員又は庶務担当職員	125	1	消防コミュニティ防災センター 庁内講師
副課長昇任候補者研修	副課長昇任者及び係長在職7年以上の希望職員	24	1	消防コミュニティ防災センター 愛媛大学 仲道 雅輝
やさしい日本語講座 （基礎編／実践編）	窓口対応及び市民対応の多い職員	32	2	消防コミュニティ防災センター 新居浜市国際交流協会 土井 美智子
資産形成セミナー	希望職員	13	1	消防コミュニティ防災センター 新居浜市指定金融機関 伊予銀行
四市合同技術職員研修	土木技術職員希望者	29	計4	合同庁舎5階災害対策室他 特定非営利活動法人 愛媛県建設技術支援センター
課長級昇任候補者研修	副課長級在職5年の職員及び課長、主・技幹級職員	27	1	消防コミュニティ防災センター 岡山理科大学 秦 敬治
熱中症サポーター養成講座	市長・部局長	17	1	消防合同庁舎5階災害対策室 大塚製薬株式会社 ニュートラシューティカルズ事業部 松山出張所 山田 悠理
不当要求防止責任者講座	各課所長	66	1	愛媛県警察本部組織犯罪対策課 担当官 （公財）愛媛県暴力追放推進センター 講習指導員
あいサポーター研修	希望職員	23	—	オンライン
地震・津波気象研修	希望職員及び各対策班から2～3名	24	—	合同庁舎5階災害対策室 松山地方气象台 南海トラフ地震防災官 沼野あかね 地域防災官 片岡 幹男

えせ同和研修	全職員	全職員	—	各職場
働き方改革研修	主事・主任級の希望女性職員	5	計 3	あかがねミュージアム 1 階 創作スペース
カスタマーハラスメント研修	全職員	全職員	—	各職場

(3) 人権・同和研修

研 修 名	対 象 者	受講者数	日数	会 場 ・ 講 師 等
校区別人権教育市民講座		284 ^人	7 ^日 月～ 11月	18地区17会場
人権・同和教育主担者研修	人権・同和教育主担者	33	1	消防コミュニティ防災センター 庁内講師
人権クロスミーティング(指導者編)	主査、副課長昇任職員	29	1	消防コミュニティ防災センター 庁内講師
人権クロスミーティング(基礎編)	2年目・3年目年職員	60	1	消防コミュニティ防災センター 庁内講師
人権・同和教育指導者養成研修	各課所室管理職 1 名以上 人権・同和教育主担者	86	1	消防コミュニティ防災センター 庁内講師

(4) 市町村アカデミー

研 修 名	対 象 者	受講者数	日数	派 遣 先
広報の効果的実践	庁内人選	1 ^人	9 ^日	千葉市
住民協働による地域づくり	庁内人選	1	5	千葉市
住民行政事務能力の向上	庁内人選	1	5	千葉市
管理職の必須知識講座	庁内人選	1	3	千葉市
固定資産税課税事務(土地)	庁内人選	1	9	千葉市
地方公会計制度	庁内人選	1	5	千葉市
職員研修の企画と実践	庁内人選	1	9	千葉市
法令実務A(基礎)	庁内人選	1	5	千葉市
空き家対策の推進	庁内人選	1	5	千葉市
住民税課税事務	庁内人選	2	11	千葉市
議会事務	庁内人選	1	5	千葉市
災害に強い地域づくりと危機管理	庁内人選	1	9	千葉市
固定資産税課税事務(家屋)	庁内人選	1	11	千葉市
契約事務	庁内人選	1	5	千葉市

(5) 国際文化アカデミー

研 修 名	対 象 者	受講者数	日数	派 遣 先
自治体外国人施策の実務	庁内人選	1 人	3 日	大津市
市町村税徴収事務	庁内人選	1	11	大津市
地域住民の防災力向上	庁内人選	1	3	大津市
資金調達運用・財政分析の集中講座	庁内人選	1	3	大津市
自治体職員のための行動経済学	庁内人選	2	3	大津市
自治体財政運営の理論と実際	庁内人選	1	3	大津市
法令実務A（基礎）	庁内人選	1	5	大津市
自治体におけるSNSの活用	庁内人選	1	3	大津市
公営住宅実務	庁内人選	1	3	大津市
相談業務担当職員のためのコミュニケーション技法	庁内人選	2	3	大津市
管理職のためのクライシスコミュニケーション	庁内人選	1	3	大津市
組織力向上のための人事戦略	庁内人選	1	3	大津市
デザイン思考を活用した新たな行政課題の解決方法	庁内人選	1	3	大津市
児童虐待への対応	庁内人選	1	5	大津市

(6) 愛媛県研修所

研 修 名	対 象 者	受講者数	日数	派 遣 先
自治体法務検定	庁内人選	1 人	1 日	松山市
レジリエンス向上講座	庁内人選	3	2	松山市
法制執務講座	庁内人選	2	2	オンライン
クレーム対応講座	庁内人選	17	1	合同庁舎5階災害対策室
地方自治法講座	庁内人選	1	2	松山市
行政法講座	庁内人選	2	2	松山市
民法講座	庁内人選	5	2	オンライン
ファシリテーション講座	庁内人選	1	2	松山市
問題解決・政策形成・発想力PU講座	庁内人選	1	2	松山市
県・市町中堅職員研修	庁内人選	1	4	松山市
部長級・次長級セミナー	庁内人選	3	1	松山市
危機管理（住家被害認定調査）講座	庁内人選	2	2	松山市

(7) 全国建設研修センター

研 修 名	対 象 者	受講者数	日数	派 遣 先
橋梁設計	担当者	1 人	5 日	小平市
市町村道	担当者	1	3	小平市

(8) 日本経営協会

研 修 名	対 象 者	受講者数	日数	派 遣 先
新任担当者のための秘書実務	庁内人選	1 人	2 日	大阪市

(9) 愛媛県等派遣

研 修 名	対 象 者	受講者数	日数	派 遣 先
愛媛県派遣	庁内人選	4 人	365 日	
その他	庁内人選	3	365	後期高齢者医療連合・滞納整理機構

(10) 議会関係

研 修 名	対 象 者	受講者数	日数	派 遣 先
市民福祉委員会所管事務調査同行	担当者	1 人	4 日	帯広市他
企画教育委員会所管事務調査同行	担当者	1	4	北見市他
経済建設委員会所管事務調査同行	担当者	1	4	仙台市他
議会運営委員会所管事務調査同行	担当者	1	4	飯能市他
人口減少対策特別委員会付議事件調査同行	担当者	1	4	青森市他
防災・災害対策特別委員会付議事件調査同行	担当者	1	4	静岡市他
都市基盤整備促進特別委員会付議事件調査同行	担当者	1	4	那覇市他

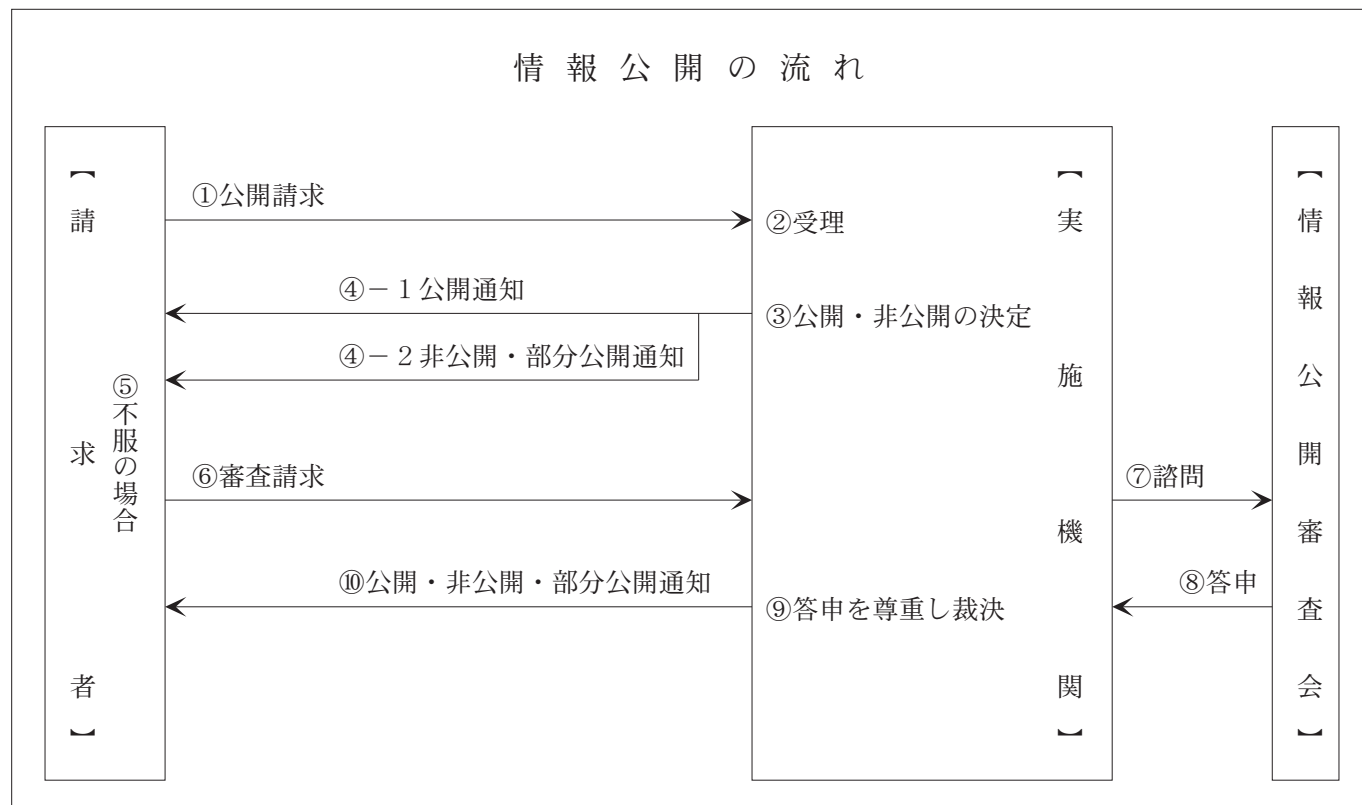
(11) その他

研 修 名	対 象 者	受講者数	日数	派 遣 先
災害対策専門研修「マネジメントコース」	庁内人選	1 人	3 日	兵庫県

10 情報公開制度

「情報公開制度」は、市民の知る権利を尊重し、公正で開かれた市政を推進するために、市が保有している行政情報（公文書）を広く公開・提供するもので、平成19年度に新居浜市情報公開条例の全部改正を行い、平成20年1月1日から施行している。

(1) 情報公開の請求から公開までの手続



(2) 審査請求

非公開の決定等に不服があるときは、決定のあったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、市長等に対して、審査請求をすることができる。

この場合、市長等は、公正な判断を行うため学識経験者で組織する新居浜市情報公開審査会に諮問し、その答申を尊重して裁決することになる。

(3) 情報公開制度の運用状況

市政だよりやホームページにおいて毎年1回公表している。

公文書公開請求の実施機関別件数と処理状況

年度 実施機関 処理状況	令和6		7	
	市長	その他の機関	市長	その他の機関
公開	41	15	58	8
部分公開	31	3	40	3
非公開	2	0	1	0
不存在	6	0	3	0
合計	80	18	102	11

注：実施機関とは、市長（上下水道局を含む）、消防長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、公平委員会、固定資産評価審査委員会、議会のことをいう。

11 個人情報保護制度

「個人情報保護制度」は、行政機関の適正かつ円滑な運営を図りつつ、市における個人情報の取得、利用、管理等について適正な取扱いを行い、個人の権利利益を保護するとともに、自己情報の開示、訂正及び利用停止の権利を保障するもので、令和5年4月1日から個人情報の保護に関する法律に基づく全国的な統一ルールのもと運用している。

(1) 個人情報の定義

生存する個人に関する情報で、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができるものを含む。）又は個人識別符号が含まれるものをいう。

(2) 個人情報の保有

法令の定める所掌事務又は事業を遂行するために必要な場合に限り、利用目的をできる限り特定したうえで、保有する。

(3) 個人情報の利用及び提供

利用目的以外の利用及び提供は、法令に基づく場合を除き行うことができない。

(4) 自己情報の開示、訂正及び利用停止の請求

市が保有している自己を本人とする個人情報について、本人又は代理人からの請求により、開示、訂正及び利用停止の請求ができる。

(5) 審査請求

個人情報の開示、訂正及び利用停止の請求に対する決定等に不服があるときは、審査請求をすることができる。この場合、市長等は、公正な判断を行うため、学識経験者で組織する新居浜市行政不服審査会に諮問し、その答申を尊重して裁決することになる。

(6) 個人情報ファイル簿の作成及び公表

令和5年度からは、本人の数が1,000人以上で1年を超えて保有する個人情報について、個人情報ファイル簿を作成し公表している。

(7) 個人情報保護制度の運用状況

市政だよりやホームページにおいて毎年1回公表している。

自己に係る個人情報開示請求の実施機関別件数と処理状況

年度 実施機関 処理状況	令和6		7	
	市長	その他の機関	市長	その他の機関
開示	1	0	2	1
部分開示	0	3	2	0
不開示	0	0	0	0
不存在	1	0	0	0
合計	2	3	4	1

注：実施機関とは、市長（上下水道局を含む。）、消防長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、公平委員会、固定資産評価審査委員会のことをいう。

12 市史編さん

市史編さんは、後世に新居浜市の歴史を継承するとともに、市民に郷土への関心を深めてもらうための取組とする。

市史刊行計画及び市史編さん基本方針に基づき、市史刊行に向けて資料の収集及び調査を進める。

令和8年度は、『史料編 古代・中世』及び『部門編 新居浜太鼓台』刊行の取り組みを進めるとともに、市民が歴史に対する理解を深めることができるよう、歴史講演会等を開催する。

福祉



老人クラブ連合会 グラウンドゴルフ大会

福 祉

1 生 活 保 護

(1) 生活保護状況

年度	区分	全市人口	月 平 均 保 護		保 護 率	月 平 均 保 護 費	
			実世帯	実人数		支 払 額	一世帯当たり支給額
		人		人	%	円	円
令和 2		116,392	1,023	1,217	10.5	174,161,693	170,246
3		114,721	983	1,163	10.1	170,042,517	172,983
4		113,462	954	1,115	9.8	163,612,900	171,502
5		112,191	927	1,069	9.5	162,836,610	175,660
6		110,790	935	1,082	9.8	156,306,634	167,173
7		109,434	950	1,098	10.0	164,897,682	173,577

注：％は千分比、全市人口は社会福祉統計に用いる人口

(2) 生活保護費支出状況

年度		令和 5				6				7			
		延人員		金 額		延人員		金 額		延人員		金 額	
区分		人	%	円	%	人	%	円	%	人	%	円	%
扶 助 費	生活扶助	10,937	29.45	440,266,683	22.53	11,194	29.51	442,034,963	23.57	11,167	28.97	430,567,381	21.76
	住宅扶助	9,610	25.88	215,767,896	11.04	9,681	25.52	219,399,542	11.70	9,771	25.35	222,467,653	11.24
	教育扶助	241	0.65	1,882,685	0.10	285	0.75	2,672,510	0.14	321	0.83	3,109,699	0.16
	介護扶助	3,777	10.17	56,404,951	2.89	3,895	10.27	55,309,802	2.95	4,083	10.59	56,601,308	2.86
	医療扶助	12,152	32.73	1,184,235,322	60.60	12,360	32.58	1,080,231,016	57.59	12,686	32.91	1,182,426,451	59.75
	出産扶助	0	0.00	0	0.00	1	0.00	215,390	0.01	0	0.00	0	0.00
	生業扶助	98	0.26	1,343,087	0.07	155	0.41	2,585,494	0.14	118	0.31	2,476,532	0.13
	葬祭扶助	13	0.04	875,182	0.04	9	0.02	875,232	0.05	19	0.05	1,517,543	0.08
	就労自立給付金	12	0.03	402,834	0.02	17	0.04	1,700,136	0.09	9	0.02	932,699	0.05
	小 計	36,840	99.21	1,901,178,640	97.29	37,597	99.10	1,805,024,085	96.23	38,174	99.04	1,900,099,266	96.02
施設事務費		292	0.79	52,860,676	2.71	340	0.90	70,666,092	3.77	369	0.96	78,781,173	3.98
合 計		37,132	100.00	1,954,039,316	100.00	37,937	100.00	1,875,690,177	100.00	38,543	100.00	1,978,880,439	100.00

(3) 生活困窮者自立支援事業実施状況

年度	令和 3	4	5	6	7
区分					
新規相談件数	591	301	224	279	285

2 高 齢 者 福 祉

(1) 高齢者人口

(R8.4.1 住民基本台帳)

年	区 分	総 人 口	65 歳 以 上	年 齢 階 層 別 人 口				高 齢 者 人 口
				65～69歳	70～74歳	75～79歳	80歳以上	構 成 比
		人	人	人	人	人	人	%
令和 4		116,052	37,754	7,262	10,345	6,871	13,276	32.53
5		114,886	37,328	6,851	9,585	7,646	13,246	32.49
6		113,466	37,150	6,749	8,639	8,356	13,406	32.74
7		112,017	36,753	6,670	7,837	8,829	13,417	32.81
8		110,535	36,457	6,619	7,209	9,383	13,246	32.98

(2) 介護保険事業

ア 見込み量(地域包括ケア「見える化」システムによる)

(ア) 要介護(要支援)認定者の推計数

(単位：人)

年度	区 分	要 支 援 1	要 支 援 2	要 介 護 1	要 介 護 2	要 介 護 3	要 介 護 4	要 介 護 5	合 計
令和 6		1,084	1,056	1,672	1,434	1,074	1,049	679	8,048
7		1,085	1,074	1,706	1,445	1,092	1,056	690	8,148
8		1,090	1,080	1,732	1,463	1,105	1,067	692	8,229

イ 要介護認定

(R8.3月末現在) 認定者数 7,982人

(内訳)

(単位：人)

要 支 援 1	要 支 援 2	要 介 護 1	要 介 護 2	要 介 護 3	要 介 護 4	要 介 護 5
1,064	1,211	1,682	1,337	982	1,046	660

ウ 介護給付費の推移

(単位：千円)

区 分	年	令和 2	3	4	5	6	7
介 護 サ ー ビ ス 等 諸 費		11,350,472	11,352,688	11,153,851	11,279,974	11,708,219	11,921,215
介護予防(支援)サービス等諸費		339,764	349,739	356,962	347,934	366,342	376,184
高 額 介 護 サ ー ビ ス 等 費		377,350	372,408	355,451	354,754	377,911	386,169
審 査 支 払 手 数 料		15,167	15,367	15,345	15,285	15,609	15,666
特定入所者介護サービス費		390,944	306,628	244,662	246,291	243,227	236,515
特定入所者介護予防サービス費		220	143	53	7	29	1
計 (介護給付費)		12,473,917	12,396,973	12,126,324	12,244,245	12,711,337	12,935,750

エ 第 1 号被保険者(65歳以上)保険料

国の特別対策により平成12年4月から半年間は保険料を徴収せず、その後1年間についても保険料を半額とした。また、3年に一度の介護保険事業計画の見直しに伴い、平成15年度・平成18年度・平成21年度・平成24年度・平成27年度・平成30年度・令和3年度及び令和6年度に、介護保険料額が改定された。

(年額・単位：円)

保 険 料 段 階		令和7年度
第1段階	生活保護受給者、老齢福祉年金受給者で世帯全員が市町村民税非課税又は世帯全員が市町村民税非課税者で合計所得金額と課税年金収入額の合計額が80万9千円以下	21,500
第2段階	世帯全員が市町村民税非課税者で合計所得金額と課税年金収入額の合計額が80万9千円超かつ120万円以下	36,600
第3段階	世帯全員が市町村民税非課税者で上記2段階以外	51,700
第4段階	世帯内には市町村民税課税者がいるが本人は市町村民税非課税で合計所得金額と課税年金収入額の合計額が80万9千円以下	68,000
第5段階	世帯内には市町村民税課税者がいるが本人は市町村民税非課税で上記第4段階以外	75,600
第6段階	本人が市町村民税課税者で合計所得金額が120万円未満	90,700
第7段階	本人が市町村民税課税者で合計所得金額が120万円以上かつ210万円未満	98,200
第8段階	本人が市町村民税課税者で合計所得金額が210万円以上かつ320万円未満	113,400
第9段階	本人が市町村民税課税者で合計所得金額が320万円以上かつ420万円未満	128,500
第10段階	本人が市町村民税課税者で合計所得金額が420万円以上かつ520万円未満	143,600
第11段階	本人が市町村民税課税者で合計所得金額が520万円以上かつ620万円未満	158,700
第12段階	本人が市町村民税課税者で合計所得金額が620万円以上かつ720万円未満	173,800
第13段階	本人が市町村民税課税者で合計所得金額が720万円以上	181,400

※ 合計所得金額とは収入金額から必要経費に相当する金額(収入の種類により計算方法が異なる)を控除した金額のことで、扶養控除や医療費控除などの所得控除をする前の金額である。第1～5段階は「公的年金等に係る雑所得」を控除した金額を用いる。第1～5段階の合計所得金額に給与所得が含まれている場合は、給与所得から10万円を控除した金額を用いる。土地売却等に係る特別控除額がある場合は、合計所得金額から「長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額」を控除した金額を用いる。

オ 第1号被保険者にかかる介護保険料の収納状況

区分 \ 年度		令和3	4	5	6	7
現年度	調 定 額 (円)	2,530,327,040	2,515,749,490	2,500,270,720	2,553,885,970	2,564,396,750
	収 入 済 額 (円)	2,519,760,020	2,506,060,703	2,492,835,612	2,548,623,560	2,559,477,100
	収 納 率 (%)	99.58	99.61	99.70	99.79	99.81
滞納繰越分	調 定 額 (円)	26,021,497	21,316,771	20,332,319	15,836,697	13,330,972
	収 入 済 額 (円)	11,905,155	8,075,013	9,056,680	5,995,599	5,215,068
	収 納 率 (%)	45.75	37.88	44.54	37.86	39.12
計	調 定 額 (円)	2,556,348,537	2,537,066,261	2,520,603,039	2,569,722,667	2,577,727,722
	収 入 済 額 (円)	2,531,665,175	2,514,135,716	2,501,892,292	2,554,619,159	2,564,692,168
	収 納 率 (%)	99.03	99.10	99.26	99.41	99.49

カ 指定サービス事業所数 (R8.3月末現在)

居 宅 介 護 支 援 事 業 所	49	短 期 入 所 療 養 介 護 事 業 所	5
訪 問 入 浴 介 護 事 業 所	2	認知症対応型共同生活介護事業所	32
訪問リハビリテーション事業所	85*	介護老人保健施設(老人保健施設)	5
通 所 介 護 事 業 所	33	認知症対応型通所介護事業所	5
短期入所生活介護事業所	16	介護予防支援事業所	8
福祉用具貸与事業所	8	地域密着型介護老人福祉施設	7
介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)	9	特定福祉用具販売事業所	8
小規模多機能居宅介護事業所	7	特定施設入居者生活介護事業所	1
訪 問 介 護 事 業 所	42	定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	3
訪 問 看 護 事 業 所	100*	地域密着型通所介護事業所	15
居 宅 療 養 管 理 指 導 事 業 所	168*	看護小規模多機能型居宅介護事業所	2
通所リハビリテーション事業所	79*		

*みなし指定(申請を要さず指定があったものとみなされる)を含む。

(3) 高齢者福祉対策

高齢者の福祉対策として、福祉施設の充実と老人クラブ活動の育成強化を図るとともに在宅高齢者の福祉を重視した総合的な高齢者の福祉対策を志向している。

また、介護保険の地域支援事業で各種高齢者福祉事業を実施している。

ア 高齢者記念品支給事業

長寿者宅を敬老月間中に訪問し、記念品を贈っている。

令和7年度 69人に支給

イ 老人クラブ育成事業

市内に在住するおおむね60歳以上の方の健康の維持と親睦を図り、教養を高めるため、老人クラブ組織活動を啓発し、育成助長を図っている。

令和8年4月1日現在

クラブ数 47クラブ

会員数 2,801人

ウ 老人広場整備事業

地域高齢者の憩いの場として老人広場の整備を行い、高齢者の健康増進等福祉の向上を図っている。

エ 高齢者緊急通報システム

ひとり暮らしの虚弱な高齢者宅に緊急通報装置を設置し、特別養護老人ホーム「ふたば荘」をセンターとして、24時間体制で緊急通報を受信し、隣人協力者による状況確認、救急連絡等独居高齢者の生命の安全と確認に努める。

令和8年4月1日現在48台を設置している。

オ 福祉電話の貸与

ひとり暮らしの高齢者の安否の確認、各種の相談を行うため福祉電話を設置している。

令和8年4月1日現在13台を設置している。

カ 老人短期入所事業

(ショートステイ／養護老人ホーム)

家族の病気療養、入院、冠婚葬祭などの理由で高齢者を養護できない場合に、短期間養護老人ホームに入所して日常生活上のサービスを受ける。

対象者：65歳以上の高齢者で要介護認定で自立と判定された方等

光熱水費実費負担：1日当たり 350円

食材料費実費負担：1日当たり 1,050円

キ 独居高齢者見守り推進事業

民生委員、見守り推進員、ふれあい協力員等社協支部、地域住民が一体となり、一人暮らしの高齢者を見守り、高齢者の方の状況把握を行っている。

令和8年4月1日現在 見守り推進員 260人

対象高齢者数 1,548人

ク 要介護者理美容サービス事業

在宅で重度の介護を要する高齢者等を介護している方を対象に訪問理美容券を希望者に支給する。

年2回 令和7年度実績 延べ157回

ケ 生き生きデイサービス事業（別子山地区）

別子山地区に在宅で介護保険制度で非該当（自立）と認定された方及び要介護状態が軽く、生活機能の改善が見込まれる方を対象に総合福祉センター別子山分館でデイサービスを実施し社会的孤独感の解消、自立生活の助長、心身機能の維持向上を図っている。

コ 家族介護者慰労金支給事業

在宅において重度の介護を要する高齢者を介護している者に対し、慰労金を支給することにより、介護者及び要介護者の福祉増進を図る。

サ 高齢者補聴器購入費補助事業

加齢による聴力機能の低下により日常生活に支障をきたす65歳以上の方を対象に、補聴器の購入費の一部を補助する。

令和7年度 37人に補助金交付

(4) 地域支援事業

ア 要介護者紙おむつ支給事業

在宅で重度の介護を要する高齢者等を介護している方を対象に紙おむつを支給する。

イ 成年後見制度利用支援事業

認知症高齢者等の判断能力が十分でない方で成年後見開始の審判申立てを行うべき者がいない方に対し、成年後見制度の利用を支援し、権利擁護を行う。

(5) 地域包括支援センター

地域における介護予防ケアマネジメント、総合相談・支援、権利擁護、包括的・継続的ケアマネジメントを担う中核機関として、高齢者がいつまでも住み慣れた地域で安心して生活続けることができるよう、総合的に支援する。多職種連携の取組を強化し、自立支援を図る。

令和7年度事業内容

1. 予防給付ケアプラン作成事業

新規契約件数 587件
予防給付ケアプラン作成 延べ 13,560件

2. 介護予防・日常生活支援総合事業

事業対象者(令和8年3月31日現在) 137人
介護予防ケアマネジメント 延べ 5,395件
生活改善個別指導事業 延べ 94回
一般介護予防事業
介護予防教室 48回 延べ 907人
健康長寿地域拠点づくり事業 計 118か所
大島地区 延べ 194人
市民体操指導士活動 28人 延べ 210回
地域リハビリテーション活動支援事業 9回 延べ 49人

3. 総合相談支援事業、権利擁護事業

相談件数 地域包括支援センター 979件
協力機関(継続相談含む) 680件
第2層協議体開催 36回
ブランチ(協力機関)との連絡会 11回
認知症初期集中支援チーム員会議 0回
認知症サポーター養成講座 32回 1,753人 養成

4. 包括的継続的ケアマネジメント

介護支援専門員研修会 2回
介護支援専門員連絡協議会総会 1回
地域ケア会議 14件

5. 健康長寿コーディネーター配置事業

配置人数 第1層 1人
第2層 4人

6. 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施

個別支援(低栄養・重症化予防) 56人
集団支援(フレイル予防) 205回 4,191人

7. その他

在宅医療・介護連携推進協議会 1回
作業部会 4回

(6) 上部高齢者福祉センター・川東高齢者福祉センター・川西高齢者福祉センター

区分	名称	上部高齢者福祉センター	川東高齢者福祉センター	川西高齢者福祉センター
所在地		中筋町一丁目6番8号 ☎ 43-6338	八幡二丁目10番23号 ☎ 32-2134	滝の宮町3番3号 ☎ 33-5685
敷地面積		2,464.00㎡	1,737.00㎡	1,874.00㎡
構造		鉄筋コンクリート2階建	鉄筋コンクリート2階建	鉄骨平家建
建物面積		682.83㎡	675.35㎡	596.88㎡
室構成		生活相談室、健康相談室、娯楽室、図書室、大集会室、機能回復訓練室、事務室、楽焼小屋	生活相談室、健康相談室、娯楽室、図書室、大集会室、機能回復訓練室、事務室、楽焼小屋	生活相談室、健康相談室、娯楽室、図書室、大集会室、機能回復訓練室、事務室、楽焼小屋
建設事業費		1億4,711万3,000円	1億8,033万4,000円	1億3,300万円
完成		昭和55年3月29日	昭和58年3月10日	昭和60年3月19日
定員		190人	190人	190人
使用料		無料	無料	無料
主な設備		冷暖房設備、リハビリ設備、娯楽設備等	冷暖房設備、リハビリ設備、娯楽設備等	冷暖房設備、リハビリ設備、娯楽設備等
令和7年度の利用者数		30,984人	20,405人	26,594人

高齢者に対して、各種の相談に応じるとともに、健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与することを目的とする、老人福祉法に基づく老人福祉施設で、高齢者の健康、生活等の相談、教養講座、レクリエーションの実施、高齢者の趣味グループの育成指導等の事業を行い、また機能回復訓練の設備を設けている。

なお、平成18年4月1日から指定管理者制度を導入し、施設の管理運営を社会福祉法人新居浜市社会福祉協議会に行わせている。

指定期間 令和8年4月1日～

令和13年3月31日(5年間)

室 構 成 居室98室、集会室、食堂、面会室、浴室、
医務室、調理室、事務室、ショートステイ2室、家族室等

定 員 100人

入所状況 62人(R8.4.1現在)

(7) 川東高齢者福祉センター大島分館

所 在 地 新居浜市大島甲128番地の1

敷地面積 515.53㎡

構 造 鉄筋コンクリート造2階建

建物面積 414.00㎡

室 構 成 和室、調理実習室、図書室、大会議室、
事務室

完 成 昭和56年3月31日

使 用 料 無料

令和7年度の利用者数 685人

※平成27年4月1日より旧大島公民館を老人福祉センターへ用途変更して使用

(8) 慈光園

老人福祉法に基づいて設置した養護老人ホームである。65歳以上の者で環境上の理由及び経済的理由により居宅において養護を受けることが困難な者を入所させ、養護することを目的とする。

所 在 地 西の土居町一丁目6番20号

☎ 32-4325

沿 革 昭和26年8月、滝の宮町2番1号開設。

平成23年6月1日現地に新築移転。なお、平成25年4月1日より指定管理者制度を導入し、施設の管理運営を社会福祉法人三恵会に行わせている。

指定期間 令和8年4月1日～

令和13年3月31日(5年間)

敷地面積 5,716.99㎡

構 造 鉄筋コンクリート造3階建

建物面積 4,988.21㎡

3 児 童 福 祉

(1) 保育所

ア 保育所一覧表

(認可保育所)

(R8.4.1 現在)

区 分	保 育 所 名	認可年月日	面 積		定 員			職 員			
			敷 地	建 物	3歳 未満	3歳 以上	計	園 長	保 育 士	そ の 他	計
公 立	若 宮 保 育 園	昭44. 4. 1	㎡ 3,761.06	㎡ 1,218.92	人 50	人 70	人 120	人 1	人 27	人 6	人 34
	新 居 浜 保 育 園	昭23. 9. 3	3,087.60	849.03	25	55	80	1	13	5	19
	高 津 保 育 園	昭44. 4. 1	4,094.08	794.22	30	60	90	1	18	5	24
	多 喜 浜 保 育 園	昭36. 4. 1	1,966.00	697.25	40	60	100	1	13	5	19
	東 田 保 育 園	昭30. 9. 1	3,338.71	699.60	40	80	120	1	23	5	29
	船 木 保 育 園	昭29. 8. 1	2,186.35	452.10	20	50	70	1	13	6	20
	角 野 保 育 園	昭26. 4.30	1,819.60	381.24	15	45	60	1	15	5	21
	大 生 院 保 育 園	昭26. 4.30	3,221.85	798.00	25	55	80	1	18	5	24
	小 計	8 力 所	23,475.25	5,890.36	245	475	720	8	140	42	190
私 立	朝 日 保 育 園	昭23. 9. 3	1,650.00	640.82	30	60	90	1	20	8	29
	み な と 保 育 園	昭48.11. 5	797.38	708.97	36	54	90	1	20	6	27
	十 全 保 育 園	昭55. 4. 1	1,285.56	1,364.95	50	70	120	1	16	3	20
	新居浜八雲保育園	平20. 4. 1	2,639.71	849.50	60	90	150	1	27	7	35
	ルンビニ乳幼児保育園	昭48. 4. 1	1,732.00	607.02	35	25	60	1	17	4	22
	さ く ら 乳 児 園	昭52.12. 1	271.47	354.20	30	0	30	1	10	3	14
	新居浜南沢津保育園	平21. 4. 1	3,249.86	835.50	28	122	150	1	22	4	27
	ミ ド リ 保 育 園	昭38.12.13	2,469.31	768.31	35	85	120	1	20	6	27
	め ぐ み 保 育 園	昭44. 9. 9	2,382.45	825.78	36	84	120	1	27	8	36
	新 田 保 育 園	昭61. 1. 1	1,322.33	683.94	30	60	90	1	23	6	30
	泉 川 保 育 園	平15. 8. 1	2,055.90	874.93	55	65	120	1	27	5	33
	みどり園保育所	昭37. 9. 1	3,415.40	1,833.25	80	90	170	1	23	7	31
	す み れ 保 育 園	昭57. 9. 1	621.00	563.03	45	65	110	1	18	6	25
	中 萩 保 育 園	平24. 4. 1	2,522.30	880.37	50	90	140	1	20	5	26
	新居浜上部のぞみ保育園	昭53. 4. 1	1,760.77	532.60	40	20	60	1	18	3	22
	新居浜萩生保育園	昭57. 4. 1	2,351.00	493.27	27	63	90	1	11	3	15
	はびねすnursery school	平31. 4. 1	523.55	330.55	15	20	35	1	10	2	13
	金 子 保 育 園	令 6. 4. 1	4,939.97	1,616.12	45	75	120	1	27	6	34
	小 計	18 力 所	35,989.96	14,763.11	727	1,138	1,865	18	356	92	466
合 計		26 力 所	59,465.21	20,653.47	972	1,613	2,585	26	496	134	656

(へき地保育所)

(R8.4.1 現在)

保 育 所 名	認可年月日	面 積		定 員			職 員			
		敷 地	建 物	3歳未満	3歳以上	計	園長	保育士	その他	計
別 子 保 育 園	—	m ² 861.42	m ² 204.93	人 —	人 —	人 30	人 (1)	人 0	人 0	人 0

※ 園長は兼任

(認定こども園)

(R8.4.1 現在)

保 育 所 名	認可年月日	面 積		定 員			職 員			
		敷 地	建 物	3歳未満	3歳以上	計	園長	保育士	その他	計
認定こども園泉幼稚園	令 5. 4. 1	m ² 1,929.73	m ² 777.83	人 30	人 60	人 90	人 1	人 18	人 5	人 24
認定こども園グレース幼稚園	平29. 4. 1	3,644.19	1,229.23	15	18	33	1	7	4	12
認定こども園ひかり幼稚園	平31. 4. 1	4,537.16	2,342.64	15	45	60	1	23	7	31
認定こども園菊本幼稚園	令 3. 4. 1	3,300.89	2,691.65	15	45	60	1	21	8	30
認定こども園愛光幼稚園	令 5. 4. 1	1,449.48	635.33	8	22	30	1	22	1	24
合 計	5カ所	14,861.45	7,676.68	83	190	273	5	91	25	121

※ 定員は、2号及び3号認定のみ

(地域型保育事業)

(R8.4.1 現在)

保 育 所 名	認可年月日	面 積		定 員			職 員			
		敷 地	建 物	2歳未満	2歳以上	計	園長	保育士	その他	計
か が や き 保 育 園	平27. 4. 1	m ² 94.20	m ² 63.46	人 12	人 7	人 19	人 1	人 9	人 0	人 10
かがやきぶらす保育園	令 2. 4. 1	1,326.92	297.52	12	7	19	1	12	6	19
ぽこ・あ・ぽこ保育園	平29. 4. 1	825	120.00	12	7	19	1	11	1	13
ひまわり乳児園	平27. 4. 1	193.20	164.82	24	12	36	1	15	5	21
こども園みるみる	平27. 4. 1	463.23	110.56	6	6	12	1	7	5	13
合 計	5カ所	2,902.55	756.36	66	39	105	5	54	17	76

イ 入所状況 ()は広域入所含む (R8.4.1 現在)

年度	申込者数	要入所者数	入所者数	入所率	未処置者数
令和4	2,790 (2,809)	2,723 (2,742)	2,723 (2,742)	100.00	0
5	2,763 (2,784)	2,701 (2,720)	2,701 (2,720)	100.00	0
6	2,725 (2,750)	2,656 (2,681)	2,656 (2,681)	100.00	0
7	2,742 (2,775)	2,649 (2,663)	2,649 (2,663)	100.00	0
8	2,623 (2,659)	2,585 (2,609)	2,585 (2,609)	100.00	0

ウ 充足状況 ()は広域入所含む (R8.4.1 現在)

年 度	認可定員	入所者数	充足率
令和4	3,127	2,723 (2,742)	87.1 (87.7)
5	3,188	2,701 (2,720)	84.7 (85.3)
6	3,208	2,656 (2,681)	82.8 (83.6)
7	3,209	2,649 (2,663)	82.5 (82.9)
8	3,149	2,585 (2,609)	82.0 (82.8)

エ 一時預かり事業

(1) 一般型

市内に在住する1歳以上の就学前児童であって、保護者の就労形態等により家庭における保育が断続的に困難となる児童及び保護者の傷病、入院、私的理由等により、緊急・一時的に保育を必要とする児童に対する保育サービス及び保護者の育児に伴う心理的・肉体的負担を解消するための保育サービスを、通常保育と合わせて保育短時間(8時30分～16時30分)を基本利用時間とした上で、平均週3日を限度(原則)として保育を実施している。

- ・実施園 若宮保育園

(2) 余裕活用型

保育施設において、利用児童数が定員に達していない場合に、定員の範囲内で一時預かり事業として受け入れることができる「余裕活用型一時預かり事業」を実施。市内に在住する就学前児童であって、一般型と同様の利用要件で、利用回数に制限はなく(認定こども園泉幼稚園は一般型と同様)、保育短時間(8時30分～16時30分)を基本利用時間として保育を実施している。

- ・実施施設
 - ・認定こども園泉幼稚園
 - ・かがやき保育園
 - ・かがやきぶらす保育園
 - ・ひまわり乳児園
 - ・こども園みるみる
 - ・ぽこ・あ・ぽこ保育園

・保育料

	利用時間	利用料金
全日	8時30分～16時30分 (食事あり)	1,500円
半日 (午前)	8時30分～11時30分 (食事なし)	700円
	8時30分～12時30分 (食事あり)	1,000円
半日 (午後)	13時30分～16時30分 (食事なし)	700円
延長保育	開園～8時30分 (食事なし)	30分につき 200円
	全日、半日(午前)、半日(午後)の利用時間を超えて閉園まで(食事なし)	

- ・令和7年度利用者数 一般型：1,356人
余裕活用型：1,100人

オ 延長保育対策事業

保護者の就労時間、通勤時間等を考慮し、真に延長保育が必要と認められる児童に対し、延長保育を行う事業で、保育標準時間延長については、私立保育所18園と、地域型保育事業所2園で実施している。

・実施園

私立保育所

泉川保育園、朝日保育園、新田保育園、十全保育園、ルンビニ乳幼児保育園、さくら乳児園、みなと保育園、ミドリ保育園、めぐみ保育園、すみれ保育園、みどり園保育所、新居浜上部のぞみ保育園、新居浜萩生保育園、新居浜八雲保育園、新居浜南沢津保育園、中萩保育園、はびねすnursery school、金子保育園

地域型保育事業所

かがやき保育園、かがやきぶらす保育園

カ 障がい児保育事業

公立・私立保育所、地域型保育事業所及び認定こども園に通所する保育が必要な障がい児で、集団保育が可能な児童を、健常児とともに受入れて、その健全な社会性の発達を図り、健常児にとっても障がい児との混合保育によって障がい児に対する理解を深め、いたわりや優しさを養い、思いやりのある人間として育てる保育を実施している。

・公立

若宮保育園、新居浜保育園、高津保育園、多喜浜保育園、東田保育園、船木保育園、角野保育園、大生院保育園

・私立

朝日保育園、みなと保育園、ルンビニ乳幼児保育園、めぐみ保育園、新田保育園、泉川保育園、みどり園保育所、新居浜上部のぞみ保育園、新居浜八雲保育園、新居浜南沢津保育園、新居浜萩生保育園、中萩保育園、金子保育園、認定こども園泉幼稚園、認定こども園菊本幼稚園

- ・令和7年度受け入れ人数 公立 58人
私立 98人

キ 病児・病後児保育事業

新居浜市に在住の乳児・幼児又は小学校に就学している児童が、病気の急性期から回復期に保護者の勤務の都合、傷病、事故、出産、冠婚葬祭等やむを得ない理由により、家庭で育児を行うことが困難なとき預かっている。

- ・実施園 なかよし園
- ・利用料

区 分	利用料 (児童 1 人／日額)
生活保護法(昭和25年法律第144号)第 6 条第 1 項に規定する被保護世帯(A)	0円
当該年度(4月から8月までの場合にあっては前年度)分の市町村民税非課税世帯(B)	1,800円
当該年度(4月から8月までの場合にあっては前年度)分の市町村民税課税世帯(その他)	2,700円

- ・令和7年度利用者数 延べ306人

ケ 保育料徴収基準額(月額)

令和8年度 新居浜市保育所保育料徴収基準額表

(令和8年4月1日)

各月初日の教育・保育給付認定保護者の属する世帯の階層区分			保育料月額(単位 円)	
階層区分	定 義		保 育 標準時間認定	保 育 短時間認定
A	生活保護世帯等		0	0
B	A階層を除き、当該年度分(4月から8月までにあっては、前年度分。以下同じ。)の市町村民税非課税世帯		0	0
C 1	A階層を除き、当該年度分の市町村民税課税世帯のうち、均等割の額のみ課税されるもの	要保護者等世帯	7,200	7,200
		要保護者等世帯以外の世帯	16,000	15,700
C 2		48,600円未満 要保護者等世帯	9,000	9,000
		要保護者等世帯以外の世帯	19,500	19,100
D 1		48,600円以上 57,700円未満 要保護者等世帯	9,000	9,000
		要保護者等世帯以外の世帯	24,600	24,100
D 2		57,700円以上 72,800円未満 要保護者等世帯	9,000	9,000
		要保護者等世帯以外の世帯	24,600	24,100
D 3	A階層及びC 1 階層を除き、当該年度分の市町村民税課税世帯であって、その所得割の額が次の区分に該当するもの	72,800円以上 77,101円未満 要保護者等世帯	9,000	9,000
		要保護者等世帯以外の世帯	30,000	29,400
D 4		77,101円以上 97,000円未満	30,000	29,400
D 5		97,000円以上 133,000円未満	37,000	36,300
D 6		133,000円以上 169,000円未満	44,500	43,700
D 7		169,000円以上 213,000円未満	48,000	47,100
D 8		213,000円以上 257,000円未満	52,000	51,100
D 9		257,000円以上 301,000円未満	57,000	56,000
D 10		301,000円以上 397,000円未満	60,000	58,900
D 11		397,000円以上	63,000	61,900

ク 休日保育事業

市内のいずれかの保育園に通っている児童(措置年齢1歳以上)で、年間を通して保護者が日曜・祝日に勤務しているため、家庭において保育の実施が困難な世帯を対象に、平日の通常保育とは別に実施している。

- ・実施園 ひまわり乳児園
- ・時 間 標準時間認定

午前8時00分～午後6時00分
短時間認定

午前8時30分～午後4時30分
(標準時間の範囲内で延長有)

- ・保育料 無料(延長保育料 200円/30分)
- ・令和7年度利用者数 延べ320人
(ひまわり乳児園)

コ 階層別入所状況（広域入所除く）

（R8.4.1 現在・単位：人）

区分		第1	第2	第3	第4	第5	第6	第7	第8	計
公立	全額該当児童数	0	18	13	50	124	124	21	9	359
	半額該当児童数	1	0	5	20	33	19	4	1	83
	無料該当児童数	1	30	16	0	0	0	0	0	47
私立	全額該当児童数	1	69	60	210	511	500	67	59	1,477
	半額該当児童数	1	1	30	69	158	143	7	16	425
	無料該当児童数	1	97	56	15	10	11	2	2	194
計		5	215	180	364	836	797	101	87	2,585

(2) 児童福祉対策

区 分	対 象 者	給付金額等	受給者数	支 給 額	開始時期
子 ども 医療費助成	(乳幼児医療費) 乳幼児(就学前)を養育している者で健康保険加入者（平成14年4月より3歳から就学前まで入院医療費助成を拡大）	保険診療に伴う自己負担分	支払件数 43,848件 (令和7年度)	114,058千円 (令和7年度)	昭和48年4月1日
	(就学前医療費) 3歳から就学前の幼児を養育している者で健康保険加入者	保険診療に伴う自己負担分	支払件数 43,839件 (令和7年度)	72,529千円 (令和7年度)	平成20年1月1日
	(小中学生医療費) 小中学生を養育している者で健康保険加入者	保険診療に伴う自己負担分	支払件数 106,159件 (令和7年度)	263,673千円 (令和7年度)	平成28年10月1日
	(高校生等医療費) 高校生相当年齢の児童を養育している者で健康保険加入者	保険診療に伴う自己負担分	支払件数 30,515件 (令和7年度)	86,585千円 (令和7年度)	令和3年10月1日
養育医療費	出生時体重が2,000g以下又は生活力が特に薄弱等の症状を示し、医師が入院を必要と認めた乳児	保険診療に伴う自己負担分(入院のみ、扶養義務者自己負担金(扶養義務者の所得に応じて、18段階で決定)は、申出により子ども医療費から充当)	支払件数 45件 (令和7年度)	5,501千円 (令和7年度)	平成25年4月1日 (権限移譲により愛媛県から事務移管)
児 童 手 当	18歳到達後の最初の年度末(高校卒業)までの児童を養育している者	対象となる児童の年齢等により月額、次のように支給(令和6年10月分から額改定) 3歳未満 15,000円 (第3子以降) 30,000円 3歳以上高校生年代 (第1、2子) 10,000円 (第3子以降) 30,000円 高校生年代：中学校修了後、18歳に達する日以後の最初の3月31日まで	8,816人 (R8.2.28現在)	2,483,105千円 (令和7年度)	平成24年4月1日

区 分	対 象 者	給付金額等	受給者数	支 給 額	開始時期
児 童 扶 養 手 当	父又は母と生計を同じくしていない18歳に達する日以降、最初の3月31日までにある児童又は20歳未満の障がい者を監護している父又は母、及び養育者(父又は母が一定の障がいの状態にあつて、児童を養育している場合も支給の対象となる。所得制限がある。)	月額 1人目 受給者の所得額により48,050円から11,340円の間で決定 (令和8年4月から額改定) 2人目以降(加算) 5,680円～11,350円	974人 (R8.3.31現在)	519,219千円 (令和7年度)	昭和37年1月1日
特 別 児 童 扶 養 手 当	20歳未満で、精神又は身体に障がいをもつ児童を監護している父母、又は父母にかわつて監護している養育者(所得制限がある。)	月額 1人 重度 58,450円 中度 38,930円 (令和8年4月から額改定)	355人 (R8.3.31現在)	県 費	昭和39年9月1日
災 害 遺 児 福 祉 手 当 (県単独事業)	義務教育終了前の児童及び高等学校在学中の者で、生計を維持していた父もしくは母が労働災害、交通災害及び天災等で死亡した遺児の保護者	月額 児童1人につき 3,000円	3人 (R8.3.31現在)	県 費	昭和47年4月1日

(3) 家庭相談員の設置

近年、社会の変動に伴い、児童養育に関し、いろいろな問題が発生しているが、その問題に対し、適切な助言や指導を行い、児童福祉の健全化と向上を図るため、専門相談員を設置している。

- ・留守家庭児童の保護者育成の援助
- ・その他目的達成に必要な事業

中央児童センター、川東児童センター及び瀬戸児童館の3施設については、昭和62年4月1日から、上部児童センターは平成元年4月1日からそれぞれ管理業務を新居浜社会福祉事業協会に、平成8年4月1日からは社会福祉法人新居浜市社会福祉協議会に委託している。

なお、平成18年4月1日から指定管理者制度を導入し、施設の管理運営は社会福祉法人新居浜市社会福祉協議会が行っている。

指定期間 令和8年4月1日～

令和13年3月31日

(5年間：再指定)

名称	中央児童センター	川東児童センター	上部児童センター	瀬戸児童館
所在地	繁本町8番10号	八幡二丁目10番22号	中萩町10番13号	瀬戸町7番32号
電 話	☎ 34-8600	☎ 32-8966	☎ 43-3612	☎ 41-1983
敷地面積	927.85㎡	1,618.79㎡	2,761.66㎡	2,485.35㎡
構 造	鉄筋コンクリート造 2階建 各室冷暖房完備	鉄筋コンクリート造 平家建 各室冷暖房完備	鉄筋コンクリート造 2階建 各室冷暖房完備	鉄筋コンクリート造 平家建 各室冷暖房完備
建物面積	492.61㎡	343.16㎡	533.09㎡	328.50㎡
室 構 成	遊戯室、工作室、図書室、集会室、学習室、屋上遊戯室、事務室	遊戯室、工作室、図書室、集会室、屋外遊戯室、事務室	遊戯室、工作室、図書室、集会室、屋外遊戯室、事務室	遊戯室、図書室、集会室、屋外遊戯室、事務室
事業費	6,337万円	1億1,950万円	1億3,460万円	1億9,300万円
完 成	昭和54年1月31日	昭和59年3月26日	昭和62年3月18日	昭和57年3月20日
令和7年度の利用者数	22,578人	20,637人	35,274人	22,215人

(5) 児童遊園地・子供広場

児童に健全な遊びを与えて健康を増進させ、心身ともに健やかに成長させるとともに、児童を交通事故等から守るため、児童遊園地、子供広場を設置している。

・児童遊園地

児童遊園地の敷地については、公有地の一部並びに住民等から提供されるものをもって充てている。

面積は原則として500㎡以上であり、用地の使用期間は5年以上である。

児童遊園地には遊具、砂場等を設置する。また、利用対象児童数(主として3歳以上の幼児又は小学校低学年生)は、おおむね200人以上とする。

設置数 7カ所 (R8.4.1現在)

総面積 8,898.42㎡

・子供広場

子供広場は多数の児童に利用させることを目的として自治会が用地を確保し、市に設置の申請をする。申請内容が市の定める基準に適合していれば設置される。面積は原則として330㎡以上で利用対象児童数は、おおむね50人以上とする。

設置数 53カ所 (R8.4.1現在)

総面積 26,356.6㎡

4 子育て支援

(1) こども家庭センター“すまいるステーション”

妊娠期から学童期にわたるまで、保健師・看護師・社会福祉士等の専門職が切れ目のない支援を行う。

ア こども家庭センター運営事業

	こども未来課内	保健センター内
来 所 相 談	936 件	748 件
電 話 相 談	1,401	1,296
家 庭 訪 問	159	58
個 別 支 援 会 議	71	
個別支援計画作成	49	262
関 係 機 関 連 携	2,923	222

イ 子育て世代のためのこころのケア "cococare"

妊娠・出産・育児と、女性の心と身体にはさまざまな変化がおとずれることから、目には見えにくい心の健康にも目を向け、臨床心理士・公認心理師によるメンタルヘルス相談を行う。

令和7年度 延51人

ウ 産後ケア事業

産科医療機関において、宿泊型・日帰り型(8時間・6時間)・訪問型で、助産師等による母子の健康状態の相談、乳房の手当てや授乳指導、沐浴指導等を実施する。

令和7年度 宿泊型 105日 日帰りA型 101日
日帰りB型 221日 訪問型 336日

エ 妊婦のための支援給付及び妊婦等包括相談支援事業

妊婦の産前産後期間における身体的、精神的、経済的負担を軽減することを目的に、相談支援を効果的に組み合わせて、妊娠期に妊婦支援給付金(1回目)5万円、出産後に妊婦支援給付金(2回目)を胎児一人につき5万円を給付する。

令和7年度

子育て応援給付金(経過措置) 87件

妊婦支援給付金(1回目) 687件

妊婦支援給付金(2回目) 614件

オ 低所得の妊婦に対する初回産科受診料支援事業

低所得妊婦の経済的負担の軽減を図るとともに、当該妊婦の状況を継続的に把握し、必要な支援につなげるため、初回産科受診に要する費用(健康保険適用外上限1万円)を助成する。

令和7年度 3件

カ 子育て世帯訪問支援事業

家事、育児等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等のうち、特に支援が必要な家庭に対し、虐待リスクの高まりを未然に防ぐことを目的として、サポートプランに基づき、訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、健全な成長・発達を目指す。

令和7年度 16世帯 延136回 延295時間

キ 多胎妊産婦等サポーター派遣事業

多胎妊婦からおおむね3歳までの多胎児を養育している世帯のうち、家庭等からサポートが得られない世帯に対し、サポートプランに基づき、訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、必要な家事代行等サービスなどを提供することにより、多胎児育児に係る身体的・精神的な負担の軽減を図り、穏やかにこどもに向き合うことができるようサポートを行う。

令和7年度 6世帯 延24回 延41時間

ク ヤングケアラー等支援連携事業(新規)

こどもがこどもらしい時間を過ごし、こどもとその家族が安心して暮らせる環境を築くため、学校訪問や啓発活動等により、顕在化しにくいヤングケアラー問題等、家庭や学校等の諸問題を抱えるこどもとその家族を早期発見するとともに、その家族に対する包括的な支援を推進する。

(2) 地域子育て支援の充実

ア 子育てサービス利用者支援事業

一人ひとりのこどもが健やかに成長することができる地域社会の実現に寄与するため、こども及びその保護者または妊婦がその選択に基づき、教育・保育・保健等の子育て支援を円滑に利用できるよう、身近な場所で子育てコーディネーターを配置し、必要に応じた相談・助言等を行う。

- ・実施場所・moku moku hiroba
 - ・泉川保育園地域子育て支援センター
 - ・朝日保育園地域子育て支援センター
- ・令和7年度実績 対応件数 1,208件

イ 地域子育て支援拠点事業

0歳からおおむね3歳のこどもとその保護者を対象に、地域に密着した子育て支援の拠点を開設し、交流の場づくり、育児相談、情報提供などを行うことにより、子育ての不安感や負担感、孤独感を緩和し、こどもの健やかな育ちを促進している。

- ・実施場所（一般型）
 - 子育てひろばピノッキオ
 - 子育て広場キッズ・政枝
 - プラネットキッズ
 - moku moku hiroba
 - にこちゃんパーク

令和7年度実績 相談件数 1,472件
利用者数 34,124人

- ・実施場所（連携型）
 - 中央児童センター
 - 川東児童センター
 - 上部児童センター
 - 瀬戸児童館

令和7年度実績 相談件数 52件

ウ 地域子育て支援拠点一時預かり事業

地域子育て支援拠点施設の開設場所を活用し、保護者の負担軽減や突発的な用事や傷病・冠婚葬祭の時など必要に応じた一時預かりを実施している。

- 対象者：原則6か月以上3歳未満
- 実施場所：moku moku hiroba
- ・令和7年度実績 利用者数 1,482人

(3) 子育て支援対策

ア ファミリー・サポート・センター運営事業

「子育ての手助けをしてほしい人」と「子育ての手助けをしたい人」を会員として募り、相互援助活動を支援する。

令和7年度活動件数 2,259件

イ 子育て短期支援事業

様々な理由により、家庭において養育することが一時的に困難となった児童及び緊急一時的に保護を必要とする母子を児童養護施設その他の保護を適切に行うことのできる施設において、一定期間養育又は保護を行う。

- ・令和7年度実績 ショートステイ 185件
トワイライトステイ 88件

ウ 愛顔の子育て応援事業

愛媛県と連携して、市内在住の第2子以降の出生時に5万円分の紙おむつ（県内企業が生産した製品）を市内の登録店舗で購入できる応援券を保護者に配布する。

- ・令和7年度実績 登録店舗数 46店舗
配布者 361人

エ 移動式「赤ちゃんステーション」貸出事業

新居浜市内で開催されるイベント等に乳幼児を連れた保護者が安心して参加できるよう、移動が可能なテントや折りたたみ式おむつ交換台を移動式赤ちゃんステーションとして貸し出す。

- ・令和7年度実績 0回

オ 出産・子育て通院交通費助成事業

不妊治療や妊娠健診及び乳幼児医療等で、遠方（概ね50km以上）の医療機関への受診が必要な妊産婦等に対して、身体的負担及び経済的負担の軽減を図るため交通費の一部を助成する。

- ・令和7年度実績 1,378件

カ 出産世帯応援事業

令和7年4月1日以降に新たに出生した児童を養育する世帯に対し、給付金と応援券5万円を支給する。

- ・令和7年度実績
給付金 100,000円支給 456人 45,600,000円
99,000円支給 169人 16,731,000円
応援券 配付者 625人

5 母子・父子福祉

(1) ひとり親福祉対策

ア ひとり親相談

ひとり親家庭の生活相談及び貸付給付等に対する指導、助言を行っている。

- 母子・父子自立支援員 2人
- 件数 853件(令和7年度)

イ ひとり親家庭医療費助成制度

ひとり親家庭の保健の向上と福祉の増進を図るため、昭和49年10月から医療費の自己負担分について助成している。

- 対象人数 2,059人(R8.3.31現在)
- 医療件数 32,690件(令和7年度)
- 医療費総額 369,530,662円(令和7年度)
- 市助成額 99,056,612円(令和7年度)

ウ 母子父子寡婦福祉資金貸付制度

母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条の規定により、配偶者のない者で現に児童を扶養している者及び配偶者と死別又は生別した者及びその者が扶養している20歳未満の子に対し、経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、扶養している児童の福祉を増進するため、資金を貸し付けている。

新規貸付状況 (単位：千円)

貸付種目	令和 5		6		7	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
事業開始資金						
事業継続資金						
修学資金	1	252	4	10,799	6	10,064
技能習得資金						
修業資金						
就職支度資金						
生活資金			1	500	2	1,540
住宅資金						
転宅資金						
就学支度資金	4	951	5	2,235	10	4,400
医療・介護資金						
結婚資金						
計	5	1,203	10	13,534	18	16,004

エ ひとり親家庭自立支援事業

母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づき、ひとり親家庭の経済的な自立に向けた就労支援策として、高等職業訓練促進給付金、高等職業訓練修了支援給付金等の支給事業を実施し、職業能力の開発と雇用機会の創出を図る。

令和7年度実績

区 分	件数	支給額	備 考
高等職業訓練促進給付金	7件	8,626,000円	看護師3 理・美容師3 保育士1
高等職業訓練修了支援給付金	4件	200,000円	看護師3 美容師1
計	11件	8,826,000円	

オ 女性相談

困難な問題を抱える女性の早期発見に努め、その立場に立って相談に応じ、必要な支援、情報提供、助言等を行っている。

また、関係機関との連絡調整を行っている。

女性相談支援員 1人

相談日 月～金曜日

件数 相談 244件 連携 74件 (令和7年度)

カ ひとり親家庭学習支援事業

新居浜高専ローターアクト部によるひとり親家庭の小中学生を対象としたボランティア学習教室を開催(平成29年度から実施)。

令和7年度実績 13回 受講生 延べ 127人

支援員 延べ 60人

6 障がい福祉

(1) 障害者手帳所持者数

【身体障害者手帳所持者数】

(R8.4.1 現在・単位：人)

障害	等級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	合計
視覚障害	18歳未満	0	0	0	0	0	0	0
	18歳以上	82	116	23	14	40	11	286
聴覚障害	18歳未満	0	7	0	1	0	4	12
	18歳以上	13	63	30	55	2	146	309
音声障害	18歳未満	0	0	0	0	0	0	0
	18歳以上	0	2	15	20	0	0	37
肢体不自由	18歳未満	25	5	3	2	3	0	38
	18歳以上	493	594	289	483	171	98	2,128
心臓機能障害	18歳未満	11	0	7	2	0	0	20
	18歳以上	667	10	205	83	0	0	965
腎臓機能障害	18歳未満	0	0	0	0	0	0	0
	18歳以上	308	1	0	1	0	0	310
呼吸器機能障害	18歳未満	3	1	1	0	0	0	5
	18歳以上	18	2	10	7	0	0	37
膀胱・直腸機能障害	18歳未満	0	0	0	1	0	0	1
	18歳以上	1	2	7	179	0	0	189
小腸機能障害	18歳未満	0	0	0	0	0	0	0
	18歳以上	1	0	0	2	0	0	3
免疫機能障害	18歳未満	0	0	0	0	0	0	0
	18歳以上	3	10	1	1	0	0	15
肝臓機能障害	18歳未満	1	0	0	0	0	0	1
	18歳以上	11	2	0	1	0	0	14
小計	18歳未満	40	13	11	6	3	4	77
	18歳以上	1,597	802	580	846	213	255	4,293
合計		1,637	815	591	852	216	259	4,370

【療育手帳(知的障がい者)所持者数】

	A級	B級	計
18歳未満	102	227	329
18歳以上	333	589	922
計	435	816	1,251

【精神障害者保健福祉手帳所持者数】

	1級	2級	3級	計
計	65	882	409	1,356

(2) 障がい者(児)福祉対策

区 分	対 象 者	給付金額等(円)	対象者数(人)	支給額(円)	開 始 時 期
経 過 的 福 祉 手 当	昭和61年3月31日において20歳以上であり、従来の福祉手当の受給者で、特別障害者手当及び障がいに対する年金に該当しない者	月額 16,560円 (R8.4月分から)	7 (R8.3.31現在)	1,474,640 (令和7年度)	昭和61年4月1日 (福祉手当は昭和50年10月1日)
特 別 障 害 者 手 当	在宅重度障がい者 (重複障がい者)	月額 30,450円 (R8.4月分から)	140 (R8.3.31現在)	48,123,970 (令和7年度)	昭和61年4月1日
障 害 児 福 祉 手 当	重度障がい児(20歳未満) (施設入所児童は除く。)	月額 16,560円 (R8.4月分から)	70 (R8.3.31現在)	13,834,030 (令和7年度)	昭和61年4月1日
重 度 心 身 障がい者(児) 医 療 助 成	身体障害者手帳1、2級 又は療育手帳A級所持者 および身体障害者手帳3 ～6級と療育手帳B級を 合わせもつ人	保険診療に伴う自 己負担分	2,726 (R8.3.31現在)	442,507,813 (令和7年度)	昭和49年3月26日
補 装 具 交 付 ・ 修 理	18歳未満で身体障害者手 帳所持者	補装具の種類 視覚障害者安全つ え、義眼、眼鏡、補聴 器、車いす、義足、義 手等	40件 (令和7年度)	9,119,057 (令和7年度)	昭和48年6月28日
	18歳以上で身体障害者手 帳所持者		136件 (令和7年度)	15,257,911 (令和7年度)	
日 常 生 活 用 具 給 付 等 事 業	在宅の重度障がい者・児 で、給付等の対象に該当 する者	日常生活用具の種類 ポータブルレコー ダー、ストマ装具、 人工内耳用電池等	3,369件 (令和7年度)	34,988,881 (令和7年度)	昭和47年8月15日
重度障がい者 (児)タクシー 利 用 助 成	身体障害者手帳1、2級、 療育手帳A級 精神障害者保健福祉手帳 1級所持者	1枚250円の助成券 を1か月分4枚交付 (年間最大48枚)	1,312件 (令和7年度)	4,496,250 (令和7年度)	平成27年7月1日

ア 運賃割引制度

身体障害者手帳を有する者は、手帳の呈示によりJR・国内の航空機(1種の場合は介護者も)、四国内の私鉄・バスの運賃割引が適用される。また、県内のタクシーは、手帳の呈示により運賃割引が受けられる。

イ 点字広報・声の広報等発行事業

身体障がい者福祉の一環と広報活動の充実を目的として、毎月1日発行の「市政だより」の内容を点字にし、希望者に送付している。また「市政だより」の内容を録音したCD等を複製して、視覚障がい者へ郵送し、各公民館、図書館、地域福祉課での

貸し出しを実施している。

なお、市役所から発送する文書に課名点字シールを貼付し、差出課がすぐわかるように点字シールも作成している。

ウ 声の図書室事業

視覚障がい者福祉の向上と文化活動に寄与することを目的として、小説、新聞のコラム欄等を録音したCD等を貸出申込者に対して郵送している。

エ 心身障害者扶養共済制度

障がい者の保護者が生存中に一定の掛金を拠出し、加入者が死亡又は重度の障がいとなったとき、

障がい者に終身年金を支給し、保護者(加入者)亡き後の障がい者の生活の安定を図ることを目的としている。

加入者 36人 (R8.4.1 現在)

市支出金	501,358 円	}	(令和 7 年度)
県支出金	751,942 円		
個人掛金	6,406,100 円		

年金の支給状況 月額 2 万円 (1 口につき)

受給者 113 人

オ 障がい者虐待防止センター

障がい者虐待を未然に防ぐための障害者虐待防止法の周知のほか、障がい者の権利擁護についての啓発、障がい者や障がい者虐待に関する理解の普及を図るとともに虐待の早期発見・早期対応に努め、障がい者の権利利益の擁護を図っている。

業務については、えひめ権利擁護センター新居浜へ委託している。

カ 手話通訳者・要約筆記者派遣事業

聴覚障がい者等の社会生活におけるコミュニケーションを円滑にするため、公的機関・医療機関及び各種行事等に通訳を派遣し、社会参加の促進、福祉の向上を図ることを目的としている。

業務については、新居浜市社会福祉協議会、愛媛県聴覚障害者協会、愛媛県要約筆記サークル連絡協議会へ委託している。

キ 各種事業・行事の実施

市民の障がい者への理解と協力が得られるよう、障がい理解促進・啓発事業や生き生きしあわせフェスティバルを開催。また、障がい者の社会参加と自立を促進するため、福祉のつどい等を実施している。

ク ともに生きるまちづくりをめざして

障がい者自らの主体性、自立性を尊重しながら、すべての市民の参加によるすべての市民のための平等な福祉のまちづくりをめざすため、平成 7 年 11 月に新居浜市新障害者(児)福祉対策長期指針を策定し、平成 18 年度に見直しを行い新居浜市障がい者計画・障がい福祉計画を策定した。

その後見直しを重ね、令和 2 年度に第 3 期障がい者計画、第 6 期障がい福祉計画、第 2 期障がい児福祉計画を策定した。

このうち、令和 5 年度に計画期間が終了する障がい(児)福祉計画を見直し、第 7 期障がい福祉計画、第 3 期障がい児福祉計画を策定した。

(3) 障がい者福祉センター

障がい者(児)の福祉の増進を図るため、障害者総合支援法による生活介護事業、障がい者(児)の福祉更生にかかる相談、講習会の開催、団体活動及び奉仕活動の場の提供などを行っている。

また、地域活動支援センターⅢ型「いぶき」を併設しており、機能回復及び社会復帰を図る諸作業の訓練も行っている。

なお、平成 18 年 4 月 1 日から指定管理者制度を導入し、社会福祉法人新居浜市社会福祉協議会を指定管理者とする管理を行っている。

指定期間 令和 6 年 4 月 1 日～

令和 11 年 3 月 31 日(5 年間)

区分	障がい者福祉センター	
	本 館	新 館
所 在 地	庄内町一丁目 14 番 18 号 ☎ 33-3341	
敷 地 面 積	5,324.98 m ²	
建 物 構 造	鉄筋コンクリート ブロック造平家建	鉄筋コンクリート 造平家建
建 物 面 積	697.76 m ²	496.50 m ²
建 設 費	84,780 千円	74,995 千円
	改修費 130,661 千円	
完 成	昭和 51 年 8 月 31 日	昭和 57 年 3 月 1 日
令和 7 年度 の利用状況	7,109 人	4,252 人

(4) 障害福祉サービス等

平成 18 年 4 月 1 日に施行された障害者自立支援法に基づき、障がいのある人の障がい程度や勘案すべき事項をふまえ、個別に支給決定が行われる「障害福祉サービス」と市町の創意工夫により実施する「地域生活支援事業」を提供している。

平成 24 年度からは、児童福祉法に基づく「障害児通所支援」が開始されており、また、平成 25 年 4 月 1 日、障害者自立支援法が「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)」に改正された。

種 類		内 容
介 護 給 付	居 宅 介 護 （ ホ ー ム ヘ ル プ ）	入浴や排泄、食事の介護など、自宅での生活全般にわたる介護サービスを行います。
	重 度 訪 問 介 護	重度の肢体不自由又は知的障がい若しくは精神障がいがあり常に介護が必要な人に、自宅での介護から外出時の移動支援までを総合的にを行います。
	行 動 援 護	障がいにより行動が困難で常に介護の必要な人に、外出時の移動の支援や行動の際に生じる危険回避のための援護などを行います。
	同 行 援 護	重度の視覚障がいにより移動が困難な人に、外出時に同行して移動の支援を行います。
	重 度 障 害 者 等 包 括 支 援	常に介護を必要とする人のなかでも介護の必要性がとて高い人に、居宅介護などの障害福祉サービスを包括的に提供します。
	短 期 入 所 （ シ ョ ー ト ス テ イ ）	自宅で介護を行う人が病気の場合などに、短期の入所による入浴、排泄、食事の介護などを行います。
	生 活 介 護	常に介護を必要とする人に、おもに日中に障害者支援施設などで行われる入浴、排泄、食事の介護や、創作的活動、生産活動の機会の提供などを行います。
	療 養 介 護	病院などの施設で、おもに日中に機能訓練や療養上の管理、看護、介護、日常生活上の援助などを行います。
	施 設 入 所 支 援	常に介護が必要な人や通所が困難な人で、生活介護などの日中活動系サービスを利用している人に対して居住の場を提供し、夜間における日常生活上の支援を行います。
訓 練 等 給 付	自 立 訓 練 （ 機 能 訓 練 ・ 生 活 訓 練 ）	自立した日常生活や社会生活ができるよう、身体機能や生活能力向上のための訓練を、一定期間の支援計画に基づき行います。
	就 労 移 行 支 援	就労を希望する人に、就労に必要な知識や能力の向上のための訓練や職場実習などを、一定期間の支援計画に基づき行います。
	就 労 継 続 支 援 （ A 型 、 B 型 ）	一般企業等で雇用されることが困難な人に、働く場の提供や、就労に必要な知識や能力の向上のための訓練を行います。
	就 労 定 着 支 援	一般就労へ移行したが、就労に伴う生活面の課題に対し、就労継続を図るために企業・自宅等への訪問や指導・助言等を行います。
	自 立 生 活 援 助	一人暮らしに必要な理解力や生活力を補うために、定期的な居宅訪問や随時の対応により必要な支援を行います。
	共 同 生 活 援 助 （ グ ル ー プ ホ ー ム ）	日中に就労または就労継続支援等のサービスを利用している障がい者に対し、地域の共同生活の場において、相談や日常生活上の援助を行います。
相 談 支 援 給 付	地 域 移 行 支 援	入所施設に入所している障がいのある人、又は精神科病院に入院している精神障がいのある人に、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談や地域移行のための障害福祉サービス事業所等への同行支援等を行います。
	地 域 定 着 支 援	居宅で单身等で生活する障がいのある人で、地域生活を継続していくための常時の連絡体制の確保による緊急時等の支援体制が必要な人に、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態等に緊急訪問や緊急対応等の各種支援を行います。
	計 画 相 談 支 援	障がい者等が障害福祉サービスを適切に利用することができるよう、障がい者等の依頼により、心身の状況やサービス利用に関する意向等を勘案し、利用する障害福祉サービスの種類や内容、総合的な援助の方針等を定めたサービス等利用計画を作成するとともに、その計画に基づく障害福祉サービスの利用支援及び継続利用支援を行います。
	障 害 児 相 談 支 援	障がい児の心身の状況、その置かれている環境、当該障がい児又はその保護者の障害児通所支援の利用に関する意向等を勘案し、障害児支援利用計画案を作成し、その計画に基づく障害児通所支援の利用に係る支援や見直し等を行います。

種 類		内 容
障害児通所給付	児 童 発 達 支 援	心身の発達に心配のあるお子さんに対して、通所事業を通じて、お子さんが持っている力を十分に引き出し、運動面、精神面の発達を促し、生活する力が身につくように支援を行います。
	居 宅 訪 問 型 児 童 発 達 支 援	重度の障がい等により、外出が困難なお子さんに対する居宅を訪問して発達支援を行います。
	放 課 後 等 デ イ サ ー ビ ス	学校通学中のお子さんに対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において生活能力向上のための訓練等を継続的に提供することにより、学校教育と相まってお子さんの自立を促進するとともに、放課後の居場所づくりを行います。
	保 育 所 等 訪 問 支 援	保育所等に通うお子さん又は今後通うお子さんにその施設を訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援等を行います。
地域生活支援事業	相 談 支 援 事 業	障がいのある人、その保護者、介護者などからの相談に応じ、必要な情報提供等や権利擁護のために必要な援助を行います。
	移 動 支 援	屋外での移動が困難な障がいのある人について、外出のための支援を行います。
	地 域 活 動 支 援 セ ン タ ー	障がいのある人が通い、創作的活動または生産活動の提供、社会との交流の促進などの便宜を図ります。
	身体障害者等訪問入浴サービス	重度の肢体不自由があり常に介護を必要とする人の居宅に訪問し、移動入浴車にて入浴サービスを行います。
	日 中 一 時 支 援 事 業	障がい者(児)を障害者支援施設において日中に一時預かりする「日中短期入所事業」を行います。
	そ の 他	理解促進研修・啓発事業、意思疎通支援事業、日常生活用具給付等事業、社会参加支援事業、成年後見制度利用支援事業等

7 総合福祉センター (ふれあいプラザ)

高齢者や障がい者(児)を含むすべての市民が住み慣れた地域で安心して生きがいのある生活を送ることができるノーマライゼーション社会の実現のため、ボランティアを中心とした地域の人々の福祉活動の拠点施設として平成8年4月に開設。平成10年4月より社会福祉法人新居浜市社会福祉協議会に管理運営を委託。

当施設では、集会・交流機能、相談・情報提供機能、地域福祉活動支援機能、福祉サービス拠点機能、社会参加促進機能、生きがいレクリエーション機能、学習・研修機能の7つの機能をもたせている。

また、平成15年4月1日より総合福祉センター別子山分館の施設管理を行っている。

なお、平成18年4月1日から指定管理者制度を導入し、社会福祉法人新居浜市社会福祉協議会を指定管理者とする管理を行っている。

指定期間 令和6年4月1日～

令和11年3月31日（5年間）

(1) 施設の概要(総合福祉センター)

所 在 地	高木町2番60号 ☎ 35-2940
敷 地 面 積	8,490.68㎡
構 造	本 体 鉄筋コンクリート造4階建 車庫棟 〃 平家建
延 床 面 積	5,279.01㎡
建設事業費	29億8,869万円(用地費を含む)
完 成	平成8年2月9日
室 構 成	1階 児童発達支援事業所はげみ園、相談室、福祉ライブラリー、福祉の店、おもちゃ図書館、事務室、会議室、喫茶室 2階 研修室1・2、調理実習室、多目的アリーナ、健康増進コーナー、教養娯楽室 3階 放課後等デイサービス事業所放課後クラブぴあ、ボランティア・市民活動センター、ボランティア作業室、福祉団体室 4階 温水プール、研修室3、屋上ふれあい広場

(2) 施設の概要(別子山分館)

所在地 別子山乙241番地の6

☎ 64-2350

敷地面積 591.7㎡

構造 鉄筋コンクリート造2階建

延床面積 526.5㎡

建設事業費 2億3,175万円

完成 平成5年8月31日

室構成 1階 大広間、事務室、倉庫、ロビー、調理室、新居浜医師会別子山診療所、更衣室、浴室

2階 小会議室、和室

(3) 使用時間及び使用料

区 分	9時～12時	13時～17時	18時～22時	備 考
福 祉 の ひ ろ ば	円 1,500	円 2,000	円 2,500	冷房使用5割増 暖房使用3割増
教 養 娛 楽 室 (40名)	750	1,200	1,500	"
調 理 実 習 室 (25名)	1,000	1,500	2,000	"
研 修 室 1 (81名)	1,500	2,250	3,000	"
研 修 室 2 (42名)	750	1,200	1,500	"
研 修 室 3 (45名)	750	1,200	1,500	"

多 目 的 ア リ ー ナ	使用時間区分	9時～12時	13時～17時	18時～22時
	全 面 使 用 (400名)	3,000円	4,000円	5,000円
	個 人	大人(高校生以上)	100	100
		小人(小・中学生)	50	50
	回 数 券	普通券11枚綴として10枚分の料金		

温 水 プ ー ル	使用時間区分	9時30分～12時	13時～16時30分
	全 面 使 用 (50名)	3,000円	5,000円
	個 人	大人(高校生以上)	300
		小人(中学生以下)	150
	回 数 券	普通券11枚綴として10枚分の料金	

別 子 山 分 館	区 分	使用時間	料 金
	風 呂 付 全 館	4時間	20,000円
	小 会 議 室	1時間	400
	大 広 間	1時間	1,500

※ 上記金額に100分の110を乗じて得た額
(10円未満切り捨て)

(6) 使用料の減免対象者

- (1) 市内在住の身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、戦傷病者手帳又は被爆者健康手帳を所持する者及びその付き添いの者
- (2) 市内在住の65歳以上の者
- (3) 新居浜市が主催、共催又は後援する会議、講習会等に使用するとき。

(4) 施設の利用状況(総合福祉センター)(単位:人)

区分 \ 年度	令和5	6	7
温 水 プ ー ル	10,688	7,252	3,588
健康増進コーナー	15,878	18,084	18,221
研 修 室 利 用	18,752	17,636	20,509
多目的アリーナ	14,963	16,648	18,050
おもちゃ図書館	3,869	3,835	5,335
教 養 娛 楽 室	3,423	3,199	3,851
施 設 見 学	595	469	568
合 計	68,168	67,123	70,122
ボランティアセンター	10,418	10,415	11,356

(5) 施設の利用状況(別子山分館)(単位:人)

区 分 \ 年 度	令和6	7
全 館	104	84
小 会 議 室	0	0
大 広 間	229	211
合 計	333	295
診 療 所	209	127

- (4) 国又は県が総合福祉センターの事業である社会福祉の増進等の目的に使用するとき。
- (5) 市内の社会福祉団体が、総合福祉センターの事業である社会福祉の増進等の目的に使用するとき。
- (6) その他、公益の為に使用する場合で、市長が必要と認めるとき。

8 健康政策

健康寿命の延伸を目指して、疾病の発症や重症化予防、地域の組織・団体と協働した健康づくり、医療体制の整備や医師等の確保など、生涯を通じた健康施策を総合的に企画・調整する。このため、令和5年度から「健康づくり推進本部」を設置、庁内組織を横断した事業の企画・実施を行う体制を整備し、事業を効果的かつ効率的に推進することで、市民が健康でいきいきと暮らせる健康都市づくりの実現を目指す。

(1) 移動デジタル福祉サービス

令和4年12月に保健福祉MaaSを活用したマルチタスク車両を導入。保健福祉サービスを地域に届けることで、移動問題を解消するとともに、デジタル技術を活用して効果的な健康相談等を行う。

運行実績

年度	内 容	運行先	運行回数	利用者数
R 7	出張健康相談	スーパー等	24回	240人
	イベントでの相談	山根市民グラウンド等	3回	77人
	認知症相談会	スーパー等	3回	34人

(2) 健康アプリ活用普及啓発

令和5年3月に導入した健康アプリ「新居浜KEN POS」を活用して、市民の健康意識の向上を図り、ウォーキング等を実施することでポイントを付与し、動機の強化を図る。

登録者数	令和5年度	3,062人
	令和6年度	4,496人
	令和7年度	4,828人

(3) 休日診療・夜間診療

休日・夜間の救急診療は、内科・小児科については新居浜市医師会内科・小児科急患センターで、外科は在宅当番医により行っている。なお、令和7年4月からは東予東部こども急患センターとして運営を開始している。

区 分		診 療 日	診療時間	実 施 状 況		
				R 5	R 6	R 7
内科・小児科 急患センター (東予東部3市 こども急患 センター)	休日診療 (内科・小児科)	日曜日、祝日、 12/31、1/2、1/3	午前9時～午後5時	71日 3,734人	71日 3,809人	71日 3,296人
	夜間診療 (内科・小児科)	月～土曜日(祝日、 12/31、1/2、1/3を除く)	午後8時～午後11時	295日 2,360人	294日 1,991人	294日 1,854人
	深夜診療 (小児科)	月～土曜日(祝日、 12/31、1/2、1/3を除く)	午後9時～翌朝6時	295日 672人	294日 566人	294日 533人
	休日夜間診療 (小児科)	日曜日、祝日	午後6時～午後9時	64日 657人	64日 555人	63日 553人
	計			7,423人	6,921人	6,236人
在宅当番医	休日診療 (外科)	日曜日、祝日、 12/31、1/2、1/3	午前9時～午後5時	71日 756人	71日 815人	71日 748人

(4) 新居浜市医師確保奨学金貸付制度

新居浜市医師確保奨学金貸付制度は、将来医師として新居浜市で働く医師数が増加するよう、医学を専攻する学生に、入学及び修学に必要な資金を貸し付け、卒業後、市内の指定医療機関で一定期間、医師として勤務した場合、奨学金の返還を免除する。

奨学金の種類と貸付金額

- ①修学資金奨学金 月額20万円
- ②入学資金奨学金 入学金として納める額
(50万円を限度とする。)

奨学金の貸付期間

- ①修学資金奨学金 通算6年間を限度とする。
- ②入学資金奨学金 入学する年度1回のみ。

貸付状況		(単位：人)	
年度	種別	修学資金奨学金	入学資金奨学金
令和4		3	0
5		6	1
6		4	0
7		4	0

(5) 新居浜市歯科衛生士修学資金貸付制度

新居浜市歯科衛生士修学資金貸付制度は、歯科衛生士不足の解消と地域医療の充実を図るため、将来歯科衛生士として新居浜市で働く意思のある方に、修学上必要な資金を貸し付け、卒業後、市内の指定医療機関で一定期間、歯科衛生士として勤務した場合、修学資金の返還を免除する。

貸付金額と貸付期間

月額2万円を通算3年間を限度として貸し付ける。

貸付状況

- 令和3年度 3人
- 令和4年度 4人
- 令和5年度 7人
- 令和6年度 8人（うち1人廃止）
- 令和7年度 8人

(6) 地域医療対策強化事業

将来にわたって市民が安心して医療を受けることのできる地域医療提供体制の確保と医療従事者の育成の場の提供を目的に、市内の医療機関にサテライトセンターを設置する愛媛大学医学部寄附講座を開設する。

・「難病・高齢医療学講座」(十全総合病院)

開設年月 令和4年4月
設置期間 令和4年4月から令和9年3月まで
(5年間)

- 事業内容 ①地域難病ネットワークの構築
②神経難病及び血管病・循環器疾患の臨床的・基礎的研究
③十全総合病院の診療支援

・「先進消化器内視鏡開発学講座」(愛媛労災病院)

開設年月 令和6年4月
設置期間 令和6年4月から令和11年3月まで
(5年間)

- 事業内容 ①先進内視鏡治療・手術に関する機器の開発
②消化器疾患の臨床的・基礎的研究
③愛媛労災病院の診療支援

・「地域脳卒中医学講座」(住友別子病院)

開設年月 令和7年7月
設置期間 令和7年7月から令和12年3月まで
(4年9か月)

- 事業内容 ①急性期脳卒中診療体制の維持・確保
②脳血管疾患(脳卒中)の臨床的基礎的研究
③住友別子病院の診療支援

9 保 健 セ ン タ ー

市民の健康保持、増進及び健康寿命の延伸を目指し「第3次元気プラン新居浜21(第三次新居浜市健康増進計画、第三次新居浜市食育推進計画、第二次新居浜市自殺対策計画)」「新居浜市こども計画」に基づき、妊娠から高齢期までの生涯にわたる健康づくりを推進するために、こころと体の健康づくりに関する普及啓発や健康相談、健康教育、がん検診、感染症予防等の保健事業を実施する。

施設の概要

所 在 地	庄内町四丁目7番17号 ☎35-1070
敷 地 面 積	821.87㎡
構 造	鉄筋コンクリート造3階建
建 物 面 積	1,574.12㎡
室 構 成	栄養実習室、健康相談室、保健指導室、運動指導室、診察室、会議室等
建設事業費	3億8,000万円
完 成	昭和59年7月3日

利用者数

(単位：人)

区分 年度	1歳6か月 児・3歳児 健康診査	乳幼児相談 他	健康教育	健康相談	がん検診 等	食生活改 善推進員 研 修 会	母子健康 手帳交付	その他	計
令和3	3,390	1,890	578	452	6,837	198	771	2,306	16,422
4	2,930	1,958	490	939	7,199	371	717	2,288	16,892
5	2,978	2,112	390	371	6,288	474	696	965	14,274
6	2,848	1,794	329	752	5,298	500	694	1,007	13,222
7	2,840	1,690	390	1,127	5,917	535	646	1,001	14,146

(1) 家庭訪問

(単位：件)

訪問別 年度	生活習慣病	その他疾病	乳 幼 児	妊産婦・新生児	その他	計
令和3	181	146	978	975	30	2,310
4	119	155	607	799	2	1,682
5	111	92	839	805	0	1,847
6	220	195	448	748	7	1,618
7	194	200	476	708	0	1,578

(2) 健康相談

区分 年度	成 人 相 談		乳 幼 児 相 談		ダイヤル相談 (成人・乳幼児)		計	
	回 数	人 数	回 数	人 数	回 数	人 数	回 数	人 数
令和3	279	670	666	1,223	4,759	4,759	5,704	6,652
4	337	1,457	451	1,103	2,888	2,888	3,676	5,448
5	544	2,867	452	1,076	1,799	1,799	2,795	5,742
6	606	3,340	417	1,052	1,788	1,788	2,811	6,180
7	710	4,183	461	1,050	1,888	1,888	3,059	7,121

(3) 健康教育

区分 年度	成 人		乳 幼 児		両親学級		離 乳 食		食育教室		精神保健		計	
	回数	人数	回数	人数	回数	人数	回数	人数	回数	人数	回数	人数	回数	人数
令和3	63	6,137	30	405	8	76	20	518	63	1,199	19	314	203	8,649
4	51	6,747	47	728	12	118	24	676	55	935	24	558	213	9,762
5	68	6,560	32	888	12	263	24	648	55	1,177	28	539	219	10,075
6	83	6,178	25	808	8	146	24	659	52	1,436	24	533	216	9,760
7	100	7,895	20	739	16	175	23	612	45	1,229	23	686	227	11,336

健康手帳交付数 18冊(令和7年度)
 対 象 者 健康増進法による40歳以上の男女で希望する方
 交 付 方 法 各検診、教育、相談、申し出等により交付

(4) 各種がん検診・健康診査

(令和7年度)

区 分	回 数	受診者数	異常なし	要指導	経過観察	要精密検査	要治療 要医療	既医療
胃 が ん	50回	2,090人	1,995人	—人	0人	95人	0人	—人
子 宮 頸 が ん	38	1,395	1,377	—	0	18	0	—
乳 が ん (マンモグラフィ)	48	1,803	1,737	—	10	56	0	—
肺 が ん (ヘリカルCTを含む)	53	3,623	3,546	—	0	77	0	—
大 腸 が ん	53	4,059	3,863	—	0	196	0	—
一日人間ドック	42	300	30	—	61	42	167	—
若年者の健康診査	52	443	235	60	71	39	38	—
骨粗鬆症検診	8	111	32	0	48	31	0	—
成人歯周病検診	(個別)7~10月	1,457	245	454	—	758	—	—
1歳6か月児	25	685	513	0	86	15	2	69
3 歳 児	29	735	612	0	40	30	1	52

(5) 食生活改善地区組織活動事業

種別 年度	食生活改善 講習会		推進員研修会		親と子の食生活 共同体験事業	
	回数	延人数	回数	延人数	回数	延人数
令和3	24	316	10	198	2	26
4	117	1,371	21	371	0	0
5	155	2,159	21	404	3	59
6	164	2,296	21	436	3	64
7	154	2,047	21	464	3	70

食生活改善推進員教育事業

種別 年度	クラス数	教育時間	修了者数
令和3	0	0	0
4	1	20	12
5	1	20	22
6	1	20	18
7	1	20	14

(6) 予防接種実施状況

年 度 接種別			令和 5			6			7		
			対象人数	接種延人数	率 (%)	対象人数	接種延人数	率 (%)	対象人数	接種延人数	率 (%)
B	C	G	696	709	101.9	685	675	98.5	666	658	98.8
四	種	混 合	2,824	2,982	105.6	2,760	926	33.6	2,684	249	9.3
五	種	混 合	—	—	—	2,760	1,815	65.8	2,684	2,601	96.9
三	種	混 合	—	0	—	—	0	—	—	3	—
二	種	混 合	996	675	67.8	969	720	74.3	970	691	71.2
急性灰白髄炎 (不活化ポリオワクチン)			—	—	—	—	0	—	—	3	—
日本脳炎			—	2,927	—	—	2,824	—	—	2,885	—
麻しん・風しん (1期2期)			1,646	1,560	94.8	1,579	1,340	84.9	1,474	1,414	95.9
ヒトパピローマ ウイルス感染症			3,053	1,102	—	7,581	2,761	36.4	—	935	—
ヒブ感染症			2,824	2,833	100.3	2,752	785	28.5	—	48	—
小児の肺炎球菌感染症			2,824	2,824	100.0	2,752	2,617	95.1	2,684	2,658	99.0
水 痘			1,520	1,335	87.8	1,420	1,197	84.3	1,394	1,285	92.2
B 型 肝 炎			2,088	2,078	99.5	2,055	1,985	96.6	1,998	1,976	98.9
ロタウイルス感染症			1,529	1,419	92.8	1,507	1,415	93.9	1,463	1,356	92.7
風しん第5期定期接種			—	108	—	182	96	52.7	—	1	—
風しん抗体検査				受検者数 331			受検者数 219			—	
高齢者インフルエンザ			37,261	20,201	54.2	37,031	18,363	49.6	36,652	17,994	49.1
新型コロナウイルス感染症			—	—	—	37,031	4,158	11.2	36,652	2,133	5.8
高齢者の肺炎球菌感染症			5,011	1,066	21.3	1,381	267	19.3	1,327	440	33.2
高 齢 者 帯 状 疱 疹			—	—	—	—	—	—	7,783	1,643	21.1

注1：対象延人数の算定方法は厚生労働省の方法による。

注2：対象人数が、実数ではなく推計値であること、接種延人数に標準的接種期間を過ぎて接種した者が一定数含まれること等の理由により、予防接種実施率が100%を超えているものがある。

(7) 結核レントゲン検診

(令和7年度)

区 分	対 象 者	検 診 者	要精密検査者	精密検査受診者
一 般	36,753 人	2,360 人	65 人	23 人

注1：一般市民の結核レントゲン検診対象者は、65歳以上

10 国民健康保険

昭和35年に発足した国民健康保険は、市町村を単位とする公的医療保険制度として、会社員等が加入する被用者保険とともに、国民皆保険制度を支える要の役割を果たしてきた。

しかし近年、被保険者の年齢構成が高く医療費が高い反面、所得水準が低く保険料収入が少ない等といった構造的な問題を抱えるようになったため、平成30年度からの「国保の都道府県化」により、都道府県が、財政運営の責任主体として中心的な役割を担うこととなった。

愛媛県は標準保険料率を算定するとともに各市町村からの納付金を集約し、給付に必要な費用を全額市町に支払い、市町は、納付金を県に納付するとともに、地域住民と身近な関係の中、資格を管理し、県で示された標準保険料率を参考に保険料率を決定し、個々の事情に応じた賦課徴収を行う。また、従来通り保険給付の決定を行い、データヘルス計画などにに基づき被保険者の特性に応じたきめの細かい保健事業を展開する。

今後は、共同保険者となる愛媛県と市町が一体となって、国保事業の適正化や効率化を推進することにより、国保財政の健全化に努めていく。

(1) 被保険者の推移 (R 8. 3. 31 現在)

年度	全 市		国民健康保険		加 入 率	
	世帯数	人 口	世帯数	人 口	世帯数	人口
	戸	人	戸	人	%	%
令和3	57,607	116,052	15,031	21,937	26.1	18.9
4	57,655	114,886	14,282	20,505	24.8	17.8
5	57,528	113,466	13,456	19,046	23.4	16.8
6	57,412	112,017	12,663	17,754	22.1	15.9
7	57,253	110,535	12,125	16,854	21.2	15.2

(エ) 高額療養費制度

(R 8. 4. 1 現在)

70歳未満の方の自己負担限度額（月額）

適用区分	区 分 ※ 1	自己負担割合	自己負担限度額（3回目まで）	4回目以降 ※ 2
ア	旧ただし書所得 901万円超	3割 (未就学児は2割)	252,600円 + (総医療費 - 842,000円) × 1%	140,100 円
イ	旧ただし書所得 600万円超 901万円以下		167,400円 + (総医療費 - 558,000円) × 1%	93,000 円
ウ	旧ただし書所得 210万円超 600万円以下		80,100円 + (総医療費 - 267,000円) × 1%	44,400 円
エ	旧ただし書所得 210万円以下		57,600円	44,400 円
オ	市民税非課税世帯		35,400円	24,600 円

(2) 保険給付の状況

ア 給付内容

(ア) 療養の給付(現物給付)または療養費の支給(現金給付)

被保険者の疾病および負傷に関して給付の制限はなく(第三者行為による傷病は除く)、保険診療で定められたすべてについて給付する。

診 療

薬剤または治療材料の支給、処置、手術、その他の治療、病院または診療所への入院、移送
鍼・灸・マッサージ・柔道整復師の施術
(医師の同意のあるもののみ)

(イ) 給付の割合

一般被保険者 7割
高齢受給者 7割、8割
未就学児 8割

(ウ) 入院中の食事代患者負担額

市民税課税世帯 1食 510円
※指定難病患者、小児慢性特定疾病患者は300円
※経過措置として、平成28年4月1日において既に1年を超えて精神病院に入院している患者は260円
市民税非課税世帯 1食 240円
※市民税非課税世帯として認定された期間のうち、入院日数が過去1年間で90日を超える場合 入院91日以降 1食 190円
市民税非課税世帯の内、70歳以上で一定基準の所得に満たない世帯 1食 110円

70歳～74歳の方の自己負担限度額（月額）

適用区分		自己負担割合	外来(個人単位) 自己負担限度額	外来＋入院(世帯単位) 自己負担限度額
現役並み 所得世帯 ※3	課税所得690万円以上	3割	252,600円＋(総医療費－842,000円)×1% (4回目以降(※2) 140,100円)	
	課税所得380万円以上 (現役並みⅡ)		167,400円＋(総医療費－558,000円)×1% (4回目以降(※2) 93,000円)	
	課税所得145万円以上 (現役並みⅠ)		80,100円＋(総医療費－267,000円)×1% (4回目以降(※2) 44,400円)	
市 民 税 課 税 世 帯		2割	18,000 円 (年間上限(※4) 144,000円)	57,600 円 (4回目以降(※2) 44,400円)
市 民 税 非 課 税 世 帯 (低所得者Ⅱ)			8,000円	24,600円
市 民 税 非 課 税 世 帯 (低所得者Ⅰ)			8,000円	15,000円

※1 旧ただし書所得：総所得金額から基礎控除額(43万円)を差し引いた額(区分については、世帯の加入者の旧ただし書所得の合計額で決定する)

※2 過去1年間に4回以上の高額療養費の対象となった場合の4回目以降の自己負担限度額

※3 現役並み所得世帯：70歳から74歳の国民健康保険被保険者のうち、前年中の市民税課税所得が145万円以上ある人がいる世帯

※4 年間上限額は、8月1日から翌年7月31日までの年間合計額に対して適用となる

イ 推 移

年 度 区 分		令和 5		6		7		
		件 数	費用額 (円)	件 数	費用額 (円)	件 数	費用額 (円)	
療 給 養 の 付	診 療 費	234,422	8,159,243,075	217,166	7,299,296,858	206,034	7,264,322,098	
	薬 剤 支 給	111,463	1,484,165,855	103,280	1,422,120,613	97,225	1,390,195,340	
	計	345,885	9,643,408,930	320,446	8,721,417,471	303,259	8,654,517,438	
療 養 費 等	食事・生活療養	11		4		2		
	療 養 費	診 療 費	178	2,851,930	168	3,221,630	160	3,747,224
		そ の 他	6,443	56,298,477	6,306	60,761,219	5,775	60,017,948
		計	6,621	59,150,407	6,474	63,982,849	5,935	63,765,172
	移 送 費	0	0	0	0	0	0	
療 養 諸 費 計		352,517	9,702,559,337	326,924	8,785,400,320	309,196	8,718,282,610	
高 額 療 養 費		22,846	1,183,703,399	20,023	1,074,731,089	18,952	1,078,599,145	
介 護 合 算 療 養 費		76	1,171,720	80	1,340,162	78	1,257,426	
そ の 保 険 他 給 付	出 産 育 児 給 付	39	19,076,000	39	19,488,000	28	13,988,000	
	葬 祭 給 付	182	3,640,000	153	3,060,000	153	3,060,000	
	傷 病 手 当	3	90,887	1	24,880	0	0	
	計	224	22,806,887	193	22,572,880	181	17,048,000	

療養の給付（診療費）状況

年度	件 数	日 数	費 用 額 (円)	受 診 率 (%)	1 件 当 り 日 数	1 件 当 り 費用額 (円)	1 人 当 たり 費用額 (円)
令和 3	253,201	540,262	8,355,823,533	1,126.189	2.13	33,001	371,651
4	247,328	517,191	8,294,081,203	1,157.957	2.09	33,535	388,318
5	234,422	493,102	8,159,243,075	1,179.304	2.10	34,806	410,466
6	217,166	457,422	7,299,296,858	1,175.713	2.11	33,612	395,176
7	206,034	437,321	7,264,322,098	1,178.549	2.12	35,258	415,532

療養諸費の状況

(単位：円)

年度	費 用 額	保険者負担金	一部負担金	他法負担金
令和 3	9,970,299,383	7,381,666,132	2,269,042,283	319,590,968
4	9,855,335,898	7,298,314,136	2,212,724,879	344,296,883
5	9,702,559,337	7,176,929,945	2,189,639,654	335,989,738
6	8,785,400,320	6,486,933,485	1,987,606,329	310,860,506
7	8,718,282,610	6,408,171,501	1,997,253,145	312,857,964

高額療養費の状況

(単位：円)

年度	全 体	現物給付(再掲)	70歳以上(再掲)	未就学児(再掲)	長期疾病(再掲)
令和 3	1,173,067,079	1,044,389,671	426,629,075	2,279,997	120,963,211
4	1,150,459,246	1,016,215,692	446,483,419	3,226,973	107,311,899
5	1,183,703,399	1,058,472,698	430,603,615	4,992,531	97,142,505
6	1,074,731,089	965,491,116	391,823,646	2,786,295	85,894,815
7	1,078,599,145	977,255,143	351,452,083	9,370,122	91,541,914

ウ はり・きゅう施術

本制度は、国民健康保険の被保険者を対象に、市長が指定する市内のはり師、きゅう師の免許を有する施術担当者を利用するもので、昭和40年6月1日発足、月10回を限度に、施術料は1回につき1術1,400円、2術1,500円である。

なお、個人負担額は施術料の3割となっている。

被保険者均等割 1人につき 1万400円
世帯別平等割 1世帯につき 4,990円

イ 賦課限度額

〈医療分〉66万円
〈後期高齢者支援金等分〉26万円
〈介護分〉17万円

ウ 徴収方法

納期は7月から翌年3月まで毎月の9回(7月に料額決定)で、徴収方法は①納付書、②口座振替制度、③65歳以上の方は年金からの特別徴収を行っている。納付書は銀行、郵便局に加え、令和元年度からコンビニ収納を導入し、早期徴収に努めている。

(令和7年度)

徴収区分	納付書	口座振替	特別徴収 (年金天引き)	合 計
件 数 (世帯)	3,976	6,941	3,160	14,077
率 (%)	28.24	49.31	22.45	100.0

(3) 保険料

ア 保険料率(令和7年度)

〈医療分〉

所 得 割 100分の9.70

被保険者均等割 1人につき 2万6,290円

世帯別平等割 1世帯につき 1万7,480円

〈後期高齢者支援金等分〉

所 得 割 100分の3.50

被保険者均等割 1人につき 1万100円

世帯別平等割 1世帯につき 6,500円

〈介護分〉

所 得 割 100分の3.40

エ 収納状況

区分 \ 年度		令和 3	4	5	6	7
現年度	調 定 額 (円)	1,800,685,220	1,716,701,170	1,774,695,920	1,752,092,060	1,669,462,790
	収 入 済 額 (円)	1,738,664,491	1,653,834,152	1,708,134,485	1,680,281,620	1,592,031,027
	収 納 率 (%)	96.56	96.34	96.25	95.90	95.36
滞納繰越分	調 定 額 (円)	112,128,901	98,743,227	97,231,450	107,127,260	114,980,106
	収 入 済 額 (円)	57,090,257	47,807,185	42,912,200	51,662,584	51,470,121
	収 納 率 (%)	50.91	48.42	44.13	48.23	44.76
計	調 定 額 (円)	1,912,814,121	1,815,444,397	1,871,927,370	1,859,219,320	1,784,442,896
	収 入 済 額 (円)	1,795,754,748	1,701,641,337	1,751,046,685	1,731,944,204	1,643,501,148
	収 納 率 (%)	93.88	93.73	93.54	93.15	92.10

(4) 国民健康保険事業特別会計の状況(決算)

(歳入)

(単位:円)

区 分 \ 年 度	令和 4	5	6	7
保 険 料	1,701,641,337	1,751,046,685	1,731,944,204	1,643,501,148
国 庫 支 出 金	—	237,000	2,973,000	2,097,000
県 支 出 金	8,782,232,465	8,678,998,907	7,854,131,728	7,812,811,207
繰 入 金	1,241,054,322	1,258,043,290	1,116,665,621	1,021,643,534
市 債	—	—	—	—
そ の 他 の 収 入	150,256,988	49,980,960	64,237,331	66,973,548
繰 越 金	0	0	0	0
歳 入 合 計	11,875,185,112	11,738,306,842	10,769,951,884	10,547,026,437

(歳出)

(単位:円)

区 分 \ 年 度	令和 4	5	6	7
総 務 費	197,727,794	206,621,636	219,834,800	225,813,415
保 険 給 付 費	8,541,876,360	8,462,799,926	7,654,334,750	7,583,267,500
国民健康保険事業費納付金	2,946,565,984	2,904,162,597	2,655,562,094	2,282,658,169
共 同 事 業 拠 出 金	214	410	0	0
保 健 事 業 費	118,534,488	110,692,178	99,387,124	105,971,270
基 金 積 立 金	54,378	3,091	69,390,000	289,078,263
公 債 費	—	—	—	—
そ の 他 の 支 出	70,425,894	54,027,004	71,443,116	60,237,820
予 備 費	—	—	—	—
歳 出 合 計	11,875,185,112	11,738,306,842	10,769,951,884	10,547,026,437

(5) 医療費適正化事業

市民生活の質の維持及び向上を確保しつつ、医療費が過度に増大しないようにするため、平成19年度より医療費適正化係を設置し、保険者として主体的に、健康づくりに取り組む体制を強化した。

市民(被保険者)の健康の保持増進を図り、結果として医療費の適正化及び保険者の財政基盤の安定化を図っていくことを目指して、効果・効率的に保健事業に取り組む。

イ 医療費適正化への取り組み

- 重複・頻回受診者への訪問指導
- 医療費通知 (年 4 回)
- 診療報酬明細書の点検調査
- ジェネリック医薬品使用推進
- ジェネリック医薬品差額通知 (年 4 回)
(R 8 ~ 2 回)

ア 健康づくりへの取り組み

- 特定健康診査 (R 6 年度 受診率 36.0%)
- 特定健康診査結果説明会 (52回)
- 特定保健指導 (R 6 年度 実施率 59.8%)
- 若年者 (18歳~39歳) 健康診査 (97人)
- 糖尿病性腎症重症化予防の取り組み

11 後期高齢者医療

老人保健法改正により、平成20年4月から後期高齢者医療制度が施行された。対象となる被保険者は、75歳以上の者及び65歳以上75歳未満の障がい認定を受けた者であり、県内の市町で構成される愛媛県後期高齢者医療広域連合が運営主体となる。広域連合と市町の事務分担は次のとおりとなっている。

ア 広域連合で行う事務

- 被保険者の資格管理に関する事務
- 医療給付に関する事務
- 保険料の賦課・減免に関する事務
- 高齢者保健事業に関する事務
- 医療費適正化に関する事務
- その他後期高齢者医療制度の施行に関する事務

イ 市町で行う事務

- 被保険者の資格管理に関する申請及び届出の受付
- 資格確認書等の引き渡し及び返還の受付
- 医療給付に関する申請及び届出の受付並びに証明書の引き渡し
- 保険料に関する申請の受付
- 保険料の徴収に関する事務等

(1) 被保険者数の推移 (R8.3.31 現在)

年 度	被保険者数
令和 4	20,839 人
5	21,675 人
6	22,086 人
7	22,415 人

(2) 保険料

ア 保険料率 (令和 8 年度)

所得割

医療分 100分の9.79

子ども分 100分の0.25

被保険者均等割額

医療分 55,630円

子ども分 1,320円

イ 賦課限度額

医療分 85万円

子ども分 2万1千円

ウ 徴収方法

(特別徴収)

原則として、年金額が年額18万円以上であり、後期高齢者医療保険料と介護保険料の合計額が年金受給額の2分の1を超えない被保険者が対象であり、年金天引きによる納付。納期は4・6・8・10・12・2月の年6回。

(普通徴収)

原則として、年金額が年額18万円未満、または、後期高齢者医療保険料と介護保険料の合計額が年金受給額の2分の1を超える被保険者が対象であり、口座振替又は納付書により金融機関等で納付。納期は7月から翌年3月までの年9回。

※なお、被保険者からの申出により、特別徴収から普通徴収(口座振替)へ徴収方法の変更が可能。

保険料収納状況

区分 \ 年度	令和 5	6	7
調 定 額 (円)	1,409,034,480	1,594,419,800	1,671,969,158
収入済額 (円)	1,403,843,980	1,586,727,932	1,666,710,967
収 納 率 (%)	99.63	99.52	99.69

* 滞納繰越分含む

(3) 後期高齢者医療対策費

ア 後期高齢者医療健診

後期高齢者医療制度被保険者の健診については、運営主体である広域連合の努力義務となっているが、広域連合から健康診査実施に係る事務の一部を市町が受託する。受託内容は次のとおり。

- ・ 健康診査の実施形態等の広報、問合せに関すること。
- ・ 健康診査の申込みの受付及び受診券の交付等に関すること。
- ・ 健康診査結果の受診者への通知に関すること。

イ 後期高齢者はり・きゅう施術助成

後期高齢者医療制度施行にあたり、広域連合として、はり・きゅう施術助成事業が行われないことから、市単独として、後期高齢者はり・きゅう施術助成を行う。助成内容は、市内に居住する後期高齢者医療制度被保険者を対象に、市長が指定する市内のはり師またはきゅう師の免許を有する施術担当者を利用する場合に、月10回を限度とし、施術料(1術1,400円・2術1,500円)の3割を被保険者が負担し、7割を市が施術担当者に支給する。

ウ 後期高齢者医療療養給付費負担金

後期高齢者医療給付に要する経費について、窓口の患者負担分を除き、医療給付費全体の12分の1を市町において負担する。

令和7年度 負担金 1,659,684,526円

12 福祉のまちづくり

(1) 新居浜市みんなでつくる福祉のまちづくり条例

生涯にわたりすべての市民の基本的人権が尊重され、健康で安心して暮らし、自由に社会参加できることが保障される社会の実現に向け、市、市民及び事業者が相互に連携、協働することにより、住みやすくかつ住み続けたいと思えるような人にやさしい福祉のまちづくりを総合的に推進していくことを目的に、福祉のまちづくり条例が制定され、平成15年4月から施行された。

(2) 新居浜市地域福祉推進計画

福祉のまちづくり条例の理念を具現化するための基本施策と行動項目をまとめた「新居浜市地域福祉推進計画(第一次)」を平成17年4月に策定した。

「新居浜市地域福祉推進計画(第一次)」に続き平成23年3月に策定した「新居浜市地域福祉推進計画2011(第二次)」の計画期間が終了したため、第六次新居浜市長期総合計画の期間と連動させ、令和3年度から令和12年度までを計画期間とした「新居浜市地域福祉推進計画2021(第三次)」を令和3年3月に策定した。

計画では、本市のめざす地域福祉の将来像を「人がつながり 支え合い 健康でいきいきと暮らす 福祉のまち にいはま」としている。また、それを実現するために、「生涯を健やかに過ごす、健康なまちづくり」、「次世代につなげる、安全で安心なまちづくり」、「やさしさで人がつながり、ともに支え合うまちづくり」、「すべての人の権利と責任を大切にし、生きがいあふれるまちづくり」の4つの基本目標を設定し、「地域共生社会づくり」と「自助、互助、共助、公助」という基本的視点を重視しながら施策の推進を図ることとしている。

市民環境



国際交流員による国際理解講座

市 民 環 境

1 国 際 交 流

本市は、国際化社会への的確な対応を図るため、昭和61年から中高校生の海外派遣、市職員の海外派遣研修、中国山東省徳州市との都市間交流の推進、語学指導等を行う外国青年招致事業の実施、英語・中国語・韓国語観光パンフレットの作成、英語・中国語生活ガイドブックの作成、国際交流基金の設置(平成3年4月設置)、外国人のための日本語教室、外国人対応窓口の開設(平成23年4月開設)などの施策を推進してきた。

また、外国人の増加に伴い、在住外国人との多文化共生に重点をおいた「新居浜市国際化基本計画」を平成20年度に策定し、市民活動団体や地域などと共に国際化を進める体制づくり、外国人の生活支援や人権教育を含めた国際理解教育を推進してきた。

令和2年度に「新居浜市国際化基本指針」を策定し、これまでの国際化の取組を継承・発展させながら外国人が暮らしやすい多文化共生のまちづくりを目指すための方向性を示した。

また、令和7年度には指針に基づく取組の評価・中間見直しを行い、指針の改訂を行った。

徳州市との交流の経過

年 月	交 流 内 容
昭和61年7月	『日中友好の翼』ニイハマ訪中団の訪問 ・企業視察、ホームステイ等を実施
昭和61年10月	徳州地区総合経済視察団の来新 ・住友企業、小中学校、農業施設等を視察
平成元年10月	徳州市文化交流団の来新 ・中国書道展の開催
平成3年4月	新居浜徳州友好視察団の訪問 ・今後の総合的な交流のあり方を協議
平成3年7月	徳州地区文化交流訪日団の来新 ・徳州地区の伝統工芸である黒陶の展示及び篆刻の実演
平成3年10月	徳州地区友好視察団の来新 ・市内企業、公共施設、太鼓まつり等を視察見学
平成4年5月	第3次新居浜・徳州友好訪中団の訪問 ・徳州地区の文化、市民生活、産業経済等の視察を行い、友好親善を図り、今後の両地区の交流の可能性を探る。
平成4年7月～8月	徳州地区友好視察団の来新 《平成4年7月27日》 ・新居浜市と徳州地区の友好交流関係の締結 ・新居浜市立中萩小学校と徳州市東方紅路第一小学校、新居浜市立中萩中学校と徳州市第十中学校との友好校の締結
平成4年7月～8月	徳州雑技団新居浜公演の実施 ・市制55周年を記念して行われ、入場者は約26,000人を数えた。

(1) 都市間交流

中国山東省徳州市との交流

徳州市との交流は、昭和60年6月、中萩公民館友好訪中団が徳州市を訪問した時、徳州市長に対する新居浜市長のメッセージを託したことから始まった。その後の経過は別表(徳州市との交流の経過)のとおり。

東南アジア地域との交流

ベトナム社会主義共和国ホイアン市については、令和5年以降、相互訪問を実施するなど友好関係の発展に取り組んできた。インドネシア共和国クブラヤ県についても、令和4年に訪問を行い、文化、教育、スポーツを通じた交流事業を実施した。

(2) 新居浜市国際交流協会

平成31年3月、地域に根ざした国際理解及び国際交流に関する活動を通じて、市民の国際化意識の向上を図り、社会の発展に寄与することを目的に設立された。日本人と外国人の相互理解と交流促進のための各種イベント、国際化に関する多言語での情報発信、外国人相談窓口の開設、日本語学習支援、外国語講座の実施など各種事業を行っている。

年 月	交 流 内 容
平成5年6月	徳州地区経済視察団の受け入れ ・市内企業の視察、今後の経済交流について協議
平成5年7月～8月	小中学生相互交流事業 ・相互の小中学生が交流を行い、友好を深める。
平成6年5月	新居浜商工会議所徳州地区経済視察団の訪中 ・今後の双方の経済交流等について協議
平成6年8月～9月	徳州地区テレビ放送視察団の受け入れ ・新居浜テレビネットワーク、放送局等の視察研修
平成7年7月	徳州市友好視察団の来新 ・市内の行政、教育、文化、企業等の施設を視察し、友好親善を図り、今後の交流の方向を協議
平成7年8月	徳州市研修生の受け入れ ・新居浜商工会議所が窓口となり、市内の各企業で1年間研修
平成8年9月	第4次新居浜・徳州友好訪中団 ・両市の友好関係をさらに発展させるとともに文化・教育・産業・経済各分野の視察を行う。
平成9年11月	徳州市友好視察団の来新 ・徳州市との友好都市締結(平成9.11.11)を行った。
平成10年9月	第5次新居浜・徳州友好訪中団 ・両市の相互理解をさらに深化させるとともに、文化・教育・経済・スポーツ・芸術など幅広い分野の多様な交流に向けての情報交流を行う。
平成11年10月	徳州市友好視察団の来新 ・市内、県内の文化施設、観光施設等を視察
平成12年6月	第6次新居浜・徳州友好訪中団 ・両市の相互理解を深めるとともに、国際ボランティアの育成や文化交流事業の積極的推進など、国際化をリードする人材の育成と異文化理解の増進、世界に開かれた地域社会づくりを進めるための情報交流を行う。
平成13年11月	徳州市友好視察団の来新 ・徳州市研修生受入企業の視察及び情報交流を行う。
平成14年9月	第7次新居浜・徳州友好訪中団 ・両市の相互理解を深めるとともに、「日中国交正常化30周年」記念文化交流事業へ参加し、今後の多様な交流に向けた人材の育成と異文化理解の増進に向けての情報交流を行う。
平成15年11月	徳州市友好視察団の来新 ・徳州市研修生受入企業を含む市内企業の視察及び市内経済団体との交流を行う。
平成16年9月	第8次新居浜・徳州友好訪中団 ・両市の相互理解をさらに深化させるとともに、文化・教育・経済・スポーツ・芸術など幅広い分野の多様な交流に向けての情報交流を行う。
平成17年11月	徳州市友好視察団の来新 ・徳州市研修生受入企業を含む市内企業及び公共施設、体育文化施設等の視察並びに市内経済団体との交流を行う。
平成18年5月	第9次新居浜・徳州友好訪中団 ・両市の相互理解をさらに深化させるとともに、文化・教育・経済・スポーツ・芸術など幅広い分野の多様な交流に向けての情報交流を行う。
平成19年11月	徳州市友好視察団の来新 ・市内企業及び公共施設等の視察並びに市内経済団体との交流を行うと共に、華道教室の見学等日本文化に触れていただく。
平成20年9月	第10次新居浜・徳州友好訪中団 ・両市の相互理解をさらに深化させるとともに、文化・教育・経済・スポーツ・芸術など幅広い分野の多様な交流に向けての情報交流を行う。
平成21年9月	徳州市友好視察団の来新 ・市内企業及び公共施設等の視察並びに市内経済団体との交流を行う。
平成23年11月	第11次新居浜・徳州友好訪中団 ・「民間レベルでの交流のきっかけづくり」と位置づけ、教育機関との交流、太陽光エネルギー施設の視察などにより、今後、学生や若者、民間企業団体などが主体となった交流に繋げるとともに、両市の友好関係の継続発展を目指す。
令和6年5月	徳州市代表団の来新 ・市内公共施設等の視察及び交流を行う。

2 市 民 活 動

地方分権が進む中、「住民自治」の実現は、地方自治体の将来を左右する重要課題の一つである。市民自らがまちづくりの担い手として、まちの将来ビジョンを描き、それに向けた行動に取り組むための体制整備が必要である。

さまざまな分野において活発化する、NPOなど数多くの公益的な市民活動を、その自主性や自立性を尊重しながら支援し、協働環境の整備に取り組んでいる。

令和2年度に策定した地域コミュニティ基本指針に基づき、多様で豊かな地域づくりに向けて、幅広い市民参画のもと、地域コミュニティ、市民活動団体、事業者、行政等による協働のまちづくりと地域コミュニティの充実を進める。

(1) 新居浜市公共施設愛護事業

市民(団体・個人)と行政が合意書を取り交わし、市民が道路、河川、公園、海岸等の公共施設を我が子のように愛情を持って美化活動等を行うボランティア制度として、平成15年9月に施行した。

令和8年4月1日現在、110組(86団体・24個人)と合意書を取り交わし、参加人数は4,751人、施設別内訳は道路60件、公園・緑地54件、河川・水路18件、海岸2件、文化財2件、全般1件である。

(2) 市民活動サロンの運営

平成18年7月に設置した新居浜市まちづくり協働オフィスが令和4年3月をもって休館となった。令和4年度からは、市民活動団体が自由に交流や情報交換する場を提供することにより、地域課題を自らの問題として主体的に活動する団体を支援するとともに、他の市民団体や企業、行政との連携を促進し、豊かな市民社会づくりの推進を図ることを目的とした、「市民活動サロン」を開設している。

〈市民活動サロンでできること〉

- (ア) ミーティングスペースの利用
- (イ) コピー機、印刷機等の使用(有料)
- (ウ) 機器の貸出し

(3) 自治会

自治会については、地縁による任意団体であるが、防災・防犯・交通安全などの安全安心機能、環境整備機能、行政連絡調整機能などを有するなど地域にとって欠かせない住民自治組織である。しかしながら、近年個人の価値観の多様化などから自治会離れが進んでおり、財政基盤の弱体化・加入率の低下などが喫緊の課題となっている。そのため、地域コミュニティの再生に向け、平成26年度より新たな交付金制度の創設や、防犯灯電気料金の市負担(一部自治会負担)により、自治会の財政負担軽減を図るとともに防犯灯のLED化を進め、安全安心のまちづくりを推進している。今後も連合自治会への交付金などの財政支援を行うとともに連携を図りながら自治会加入率の向上を図り、「協働まちづくり」「自立・連携のまちづくり」を推進するため、地域コミュニティの活性化に努める。

ア 結成状況

(各年1月1日 現在)

区分 \ 年	令和4	5	6	7	8
校区連合自治会数	18	18	18	18	18
単位自治会	300	300	299	296	296
加入世帯総数	32,576	31,463	30,626	29,247	28,098
総世帯数	56,219	56,174	56,155	56,101	55,918
自治会世帯加入率(%)	57.9	56.0	54.5	52.1	50.2
認可地縁団体数	63	64	64	65	66

イ 各種補助

(単位：千円)

区 分		補 助 率	補助限度額 (7.4.1 現在)	補 助 金 助 成 件 数 及 び 助 成 額					
				令和 5 年度		6 年度		7 年度	
				件数	金 額	件数	金 額	件数	金 額
集会所施設	新 築	工事精算額の 5 分の 3 以内	20,000	—	—	—	—	1	20,000
	増 築 及 び 修 繕	工事精算額の 2 分の 1 以内	600	32	6,650	20	7,130	24	7,342
放送設備等	新 設	工事精算額の 2 分の 1 以内	250	2	264	—	—	1	189
	増 築 及 び 修 繕	工事精算額の 2 分の 1 以内	130	16	884	10	735	4	335
	ア ン プ	新設及び増設	200	4	276	6	346	2	71
		修 繕	100						
防犯灯	新 設 ・ 移 設 (LEDのみ対象)	工事精算額の 2 分の 1 以内	15	26	472	22	633	15	250
	支柱の更新・修繕	工事精算額の 2 分の 1 以内	25	2	50	6	147	2	210

ウ 地域コミュニティ再生事業交付金

(令和 7 年度)

区 分	交付金	摘 要
防 犯 灯 維 持 管 理 事 業	15,139,427 円	防犯灯電気料金 既存分 14,112,527 円 新設分 1,026,900 円
新 居 浜 市 連 合 自 治 会 活 動 事 業	444,003 円	研修事業、金婚式表彰事業 自治会加入促進事業
新 居 浜 市 広 報 活 動 等 事 業	19,336,420 円	単位自治会 @ 600×28,098世帯
		校区連合自治会 @ 50×27,074世帯
		市連合自治会 @ 40×28,098世帯
ご み 減 量 化 等 啓 発 事 業	415,450 円	@ 10×41,545世帯
コ ミ ュ ニ テ ィ 活 性 化 事 業	11,587,696 円	意欲のある地域で取り組むソフト事業
連 合 自 治 会 理 事 活 動 事 業	2,160,000 円	連合自治会理事実費弁償費
計	49,082,996 円	

(4) 地域運営組織

住民主体のまちづくりと持続可能な暮らしを実現するため、宮西校区及び中萩校区において、令和 3 年度及び 4 年度の 2 か年で協議会型地域運営組織モデル事業を実施し、地域の現状、課題、目標や施策等を取りまとめた「地域まちづくり計画」の策定作業を行うとともに、地域内の様々な団体が連携協力し、地域課題の解決に向けた組織づくりに取り組み、令和 5 年 3 月に新たな地域運営組織が設立された。

地域運営組織数 1 組織 (令和 8 年 4 月 1 日現在)

(5) 出前講座

本市のまちづくりの現状や今後の展開について市内に在住、通勤・通学している 10 人以上の団体を対象にして、市の担当者が説明者となって情報を提供し、市民と行政が協働で取り組むまちづくりを推進するため、平成 10 年度から事業を開始した。

平成 14 年度からは「行政編」に加えて「公共機関・公益企業編」、「市民・団体編」とメニューを拡充した。

令和 7 年度開催件数は 316 件、参加人員は約 13,405 人となっている。

3 消費生活

急速に変容する経済社会において、健全で豊かな消費生活の実現を図ることが重要な課題であるため、消費者安全法の施行に伴い平成22年4月に「消費生活センター」を設置した。関係機関が相互に連携して消費生活のあり方を考え、賢い消費者、自立する消費者を目指す。

(1) 消費生活モニター制度

消費生活の安定と向上を図るため、消費者から直接意見を聴取し、要望、苦情等の情報を把握して市民生活に直結した消費者行政を推進するため、消費生活モニター制度を昭和47年から実施している。

令和7年度モニター8人で実施

(2) 消費生活の改善対策

消費生活に必要な正しい情報提供、消費者教育の推進を重要施策に、市民総ぐるみの各種事業を実施している。

ア 消費者情報の提供

市のホームページ、SNS等を通して、市民への情報を提供しているほか、市政だよりに「消費生活センター通信」を隔月掲載している。

イ 出前講座の実施

消費者の陥りやすい悪質商法の手口、対策方法等を講演し、一人一人が解決できる力をつけてもらえるように、出前講座を実施している。

ウ 家庭用品等立入検査

家庭用品品質表示法、消費生活用製品安全法、電気用品安全法、ガス事業法及び液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に基づき、販売事業所等の立入検査を実施している。

エ 消費者被害防止のための見守り活動

新居浜市消費者安全確保地域協議会を設置し、地域の見守りネットワークで高齢者や障がい者等の消費者被害の未然防止を図る。

(3) 消費生活相談

商品やサービスなどに関する消費者からの苦情や問合せに対応するため、昭和51年度から本事業を実施しており、昭和55年度からは専門相談員を配置し、消費者被害の未然防止と早期解決に努めている。

相談件数

年 度	令和3	4	5	6	7
件 数	746	747	670	656	693

(4) 適正な計量の実施

ア 特定計量器の定期検査

商店や病院などで取引や証明に使用しているはかりについて、定期検査を実施している。

イ 計量関係事業者への立入検査

スーパーや工場などの計量関係事業者に対して立入検査を実施し、使用中の計量器や商品の内容量などについて検査を実施している。

ウ 計量思想の普及啓発

11月の計量強調月間を中心にロビー展及び一日計量巡視などの諸事業を実施し、計量思想の普及啓発に努めている。

4 地域改善対策

(1) 住宅新築資金等貸付事業

対象地域の居住環境の整備改善を図るため、新築、宅地及び改修に用する資金貸付者に対し、貸付金の償還事務を行っている。

ア 貸付事業実績

区 分	年 度	昭和48年度～平成7年度	
		件 数	金 額
新 築 資 金		215	1,197,800 千円
宅地取得資金		123	508,300
改 修 資 金		308	606,240
合 計		646	2,312,340

イ 貸付金回収状況

(R8.3.31 現在・単位：千円)

年度	調 定 額			収 入 額			不 納 欠 損 額			未 収 入 額		
	元金	利子	計	元金	利子	計	元金	利子	計	元 金	利 子	計
48～63	850,760	287,543	1,138,303	685,184	230,922	916,106				165,576	56,621	222,197
平成元	133,628	38,519	172,147	82,580	23,751	106,331				51,048	14,768	65,816
2	149,568	40,743	190,311	86,097	22,959	109,056				63,471	17,784	81,255
3	155,381	43,420	198,801	85,050	24,304	109,354				70,331	19,116	89,447
4	159,356	43,932	203,288	80,310	23,251	103,561				79,046	20,681	99,727
5	173,648	44,922	218,570	86,258	23,124	109,382				87,390	21,798	109,188
6	180,046	45,296	225,342	86,213	22,239	108,452				93,833	23,057	116,890
7	187,197	45,341	232,538	85,226	20,595	105,821				101,971	24,746	126,717
8	185,556	45,251	230,807	76,630	19,722	96,352				108,926	25,529	134,455
9	189,320	44,259	233,579	82,199	19,353	101,552				107,121	24,906	132,027
10	180,958	41,929	222,887	71,506	15,817	87,323				109,452	26,112	135,564
11	192,660	41,306	233,966	80,085	14,626	94,711				112,575	26,680	139,255
12	197,028	40,212	237,240	80,139	12,436	92,575				116,889	27,776	144,665
13	219,847	39,024	258,871	101,067	10,612	111,679				118,780	28,412	147,192
14	195,221	37,759	232,980	71,628	8,562	80,190				123,593	29,197	152,790
15	182,439	37,093	219,532	52,350	6,452	58,802				130,089	30,641	160,730
16	186,336	37,373	223,709	48,708	5,297	54,005				137,628	32,076	169,704
17	190,008	37,204	227,212	46,095	4,256	50,351				143,913	32,948	176,861
18	178,378	37,272	215,650	26,978	3,283	30,261				151,400	33,989	185,389
19	178,573	37,597	216,170	20,979	2,642	23,621				157,594	34,955	192,549
20	181,954	37,919	219,873	22,319	2,450	24,769				159,635	35,469	195,104
21	183,115	37,835	220,950	19,534	1,898	21,432				163,581	35,937	199,518
22	179,953	37,792	217,745	16,533	1,772	18,305				163,420	36,020	199,440
23	179,337	37,452	216,789	22,739	3,322	26,061				156,598	34,130	190,728
24	165,863	35,207	201,070	9,066	1,507	10,573				156,797	33,700	190,497
25	166,998	34,461	201,459	11,997	2,038	14,035				155,001	32,423	187,424
26	162,538	32,932	195,470	8,441	1,425	9,866				154,097	31,507	185,604
27	159,251	31,832	191,083	11,514	2,888	14,402				147,737	28,944	176,681
28	150,819	29,139	179,958	6,016	1,404	7,420	2,438	209	2,647	142,365	27,526	169,891
29	144,535	27,633	172,168	6,375	1,684	8,059	2,002	133	2,135	136,158	25,816	161,974
30	137,367	25,862	163,229	5,394	1,274	6,668	7,690	1,852	9,542	124,283	22,736	147,019
令和元	124,759	22,753	147,512	8,108	1,401	9,509	537	12	549	116,114	21,340	137,454
2	116,359	21,343	137,702	6,298	1,125	7,423	1,404	97	1,501	108,657	20,121	128,778
3	108,657	20,121	128,778	4,996	896	5,892	0	0	0	103,661	19,225	122,886
4	103,661	19,225	122,886	5,487	765	6,252	0	0	0	98,174	18,460	116,634
5	98,174	18,460	116,634	4,746	523	5,269	0	0	0	93,428	17,937	111,365
6	93,428	17,937	111,365	2,057	382	2,439	0	0	0	91,371	17,555	108,926
7	91,371	17,555	108,926	1,920	372	2,292	0	0	0	89,451	17,183	106,634

(2) 瀬戸会館

所 在 地 瀬戸町7番30号

☎ 41-5859

沿 革 昭和33年4月1日に開館。地域社会全体の中で福祉の向上や人権啓発の住民交流の拠点となる開かれたコミュニティセンターとして、生活上の各種相談事業や人権課題の解決のための各種事業を総合的に行っている。

現施設は、昭和49年4月1日オープンし、昭和56年3月と昭和62年3月に増築、平成25年2月に女子トイレ増築。

敷地面積 2,257.56㎡
構 造 鉄筋コンクリート造2階建
建物面積 634.42㎡
利用状況 12,450人(令和7年度)

5 戸 籍 ・ 住 民

(1) 各種登録の状況

(R 8. 3. 31 現在)

区分			年度	令和 3	4	5	6	7
戸 籍		本 籍 数 (件)		56,038	55,458	54,948	54,464	54,037
		本 籍 人 口 (人)		130,137	128,498	126,897	125,338	123,880
住 民 基 本 台 帳	日 本 人	世 帯 数 (世帯)		56,557	56,354	56,076	55,795	55,444
		人 口 (人)	男	55,363	54,779	54,045	53,302	52,452
			女	59,531	58,667	57,831	56,922	56,067
			計	114,894	113,446	111,876	110,224	108,519
	外 国 人	世 帯 数 (世帯)		1,050	1,301	1,452	1,617	1,620
		人 口 (人)	男	557	686	760	882	940
			女	601	754	830	911	1,076
			計	1,158	1,440	1,590	1,793	2,016
印 鑑 登 録 (件)				77,075	76,312	75,781	75,073	74,476

注：外国人住民の世帯数には日本人と外国人で構成される複数国籍世帯(令和3年度175、4年度179、5年度183、6年度181、7年度189)を含む。

(2) 各種届出受理件数

ア 住民基本台帳関係

(単位：件)

区分	年度	令和 3	4	5	6	7
転 入		1,937	2,513	2,187	2,299	2,456
うち海外転入		31	260	336	299	415
転 出		1,676	1,932	1,889	1,871	2,311
うち海外転出		152	226	200	191	255
転 居		2,803	3,109	2,664	2,807	2,685
世 帯 変 更		1,242	1,361	1,332	1,397	1,292
計		7,658	8,915	8,072	8,374	8,744

注：転入・転出は、世帯全部転入、世帯全部転出のみ

イ 戸籍関係

(単位：件)

区分	年度	令和 3	4	5	6	7
出 生		1,034	1,000	912	910	835
死 亡		2,016	2,270	2,036	2,193	2,057
婚 姻		1,038	1,047	994	1,043	1,027
離 婚		263	271	276	306	286
養子縁組		80	103	78	78	94
養子離縁		27	35	24	35	32
認 知		20	15	16	24	7
転 籍		404	401	353	303	341
入 籍		210	195	217	224	182
分 籍		20	22	22	24	26
訂正・更正		84	61	68	94	75
そ の 他		179	201	193	253	228
計		5,375	5,621	5,189	5,487	5,190

(3) 謄本・抄本・証明等取扱件数及び手数料

区 分 \ 年 度	令和 5			6			7		
	取扱件数		手数料	取扱件数		手数料	取扱件数		手数料
	無料	有料		無料	有料		無料	有料	
戸 籍 関 係	件 13,246	件 33,630	円 19,700,050	件 14,710	件 31,608	円 18,781,750	件 14,648	件 28,179	円 16,812,950
住 民 票 関 係	10,918	50,621	15,186,300	10,441	48,709	14,612,700	8,770	46,596	13,978,800
印 鑑 証 明 書	132	25,955	7,786,500	161	26,037	7,811,100	137	24,758	7,427,400
印 鑑 登 録	4	3,012	903,600	0	2,935	880,500	0	2,868	860,400
諸 証 明 書 関 係	413	1,231	369,300	416	1,234	370,200	322	1,295	388,500
自動車臨時運行許可	0	212	159,000	0	220	165,000	0	225	168,750
船 員 法 関 係	1,580	21	46,580	1,790	35	74,960	1,676	22	50,700
個人番号カード関係	—	—	—	—	—	—	—	—	—
計	26,293	114,682	44,151,330	27,518	110,778	42,696,210	25,553	103,939	39,684,500

(4) 手数料

	種 類		単位	手数料	根 拠 法 令 等	改定年月日
戸 籍	謄 ・ 抄 本	戸 籍	1 通	450円	新居浜市手数料条例第 2 条	平成12年 4 月 1 日
		除 籍	1 通	750	〃	〃
	記 載 事 項 証 明	戸 籍	1 件	350	〃	〃
		除 籍	1 件	450	〃	〃
	受理又は届書記載事項証明 又は届書等情報内容証明		1 通	350	〃	令和 6 年 3 月 1 日
	戸籍電子証明書提供用 識 別 符 号 通 知 書		1 件	400	〃	〃
	除籍電子証明書提供用 識 別 符 号 通 知 書		1 件	700	〃	〃
住 民 票	写 し（全 部 ・ 一 部 ）		1 通	300	〃	平成10年 6 月 1 日
	閲 覧		1 件	300	〃	〃
	諸 証 明		1 件	300	〃	〃
印 鑑 証 明 手 数 料			1 通	300	〃	〃
印 鑑 登 録 証 交 付 手 数 料			1 枚	300	〃	平成17年 4 月 1 日
船舶の航行に関する報告書の証明			1 通	2,600	〃	平成14年 7 月 1 日
雇入契約のない船長の就退職等の証明			1 通	870	〃	〃
船 員 手 帳 記 載 事 項 の 証 明			1 通	870	〃	〃
船 員 手 帳 の 交 付 又 は 書 換 え			1 件	1,950	〃	平成16年 4 月 1 日
船 員 手 帳 の 訂 正			1 件	430	〃	平成14年 7 月 1 日
個人番号カードの再交付(通常発行分)			1 枚	800	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第18条の2	平成28年 1 月 1 日
個人番号カードの再交付(特急発行分)			1 枚	1,800	〃	令和 6 年10月30日
公 的 個 人 認 証 サ ー ビ ス 手 数 料			1 件	200	電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第67条第 1 項第 1 号、同項第 5 号	平成28年 1 月 1 日

(5) 法律・行政相談

法律相談……昭和59年度から弁護士による相談業務を開催。開催日は毎週水曜日を原則

行政相談……相談員4名で毎月2回第1・第3木曜日を原則に相談業務を開催

(6) おくやみコーナー

平成31年3月15日から死亡に伴う諸手続をサポート
(単位：件)

区分 \ 年度	令和5	6	7
対応件数	972	1,057	1,052

(7) 個人番号カード

(単位：枚)

区分 \ 年度	令和2	3	4	5	6	7
交 付 枚 数	19,612	22,455	28,528	9,989	8,343	13,915
交 付 累 計 枚 数	32,551	55,006	83,534	93,523	101,866	115,781
交 付 率 (%)	27.36	46.68	71.63	81.10	89.62	104.10
更 新 枚 数	323	100	97	94	1,492	8,884
電子証明書更新枚数	4,540	922	642	893	8,120	16,600
通知カード再交付枚数	168	—	—	—	—	—
保 有 率 (%)	—	—	—	75.7	79.8	82.90

6 住 居 表 示

(1) 住居表示実施状況

(R 8. 3. 31 現在)

年 度	町 名 (丁目)	実施日	面 積	一町平均面積	町数	街区数	世帯数	人口
第 1 年度	大江町・港町・西町・泉池町・泉宮町・宮西町・中須賀町一～二丁目・西原町一～三丁目	S. 40. 5.1	m ² 1,770,000	m ² 160,000	11	94	世帯 2,422	人 4,196
第 2 年度	磯浦町・惣開町・新田町一～三丁目・王子町・星越町・前田町・北新町・江口町・河内町・西の土居町一～二丁目・滝の宮町(1～8番)	41. 5.1	7,086,000	506,000	14	185	3,960	7,585
第 3 年度	繁本町・一宮町一丁目(1～3番)・田所町・若水町一～二丁目・徳常町・新須賀町一～四丁目・菊本町一～二丁目	42. 5.1	3,021,000	251,000	12	115	2,794	4,984
第 4 年度	一宮町一丁目(4～14番)～二丁目・久保田町一～三丁目・高木町・政枝町一～三丁目・平形町・八雲町・庄内町一～六丁目・坂井町一～二丁目	43. 5.1	3,067,000	170,000	18	205	6,669	13,130
第 5 年度	宇高町一～四丁目・沢津町一～三丁目・東雲町一～二丁目・松の木町・高津町・桜木町・清水町・南小松原町	46. 5.1	2,664,000	190,000	14	180	5,242	9,986
第 6 年度	松木町・西喜光地町・松原町・坂井町三丁目・瀬戸町・寿町・星原町・上泉町・外山町・岸の上町一～二丁目・下泉町一～二丁目・城下町・喜光地町一丁目	48.11.1	3,334,000	222,000	15	194	4,770	8,649
第 7 年度	喜光地町二丁目・西泉町・西連寺町一～二丁目・篠場町・山田町・山根町・中西町・宮原町・吉岡町・中筋町一～二丁目・北内町一～四丁目・角野新田町一～三丁目・種子川町	49.10.1	3,777,000	188,000	20	254	4,715	9,440
第 8 年度	滝の宮町(9～12番)・横水町・本郷一～三丁目・中村松木一～二丁目・中萩町・土橋一～二丁目・中村一～四丁目・上原一～四丁目・御蔵町	50.10.1	3,637,000	202,000	18	223	5,916	11,566
第 9 年度	東雲町三丁目・郷一～五丁目・高田一～二丁目・田の上一～二丁目・長岩町・松神子一～三丁目・又野一～二丁目・落神町・神郷一～二丁目・清住町	52. 8.1	3,140,000	157,000	20	209	4,212	8,504
第10年度	宇高町五丁目・田の上三～四丁目・八幡一～三丁目・垣生一～六丁目・松神子四丁目	55. 5.1	2,444,000	188,000	13	161	3,649	7,580
第11年度	楠崎一～二丁目・又野三丁目・多喜浜一～六丁目・阿島一～四丁目・荷内町・黒島一～二丁目	H. 18.10.1	5,310,000	331,000	16	193	2,212	3,953
計	171 町		39,250,000	229,000	171	2,013	46,561	89,573

※ 令和 8 年 3 月 31 日現在の全市の住基人口 110,535 人、世帯数 57,253 世帯

(2) 町名変更実施状況

昭和 59 年 7 月 1 日 …… 光明寺一～二丁目、東田一～三丁目、国領一丁目、観音原町、七宝台町、立川町
(令和 8 年 3 月 31 日現在の該当住基人口 3,913 人、世帯数 1,992 世帯)

7 国 民 年 金

(1) 拠出年金

ア 年金の種類

(R8.4.1 現在)

種 類	受 け る 要 件	年 金 額
老齢基礎年金	10年以上の受給資格期間を満たした人が、65歳に達したとき支給される。 (60歳から64歳までの間に受け取る繰り上げ受給や66歳以降に受け取る繰り下げ受給も選択できる。)	$847,300 \times \frac{\text{給保付月数}}{\text{全額免除月数}} + \frac{\text{納4付分の月数}}{2/6} \times \frac{\text{納4付分の月数}}{5/8} + \frac{\text{半額納付月数}}{3/6} \times \frac{\text{納4付分の月数}}{6/8} + \frac{\text{納4付分の月数}}{7/8} \times \frac{\text{納4付分の月数}}{5/6}$ $[844,900] \times \frac{\text{数1}}{40 \text{年 (加入可能年数)} \times 12 \text{月}}$
障害基礎年金	初診日前に国民年金加入期間の $\frac{2}{3}$ 以上保険料納付済期間(免除期間を含む。)がある人が、加入中に一定の障害の状態(1・2級)になったときに支給される。	1級 1,059,125円 [1,056,125円] 2級 847,300円 [844,900円]
遺族基礎年金	保険料納付済期間が加入期間の $\frac{2}{3}$ 以上あるか、又は老齢基礎年金の受給資格期間(25年)を満たしている人が死亡したときに、その人によって生計を維持されていた18歳未満の子(20歳未満で1・2級障害の子)のある配偶者、又は18歳未満の子(20歳未満で1・2級障害の子)に支給される。	子のある配偶者、子の受ける基本額 847,300円 [844,900円] 子の受ける加算 1人目・2人目 各243,800円 [S31.4.2以後生まれと同じ] 3人目以降 81,300円 [S31.4.2以後生まれと同じ]
寡婦年金	保険料納付済期間(免除期間含む。)が10年以上ある夫が死亡したときに、婚姻期間が10年以上続いていて、夫によって生計を維持されていた妻に60歳から65歳になるまでの間支給される。	夫が受けられたであろう 老齢基礎年金の $\frac{3}{4}$
死亡一時金	保険料を3年以上納めた人が、老齢・障害基礎年金のいずれも受けられないまま死亡し、その遺族が遺族基礎年金を受けられないときに支給される。	保険料納付済期間 3年以上15年未満 120,000円 15年以上20年未満 145,000円 20年以上25年未満 170,000円 25年以上30年未満 220,000円 30年以上35年未満 270,000円 35年以上 320,000円

※老齢基礎年金の年金額は、平成21年4月からは上段の係数を、平成21年3月までは下段の係数を乗じる。

※〔 〕内は昭和31年4月1日以前生まれの者の額。

イ 保険料 (R8.4.1 現在)

- ・定額保険料 1カ月 17,920円
- ・付加保険料 1カ月 400円

ウ 被保険者数

(R8.3.31 現在・単位：人)

年 度	区 分	第1号被保険者数	任 意 加 入 者	第3号被保険者数	計
令和 3		10,145	164	7,238	17,547
4		9,782	165	6,821	16,768
5		9,568	166	6,487	16,221
6		9,288	154	5,946	15,388
7		9,118	147	5,586	14,851

工 支給状況

(単位：件・円)

区分 年度	旧法老齡年金		旧法障害年金		遺族基礎年金		寡婦年金	
	新法老齡基礎年金		新法障害基礎年金					
	件数	金 額	件数	金 額	件数	金 額	件数	金 額
令和 2	744	258,017,767	44	38,498,725	214	162,352,290	13	5,382,587
	35,455	23,105,688,213	2,370	2,029,162,025				
3	643	223,305,232	40	34,750,050	197	148,839,210	12	4,565,469
	35,510	23,179,877,572	2,407	2,060,517,800				
4	539	186,240,758	36	31,112,000	204	150,928,920	14	5,163,815
	35,373	23,055,982,899	2,452	2,088,720,550				
5	452	158,348,177	31	27,344,700	208	156,142,372	14	4,964,353
	35,385	23,577,337,084	2,529	2,199,437,600				
6	398	143,342,856	32	29,293,200	213	165,490,911	14	5,095,487
	35,227	24,167,603,618	2,562	2,283,828,575				
7	343	127,759,738	31	29,025,500	209	166,530,100	11	3,714,712
	35,094	24,613,618,315	2,617	2,375,216,525				

8 男女共同参画

本市は、男女共同参画社会づくりを重要施策に掲げ、各種施策を積極的に推進している。平成4年3月に新居浜市女性行動計画(にはま女性プラン21)を策定し、施策の系統的進展と効果的な推進を図るため、平成4年度に女性政策課を新設するとともに、庁内に女性施策推進会議(女性団体代表者等で構成)を設置し、女性行動計画の推進について調査・研究を重ねてきた。

このような状況の下、男女共同参画意識は徐々に進んでいるが、今日、女性を取り巻く社会環境は、少子・高齢化の急速な進展をはじめ、働く女性の増加、人々の価値観やライフスタイルの多様化など、大きく変化し、男女共同参画社会の実現は、緊急かつ重要な課題となっている。

このため、平成12年4月に課名を男女共同参画課に改称、同年8月に男女共同参画都市宣言を行った。平成13年6月に新居浜市男女共同参画計画(ともにいきいき新居浜プラン21)を策定。平成15年10月に新居浜市男女共同参画推進条例を施行し、同年10月に全国男女共同参画宣言都市サミットを本市で開催した。

平成19年4月には、市制施行70周年を記念し、広く市民から男女共同参画に関する写真及び啓発標語を募集し、同年8月の市制施行70周年記念にはま女性フォーラム'07の席上で表彰を行った。

平成23年3月に第2次新居浜市男女共同参画計画(ともにいきいき新居浜プラン21)を策定。

令和3年3月に第3次新居浜市男女共同参画計画(ともにいきいき新居浜プラン21)を策定。

市民との協働により、男女共同参画社会の実現に向け、効果的な施策の推進を図っている。

令和4年4月に課名を男女参画・市民相談課に改称。

(1) 男女共同参画推進週間

毎年8月1日～7日を男女共同参画推進週間とし、市民の方々に広く男女共同参画の趣旨を周知し、男女共同参画の推進への積極的な取組が行われるよう重点的に啓発活動等を行っている。

- ・新居浜市役所、新居浜市立女性総合センター及び図書館にてロビー展の実施
- ・公民館における意識啓発のため各種事業の実施
- ・にはま女性フォーラム及び男女共同参画社会づくり講演会の開催

(2) 男女共同参画社会づくり講演会

講師：平成27年度 白井 文

「～意志決定の場に女性を～ 男女共同参画と私たちの未来」

平成28年度 村木 厚子

「～いまなぜ女性活躍か～

誰もが活躍できる社会を目指して」

平成29年度 石蔵 文信

「こころとカラダの健康は

“男女共同参画”から」

平成30年度 露の団姫

「女らしくなく 男らしくなく 自分らしく」

令和4年度 林家 花丸

「男女共同参画」前向きにまろく考える

令和5年度 山田 亮

「共感力でつなぎあう夫婦・家族・そして地域」

令和6年度 米津さち子

「“女きまろ”が伝授する笑顔が増えるユー

モアコミュニケーション」

令和7年度 千金亭 値千金

「今さら聞けない男女共同参画～何のため？

どんな社会に？どうやって？～」

(3) 男女共同参画に関する意識調査

男女共同参画に関する市民の意識や実態を把握し、男女共同参画計画の策定や見直しに反映させるため、5年毎に意識調査を実施。(平成16・21・26・令和元・6年度)

(4) 女性国内派遣

平成27年度 倉敷市 4名

平成28年度 東京都 2名

平成29年度 大分市 1名

平成30年度 広島市 1名

令和元年度 大阪市 1名

令和2年度 新型コロナウイルス感染拡大により派遣中止

(5) 縁結びサポート事業

少子化の主な要因の一つである未婚化・晩婚化に対応するため、結婚を望む未婚の男女への出会いの機会を提供することにより、結婚の支援を行っている。

平成29年9月に「新居浜市縁結びサポートセンター」を新居浜市立女性総合センター内に開設し、令和7年度からは婚活相談や「愛結び」の会員登録ができる「はま恋相談会」を月2回実施している。令和7年度は、月6人程度の利用があり、43組のカップルが成立し、4組が成婚した。交流イベントは、3回開催し、男女95人が参加、20組のカップルが成立し、1組が成婚した。また、結婚サポーターを11人認定し、カップルから成婚へ向け結婚支援を行っている。

(6) 女性に対する暴力をなくす運動

女性に対する暴力撤廃の国際デー(11月25日)を含む11月12日から25日までの「女性に対する暴力をなくす運動」実施期間中、新居浜市立女性総合センター等にて、暴力根絶のシンボルであるパープルリボンにちなんだ啓発事業を行っている。

9 女性総合センター (ウイメンズプラザ)

女性の地位向上と社会参加を促進し、就労意識、活動意欲にこたえ、これらを助長、援助していくための総合的な活動や交流の拠点施設として平成2年開設。「健康・交流・学習」をテーマに多くの方が集い、共に学び職業生活や家庭生活に必要な情報、知識、技能の習得のほか、スポーツが楽しめ、心がふれあえる施設としている。

平成10年4月1日から財団法人新居浜市文化体育振興事業団に運営管理を委託した。

平成18年4月1日から指定管理者制度を導入し、施設の管理運営を公益財団法人新居浜市文化体育振興事業団に行わせている。

指定期間 令和6年4月1日～
令和11年3月31日(5年間)

所在地 庄内町四丁目4番19号
☎ 37-1700

敷地面積 5,756.85㎡
構造 鉄筋コンクリート造3階建
延床面積 2,088.12㎡
建設事業費 6億7,883万8,000円
竣工 平成2年3月15日
駐車場拡張工事費(平成6年度)
4億8,039万6,000円

建物構造 1階 第1講習室(59.40㎡)、相談室(2部屋・29.60㎡)、談話ラウンジ・喫茶コーナー(64.85㎡)、料理実習室(85.47㎡)、図書室(69.56㎡)、託児室(28.49㎡)、事務室(39.92㎡)
2階 第2講習室(〇A実習室)(63.91㎡)、生活科学研修室(71.50㎡)、研修室(視聴覚室)・映写室(94.60㎡)、各種団体連絡室(43.74㎡)、和室(2部屋 86.13㎡)、展示コーナー(60.00㎡)、ボランティア作業室(26.74㎡)
3階 軽運動室(118.35㎡)、多目的ホール(353.40㎡)、放送室・バルコニー等(266.72㎡)

その他 駐車収容台数
自動車 145台
自転車等 70台

(1) 令和7年度主催事業概要

ア 再就職援助事業 (単位：人)

事業名	参加人員
Word & Excel 講座	166
初心者から学ぶパソコン講座	126
人前で話す事が楽しくなる！魅力ある話し方講座	9

イ 社会参加促進事業 (単位：人)

事業名	参加人員
初級英会話講座	75
ボールペン習字講座	116

ウ 生活・教養事業 (単位：人)

事業名	参加人員
超初心者のパソコン講座	54
楽しく学ぶパソコン講座	177
やさしいペン習字講座	167
パン作り講座	39
お菓子作り講座	33
PPK(ぴんぴんキラリ)体操	22

エ 子育て支援事業 (単位：人)

事業名	参加人員
親子ふれあい講座	30
親子で楽しむ手形アート講座	9

オ 健康増進事業 (単位：人)

事業名	参加人員
リズム体操講座	1,490
生きいきダンス講座	506
はつらつ健康体操講座	965
ヨガ講座 1	1,046
ヨガ講座 2	1,098
ピラティス講座	293
からだスッキリ！リンパケア講座	103

(2) 使用料

(単位：円)

区 分	9時から 12時まで	13時から 17時まで	17時から 22時まで	9時から 22時まで	備考
第1講習室	440	550	660	1,650	
第2A講習室 個人使用	220	330	440	990	
第2A講習室 団体使用 (6人以上)	1,430	2,150	2,860	6,440	
料理実習室	660	880	1,100	2,640	
軽運動室 個人使用	110	110	110	330	冷房使用 5割増 暖房使用 3割増
軽運動室 団体使用 (11人以上)	1,100	1,100	1,100	3,300	
多目的ホール	3,300	4,950	6,600	14,850	
生活科学研修室 (テスト室)	440	550	660	1,650	
研修室 (視聴覚室)	1,430	2,150	2,860	6,440	
和室(茶室付) (1号)	440	550	880	1,870	
和室 (2号)	440	550	880	1,870	

注：申込み時間を延長し、又は繰り上げて使用する場合の使用料は、1時間を増すごとに現に許可を受けた使用料の1時間当たりの額に相当する額とする。この場合において、1時間未満の端数が生じたときは、30分以上は1時間に切り上げ、30分未満は切り捨てる。

(3) 利用状況

(単位：人)

年 度	令和3	4	5	6	7
利用者数	16,800	27,834	31,738	30,093	29,627

(令和7年度)

区 分 別 利 用 者				
勤 労 女 性				8,730 人
家 庭 女 性				15,100 人
その他（男性・子供）				5,797 人
分 類 不 明				0 人
年 齢 階 層 別 利 用 者				
30 歳 未 満				2,743 人
30 ～ 39 歳				1,477 人
40 ～ 49 歳				2,682 人
50 歳 以 上				22,725 人
分 類 不 明				0 人

10 人 権 擁 護

(1) 新居浜市人権尊重のまちづくり条例及び人権施策基本方針の運用

市民一人ひとりのかけがえのない命と人権が尊重され、安心して生き生きと暮らしていけるまちづくりを目指して、平成19年3月に「新居浜市人権尊重のまちづくり条例」を制定した。

この条例に基づく施策を効果的に推進するため、平成21年3月に「新居浜市人権施策基本方針」を策定し、平成26年3月、令和3年3月及び令和8年3月には、これまでの取組みを継承・発展させるとともに新たな課題にも対応するための見直しを行っている。

(2) 人権相談体制の確立

複雑・多様化している人権侵害等による被害者の救済を図る必要があるため、市民が気軽に相談できるよう「人権相談窓口」を設置しており、市民から寄せられた人権に関わるさまざまな内容の相談に対応している。

11 防 災 対 策

全国的に風水害や地震などの自然災害が増加し、各地で甚大な被害が発生しており、その教訓を踏まえ、災害に強く、市民が安全で安心して暮らすことのできるまちづくりを目指し、防災・減災体制の強化に努める。

(1) 防災計画の策定

災害対策基本法の改正をはじめ、国、県の防災計画が修正されたことから、令和6年度に新居浜市地域防災計画の見直しを行った。

(2) 防災無線の設置

平成23年4月より、迅速に市民に緊急情報を伝達するために、別子山・新居浜地域が一体となった同報系デジタル防災行政無線の運用を開始し、J-ALE RT(全国瞬時警報システム)との接続を行うとともに、平成25年4月より、自治会の既設放送設備と接続し、可聴範囲の拡大を図った。

また、平成30年4月より、総務省実証事業により無線回線の高度化及び情報伝達手段の多様化を図るために防災行政無線と連動できるコミュニティFMラジオ局を開局している。その他実証事業をきっかけ

に河川・潮位監視カメラ等の改良及び増設をすすめ、監視体制の強化を図っている。

さらに、令和2年4月より、消防防災合同庁舎の竣工にあわせて、災害対応や円滑な避難行動に繋げるために、防災情報システムを導入し、河川水位や避難状況などの情報を集約し、市民・関係機関との情報共有を図り、被害の未然防止と最小化の実現を進めている。

加えて、令和4年11月より、災害時等の通信手段を確保するために、I P 無線機を導入している。

(3) 防災用品の備蓄

平成27年度より各小中学校、ワクリエ新居浜、大島交流センターの計28箇所の指定避難所等で分散備蓄を行っており、令和7年度より、平成25年12月に公表された愛媛県地震被害想定調査に基づき、住まいが全壊することが想定される避難者14,680人に対する食料等を、1食分から2食分である29,360食分に5年間で増加するよう計画的に整備を進めている。

(4) 啓発活動

市民向けの啓発資料の発行・配布などを実施し、市民の防災意識の高揚を図っている。

(5) 総合防災訓練の実施

市民の防災意識の高揚と知識の普及、自主防災組織の育成と強化、安全・安心のまちづくりを目的に大規模地震を想定し、地域住民と防災関係機関とが一体となり、各校区連合自治会を主体とした大規模災害発生時に役立つ地域密着型の防災訓練を実施している。

(6) 避難場所案内板等の設置

災害に備え、市民に避難場所の周知を図り、防災に対する認識を深めるため、避難場所案内板を設置している。また、津波高の想定に基づいて、避難場所の見直しを行うとともに、地域の災害環境に関心をもってもらえるよう標高表示板の設置を行っている。

(7) 自主防災組織の拡充・育成強化

「自分のまちは自分たちで守る」という地域の連帯感に基づき、自治会を中心とした自主防災組織の結成を促進するとともに、活動内容の充実、機能の強化に向けての働きかけを積極的に推進している。

- ・全293単位自治会のうち、自主防災組織結成済
173自治会（R8.4.1現在）

(8) 国民保護計画の周知・啓発

武力攻撃事態等における被害を最小限にすることを目的として、令和4年度に改訂した新居浜市国民保護計画の周知・啓発を図っている。

(9) 新居浜市防災センターの活用

新居浜市防災センターは、市民一人ひとりが「自助」「共助」について学び、考えることにより、地域防災力を向上させることを目的として、令和2年4月にオープンした。

防災センターでは、災害から身を守り抜くことをコンセプトに、自分に関わる災害を知り、災害を疑似体験し、災害対応能力を身に付けられるよう、市民への防災教育を積極的に推進し、防災意識の向上を図っている。

(10) 国土強靱化計画の策定

「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」に基づく新居浜市国土強靱化地域計画を令和2年度に策定した。

12 安全・安心のまちづくり

近年、犯罪が多様化、複雑化、凶暴化しており、防犯団体、地域住民、警察関係者などの連携のもとに防犯意識を高め、心のかよったあたたかい地域づくりによる安全・安心のまちづくりを推進する。

(1) 新居浜市安全・安心のまちづくり協議会

新居浜市民が安全に、かつ、安心して暮らせる地域社会の実現を図るため、地域のふれあいと連携の中で安全・安心のネットワークを形成し、市、警察、市民、事業者、団体等が一体となった活動を展開することにより、安全・安心のまちづくりの実現を目的として、平成16年7月21日に新居浜市安全・安心のまちづくり協議会を結成した。

(2) 新居浜市安全安心のまちづくり条例の制定

犯罪、事故、災害等による被害の未然防止を図り、安全で住みよい社会を実現するため、平成21年度に条例を制定した。

13 交通安全対策

(1) 概要

国、県等の関係機関・団体との緊密な連携のもと、市民の交通安全意識の高揚に一層努めるとともに、交通事故のない安全で快適な新居浜市を目指して、交通安全対策を積極的に推進する。

交通安全意識の高揚策

- ・春、秋の全国交通安全運動及び年末の交通安全県民運動、高齢者交通安全運動等を実施
- ・老人クラブ、婦人会、公民館等と連携、協力し、各団体の実情に応じた交通安全出前講座を実施
- ・保育園、幼稚園、小・中学校等と協力し、児童、生徒が基本的な交通ルールを習得することを目的とした交通安全教室を実施
- ・高齢者交通安全日(毎月10日)に安全運動を実施
- ・自転車安全利用の日(毎月10日)に安全運動を実施

- ・交通安全の日(毎月20日)に安全運動を実施
- ・交通指導員の活動
- ・小・中学校児童生徒を通学時における交通事故から守る適切な誘導保護、一斉街頭指導、中・高校生の通学時自転車一斉街頭指導、自転車の夜間無灯火指導、花火大会等公的行事の交通指導等を実施

交通指導員の人員 26人(R8.6.1現在)

(2) 交通事故の状況(新居浜署管内)

区分		令和3	4	5	6	7
件数(件)		196	199	170	160	197
事故類型別	歩行者事故	21	22	23	17	23
	自転車事故	48	43	39	40	46
	車両相互	126	129	103	99	125
	その他	1	5	5	4	3
死者(人)		2	2	6	5	3
傷者(人)		215	220	183	166	212

(3) 時間帯別の事故(新居浜署管内)

区分		令和5			6			7		
		件数(件)	死者(人)	傷者(人)	件数(件)	死者(人)	傷者(人)	件数(件)	死者(人)	傷者(人)
時間帯別	0 ~ 2	4		4	4		5	2		3
	2 ~ 4	1	1					1		1
	4 ~ 6	2		2	5	1	4	8		8
	6 ~ 8	22		22	21		22	21		22
	8 ~ 10	21	1	21	18	3	15	25	2	24
	10 ~ 12	23		31	17		17	21	1	21
	12 ~ 14	24	3	23	15		17	24		26
	14 ~ 16	19		21	15	1	17	26		30
	16 ~ 18	27		30	26		27	30		31
	18 ~ 20	19	1		21		22	23		27
	20 ~ 22	6			11		13	14		17
	22 ~ 24	2			7		7	2		2

(4) 法令違反別交通事故(新居浜署管内)

違反別	区分	令和 5			6			7		
		人数	死者数	傷者数	人数	死者数	傷者数	人数	死者数	傷者数
最 高 速 度										
右 側 通 行					1		1	1		1
追 い 越 し		1			1			1		
歩 行 者 妨 害		9			5			8		
通 行 妨 害 (歩 行 者)								1		
自 転 車 妨 害		1						1		
酒 酔 い		1						1		
信 号 無 視		12		1	14		2	11		1
横 断 ・ 転 回 等								1		
右 折 違 反		1			2			2		
左 折 違 反		4		1	1			2		
優 先 通 行 妨 害								2		1
交 差 点 安 全 進 行		75		44	92	1	46	102	1	52
徐 行		14		3	13		6	8		4
一 時 不 停 止		13	1	2	10		2	13		3
過 労 運 転								2		
運 転 操 作 不 適		7			6			9		2
前 方 不 注 視		40		1	34		1	47		5
動 静 不 注 視		31		16	20		16	21		10
安 全 不 確 認		31		10	40		13	47	1	9
安 全 速 度		5		4	5		1	3		2
歩 行 者 違 反		5	1	4	7	2	5	6	1	5
そ の 他 の 違 反 し		85	3	77	65	1	61	102		97

※ 人数は第1当事者及び第2当事者の計

14 環 境 政 策

(1) 環境基本計画の推進

ア 第3次環境基本計画等の推進

第1次の「環境基本計画」「環境保全行動計画」を引き継ぎ、また新たな環境問題にも対応するため、「第2次環境基本計画及び環境保全行動計画」を平成26年3月に策定した。環境基本計画は長期的な目標や施策の基本的な事項について、また環境保全行動計画は具体的な目標や市民・事業者の行動指針を定めており、市がめざす環境像「人と自然が共生するまち」の実現に向けて、環境施策を推進してきた。平成31年3月に中間見直しを行い、成果指標及び目標値と市、市民、事業者の取組について一部修正した。令和6年3月に「第3次環境基本計画及び環境保全行動計画」を策定し、「歴史を未来に

つなぐ あかがねのまち ゼロカーボンシティにいはま」を目指す環境像として掲げ、計画に基づき環境施策を引き続き推進していく。

イ 年次報告書

新居浜市環境基本条例第10条の規定に基づき、令和6年度の環境施策の実施状況や環境の状況を取りまとめた「にいはまの環境報告書」を作成し、公表した。

ウ にいはま環境市民会議

平成19年7月設立。市と協働で環境保全活動の推進に取り組む。令和7年度は、市の委託事業として炭焼き体験学習、自然観察体験会等を実施した。

エ Ni-EMSによる進行管理

新居浜市独自の環境マネジメントシステムNi-EMS(通称ニームス)により、省エネ活動の推進と環境関連計画の進行管理に努めている。

(2) 地球温暖化対策の推進

ア 新居浜市地球温暖化対策地域計画の推進

新居浜市の自然的・社会的特性と現状を踏まえ、市内全域から排出される温室効果ガスの排出抑制に向け、市民、事業者、行政等の各主体が地球温暖化対策の現状を正しく理解し、各々の役割に応じた取組を総合的かつ計画的に推進していくことを目的に、「新居浜市地球温暖化対策地域計画」を平成25年3月に策定した。令和3年3月に改定を行い、脱炭素社会の実現に向けて、2050年度二酸化炭素実質排出量ゼロに取り組むこと（ゼロカーボンシティ）を表明した。令和6年3月に、上位計画である「第3次環境基本計画」の策定によって、昨今の国内外の動向を踏まえた目標や取組内容の追加修正のため、計画の一部を改訂した。

イ 新居浜市地球温暖化対策地域協議会

平成21年11月設立。市民・事業者・行政等が協働して、新居浜市における地球温暖化対策等を協議し、継続的に取り組んでいる。令和7年度は、出前講座、ロビー展、啓発チラシの配布、市政だよりへの記事の掲載などを行った。

ウ 個人向け太陽光発電設備導入支援

地球環境への負荷が少ない脱炭素社会の実現に寄与するとともに、環境保全意識の高揚を図ることを目的として、国の地域脱炭素移行・再エネ推進交付金（重点対策加速化事業）を活用し、個人向け太陽光発電設備の導入に対して支援補助金を交付した。

令和7年度 補助件数 15件

エ 事業者向け太陽光発電設備導入支援

国の地域脱炭素移行・再エネ推進交付金（重点対策加速化事業）を活用し、事業者向け太陽光発電設備の導入に対して支援補助金を交付した。

令和7年度 補助件数 8件

オ 公共施設高効率照明導入事業

国の地域脱炭素移行・再エネ推進交付金（重点対策加速化事業）を活用し、市域の省エネルギー対策を促進するため、公共施設高効率照明導入事業としてLED照明器具への更新工事を実施した。

令和7年度 高津保育園調光機能付LED照明器具更新工事

カ 公共施設太陽光発電設備導入事業

国の地域脱炭素移行・再エネ推進交付金（重点対策加速化事業）を活用し、PPA方式により公共施設に太陽光発電設備を導入した。

令和7年度 本庁舎・車庫棟、滝の宮送水場

15 環 境 衛 生

(1) 予防業務

ア 狂犬病予防

狂犬病予防法により、犬の登録と毎年1回の狂犬病予防注射が義務付けられている。これに伴い、毎年1回、市内各所を巡回して犬の登録と集合注射を実施している。

犬の登録は生涯1回。（登録手数料3,000円、集合注射料3,100円）

また、野犬対策については、自治会等の協力により、捕獲箱を設置して捕獲に努めている。

予防状況 (単位：頭)

区分 \ 年度	令和3	4	5	6	7
予 防 接 種 数	4,187	4,244	4,301	4,571	4,423
送致数(引取り、その他)	19	11	19	16	28

イ こん虫駆除

公共発生源等で衛生害虫(蚊・ハエ)の発生が見られた場合は、調査・対応を行っている。

(2) 火葬場

ア 新居浜市斎場

新居浜市斎場は、昭和59年4月に供用を開始。斎場管理運営については、平成21年4月1日から指定管理者制度による運営体制となり、(株)フロンティアサービス四国が行っている。(期間：令和4年度～令和8年度)

施設の老朽化が進み、延命化及びバリアフリー化を目的として、令和元年から大規模改修事業を開始し、令和4年10月末に事業が完了した。

大規模改修では火葬炉更新の他、待合棟トイレ洋式化、待合室レイアウト変更、火葬棟前等の段差解消等を実施し、利用者の利便性と快適性及び安全性の向上を図った。

イ 使用料

(令和5.1.1改定)

火葬場名称	施設名称	種 別	単 位	使 用 料 (円)		摘 要
				市内居住者	市外居住者	
新 居 浜 市 斎 場	火 葬 室	12 歳 以 上	1 体	無 料	20,000	・使用者が本市の住民である場合又は死亡者が本市の住民であった場合は、市内居住者扱いとする。 ・手術肢体及び産汚物は、10キログラムを超えるときは、1キログラム増すごとに220円を加算する。
		12 歳 未 満	1 体	無 料	10,000	
		死 産 児	1 胎	無 料	4,500	
		手 術 肢 体	10キログラム以内	2,200	6,600	
		産 汚 物	10キログラム以内	2,200	6,600	
	霊 安 室	遺 体 保 管	1 回 (2 日 以 内)	1,100	3,300	
	式 場	葬 儀	1 回 (3 時 間 以 内)	5,500	16,500	
	待 合 室			2,200	6,600	

ウ 施設の概要

区 分	新居浜市斎場
所 在 地	磯浦町19番1号 ☎ 34-8163
敷 地 面 積	1万4,190.58㎡
構 造	鉄筋コンクリート造2階建
建 物 面 積	1,787.64㎡
開 設 年 月	昭和59年4月
火葬炉数(基)	火葬炉(8)
室 構 成	待合ホール、待合室(4) 式場、収骨室(2) 霊安室等
事 業 費	建設費 8億917万円 用地費 1億916万2,000円

(3) 墓地・墓園

ア 共葬墓地

所在地・面積

墓 地 名	所 在 地	面 積 (㎡)
第1真光寺墓地	中村484番地の1	24,486.00
第2真光寺墓地	中村483番地の4	3,299.00
土ヶ谷墓地	磯浦町15番	15,154.25
黒岩墓地	王子町5番	2,930.21

使用料(永代) 0.1㎡当たり 21,000円

イ 平尾墓園

平尾墓園は、市の中心部から東へ5km、市街地を見下ろす山腹の景勝地に建設したもので、緑地自然林を背景に公園化した墓園である。

昭和51年度から墓園の造成工事に着手し、昭和56年度までに第1平尾墓園として1,530区画を設置、昭和59年度、60年度に第2平尾墓園として501区画を設置した。また、第3平尾墓園として平成2年度に第1工区511区画、平成6年度に第2工区517区画、平成11年度に第3工区301区画、平成14年度に第4工区416区画の1,745区画を設置した。

平成21年6月に新規使用許可が満了したことから、第2平尾墓園内に合葬式納骨施設を設置し、平成22年度から供用を開始した。

平成29年度、令和3年度及び令和5年度に、それぞれ1体用納骨壇1基100区画(100体用)を増設し、現在500区画の納骨壇を整備している。

エ 使用状況

年度		令和3	4	5	6	7
区分						
斎 場	火 葬 室	1,706	1,888	1,750	1,901	1,773
	霊 安 室	51	34	47	39	56
	式 場	1	0	0	0	0
	待 合 室	—	487	1,495	1,561	1,435

区 分	第 1 平 尾 墓 園	第 2 平 尾 墓 園	第 3 平 尾 墓 園
所 在 地	観音原町甲894番地の1	観音原町乙106番地の2	郷乙154番地の3
敷 地 面 積 (㎡)	9,950	5,061	15,098
墓 域 面 積 (㎡)	6,415	5,061	7,305
1 区 画 面 積 (㎡)	3.3	3.3	3.3
墓所区画数(区画)	1,530	501	1,745
主 な 施 設	管理事務所・休憩所(パーゴラ他)トイレ・駐車場・給水施設・照明灯		
総 事 業 費 (千円)	252,179	86,459	507,491
永代使用料(円)	1区画 525,000		
管 理 料 (円)	1区画 1年につき 2,500		

区 分	第 2 平 尾 墓 園 合 葬 式 納 骨 施 設
所 在 地	観音原町乙106番地の2
構 造	鉄筋コンクリート造平家建
延床面積(㎡)	174.92
開 設 年 月	平成22年4月
主 な 設 備	合葬式納骨壇(1体用)5基500区画(500体分) 合葬式納骨壇(2体用)5基300区画(600体分) 合葬室10㎡ 管理人室1室 ソーラー発電設備ほか
使 用 期 間	合葬式納骨壇は最長25年間 合葬室は永代
使 用 料	合葬式納骨壇(1体用)…1年につき11,000円 合葬式納骨壇(2体用)…1年につき22,000円 合葬室…1体につき11,000円

(4) 環境保全

新居浜市は、元禄4年の別子銅山の開坑に始まり、住友各社を中心として東予新産業都市の中核の位置を占めるに至った。

産業の発展は、公害の発生、自然の破壊等の社会的な問題を招く結果となった。近年は、法体系の整備と企業努力等により、産業活動による環境汚染は改善されている反面、生活様式の多様化・高度化によって環境問題の内容も多岐にわたっている。

ア 公害対策の概要

(ア) 大気汚染監視測定体制

大気汚染の監視は、昭和42年12月に二酸化硫黄及び浮遊粉じんの測定機を設置して以来、整備を図ってきた。これらの測定結果は現在、県が設置したテレメーターシステムにより常時監視されており、ホームページで公開されている。

測定局名	高 津	泉 川	金 子	中 村
二 酸 化 硫 黄	○	●	●	●
浮 遊 粒 子 状 物 質	○	●	●	●
窒 素 酸 化 物	○	●	●	●
オ キ シ ダ ント	○	●	●	●
炭 化 水 素	●		●	
一 酸 化 炭 素				●
微 小 粒 子 状 物 質			●	●

○：新居浜市測定 ●：愛媛県測定

(イ) 水質汚濁対策

市内河川9地点について定期的に水質調査を実施している。また、環境保全協定締結事業所の工場排水について水質調査を実施している。

(ウ) 悪臭対策

悪臭の対策については、苦情発生に伴って、事業場への立入検査等を実施し、規制指導を行っている。

(エ) 騒音対策

騒音の対策については、騒音規制法及び愛媛県公害防止条例による各種届出書類の受理及び規制指導を行っている。また、環境騒音(一般地域及び道路に面する地域)や工場騒音の測定を実施している。

(オ) 振動対策

振動の対策については、振動規制法による各種届出書類の受理及び規制指導を行っている。

イ 年次別公害苦情処理件数 (単位：件)

種類 年度	大気	水質	騒音	振動	悪臭	土壌 地盤	その他	計
令和3	36	4	9	1	3	0	0	53
4	63	2	10	0	2	0	2	79
5	54	1	9	0	2	0	0	66
6	55	4	15	0	2	0	0	76
7	46	4	20	0	4	0	1	75

ウ 環境保全協定

地域住民の健康の保護と生活環境の保全を図るため、新居浜市と企業との間に環境保全協定を締結している。現在の協定の締結状況は次のとおりである。

協定締結年月日	協定締結企業(組合)名
昭和45年12月28日	住友金属鉱山株式会社東予製錬所
昭和51年11月20日	新居浜工業団地協同組合
昭和52年 2月 8日	協同組合新居浜重機械工業団地
平成21年11月 4日	住友金属鉱山株式会社
〃	住友化学株式会社
〃	住友重機械工業株式会社
〃	住友共同電力株式会社
〃	日本エイアンドエル株式会社
〃	日本キッチン株式会社
〃	住友重機械ハイマテックス株式会社

16 生 活 環 境

(1) し尿処理

ア 収集方法

一般家庭のし尿収集は、市域を区分して、令和7年度は、許可業者3業者と委託業者2業者により収集をした。

令和7年度委託料 13,105,422円

イ 収集状況 (令和7年度)

区 分	委託業者	許 可 業 者		計
	し尿	し尿	浄化汚泥	
収集量 (kl)	265	11,160	14,431	25,856
車 両 (台)	208	7,026	4,993	12,227

ウ 処理手数料

し尿処理手数料については、次の表により算定した額を手数料として徴収している。

(令和6.4.1改定)

区 分	適 用 範 囲	料 金 (円)
し尿処理	従量制 し尿の収集、運搬	18リットルにつき 253
		18リットルに満たない端数につき 126

エ 浄化槽設置整備事業

生活雑排水が河川の水質汚染の原因の中でも大きなウエイトを占めていることが指摘されている。

そこで、し尿と生活雑排水をまとめて各家庭で処理できる合併処理浄化槽の設置整備事業を昭和63年度から行っている。

令和7年度補助設置基数 19基

総事業費 12,644,000円

令和7年度までの補助事業設置累計は2,281基となっている。

(2) ごみ処理

ア 一般廃棄物(ごみ)処理基本計画

ごみ処理については、第六次長期総合計画において、ごみの発生抑制と資源循環の推進、適正かつ安定的なごみ処理体制の確立等を目標として定めているが、その長期計画をさらに具体化し、計画的・総合的なごみ処理行政を推進していくための計画で、平成4年3月に策定され、平成9年3月、平成15年3月、平成23年11月、令和3年3月及び令和8年3月に見直しを行った。

イ 収集の方法

昭和30年から家庭ごみの収集を開始したが、当時は可燃物と不燃物の2分別であった。ごみ質の変化等に伴い昭和53年から不燃物について破碎と埋立の2分別とし、また昭和59年には「乾電池」を有害ごみとして分別収集を開始した。

平成2年10月からは耐久消費財の増加により、大型ごみの2分別収集(破碎・埋立)を開始し、これにより6種分別となり種別ごとに曜日を決めた収集体制とした。

平成6年4月からごみの減量化・資源化を図るため「新6種分別」(燃やすごみ、資源ごみ(びん・缶)、プラスチックごみ、雑ごみ、有害ごみ、大型ごみ)へ移行し、12月から完全実施とした。

新6種分別を推進し、分別の徹底と適正な処理のために平成10年4月から、ごみ袋の透明・白色半透明化を導入し、7月から全市一斉に実施した。

平成13年度から、大型ごみをステーション方式から戸別収集方式に変更した。

平成18年度からリサイクルを進め、埋立ごみを減らすため、古紙類、ペットボトル、小型破碎ごみの3つの新しい区別を加えた9種分別を実施した。

平成21年10月からは、新9種分別(燃やすごみ、プラスチック製容器包装、びん・缶、有害ごみ、ペットボトル、古紙類、不燃ごみ、大型ごみ)を実施し、現在は、平成28年10月から布類を区分し、10種分別により収集している。

なお、収集業務は全て業者に委託している。

また、独居高齢者等で、ごみ出しが困難な世帯への戸別収集(ふれあい収集)を平成21年から実施している。

ウ ごみ量

(単位：t)

区分 年度	収 集 量 (パトロール車の収集は含まない。)											直 接 搬入量
	燃やす ごみ	プラスチック 製容器包装	びん	缶	古紙類	布類	ペット ボトル	有害ごみ	不燃ごみ	大型ごみ	合 計	
令和 2	19,946	1,074	634	218	1,453	46	223	37	347	448	24,426	20,139
3	19,736	1,052	736	218	1,428	39	224	38	340	511	24,322	19,026
4	19,466	1,003	659	188	1,429	41	228	35	391	508	23,948	19,064
5	18,658	992	632	180	1,275	29	223	35	333	166	22,523	16,015
6	17,675	956	557	184	1,213	32	220	34	324	168	21,363	15,334
7	17,331	893	527	167	1,103	31	211	37	287	165	20,752	15,123

注：合計量は、各項目を端数処理したものの単純合計。

エ 収集業者の状況（令和8年4月～）

	市内(大島・別子山地区を除く)		大 島 地 区		別 子 山 地 区	
燃 や す ご み	7 業者	機械車 (2t 積) 11台	1 業者	小型ダンプ車 (0.7t 積) 1台	1 業者	ダンプ車 (2t 積) 1台
プ ラ ス チ ッ ク 製 容 器 包 装	3 業者	機械車 (2t 積) 3台				
びん・缶・有害ごみ	1 業者	ダンプ車 (2t 積) 4台				
古 紙 類	3 業者	ダンプ車 (2t 積) 3台				
不 燃 ご み ・ 布 類	1 業者	ダンプ車 (2t 積) 1台				
ペ ッ ト ボ ト ル	1 業者	機械車 (2t 積) 1台 軽四貨物車 1台				
大 型 ご み	2 業者	ダンプ車 (2t 積) 2台 軽四貨物車 1台				
ふ れ あ い 収 集	1 業者 (車輛は収集先・収集 件数により適宜対応)					

注：令和7年度委託料 3億1,858万8,905円

オ 処理手数料

市の収集計画によって収集される一般家庭のごみについては、収集・運搬の手数料は無料としている。施設への直接搬入ごみ、戸別収集の大型ごみ、動物の死体、し尿及び産業廃棄物の処理手数料については、次の表により算定した額を手数料として徴収している。

一般廃棄物処理手数料

種 別	区 分	金 額
ご み	市の施設に搬入し、市が処分をするとき。	基 本 手 数 料 1 回につき 500円
		加算額手数料 50キログラムを超える10キログラムまでごとに100円
犬猫等の死体	市の施設に搬入し、市が処分をするとき。	1 体につき 300円
大 型 ご み	市が収集、運搬及び処分をするとき。	1 点につき 200円
し 尿	市が収集及び運搬をするとき。	18リットルにつき 253円
		18リットルに満たない端数につき 126円

備考

- 「大型ごみ」とは、一般廃棄物処理計画に規定する大型ごみをいう。
- 搬入したごみが50キログラムを超える場合の手数料の額は、基本手数料に加算額手数料を加算して得た額とする。

産業廃棄物処理手数料

区 分		金 額
市長が種類その他処分に関する事項を定めて告示したものを市の施設に搬入し、市が処分をするとき。	基本手数料	1回につき500円
	加算額手数料	50キログラムを超える10キログラムまでごとに100円

備考

搬入したごみが50キログラムを超える場合の手数料の額は、基本手数料に加算額手数料を加算して得た額とする。

カ 資源ごみ持ち去り禁止

ごみステーションに排出された、資源ごみ(古紙、びん、缶、ペットボトル等)を無断で持ち去る行為が各地で発生したことに対応し、新居浜市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正した。(平成21年10月1日施行)

キ 資源ごみ集団回収の推進

平成2年10月から、ごみの資源化・減量化の推進を目的として資源ごみの回収活動を行っている自治会や学校PTA等の市民団体に回収量に応じた奨励金を交付して、その活動を奨励する「資源ごみ集団回収推進事業」を実施している。

令和7年度 154団体
資源回収量 747,070kg
奨励金額 2,988,280円

ク 家庭における生ごみ減量の推進

ごみの総排出量の多くを占める生ごみを減量するため、平成3年度からコンポスト、平成7年度から密閉式容器、平成12年度から電気式生ごみ処理機を設置する者に対し、補助金を交付している。

令和7年度 コンポスト 20基
密閉式容器 12基
電気式生ごみ処理機 17基
補助金額 404,400円

また、平成22年度からは、家庭で比較的取り組みやすい段ボールコンポストについて、にいはま環境市民会議と協働し、堆肥化講習会や講演会を実施するなどして、家庭における生ごみ堆肥化の普及に取り組んでいる。

令和7年度 段ボールコンポスト(基材) 282個
講習会開催回数 11回

ケ レジ袋無料配布中止

ごみの減量、CO₂排出抑制を目的に「新居浜市レジ袋削減推進協議会」を設置し、平成21年3月27日には市内スーパーマーケット6事業者(19店舗)、市民団体3団体、新居浜商工会議所及び新居浜市が協定を締結し、同年6月1日から「レジ袋無料配布中止」をスタートした。(現在7事業者21店舗)

コ ごみの減量・3Rの推進

平成23年度から、不用となった衣類及び廃食用油の拠点回収を行っている。衣類はウエス等に、廃食用油はバイオディーゼル燃料としてリサイクルされる。

また、家庭から出る不用品を有効活用させるた

めに「不用品伝言板」を設置し、市民間でのリユースを促している。

サ 市民一斉清掃

新居浜市環境美化推進協議会(各種団体・事業所110団体)を中心に昭和62年から市民の美化意識の向上を図ることを目的に道路、公園等公共の場所の清掃等の環境美化運動を実施している。

シ 「きれいなまち新居浜をみんなでつくる」条例

新居浜市、市民、事業者及び占有者等が一体となって、ごみ等の散乱及び投棄を防止し、空き缶等の回収及び再資源化を促進するための措置を講じることにより、地域環境の美化及び資源の有効利用を図り、清潔で美しいまちづくりに資することを目的に制定した。(平成14年4月1日施行)

ス 新居浜市放置自動車の発生の防止及び適正な処理に関する条例

放置自動車の発生の防止及び適正な処理に関し、放置自動車により生ずる障害を除去することにより、市民の快適な生活環境の維持を図り、良好な都市環境の形成に資することを目的として制定した。(平成14年4月1日施行)

セ 不法投棄対策

道路や河川等の公共の場への不法投棄対策として、定期的なパトロールを行うとともに、警告看板及び不法投棄の多発地点市内10か所に監視カメラを設置している。

ソ にいはま3Rネットワーク

リユース、リサイクルに取り組む幅広い民間事業者と連携を図った「にいはま3Rネットワーク」を構築し、民間資源化ルートへの誘導の強化を図る取組みを令和4年度から開始。資源ごみ店頭回収やリユースに取り組む事業者、資源再生事業者などを対象に、取り扱い品目などの情報を一元的に整理し、「何を、どこに持って行けばいいか」の見える化を図っている。また令和6年に食品ロス部門を設けた。

登録事業者(令和7年度)

スーパー、ホームセンター	21店舗
資源再生事業者	7事業者
リサイクル・リユースショップ	5店舗
食品ロス	3事業者
その他	2店舗

17 環 境 施 設

(1) 清掃センター

昭和53年4月から供用を開始した旧清掃センターは、法律等の改正や施設の老朽化により、新たに施設の建設が必要になり、平成12年から3か年の継続事業として建設し、平成15年3月から供用を開始した。

また、焼却施設においては平成27年度から3か年継続事業として、基幹的設備改良工事を実施し、令和14年度までの15年間の延命化を図っている。粗大ごみ処理施設においては令和6年度から2か年継続事業として基幹的設備改良工事を実施し、令和22年度までの15年間の延命化を図っている。

ア 施設概要

所在地	観音原町乙122番地の1 ☎ 41-4225
敷地面積	約28,000㎡
完成	平成15年3月
総事業費	約124億円
建設工事費	110億400万円
延床面積	ごみ焼却施設……12,813㎡ 粗大ごみ処理施設…2,881㎡ 管理棟……………1,804㎡

(ア) ごみ焼却施設

処理能力	201トン／日 (67トン／日×3炉)
焼却炉形式	全連続燃焼式焼却炉・ストーカ炉
余熱利用設備	発電設備 ・蒸気タービン及び発電機 (定格出力：1,950kW) ・場内冷暖房及び給湯、売電
排ガス処理設備	ばいじん……………バグフィルタ 硫酸酸化物…………消石灰噴霧 塩化水素……………消石灰噴霧 窒素酸化物…………脱硝触媒塔 ダイオキシン類…活性炭噴霧

(イ) 粗大ごみ処理施設

処理能力	40トン／日(5時間)
破碎型式	前処理破碎……………せん断回転式 粗大ごみ破碎……………衝撃回転式
回収物	鉄、アルミ、可燃物、不燃物

イ 運営状況

管理部門と運転部門に分け、管理部門は直営、運転部門は民間会社に委託

令和7年度委託料 3億3,860万2,000円

ウ 運転状況 (令和7年度)

区分	運転時間(h)	処理量(t)
1号炉	4,101.0	9,768.51
2号炉	4,021.5	9,268.68
3号炉	4,496.5	10,594.41
計	12,619.0	29,631.60
衝撃破碎機	153.6	2,001.55
せん断破碎機	437.3	406.73

エ 資源化状況 (令和7年度)

品名	資源化量
ダンボール	1.17 t
新聞紙	2.45 t
雑誌	2.39 t
破碎鉄	251.70 t
破碎アルミ	25.93 t
鉄プレス	2.17 t
コード・ケーブル類	10.06 t
鉄スクラップ	21.63 t
計	317.50 t

オ 発電・売電状況 (令和7年度)

総発電量	10,327,970 kWh
電力使用量	7,977,029 kWh
うち自家発電量	6,197,455 kWh
うち買電量	1,779,574 kWh
売電量	4,130,515 kWh

(2) リサイクル推進施設

リサイクル推進施設は、プラスチック製ごみ・ペットボトル(令和4年4月移転新設)・資源ごみ(缶)・不燃ごみ処理施設と資源ごみ(びん)保管施設等から成り平成21年10月から供用を開始した。また、令和6年度から2か年継続事業として基幹的設備改良工事を実施し、令和22年度までの15年間の延命化を図っている。

ア 施設概要

所在地	観音原町乙122番地の1 ☎ 41-4225
-----	---------------------------

完成	平成21年9月
総事業費	約5億7,000万円
延床面積	リサイクル棟……1,848.10㎡ ストックヤード……………435㎡
処理能力	プラスチックごみ処理施設 6.4 t / 日(5h) 資源ごみ(缶)処理施設 2.0 t / 日(5h) 不燃ごみ処理施設 4.9 t / 日(5h) 資源ごみ(びん)処理施設 6.2 t / 日 ペットボトル処理施設 1.2 t / 日(5h)

イ 運営状況

管理部門と運転部門に分け、管理部門は直営、運転部門は民間会社に委託

令和7年度委託料 1億190万4,000円

ウ 運転状況 (令和7年度)

施設名	稼働時間(h)	処理量(t)
プラスチックごみ処理施設	1,251.3	893.00
資源ごみ(缶)処理施設	868.0	167.19
資源ごみ(びん)処理施設	—	544.53
不燃ごみ処理施設	802.7	292.46
ペットボトル資源化施設	612.7	211.13

エ 資源化状況 (令和7年度)

品名	資源化量(t)
スチール缶プレス	83.65
アルミ缶プレス	92.68
白色カレット	223.78
茶色カレット	218.52
その他色カレット	102.23
ペットボトル	202.15
プラスチック製容器包装	622.22
使用済乾電池・蛍光灯	34.16
使用済小型電子機器	227.50
計	1,806.89

(3) 最終処分場

平成17年度から3か年の継続事業で菊本町に最終処分場を建設し、平成20年4月から埋立てを開始した。(ただし、護岸建設工事は、平成12年度から実施)

ア 施設概要

所在地	菊本町二丁目817番2地先 ☎ 37-5300
事業費	約82億円 (護岸建設工事等を含む。)
完成	平成20年3月
埋立面積	24,000 m ²
埋立容量	363,116 m ³
浸出水処理方法	公共下水道へ放流
埋立方式	水中投棄方式

イ 運営状況

管理部門と運転部門に分け、管理部門は直営、運転部門は民間会社に委託

令和7年度委託料 2,640万円

ウ 処理状況

年度	令和4	5	6	7
処理量(t)	5,776	4,692	4,408	4,767

経 済



上部地区山根グラウンド統一寄せ

経

済

1 商 工 労 政

(1) 商 業

車社会の進展、大型商業店舗の立地やネット通販の普及など、消費行動の変化や商店主の高齢化・後継者不足等により、既存商店街の店舗減少が続いて

いる。このような社会経済環境の変化を踏まえて、商業集積地域の活性化に向けた事業者等の自発的な取り組みに対して、必要な支援を実施していく。

ア 産業分類別商店数・従業者数及び年間販売額の推移

産業別 区分	平成 24			28			令和 3		
	商店数	従業者数 (人)	年間商品販売額 (万円)	商店数	従業者数 (人)	年間商品販売額 (万円)	商店数	従業者数 (人)	年間商品販売額 (万円)
総 数	1,130	7,726	22,365,600	1,117	8,420	27,742,300	1,027	8,264	27,026,000
卸 売 業	262	1,984	12,798,100	285	2,418	15,040,100	253	2,070	15,537,600
小 売 業	868	5,742	9,567,500	832	6,002	12,702,200	774	6,194	11,488,400

注：経済センサス活動調査(卸売業、小売業)による。

イ 大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗（1,000㎡以上・新設のみ）

名 称	所 在 地	店舗面積(㎡)	開 業
イ オ ン モ ー ル 新 居 浜	前田町 8 番 8 号	47,336	平成13年 6 月
し ま む ら 新 居 浜 店	江口町 18 番 28 号	1,207	平成15年 2 月
ヤマダ電機 テックランド 新居浜店	郷一丁目 3 番 16 号	2,697	平成17年 9 月
マルヨシ センター 新居浜東店	田の上一丁目 5 番 50 号	1,774	平成17年 11 月
ベルパルレ川東店・ダイソー川東店・サークルケイ桜木町店	郷一丁目乙 192 番 9	1,500	平成18年 8 月
マ ル ナ カ 新 居 浜 本 店	上泉町甲 1996 番 1 外	8,000	平成19年 8 月
ショッピングゾーン 新居浜 CORE	西の土居町一丁目乙 250 番地 1 外	2,421	平成19年 10 月
フ ォ レ オ に い は ま	前田町乙 1219 番 1 外	3,090	平成19年 10 月
西の土居ショッピングセンター	西の土居町一丁目 153 番地 外	5,574.17	平成19年 11 月
ディスカウントドラッグコスモス喜光地店	喜光地町二丁目 2027 番 1	1,245	平成20年 8 月
ディスカウントドラッグコスモス篠場店	篠場町 488 番 2 外	1,181	平成20年 12 月
ニ ト リ 新 居 浜 店	磯浦町 362 番 3 外	5,953	平成21年 11 月
ザ ・ ビ ッ グ 松 神 子 店	松神子三丁目 89 番 1 外	6,138.62	平成22年 8 月
ケ ー ズ デ ン キ 新 居 浜 店	東田三丁目乙 11 番 25 外	4,081	平成22年 12 月
フ ジ 新 居 浜 駅 前	坂井町二丁目甲 3588 番 1 外	3,488	平成23年 3 月
ハ ロ ー ズ 新 居 浜 郷 店	郷五丁目 58 番 1 外	2,390	平成26年 1 月
m a c 川 東 店	宇高町一丁目 445 番地 1 外	1,311.084	平成26年 7 月
m a c 松 原 店	松原町甲 4365 番地 8 外	1,635	平成28年 1 月
ディスカウントドラッグコスモス神郷店	又野町一丁目甲 1499 番 外	1,709.17	平成29年 4 月
ド ラ ッ グ コ ス モ ス 江 口 店	江口町 3 番 1 号	1,381	平成30年 5 月
ド ラ ッ グ コ ス モ ス 松 木 町 店	松木町甲 5261	1,415	平成30年 11 月
ダ イ レ ッ ク ス 土 橋 店	土橋一丁目 1359 番 1	1,222	平成31年 2 月
コーナン新居浜店・ラムー新居浜店	東田二丁目 1692 番 1 外	8,260	令和元年 12 月
ドラッグストアモリ新居浜郷店	郷四丁目甲 108 番 1 外	1,336	令和 2 年 10 月
ドラッグストアコスモス若水店	若水町一丁目甲 492 番 2 外	1,541	令和 3 年 3 月
m a c 川 西 店	泉宮町甲 1117 番地 2 外	2,134	令和 4 年 6 月
コ ー プ 金 子	一宮町二丁目甲 864 番地 1 外	1,566	令和 6 年 3 月
ダイレックス新居浜高専通り店	庄内町一丁目 895 番 2 外	1,252	令和 6 年 11 月
フ ジ 新 居 浜 店	新須賀町二丁目 555 番 1 外	2,908	令和 6 年 12 月
ドラッグストアモリ徳常店	徳常町甲 580 番 3 外	1,519	令和 7 年 8 月
ク ス リ の ア オ キ 喜 光 地 店	喜光地町二丁目 1967-2	1,788	令和 7 年 9 月

ウ 旧大店法に基づく第1種大規模小売店舗一覧表（3,000㎡以上）

店 名	所 在 地	店舗面積（㎡）	開 業	閉店時刻
フ ジ 本 郷 店 (名称変更 平成24年3月)	本郷一丁目2番41号	3,789	平成8年5月	22:00
D C M 新 居 浜 店 (名称変更 令和3年3月)	瀬戸町甲4075番地	11,612	昭和59年10月 (一種開店平成5年4月)	20:00

注：店舗面積、閉店時刻等は旧大店法又は大規模小売店舗立地法の届け出による。

：大店法（「大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律」の略、「大規模小売店舗立地法」に移行）

エ 喜光地イベント広場

喜光地商店街の活性化と商業振興を図るため、平成10年4月にイベント広場を開設した。

施設は、ステージ付きの屋根付広場(256㎡)、公衆トイレ、モニュメント、ベンチ、植栽等を整備し、商店街の朝市などの販売や各種イベントに利用できるものとなっている。

(1) 施設の概要

所 在 地	喜光地町二丁目1998番14
敷 地 面 積	918.51 ㎡
構 造	屋根付広場部分：鉄骨造一部鉄筋コンクリート造、幕張り屋根、外壁なし
建設事業費	1億2千万円(用地費除く)
完 成	平成10年3月30日

(2) 使用時間及び使用料 (単位：円)

使用時間 区分	基 本 使 用 料			照明使用料 1時間当たり
	午前	午後	全日	
全 面 使 用	5,250	7,880	13,140	210
屋 根 付 部 分	3,490	5,250	8,740	150
屋根なし部分	1,760	2,620	4,380	50

- 1 催物以外に使用するとき、無料とする。
- 2 本市住民が営利目的以外に使用するとき、基本使用料の3分の1の額を基本使用料から減じた額とする。

(2) 工 業

本市工業は、西部臨海工業地帯の非鉄金属、化学、機械、電力等の重化学工業分野に属する住友諸企業と、これら大企業に関連した地場中小鉄工業によってその大部分が構成されている。

これらの工業源は別子銅山の開坑に端を発し、銅、ニッケル、化学、機械製品を主とする製造工場が建設され、これらを基幹産業として中小の下請企業が相次いで生まれるに至り、近代的工業都市へと大きく成長した。

しかし、2度にわたるオイルショック、さらには円高のあおりで石油化学など素材型産業は構造的な不況に陥り、ファインケミカル等先端技術、高付加価値型分野への展開を進めるとともに、生産の合理化・効率化を推進し、国際競争力の維持・向上を図っている。

地場中小企業においては、国・県の施策を積極的に活用し、新商品の開発、市場開拓、人材養成など、技術の高度化と共に、競争力の強化に積極的に取り組んでいる。

一方、住工混在を解消し、中小企業の育成と生産基盤の拡充を図るため、本市東部の多喜浜、黒島、垣生地区の塩田跡地及び臨海部を埋め立て、工業用地の造成に取り組んできたところであるが、多喜浜地区は昭和53年度に、黒島地区は昭和56年度に、垣生地区は昭和62年度にそれぞれ完成、平成元年12月には分譲も完了し、西部臨海工業地帯に匹敵する東部工業団地となった。

本市の基幹産業であるものづくり産業のさまざまな課題に対応するため、公益財団法人えひめ東予産業創造センターと連携した「ものづくりブランド創出・支援等事業」による販路開拓支援、「新居浜市IoT推進ラボ実施事業」による市内企業のDXの推進、DX人材育成支援等に取り組んでいる。

また、近年の深刻な課題である人材、雇用の課題に対応するため、一般社団法人新居浜ものづくり人材育成協会と連携した「人材確保対策事業」による人材確保対策、「ものづくり人材育成推進事業」による人材育成支援、愛媛県や近隣市との連携事業による雇用確保支援等に取り組んでいる。

このような各種事業と合わせ、企業立地促進条例、中小企業振興条例に基づく補助金制度や、企業のニーズにより制定した要綱に基づく補助金制度を活用し、企業立地の促進、経営の安定及び雇用促進に取り組んでいる。

ア 産業中分類別事業所数・従業者数及び年間製造出荷額比較

事業別	年 区 分	令和 4			5			6		
		事業 所数	従業 者数 (人)	製 造 品 出荷額等 (万円)	事業 所数	従業 者数 (人)	製 造 品 出荷額等 (万円)	事業 所数	従業 者数 (人)	製 造 品 出荷額等 (万円)
食 料 品 製 造 業		23	1,562	2,178,074	23	1,799	2,117,145	23	1,752	2,164,230
織 維 工 業		10	380	1,323,709	10	401	1,049,476	10	413	1,178,920
木 材 ・ 木 製 品 製 造 業		7	213	601,875	7	192	594,353	7	211	554,035
家 具 ・ 装 備 品 製 造 業		2	7	X	2	7	X	2	7	X
パルプ・紙・紙加工品製造業		6	316	777,744	6	376	892,298	6	325	972,155
印 刷 ・ 同 関 連 業		3	36	25,360	3	36	27,335	3	36	31,315
化 学 工 業		16	2,954	26,621,799	16	2,332	29,605,760	15	2,293	27,038,721
プラスチック製品製造業		14	629	8,154,258	13	590	8,232,291	13	1,319	9,406,151
窯 業 ・ 土 石 製 品 製 造 業		9	107	236,794	9	102	172,581	9	97	184,942
鉄 鋼 業		11	95	120,643	11	94	129,623	11	94	134,308
非 鉄 金 属 製 造 業		5	870	52,642,612	5	969	73,826,054	5	913	80,562,274
金 属 製 品 製 造 業		43	828	2,165,830	43	767	2,016,175	40	640	1,657,613
はん用機械器具製造業		25	1,367	5,837,556	26	1,309	6,738,296	26	1,297	7,159,285
生産用機械器具製造業		32	674	1,121,806	29	641	1,162,236	32	791	1,920,785
業務用機械器具製造業		1	1	X	1	1	X	1	1	X
電子部品・デバイス・電子回路製造業		5	1,123	1,707,857	4	791	1,103,743	3	26	110,209
電 気 機 械 器 具 製 造 業		7	650	1,965,205	8	969	2,384,034	8	1,030	3,137,735
輸 送 用 機 械 器 具 製 造 業		1	6	X	1	6	X	1	6	X
そ の 他 の 製 造 業		8	41	35,708	8	42	38,253	8	40	38,083
総 数		228	11,859	105,527,760	225	11,424	130,101,089	223	11,291	136,263,367

X：秘匿数字 －：皆無または該当数字なし

注：経済構造実態調査 製造業事業所調査による。

(3) 商工業振興対策

商工業振興対策としては、中小企業基本法にのっとり中小企業の振興を骨子として、次のような施策を実施している。

ア 設備の近代化

中小企業等の共同施設や工場の機械設備、事務所、店舗の新設、改造等による近代化を促進するため、長期の特別融資制度を設けている。

イ 金融の円滑化

中小企業に対する資金運用の打開策として、国等では金融面での対策が図られているが、本市でも経営環境の悪化に対処するため融資積立金の預託による融資制度を設け、中小企業の金融の円滑化に取り組んでいる。

ウ 流通機構の近代化・共同業化

本市の鉄工関係組合(表のとおり)や商業関係組合などの組織を通じて流通機構の近代化・共同業化の推進を図る。

鉄工関係組合 (R 8. 4. 1 現在)	
組 合 名	組合員数 (社)
新 居 浜 機 械 産 業 協 同 組 合	84
新 居 浜 工 業 団 地 協 同 組 合	18
協同組合新居浜重機械工業団地	6

エ 技術の向上と近代経営管理

経営管理、流通の変革における生産及び消費部門の意識と知識の向上に資するため、中小商工業の管理者、経営者のために講演、講習会を開催している。

オ 労働力の確保

中小企業の人材確保のため、ハローワーク、雇用対策協議会、教育機関等と密接な連携のもとに、合同企業説明会等を行い、雇用の確保を図っている。

また、平成30年10月にハローワーク新居浜と雇用対策協定を締結し、人材確保に向け取り組んでいる。

カ 従業員定着対策

市内の中小企業事業所勤務の優良従業員の表彰を毎年行っている。

(4) 中小企業振興補助

中小企業の経営の安定及び雇用の促進を図り、産業の育成振興に寄与することを目的に昭和59年10月1日「新居浜市中小企業振興条例」を制定、令和8年4月1日改正し、現在9事業に対して補助金の交付を行っている。

(5) 中小企業振興施策の企画・立案

市内の中小企業を訪問し、現行の融資、助成制度についてPRを行っている。また、企業の現況経営の実態、支援策等について、企業の声を聞きながら、中小企業の振興に関する新規施策を企画・立案している。

中小企業振興補助金交付件数及び金額

(単位：千円)

補助項目	令和 5		6		7	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
共同施設設置事業	0	0	0	0	1	309.9
事業所設置事業	3	732.4	2	562.4	0	0
空き店舗活用事業	0	0	2	1,485.4	2	1,830.9
産業財産権取得事業	1	200	3	267.4	2	222.4
人材養成事業	40	2,381.4	41	2,697.1	52	4,139.7
市場開拓事業及び催物等事業	6	2,358.3	5	2,154.2	8	3,121.4
生産性向上機器導入事業	12	9,155.1	12	6,789.4	14	11,082.6
外国人人材活用支援事業	19	2,635	14	3,013.7	17	2,991.4
人材確保事業	63	11,347.6	85	16,951	100	18,773.2
労働環境改善事業	6	1,763.2	4	1,262.9	14	9,357.6
合 計	150	30,573	168	35,183.5	210	51,829.1

(6) 中小企業融資制度

ア 市の融資制度

(R8.4.1 現在)

種 類	使 途	融資限度	利 率	期 間
中 小 企 業 振 興 資 金 (長期)	運転資金 設備資金	1,000万円以内	年 1.90%・期限内完済で市が保証料(500万円分まで) 2 分の 1 助成	84カ月以内 3 カ月据置 月賦均等償還
中 小 企 業 振 興 資 金 (季節)	運転資金	300万円以内	年 1.90%・期限内完済で市が保証料 2 分の 1 助成	5 カ月以内 一括償還
中小企業設備 近代化資金	設備資金	6,000万円以内	年 1.90%・保証付の場合 期限内完済で市が保証料(500万円分まで) 2 分の 1 助成	120カ月以内 12 カ月据置 月賦均等償還
中 小 企 業 緊急経営資金	運転資金	1,500万円以内	年 1.90%・期限内完済で市が保証料(500万円分まで) 2 分の 1 助成	120カ月以内 12 カ月据置 月賦均等償還

イ 融資の状況

(R8.3.31 現在・単位：千円)

区 分 制 度	預託金	融資枠	融資額（7年度）		償還額（7年度）		融資現在高	
			件数	金 額	完済件数	金 額	件数	金 額
中小企業振興資金(長期)	200,000	2,800,000	132	458,760	103	568,040	573	1,518,406
中小企業緊急経営資金			21	172,500				
中小企業振興資金(季節)	3,000	15,000	0	0	0	0	0	0
中小企業設備近代化資金	225,000	900,000	0	0	0	25,428	8	111,890

(7) 労働対策

社会経済情勢に対応した活力ある地域づくりを目指し、雇用対策・労働者福祉対策を実施している。

ア 雇用と定着対策

雇用、定着対策のため、新居浜市雇用対策協議会が設置されており、目的達成のため、各種事業が行われている。

(ア) 新居浜市雇用対策協議会

(目的)

- ・労働力確保等に関して各関係機関に対しての要望及び意見具申並びに協力
- ・新居浜市産業事情のPR
- ・就職後の定着指導
- ・雇用問題に関する調査研究及び情報資料の収集と提供
- ・受入態勢整備拡充及び福祉等の促進
- ・その他本会の目的達成に必要な事項

(事業)

- ・新規学校卒業者の地元就職促進対策

若年労働力の確保を図るため、教育機関及び産業界と連携し、地場産業についての認識を高め、適正な職業の選択を助長し、地元企業への就職促進と定着を図る。

- ・インターンシップへの取り組み

インターンシップ事業に参加する高等学校生徒に対して、インストラクターを派遣し、マナー研修を実施する。

(イ) 一般労働市場の推移（毎年4月）

区 分 \ 年	令和 4	5	6	7	8
① 新規求職者数（人）	526	505	555	550	510
② 有効求職者数（人）	1,796	1,923	2,033	1,995	2,079
③ 新規求人数（人）	1,018	951	1,121	1,037	924
④ 有効求人数（人）	2,953	3,057	3,213	3,096	2,751
⑤ 就職者数（人）	141	151	165	135	172
⑥ 充足数（人）	146	149	178	152	181
⑦ 就職率 $\frac{⑤}{②}$ （％）	7.9	7.9	8.1	6.8	8.3
⑧ 有効求人倍率 $\frac{④}{②}$ （倍）	1.64	1.59	1.58	1.55	1.32
⑨ 充足率 $\frac{⑥}{④}$ （％）	4.9	4.9	5.5	4.9	6.6

(ウ) 障がい者職業紹介状況（3月末時点）

区分 \ 年	令和 3	4	5	6	7
登録者数（人）	1,118	1,224	1,321	1,409	1,478
有効求職者（人）	357	465	503	528	589
就業中の者（人）	677	678	724	772	794
保留中の者（人）	84	81	94	109	95

イ 勤労者福祉対策

(ア) 勤労者融資制度

市内に居住する勤労者の生活の安定と福祉増進のために新居浜市と労働金庫が資金を拠出し、低利な融資を行う。

区分 \ 項目	福 祉 資 金		住 宅 資 金	
	教 育	医療・出産・介護・ 育児・冠婚葬祭	有 担 保	無 担 保
融資限度額	500万円	200万円	3,000万円	500万円
金利 (8.4.1現在)	1.33 %	3.0 %	- 固定金利選択型 3年 年1.17％～年3.45％ - 固定金利選択型 5年 年1.42％～年3.70％ - 固定金利選択型 10年 年1.42％～年3.70％ - 変動金利型 年3.025％	・ナッ得・エコ住宅ローン 5年以内償還 年2.15％～年2.65％ 5年超20年以内償還 年2.4％～年3.6％ ・無担保住宅ローン 5年以内償還 年2.45％～年3.35％ 5年超20年以内償還 年2.7％～年4.30％
償還	月賦または半年賦併用可能			

融資状況

(単位：千円)

区 分 制 度	預 託 金	融 資 枠	融 資 額 (令和7年度)		償 還 額 (令和7年度)	融 資 現 在 高 (8.3.31 現在)	
			件 数	金 額	金 額	件 数	金 額
福 祉 資 金	65,000	130,000	0	0	4,945	12	10,876
住 宅 資 金	230,000	920,000	0	0	25,992	48	605,343

2 企 業 誘 致

(1) 企業立地促進対策

市の区域内に企業の立地を奨励し、市の産業の振興と雇用の促進を図るため、昭和62年4月1日に「新居浜市企業誘致促進条例」を制定し、企業立地や雇用に対する奨励措置を講じてきたが、市外企業の誘致、新規事業展開の支援及び新規雇用の拡大等をさらに図るため、平成14年4月1日に「新居浜市企業立地促進条例」を新たに制定、令和8年4月1日に改正し、本市域における多様な産業の集積立地に取り組んでいる。

(2) 新たな企業用地の確保

新たな企業用地の確保のため、令和3年度に造成工事が完了した住友化学大江工場内港地区を令和4年度に売却した。

また、企業誘致、企業留置を推進するため、新たな工業用地の整備について引き続き検討を行う。

交付状況

(単位：千円)

年度	区 分 件数	投下資本額	奨励金額	左 の 内 訳						
				企業立地	新規事業	成長分野	市内活用	労働環境	雇用促進	用地取得
令和2	16	11,409,853	570,819	400,813	0	84,361	857	0	9,500	75,288
3	20	8,147,802	618,123	393,360	0	93,385	28,727	0	9,250	93,401
4	17	1,559,710	425,246	148,439	0	200,160	10,493	0	8,250	57,904
5	17	73,640,915	693,693	501,945	5,853	53,476	19,276	10,404	42,000	60,739
6	19	9,685,204	619,777	442,334	3,714	85,011	25,856	0	13,250	49,612
7	13	1,939,790	365,800	243,242	295	78,827	13,233	0	4,500	25,703

3 東 部 工 業 団 地

既存の西部工業地区に加え、東部地区に新たな臨海工業用地を造成し、生産施設を集中立地させながら広域的な臨海工業地帯の形成を図るため、多喜浜、黒島臨海、垣生工業用地造成事業を施行し、現在では本市の重要な産業基盤を形成している。なお、これら工業用地については平成元年度をもって分譲を完了している。

また、多極型産業推進事業については、平成8年3月に多極型産業推進事業基本構想を策定して平成8年8月から分譲を開始し、平成13年9月には企業用地のリース制度を新設した。平成16年1月には既存企業用地に

ついて全区画で立地が決定したことから、平成17年5月から新たに企業用地の造成、分譲を開始し、平成18年度に分譲を完了した。そこで新たな工業用地を確保するため、平成22年度から多極型産業推進事業用地の造成を行い、平成28年度に分譲を完了した。

一方、新居浜市貯木場事業のうち水面貯木場の埋立造成を行った企業用地については、平成22年度に分譲を開始し、平成28年度に分譲を完了したことから、特別会計を廃止した。

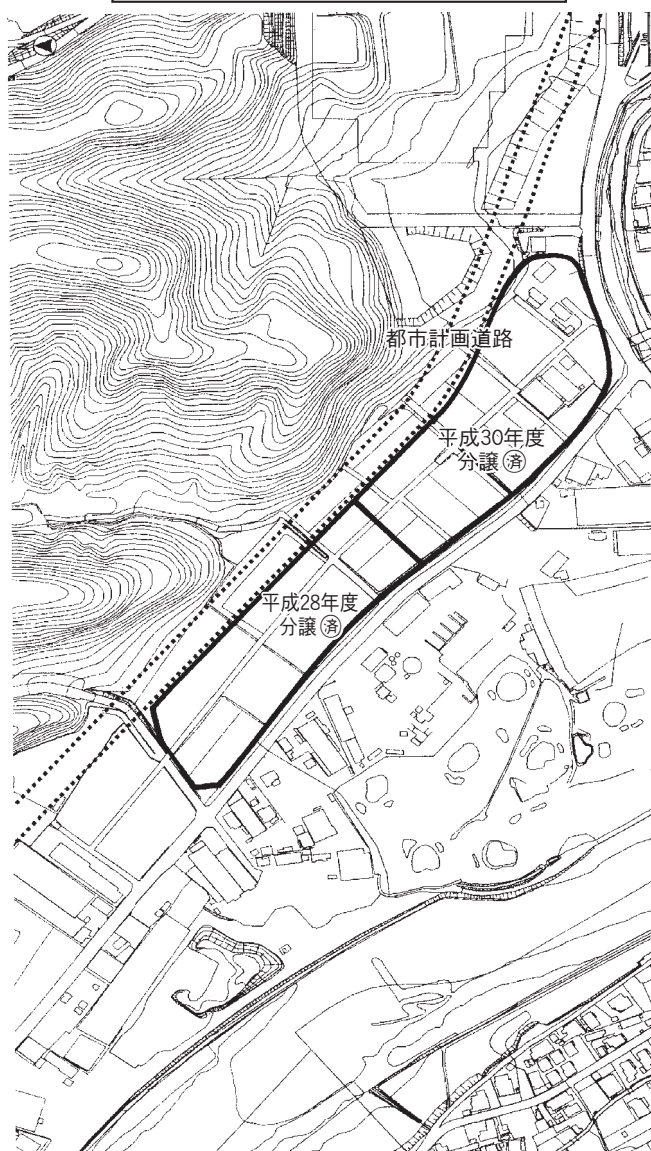
区 分		多喜浜工業用地 ①～④	臨海工業用地 ⑤	垣生工業用地 ⑥	多喜浜工業用地 ⑦	計
事 業 年 度		昭和43～53年度	昭和46～56年度	昭和57～62年度 平成22年～令和3年	平成30年度	
概 算 事 業 費（億円）		約 44	約 32	約 18	約 0.3	約 94.3
造 成 面 積（㎡）		1,084,280	359,682	121,667	6,415	1,572,044
工 業 用 地 面 積（㎡）		779,130	210,255	99,722	6,415	1,089,122
分 譲 済 面 積（㎡）		779,130	210,255	99,722	6,415	1,089,122
分 譲 企 業 数		145	16	22	1	183
進出業種数 （社）	建 設 業	16	3	5	—	24
	製 造 業	57	7	4	1	68
	卸 小 売 業	35	0	2	—	37
	運輸通信業	15	3	9	—	27
	そ の 他	22	3	2	—	27

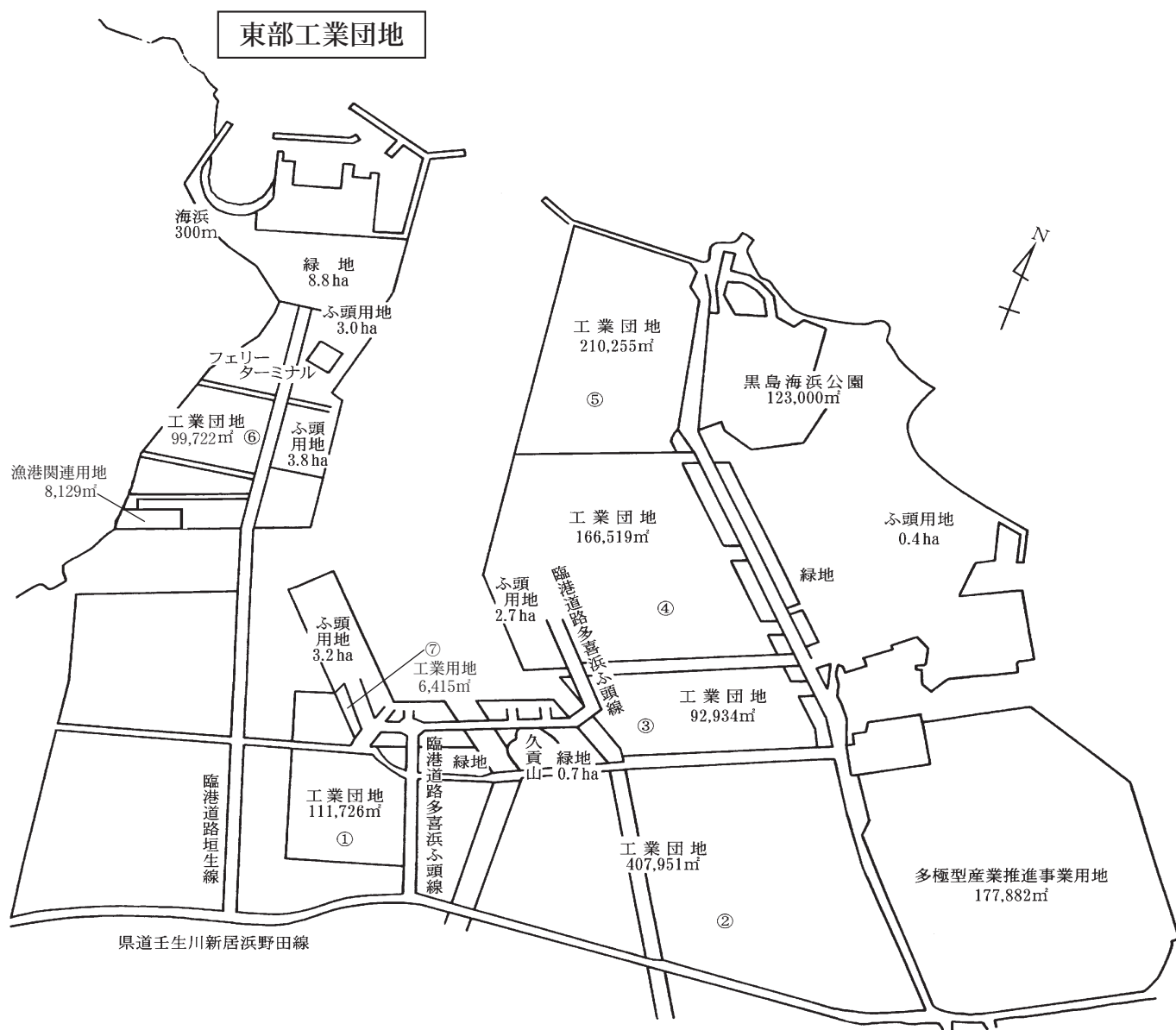
4 内陸型企業用地

本市の企業用地は、これまで臨海部を中心に整備を進めてきたが、平成24年度には、観音原地区における内陸型企業用地の環境整備に取り組み、内陸部において平成25年度及び平成26年度に2社の新たな工場が操業を開始した。

近年のこうした立地動向や内陸部への立地ニーズの高まりを踏まえ、平成25年度から観音原地区における新たな内陸型企業用地の整備に取り組み、平成27年度には、第1工区の造成工事と分譲を行い、平成29年9月に操業が開始された。また、第2工区については、平成29年度で造成工事が完了し、平成30年度に分譲を行った。

内陸型工業用地(観音原地区)





5 渡海船事業

昭和24年12月1日事業認可を得て、昭和28年合併により大島村から引き継ぎ、企業局管理時代を経て、現在経済部地域交通課において運航管理している。

本渡海船は、大島住民にとって、大島～黒島間海上2.5kmを結ぶ生活福祉航路として欠くことのできない

ものであり、平成23年10月に建造した「おおしま7」と平成15年1月に建造した「くろしま」で、始発大島発6時20分から終便黒島発21時25分まで、1日13往復している。

(1) 渡海船

(R8.4.1 現在)

船名	区分	総トン数	航海速度 (ノット)	車両甲板 (㎡)	旅客定員 (人)	自動車積載 能力 (台)	就航年月日	備 考
おおしま7		188	8.5	112	146	8	H23.11.3	カーフェリー
くろしま		19	8.0	69.3	169	6	H15.2.23	カーフェリー

(2) 運 賃

(H17.4.1 改正)

区 分			運 賃 (円)	
大 人			60 (障がい者 30)	
小 人			30 (障がい者 15)	
手荷物			40	
小荷物			80	
自転車等軽車両			60	
原動機付自転車			120	
自 動 二 輪 車	総排気量0.750リットル未満		150	
	総排気量0.750リットル以上		200	
自 動 車	車体の長さ 3 m未満		400 (障がい者が使用する場 200)	
	車体の長さ 3 m以上 4 m未満		500 (障がい者が使用する場 250)	
	車体の長さ 4 m以上 5 m未満		750 (障がい者が使用する場 380)	
	車体の長さ 5 m以上 6 m未満		1,000 (障がい者が使用する場 500)	
	車体の長さ 6 m以上 7 m未満		1,200 (障がい者が使用する場 600)	
	車体の長さ 7 m以上 8 m未満		1,400 (障がい者が使用する場 700)	
	車体の長さ 8 m以上 9 m未満		1,600 (障がい者が使用する場 800)	
	車体の長さ 9 m以上10m未満		1,800 (障がい者が使用する場 900)	
	車体の長さ10m以上11m未満		2,000 (障がい者が使用する場 1,000)	
	車体の長さ11m以上		2,200 (障がい者が使用する場 1,100)	
定 期 券	一 般	1 ケ月	1,800	
		3 ケ月	5,000	
		6 ケ月	9,700	
		12ケ月	17,200	
	学 生	1 ケ月	700	
		3 ケ月	1,900	
		6 ケ月	3,400	
		12ケ月	6,000	
定 期 券	自転車付	一 般	1 ケ月	3,600
			3 ケ月	10,100
			6 ケ月	19,400
			12ケ月	34,500
		学 生	1 ケ月	1,400
			3 ケ月	3,800
			6 ケ月	6,900
			12ケ月	12,000
	原動機付自転車付	1 ケ月	5,400	
		3 ケ月	15,200	
		6 ケ月	29,100	
		12ケ月	51,800	
回 数 券	大人 (12枚綴)		600	
	小荷物 (12枚綴)		800	
	自転車等軽車両 (12枚綴)		600	
	原動機付自転車 (12枚綴)		1,200	
	自動車 (12枚綴)	車体の長さ 3 m以上 4 m未満	5,000	
		車体の長さ 4 m以上 5 m未満	7,500	

(3) 実 績

区 分		年 度	令和 5	6	7
運	航 回 数		5,112	4,735	4,724
欠	航 回 数		8	6	7
旅客輸送 人 員	一 般 旅 客 (人)		64,923	59,215	57,213
	定 期 券 利 用 旅 客 (人)		16,886	15,347	13,517
	計 (人)		81,809	74,562	70,730
(A)自動車 輸送台数	乗 用 車 (台)		14,511	13,508	13,407
	小 型 三 ・ 四 輪 貨 物 車 (台)		5,840	5,321	6,554
	計 (台)		20,351	18,829	19,961
(B)	二 輪 車 (台)		57	59	64
(C)	自 転 車 (原動機付自転車を含む) (台)		8,727	7,177	7,713
(A) + (B) + (C) 車 両 合 計 (台)			29,135	26,065	27,738
手	荷 物 (個)		0	0	2
小	荷 物 (個)		237	220	251
利 用 率	旅 客 輸 送 (%)		5	5	5
利 用 率	自 動 車 航 送 (%)		24	25	29

時刻表

(R5.10.1 改定)

上	大島港 (発)	6:20	7:10	8:15	9:15	10:15	11:15	13:05	14:05	15:15	16:15	17:15	19:15	21:00
	黒島港 (着)	6:35	7:25	8:30	9:30	10:30	11:30	13:20	14:20	15:30	16:30	17:30	19:30	21:15
下	黒島港 (発)	6:45	7:40	8:40	9:40	10:40	11:40	13:30	14:30	15:40	16:40	17:40	19:40	21:25
り	大島港 (着)	7:00	7:55	8:55	9:55	10:55	11:55	13:45	14:45	15:55	16:55	17:55	19:55	21:40

6 観 光 物 産

(1) マイントピア別子

本市の魅力あるまちづくりと新たな産業おこしの観点に立ち、本市発展の礎となった別子銅山の産業遺跡と豊かな自然景観を有する本市南部地域の観光レクリエーション開発を実施している。事業主体は新居浜市と第三セクター(株)マイントピア別子で、鉱山観光を主とした事業を展開している。

昭和58年	庁内に観光開発調査研究委員会設置
昭和59年	南部観光レクリエーション開発基本構想策定
昭和62年	同基本計画策定、南部観光レクリエーション開発推進協議会設置
昭和63年	第三セクター設立準備会、南部観光レクリエーション開発事業化計画書策定
平成元年	第三セクター(株)マイントピア別子設立、マイントピア別子(端出場ゾーン)着工
平成2年	東平地域観光レクリエーション開発基本構想策定

平成3年	同基本計画策定、マイントピア別子(端出場ゾーン)オープン
平成4年	マイントピア別子(東平ゾーン)着工
平成6年	マイントピア別子(東平ゾーン)オープン
平成28年	新居浜市観光交流施設(別子温泉～天空の湯～、あかがねキッズパーク)オープン
平成31年	マイントピア別子鉱山観光列車リニューアル

ア マイントピア別子・端出場ゾーンの概要

県指定名勝別子ラインに隣接している別子銅山の採鉱本部跡地の端出場が、銅山の歴史と周辺の優れた自然を生かし、新居浜市観光交流施設(別子温泉～天空の湯～、あかがねキッズパーク)、鉱山鉄道、観光坑道、砂金採りなどを備えた観光レクリエーションゾーンとなっている。中心施設の端出場記念館は、愛媛県アメニティー賞を受賞した。また、端出場ゾーンは国土交通省の「道の駅」にも指定されている。

イ マイントピア別子・東平ゾーンの概要

端出場に移るまで採鉱本部のあった標高約750mの東平に、往時の東平の様子や銅、赤石山系に関する資料等を展示している東平歴史資料館、銅工芸が体験できるマイン工房、花木園、高山植物園、溪谷遊歩道などが完成している。自然性、体験性、創造性を重視した内容であり、東平歴史資料館は、平成10年2月に「銅をもちいた建築コンクール」で3位に入賞した。

マイントピア別子(東平ゾーン) 「銅山史と自然の杜」

端出場ゾーンに続くマイントピア別子第2期開発事業として、端出場以前に別子銅山の採鉱本部が置かれていた東平地域を「銅山史と自然の杜」という考えのもと、自然性、体験性、創造性を重視した開発を行い、新居浜市事業分が平成6年6月2日にオープンした。

1 開発区域

新居浜市立川町654番地の3
(「旧東平電車庫跡」から喜三谷を経由し「第三通洞跡」までの間、標高約750メートル)

2 開発面積

約4.4ha

3 施設概要

(1) 東平歴史資料館 ☎ 36-1300

室 名	施 設 の 内 容
エントランス・ホール	最盛期の東平の様子を写真、パネルにより紹介している。
歴 史 資 料 館	最盛期の東平を含めた周辺の地形を模型で再現している。 当時の娯楽場、学校、社宅をジオラマにして再現している。 採掘集落の往時の生活用具(カンテラ、あなか等)の展示をしている。 東平の様子をテーマごとに写真で紹介している。
銅 の テ ー マ 館	銅滴、魔鏡、半鏡、仲持ちの負い子、銅の実験装置などを展示している。
東 平 学 習 館	当時の様子を3DCGで再現した映像を上映のほか、学習、研修ができる視聴覚室である。
階 段 ギ ャ ラ リ ー	赤石山系の高山植物等を写真パネルにより展示している。
銅 細 工 展 示 室	銅製品や銅版画の展示をしている。
赤石山系の自然展示室	赤石山系の動物、植物、地質などを写真パネル等により展示している。

利用状況 (単位：人)

年 度	令和5	6	7
利用者数	12,701	12,376	11,986

(2) マイン工房

施 設 名	施 設 の 内 容
工 房 室	銅工芸が体験できる工房である。

利用状況 (単位：人)

年 度	令和5	6	7
利用者数	201	60	87

※ 令和8年4月1日から休館

(3) 小マンプ

施 設 名	施 設 の 内 容
小 マ ン プ (東平隧道)	東平歴史資料館東側のトンネル(通称・小マンプ)に2t蓄電車、かご電車、坑木運搬台車、三角鉱車、600Bローダー、充電電車、キブル、索道バケット、エアーホイスト、スラッシャーを展示している。

(4) 園 地

施 設 名	施 設 の 内 容
花 木 園	ベニドウダンツツジ、ヒカゲツツジ、セイヨウシャクナゲなど、37種類約6,900本を植栽している。
高 山 植 物 園	コウヤマキ、トチノキ、ケヤキなど樹木19種約600本のほか草本類を植栽している。
採掘集落の復元	採掘集落を復元している。
溪 谷 遊 歩 道	喜三谷から第三通洞まで340メートルの溪谷に沿った遊歩道である。

4 開館時間

10時から17時まで(入館無料)

5 休館日

毎週月曜日及び12月1日から2月末日まで。
(月曜日が祝日の場合は翌日が休館日となる。)

(2) 別子山地域の観光

平成15年4月1日に旧宇摩郡別子山村と合併し、別子山地域が新たに新居浜市に加わった。別子山地域は、赤石山系の広大な自然に恵まれ、珍しい高山植物も自生しており、別子銅山の近代化産業遺産も数多く残っている。

ア 森林公園ゆらぎの森

(ア) オーベルジュゆらぎ(ゆらぎ館)

オーベルジュゆらぎは宿泊施設を備えたレストランである。手軽なランチからディナーコースまで、別子山の食材を活かした料理が楽しめるほか、宿泊はツインタイプの部屋(8部屋)が利用できる。また、会議や研修での利用も可能。

(水曜日定休)

(イ) 作業工房

キットを組み立てるだけで簡単に作れる木工体験ができる。2階に登山客向けの簡易宿泊所を整備。

(水曜日定休)

(ウ) キャンプ場

令和5年度に整備した、6区画を有するキャンプ場。全区画に電源があり年間を通してキャンプを楽しめる。

施設利用状況(ゆらぎの森) (単位:人)

施設名	年度	令和5	6	7
ゆらぎ館宿泊		500	506	573
ゆらぎ館食事		1,047	1,016	1,014
作業工房		90	39	58
作業工房宿泊		—	—	8
その他		10,913	12,469	12,547
合計		12,550	14,030	14,200

イ 別子銅山の近代化産業遺産

日浦の登山口から銅山越までの登山道の周辺には、新居浜市発展の礎となった別子銅山の江戸、明治、大正時代における産業遺産が数多く残されている。主なものとしては、小足谷醸造場跡、接待館跡、採鉱課長宅跡、小足谷小学校跡、小足谷劇場跡、高橋製錬所跡、第一通洞南口、東延谷の築堤、東延斜坑、東延機械場跡、蘭塔場、歓喜坑、歓東坑、牛車道跡、大和間符などがある。

(3) その他の観光地

ア 滝の宮公園

金子山の麓にある市民公園で、春には池の周りに桜が咲き、園内には小動物園・日本庭園・大型複合遊具があり、市民憩いの場として親しまれている。また、金子山の山頂には展望台があり、市内全景を見渡すことができる。さらに、テレビ塔、芳谷を結ぶハイキングコースがあり、多くの利用者が訪れている。

イ 別子ライン

生子橋からマイントピア別子、ループ橋である青龍橋を渡り、鹿森ダム、遠登志溪谷を経て河又に至る延長約10kmの溪谷。巨石と清流に恵まれ、その雄大な眺めは県の名勝に指定され、新日本百景の一つである。

春には若葉、秋には紅葉と四季の風情に富み、訪れる人の目を楽しませている。

ウ 新居浜市市民の森

市内船木にある生活環境保全林。総面積76ha、サクラ、ツバキ、モミジなど57種類、約2万本の植栽とキャンプ場、管理棟、トリムコース、遊歩道が整備され森林浴など自然を満喫できる。また、学習館ではジオラマ室やいろいろな種類の樹木を展示している。

エ 広瀬公園

住友家初代総理人(後の総理事)広瀬幸平の邸宅跡で明治22年に完成、昭和43年県の名勝に指定された。豪壮なる邸宅・庭園・茶室や泉水・亀池などを含む公園は市民の憩いの場となっている。平成9年4月29日には、広瀬家から寄贈された貴重な資料などを展示した広瀬歴史記念館がオープンした。旧広瀬家住宅は、平成15年5月、国の重要文化財に、旧広瀬氏庭園は、平成30年2月、国の名勝にそれぞれ指定されている。

オ 銚子の滝・稻荷山公園

銚子の滝は、大生院を流れる渦井川の上流にあり、サクラ、モミジ、ヤマブキなど四季を通じて自然が楽しめる1日ハイキングコースとして最適な滝。滝の落差は約30mである。

稻荷山公園は、銚子の滝へのコース入口にあり、静寂で溪谷美はすばらしく、麓の渦井川には遊歩道橋「長淵橋」があり、ホタルまつりなどが開催され市民に親しまれている。

カ みなとオアシスマリンパーク新居浜

「にいはま海の駅」にも指定されている海洋性レジャー拠点。四国最大級を誇るマリナーのほか、レストラン、海水浴場、宿泊施設、キャンプ場などがある。

観光客数(観光物産課調べ) (単位:人)

項目	年	令和5	6	7
太鼓祭り		190,300	259,150	249,650
花火大会		87,000	80,000	78,000
春にはいはまハピフェス		13,790	8,000	5,020
広瀬歴史記念館		8,059	7,726	6,895
滝の宮公園		199,600	199,600	199,600
別子ライン		121,162	121,454	117,183
あかがねミュージアム		174,515	163,926	199,610

注1: 別子ライン観光客数の中にマイントピア別子観光客数は含まない。

(4) 観光行事

ア 新居浜太鼓祭り

新居浜の太鼓台は、神輿太鼓などと呼ばれていたもので、昭和の初め頃までに、現在のような形の太鼓台になった。毎年10月に行われる太鼓祭りは、50台以上の太鼓台が練り歩き、そのさまは絢爛豪華の一語に尽き、全国各地からの観光客でにぎわっている。1台150人余りのかき夫によってかつがれ、ダイナミックな動きと天に鳴り響く大太鼓の音と若衆の威勢のいいかけ声から“男祭り”の異名をもち、新居浜の象徴として名物となっている。

主な新居浜太鼓台派遣先

昭和45年	大阪万国博覧会(大阪)
平成元年	第2回全国スポーツレクリエーション祭・スポレク愛媛'89(砥部町)
平成2年	第5回国民文化祭・愛媛90(松山市)
平成5年	第21回チンゲイ・パレード(シンガポール)
平成5年	第13回全国豊かな海づくり大会(伊予市)
平成13年	地域伝統芸能まつり(東京)
平成22年	第18回地域伝統芸能全国フェスティバルにいがた(新潟市)
平成29年	第72回国民体育大会(愛媛 ^{えがわ} つなぐえひめ国体)総合開会式(松山市) 第17回全国障害者スポーツ大会(愛媛 ^{えがわ} つなぐえひめ大会)開会式(松山市)
平成31年	ふるさと祭り東京2019(東京)
令和2年	ふるさと祭り東京2020(東京)
令和7年	2025年日本国際博覧会(大阪)

イ 花火大会

市内を流れる国領川河川敷において開かれる夏の風物詩。毎年7月の最終金曜日に開催され、1時間余にわたって約8,000発打ち上げられる大輪の絵模様で工都の夜空は彩られる。市民納涼と近隣からの観光客の誘致を図っている。

(5) 広域観光

新居浜市、四国中央市の2市による広域観光の振興を図るため、NS観光推進協議会を結成し、エリア内の観光振興に関する情報の交換、観光交流の促進、観光客の誘致などに取り組んでいる。新居浜～別子山～三島～新宮を結ぶルートを「別子・翠波はな街道」とし、公式HP・SNSの運営等を行い、交流人口の増加に努めている。

(6) 物産振興

本市の特産品づくりによる新たな産業おこしといった視点にたち、瀬戸内の中核都市にふさわしい、魅力あるまちづくりの一環として、新居浜市観光物産協会が中心となり、物産展の開催を始め、新たな本市独自の物産品創出や各種イベントの参加など、物産面からのPRに取り組んでいる。近年は、にいはま大島七福芋(白いも)のブランド化を行い、新たな加工品の開発を促進している。

(7) ふるさと新居浜応援寄附金

令和7年度 寄附状況

寄附件数	15,626件
寄附金額	369,678,535円

寄附金の活用先別寄附状況

項 目	件数	金額(円)
子育て支援や教育の充実	5,869	140,928,000
健康づくりや福祉の充実	980	21,397,000
経済・雇用の充実	886	21,684,666
都市基盤・防災・消防体制の充実	666	15,153,000
教育・文化・スポーツ等の振興	751	18,049,000
環境保全・上下水道事業の推進	1,041	24,905,869
特 に 指 定 し な い	5,433	127,561,000
合 計	15,626	369,678,535

7 運 輸 企 画

まちづくりと連携した持続可能な公共交通ネットワークを形成するため、平成29年度に「新居浜市地域公共交通網形成計画」を策定した。令和5年度には、次期計画として「新居浜市地域公共交通計画」を策定し、市民生活を支える持続可能な地域公共交通体系の構築に向け事業を推進している。

デマンドタクシーについては、道路が狭く路線バスが通行できない地域等での導入を図るため、平成22年度に新居浜市地域公共交通活性化協議会を設置し、川東エリア、上部東エリア及び上部西エリアにおいては平成23年1月からの試験運行を経て平成26年10月から本格運行に移行し、川西地区においては令和5年3月からの試験運行を経て令和8年4月から本格運行を行っている。

生活路線バス運行費補助対象路線利用者数

年度	路線・系統数	利用者数 (人)	対象期間
令和3	6路線9系統	443,395	2.10.1～3.9.30
4	6路線9系統	446,119	3.10.1～4.9.30
5	6路線9系統	459,498	4.10.1～5.9.30
6	6路線9系統	514,563	5.10.1～6.9.30
7	6路線8系統	495,627	6.10.1～7.9.30

8 農 林 水 産

(1) 農 業

本市の農業は、2020年農林業センサスによると、販売農家戸数403戸、経営耕地規模は50a未満が202戸と小規模零細である。また、農業従事者の減少、高齢化、都市化の進行による混住化、耕作放棄地の高止まり等が問題となっている。

このため、適地適作を基本に、水稻を基幹作物とする複合農業に取り組んでいる。

なお、具体的な農業振興は次のとおりである。

- ・農産物の地産地消の推進
- ・農地の有効活用と環境にやさしい農業の推進
- ・担い手の育成と営農支援体制の確立
- ・農業生産基盤の整備
- ・農産物のブランド化と高付加価値化の促進

ア 農家数と世帯員数

区分 年度	農 家 数 (戸)						世帯員数 (人)
	総農家数	自給的農家	販 売 農 家				
			総 数	専 業	第 1 種兼業	第 2 種兼業	
12	2,069	1,055	1,014	284	36	694	7,347
17	1,896	1,125	771	239	39	493	2,671
22	1,735	1,089	646	252	34	360	1,980
27	1,515	1,009	506	223	21	262	1,451
令和 2	1,277	874	403	—	—	—	976

注：農業センサスによる。

世帯員数の調査対象について、平成12年以前の調査対象は全農家。

平成17年以降の調査対象は全農家のうち販売農家のみ。

令和2年の調査では販売農家の区分はない。

イ 経営耕地面積規模別農家(経営体)数

(単位:戸)

年度	区分	農家 (経営体)数	30a未満	30～50a	50～100a	100～150a	150～200a	200a以上	経営耕地 なし
12		2,069	1,062	524	402	52	17	12	—
17		784	18	405	298	42	9	12	—
22		646	2	324	244	41	19	13	3
27		524	4	253	196	31	9	20	11
令和 2		423	9	193	152	34	7	18	10

注: 農業センサスによる。

平成12年以前の調査対象は全農家。平成17年の調査対象は全農業経営体のうち家族経営のみ。

平成22年の調査対象は全農家のうち販売農家のみ。

ウ 経営耕地の状況

(単位:ha)

年度	区分	経営耕地総面積	田	畑	樹園地
12		785	603	95	88
17		446	352	46	47
22		417	337	18	35
27		342	280	37	25
令和 2		276	210	47	19

注: 農業センサスによる。

経営耕地面積の調査対象について、平成12年以前は全農家。

平成17年以降は全農家のうち販売農家のみ。

(2) 農業振興対策

ア 経営所得安定対策

平成30年産米から、行政による生産数量目標の配分に頼らずとも、生産者や集荷業者・集荷団体が中心になって、需要に応じた生産を行う米政策改革が始まった。

愛媛県においても、産地の要望を踏まえたボトムアップ方式により「生産の目安」を設定し、地域協議会は、それを受けて「生産目標」を設定している。

令和7年産米生産目標 223ha

(生産数量目標 1,056トン)

イ J A えひめ未来農業まつり

生産者と消費者のネットワークづくりを図り、地域社会の活性化、農家の生産意欲の向上と活力ある新居浜市農業の発展拡大に尽くすことを目的に実施している。

ウ 自然農園

「新居浜市自然農園を育てる会」が主体となり、無農薬・無化学肥料による安心・安全な農作物を栽培し、自然に親しみ、市民相互のふれあいを図る目的から、市内にある耕作放棄地又は耕作放棄見込み地を利用して自然農園を開園している。

農園数 28農園 全体区画数 391区画

面積 約2.3ha 利用区画数 293区画

利用者 206人 (R8.4.1 現在)

エ 多様な農業参入と農産物のブランド化

大島の主要な特産品である「七福芋」について、担い手不足に対応するため、地域おこし協力隊の導入等により生産の拡大を目指している。このことは、七福芋生産の安定化と交流人口の拡大による島の活性化、農業の理解促進に寄与している。

オ 地産地消の推進

(ア) 地産地消を推進する標語・マスコットキャラクターの利活用

新居浜産農産物の販売促進・消費拡大を図るため本市独自の標語とマスコットキャラクターを利活用し、地産地消を推進している。

〈標語〉「いただきます！」今日もおいしい新居浜産

〈マスコットキャラクター〉愛称: はまっこ新鮮組

(イ) 食育との連携

食育関係団体が行う新居浜の農産物を使用する事業を支援し、地産地消の推進をPRしている。

(ウ) 「新居浜市地産地消協力店」の認定

新居浜産農畜産物、水産物等を一定量取り扱う直売所や小売店等を市長が「新居浜市地産地消協力店」として認定し、新居浜産品の生産拡大と消費拡大を図っている。

(3) 林業

本市では、水源かん養、地球温暖化防止など森林の持つ公益的機能を発揮しながら、林業経営の向上及び利用期にさしかかっている森林資源の利用促進を図るため、昭和62年度を初年度とする県営森林基幹道開設事業等、各種の林道整備事業を継続実施して

いる。また、令和元年度より別子山地区森林整備事業に取り組むほか、森林環境保全事業や令和元年度に創設された森林経営管理制度による森林整備の推進等により、地域林業の振興を図っている。

ア 森林面積		(R 8.4.1 現在・単位：ha)							
区 分	合計	人 工 林			天 然 林			竹林	未立木地
		計	針葉樹	広葉樹	計	針葉樹	広葉樹		
国 有 林	556	370	288	82	112	24	88	—	74
民 有 林	16,469	9,036	8,966	70	6,146	1,256	4,890	114	1,173
計	17,025	9,406	9,254	152	6,258	1,280	4,978	114	1,247

・緑化推進運動

緑の募金運動を実施しており、募金の一部は、ボランティア団体による森林づくり活動、小中学生や地域住民による緑化活動等に助成し、「緑豊かな地域社会づくり」に向けての推進を図っている。

イ 林道・作業道事業実施状況		(R 8.4.1 現在)				
林 道 名		計 画		進 捗 状 況		備 考
		幅 員 (m)	延 長 (m)	延 長 (m)	進捗率 (%)	
豊 後		3.0	2,500	1,791.7	71.7	開 設
保 土 野		4.0	4,000	2,299.8	57.5	”
加 茂 角 野		4.0	14,400	6,960.2	48.3	”

ウ 新居浜市市民の森

森林資源の開発と緑の保全に努め、保健休養のために気軽に利用できる「市民の森」(76ha)を建設し、市民の憩いとやすらぎの場として、より一層の活用を図っている。

また、市民の森学習館では、展示施設等により森林の大切さを啓発し、市民の学習の場として利用している。

令和7年度利用者数 7,916人

市民の森学習館

所 在 地 船木乙2番地の1

☎ 40-2121

構 造 木造瓦葺平家建

延床面積 187.57㎡

室 構 成 展示室、事務室、管理室、便所

竣 工 平成5年4月

(4) 水産業

本市の漁業は、小型底びき網・サワラ流し網・刺し網漁業等の小型漁船漁業が主体である。主な漁獲物はアジ・カレイ・タチウオ・クロダイ・スズキ・サワラ等である。

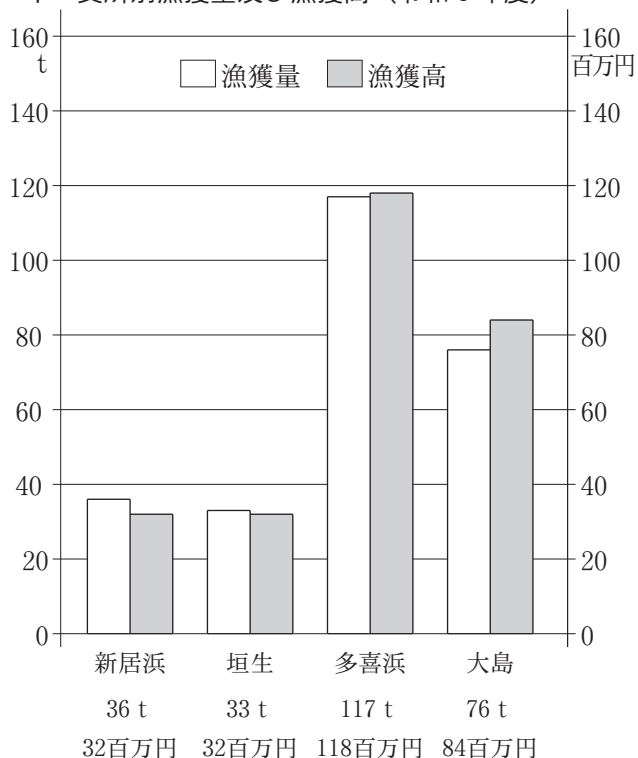
漁業経営体のほとんどは個人経営体であり、経営体数は減少傾向にある。漁業従事者数についても減少しており、高齢化が進んでいる。

本市としては、今後の水産振興を図るため、種苗の放流事業による水産資源の保護、漁業従事者が漁業を継続するために必要な漁港施設、水産施設の維持に努める。

ア 漁船及び漁獲高の推移

年	区分	登録漁船		漁獲量 (t)	漁獲高 (百万円)	経営体
		隻 数	吨 数			
令和2		165	457	384	332	86
3		194	572	597	321	89
4		169	510	336	285	72
5		159	485	274	219	66
6		115	460	262	266	62

イ 支所別漁獲量及び漁獲高（令和6年度）



ウ 漁 港

本市には沢津漁港、垣生漁港（垣生地区）、垣生漁港（長岩地区）、大島漁港の4漁港がある。各漁港とも基盤整備はほぼ完了し、現在は、施設の老朽化対策の工事に取り組んでいる。

令和7年度 漁港漁場整備事業

(単位：千円)

事業名	漁港名	事業費	財 源 内 訳		
			国 県	地方債	一 般
漁港整備事業	沢津漁港	3,000	0	0	3,000
漁港施設機能保全事業	大島漁港・沢津漁港	9,470	3,986	2,800	2,684
漁港施設老朽化対策事業	大島漁港	12,606	7,105	3,200	2,301

(5) 水産業振興対策

本市の漁業は、小型漁船漁業が主体であるが、近年漁業環境の悪化等に伴い、水産資源の減少が顕著で、漁業者の高齢化・後継者不足等も重なり、漁獲量・漁獲高ともに減少しているのが現状である。これら厳しい漁家経営環境を打開するために、水産資源の

増殖拡大及び漁場の有効利用を図ることを目的に、放流事業の実施等により、「つくり育てる漁業」を推進している。

また、新規漁業就業者に対する支援のほか、青壮年漁業者の新たな活動への支援を行い、漁業の担い手の育成を推進している。

(6) 融資制度

農業近代化資金

区 分 \ 年	令和3	4	5	6	7
基 準 金 利 (%)	1.60	1.75	1.95	2.35	2.65
利 子 補 給 率					
県他※ (%)	1.44	1.57	1.50	1.80	1.80
市 (%)	0.16	0.18	0.45	0.55	0.85
新 規 貸 付 件 数	1	2	0	0	2
新 規 融 資 額 (円)	860,000	10,433,000	0	0	4,340,000
融 資 残 高 (円)	48,388,000	47,305,000	35,125,000	23,048,000	19,760,000
市 利 子 補 給 金 (円)	377,992	297,554	227,105	138,140	93,554

※ (財)農林水産長期金融協会

漁業近代化資金

区 分 \ 年		令和 3	4	5	6	7
基 準 金 利 (%)		1.60	1.75	2.25	2.35	2.95
利 子 補 給 率	県 (%)	1.30	1.25	1.25	1.25	1.25
	市 (%)	0.30	0.50	1.00	1.00	1.00
新 規 貸 付 件 数		1	0	1	0	0
新 規 融 資 額 (円)		1,870,000	0	8,400,000	0	0
融 資 残 高 (円)		10,673,000	9,880,000	14,786,000	8,397,000	6,908,000
市 利 子 補 給 金 (円)		28,987	30,403	54,295	43,069	36,349

注：基準金利及び利子補給率については、4月1日現在のものである。

9 別子山地区水道施設

別子山地区では、簡易給水施設が5地区において平成26年度までに整備されており、水源が豊富で、渇水期にも十分な水量が得られ、良好な水質を保っている。

施設概要

(R 8. 4. 1 現在)

	弟地水道施設 (簡易給水施設)	保土野水道施設 (簡易給水施設)	成水道施設 (簡易給水施設)	小美野肉淵水道施設 (簡易給水施設)	瓜生野水道施設 (簡易給水施設)
所 在 地	別子山乙 538-1	別子山甲 386-3	別子山乙 332	別子山小美野乙 346-56	別子山瓜生野 269-2
完 成	平成27年 3 月	平成27年 3 月	平成26年 2 月	平成25年 3 月	平成25年 3 月
水 源 地 (箇所)	2	1	1	1	1
配 水 池 量 (m ³)	99.0	83.0	35	52.5	47.7
計 画 給 水 口 (人)	58	70	30	38	39
現 給 水 人 口 (人)	13	32	15	27	28
一 日 最 大 給 水 量 (m ³)	90.6	82.2	43.5	51.7	47.6

水道使用料

専 用 ・ 共 用 給 水 装 置	家 庭 用 1 世 帯 当 た り	月 額	1,100 円
	業 務 用 1 事 業 所 当 た り	月 額	1,100 円

10 別子山地域バス

別子山村との合併による新市建設計画に基づき、別子山地域と市街地とを結ぶ別子山地域バス(愛称：花ぐるま)の定期運行を平成18年4月29日から開始した。

バスの運行状態は、別子山地域では自由に乗降できるオン・デマンド方式で、別子橋から住友別子病院前までの間を1日3往復(6便)で運行している。

なお、令和7年度のバス利用実績は、延べ3,297人(1日当たり9.03人)であった。

通常運賃

大 人	400円
小 人	200円

※ 障害者及びその介護者1名は半額

回数乗車券

大 人 13 枚 綴	4,000円
------------	--------

定期乗車券

一 般	1 月	12,000円
	3 月	33,100円
	6 月	61,900円
	12 月	115,200円
学 生	1 月	4,800円
	3 月	12,900円
	6 月	23,000円
	12 月	40,300円

(別子山地域内利用の場合は、各使用料の半額とする)

建設



黒島橋



黒島海浜公園ローラースライダー

1 都 市 計 画

都市計画法が昭和8年に町にも適用できるようになり、同年12月9日新居浜町に都市計画法が適用された。

その後昭和10年5月4日に新居浜都市計画区域として、新居浜町、金子村、高津村、泉川村、角野村、中萩村を指定し、昭和27年3月31日に垣生村、神郷村、多喜浜村、宇摩郡天満村を都市計画区域に追加した。

そのうち、用途地域は昭和15年4月4日に（昭和26年5月23日変更、昭和37年3月7日変更）、準防火地域は昭和26年5月23日に、都市計画臨港地区は昭和40年3月24日に（平成19年2月20日変更）、それぞれ決定している。

新しい都市計画法が昭和44年6月14日に施行され、最も重要な都市計画として無秩序な市街化を防止し計画的な市街化を図るため、都市計画区域を区分して市街化区域及び市街化調整区域（線引き）を定めることになり、昭和48年12月28日に東予広域都市計画区域（新居浜市、西条市、東予市、小松町及び丹原町の旧3市2町）の指定と同時に市街化区域及び市街化調整区域を決定し、用途地域についても昭和49年1月18日に従来の4地域から8地域に指定替えを行った。

昭和62年5月26日には第1回目の線引きの変更を行い、同時に用途地域も変更した。その後、都市計画法及び建築基準法の改正（平成5年6月25日施行）により、用途地域の種類が8種類から12種類になったことに伴い、平成8年5月31日に新用途地域に指定替えを行った。

平成13年7月13日には第2回目の線引きの変更を行ったが、同年から施行された改正都市計画法で線引きが選択制になったことに伴い、平成16年5月14日に線引きを廃止し、旧市街化調整区域における良好な居住環境の形成・保全を図るため特定用途制限地域を指定した。

その後、地域の実情に応じた計画的な土地利用を誘導していくため、用途地域と特定用途制限地域について適時見直しを行い、都市計画の変更を決定している。

都市計画区域については、近年の市町村合併の進展等をふまえ新居浜市と西条市を別々の都市として総合的に整備、開発及び保全するため、平成21年1月13日に東予広域都市計画区域を分割し、新居浜都市計画区域に変更するとともに、合わせて関連する都市計画の名称を変更した。

市の都市計画に関する基本的な方針を示した「新居浜市都市計画マスタープラン」は、平成13年6月に策定後、平成28年3月に見直しを行い、激甚化・頻発化していく自然災害に対応する「国土強靱化地域計画」や上位計画である「第六次長期総合計画」等と整合を図り、社会経済情勢に対応した新たなまちづくりを推進するため令和3年3月に策定した。また、持続可能な都市構造を目指し、人口減少に対応したコンパクトシティの実現と近年の頻発・激甚化する自然災害に対応するため、新たに防災指針を定めた「新居浜市立地適正化計画」を令和7年3月に改定・公表した。

都市計画道路は昭和14年5月5日に（昭和29年12月21日全面変更）決定され、昭和60年8月20日に全路線の見直し及び国道11号バイパスを含めた4路線の追加を行った。その後、社会経済情勢の変化を踏まえ目指すべき都市構造に対応していくために、全路線の再検証を行い、令和5年3月3日に新たな道路網の形成となる見直しを行った。

公園は、滝の宮公園（昭和27年3月31日決定）を最初に、神郷公園（平成24年12月21日決定）まで各種公園を逐次決定している。

下水道は昭和35年8月25日に当初決定し、これまで数次にわたり排水区域を拡張してきた。その後は整備の進捗や社会情勢をふまえ、令和6年2月20日に変更し、排水区域を全体で2,576haとした。

その他の都市施設については、墓園、駐車場、ごみ焼却場、火葬場及び一団地の官公庁施設を決定している。

(1) 都市計画区域 (R8.4.1 現在)

名 称	面 積 (ha)
新居浜都市計画区域	10,004.3

(2) 地域地区

ア 用途地域

名 称	面 積 (ha)	建ぺい率 (%)	容積率 (%)
第一種低層住居専用地域	約 53	40	60
	約 271	50	80
第一種中高層住居専用地域	約 345	60	200
第一種住居地域	約 517	60	200
第二種住居地域	約 97	60	200
準住居地域	約 82	60	200
近隣商業地域	約 71	80	200
商業地域	約 201	80	400
準工業地域	約 79	60	200
工業地域	約 107	60	200
工業専用地域	約 713	60	200
計	約 2,537	—	—

イ 特定用途制限地域

名 称	面 積 (ha)
市街地周辺地区	約 803
幹線道路沿道地区	約 147
田園居住地区	約 6,371
産業居住地区	約 140
計	約 7,461

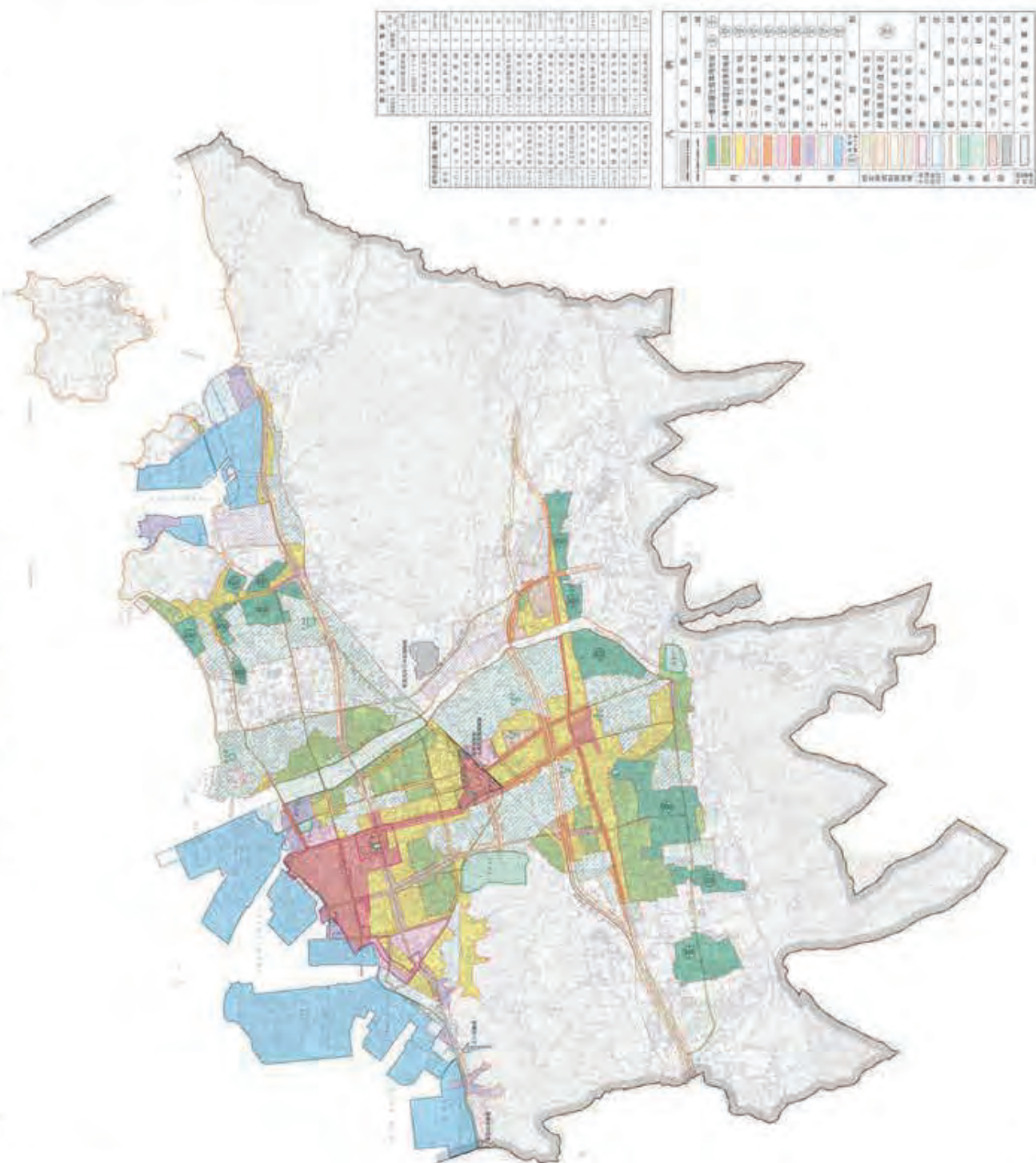
ウ 準防火地域

名 称	面 積 (ha)
準 防 火 地 域	114

エ 臨港地区

名 称	面 積 (ha)
新 居 浜 臨 港 地 区	412.3
東 予 臨 港 地 区	275.9
計	688.2

図画計都市都市新居



（3）本國及外國之社會主義、社會黨之研究。

(3) 都市施設

ア 街 路

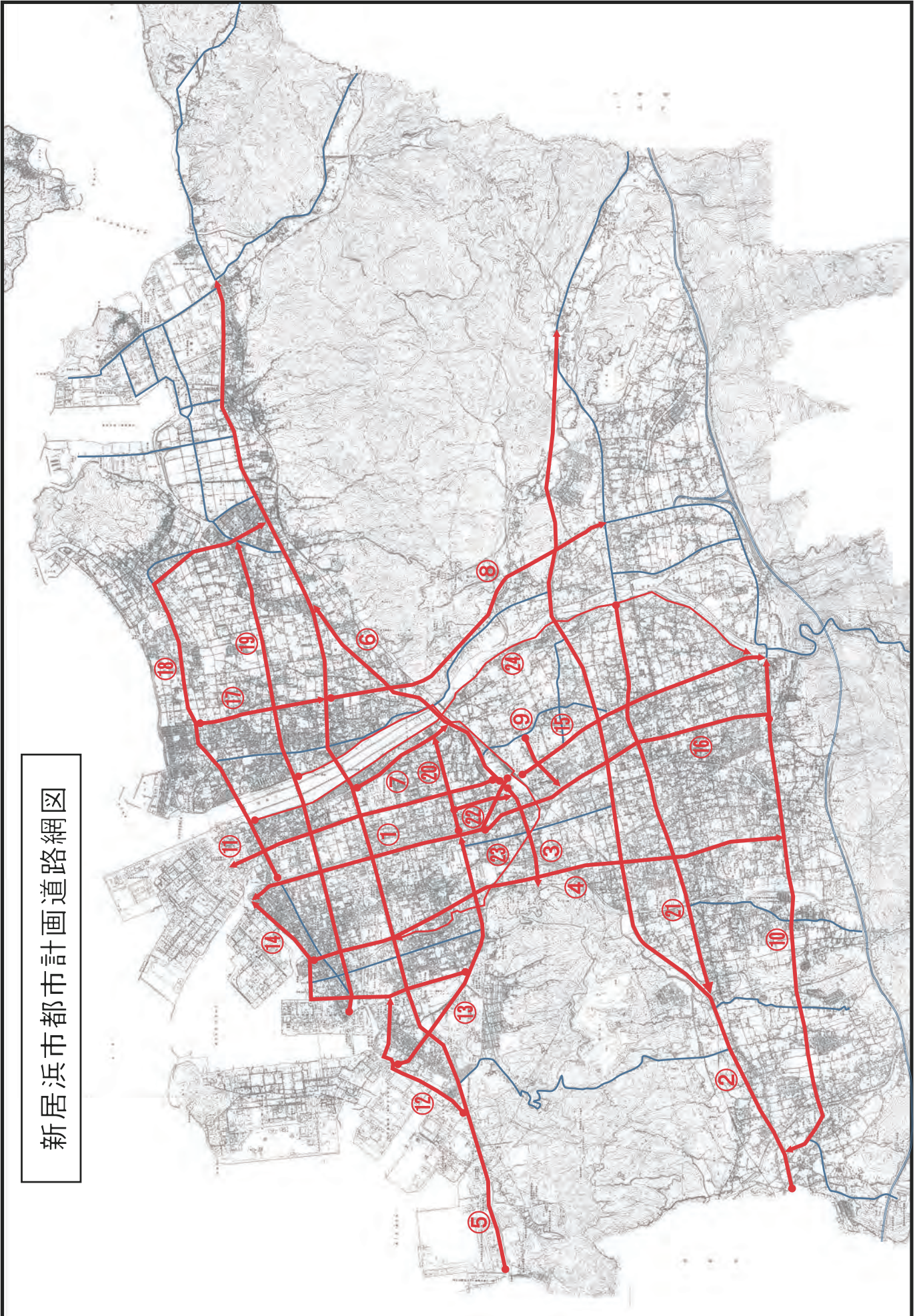
(R8.4.1 現在)

番号	街 路 名	位 置		計 画 決 定		進 捗 状 況		備 考
		起 点	終 点	幅 員 (m)	延 長 (m)	延 長 (m)	進捗率 (%)	
1	新居浜駅港町線	坂井町二丁目	港町	32.0	3,220	3,220	100	
		(起点に7,100㎡の交通広場)		27.0	620	620	100	県 施 行
				32.0	2,210	2,210	100	〃
				18～25	390	390	100	市 施 行
2	新居浜バイパス線	大生院字広坪	船木字下長野	30	9,840	8,395	85.3	
	(国道11号バイパス)			30	2,530	2,530	100	国 施 行
				35	1,590	1,590	100	〃
				40	2,380	2,380	100	〃
				24.25	2,340	895	38.2	〃
		高架部		47	880	880	100	〃
		橋梁幅員 (国領川橋)		27	120	120	100	〃
3	駅前滝の宮線	坂井町二丁目	滝の宮町	20	1,150	1,150	100	
				20	310	310	100	市施行(区画)
				20	840	840	100	市 施 行
4	西町中村線	西町	中村四丁目	20	5,320	3,582	67.3	
				18	1,910	1,420	74.3	県 施 行
				20	1,925	1,692	87.9	〃
		鉄道交差部		15.5～ 25.5	300	300	100	〃
				20	1,185	170	14.3	市 施 行
5	磯浦阿島線	磯浦町	阿島二丁目	20	11,400	11,400	100	
				20	5,630	5,630	100	県 施 行
				29	1,820	1,820	100	〃
				22	3,690	3,690	100	〃
		橋梁幅員 (平行橋)		22	260	260	100	〃
6	駅前郷線	坂井町二丁目	郷二丁目	16	2,890	2,890	100	
				16	2,610	2,610	100	県 施 行
				20	120	120	100	〃
		橋梁幅員 (城下橋)		12	160	160	100	〃

番号	街 路 名	位 置		計 画 決 定		進 捗 状 況		備 考
		起 点	終 点	幅 員 (m)	延 長 (m)	延 長 (m)	進捗率 (%)	
7	平形庄内線	平形町	庄内町六丁目	16	1,270	786	61.9	市 施 行
8	郷松の端線	郷一丁目	船木字松の端	16	3,700	2,960	80.0	
		鉄道交差部		16 13.8~ 27.8	3,370 330	2,630 330	78.0 100	県 施 行 "
9	坂井松木線	坂井町三丁目	松木町	16	720	330	45.8	市 施 行
10	上部東西線	西連寺町二丁目	大生院字岸影	16	4,970	4,301	86.5	市 施 行
11	新居浜駅菊本線	坂井町二丁目	菊本町一丁目	15	2,910	2,600	89.3	市 施 行
12	磯浦新田線	磯浦町	新田町一丁目	12	1,750	1,750	100	
				12 15~17	1,550 200	1,550 200	100 100	市 施 行 "
13	新田高木線	新田町三丁目	高木町	15	2,850	2,340	82.1	
				18 15 18	510 1,710 630	— 1,710 630	— 100 100	市 施 行 " "
14	河内町港町線	河内町	港町	15	3,040	2,680	88.2	
				16 15 18	900 1,280 860	900 920 860	100 71.9 100	市 施 行 " "
15	駅南中筋線	坂井町三丁目	中筋町一丁目	11	2,900	2,900	100	市 施 行
		(起点に 3,200m ² の交通広場)						
16	高木中筋線	高木町	中筋町一丁目	11	3,970	2,550	64.2	
				20 20.0~ 22.2 11	1,620 310 2,040	1,620 310 620	100 100 30.4	県 施 行 " "
17	宇高西筋線	宇高町三丁目	宇高町一丁目	16	1,400	546	39.0	
				16 16	565 835	37 509	6.5 61.0	県 施 行 市 施 行
18	港町松神子線	港町	松神子二丁目	11	4,980	3,190	64.1	
		橋梁幅員（新高橋）		11 9 16	2,880 310 1,790	2,880 310 —	100 100 —	県 施 行 " "

番号	街 路 名	位 置		計 画 決 定		進 捗 状 況		備 考
		起 点	終 点	幅 員 (m)	延 長 (m)	延 長 (m)	進捗率 (%)	
19	西原松神子線	西原町三丁目	松神子一丁目	15	5,300	5	0.1	
		橋梁幅員（敷島橋）		15	3,170	1	0.0	県 施 行
				14	320	—	—	
				11	1,810	4	0.2	県 施 行
20	高木庄内線	高木町	庄内町三丁目	11	1,090	—	—	市 施 行
21	上泉萩生線	上泉町	萩生字岸の下	11	4,490	—	—	国 施 行
22	庄内坂井線	庄内町五丁目	坂井町二丁目	13	670	376	56.1	市 施 行
	幹 線 街 路 計				79,830	57,283	71.8	
23	中央環状線	東雲町一丁目	一宮町二丁目	2.0	5,910	3,711	62.8	
	(自転車歩行者専用道)			3.5	1,850	1,850	100	市 施 行
				2.0	2,280	160	7.0	”
				6.8	510	431	84.5	”
				14.0	1,270	1,270	100	”
24	新須賀山根線	新須賀町四丁目	北内町四丁目	3.5	6,480	1,737	26.8	
	(自転車歩行者専用道)			3.5	5,210	1,737	33.3	市 施 行
				4.7	1,270	—	—	”
	特 殊 街 路 計				12,390	5,448	44.0	
	合 計				92,220	63,399	68.7	

新居浜市都市計画道路網図



イ 公園・緑地

(ア) 都市公園

都市計画公園

(R 8. 4. 1 現在)

種 類	種 別	公 園 名	位 置	計画決定面積 (ha)	開設面積 (ha)	
基 幹 公 園	住 区 基 幹 公 園	街 区	土 橋 公 園	土橋二丁目	0.63	0.63
		”	喜 光 地 公 園	喜光地町二丁目	0.17	0.17
		”	瀬 戸 公 園	瀬戸町	0.20	0.20
		”	中 須 賀 公 園	中須賀町二丁目	0.19	0.19
		”	新 須 賀 公 園	新須賀町四丁目	0.16	0.18
		”	寿 公 園	寿町	0.28	0.28
		”	船 木 公 園	船木字国領	0.27	0.27
		”	西 喜 光 地 公 園	西喜光地町	0.21	0.21
		”	駅 前 西 公 園	坂井町一丁目	0.15	0.15
		”	駅 前 中 央 公 園	坂井町二丁目	0.14	0.14
		”	駅 前 南 公 園	坂井町一丁目	0.11	0.11
		”	正光寺山古墳公園	坂井町二丁目	0.41	0.41
			計 12 力 所		2.92	2.94
		近 隣	新 居 浜 公 園	新須賀町三丁目	2.70	2.70
		”	中 央 公 園	繁本町	0.50	0.54
		”	松 の 木 公 園	松の木町	0.70	0.67
		”	神 郷 公 園	田の上一丁目	1.10	1.10
			計 4 力 所		5.00	5.01
	都市基 幹公園	総 合	山 根 公 園	角野新田町三丁目	10.10	10.10
			計 1 力 所		10.10	10.10
特殊公園	風 致	滝 の 宮 公 園	滝の宮町	51.70	41.79	
都 市 緑 地		国 領 川 緑 地	新高橋～城下橋 国領川河川敷	65.50	36.05	
計		19 力 所		135.22	95.89	

その他の都市公園

(R 8. 4. 1 現在)

名 称	種 別	位 置	面 積 (ha)	開設面積 (ha)
中 萩 き ら き ら 公 園	近 隣	本郷三丁目	1.07	1.07
池 田 池 公 園	風 致	船木字上原	22.14	22.14
黒 島 海 浜 公 園	"	黒島二丁目	12.55	12.55
ふ れ あ い 広 場	広 場	港町	0.47	0.47
憩 い の 森	"	泉池町	0.14	0.14
黒 島 工 業 団 地 緑 地	都市緑地	黒島・多喜浜	3.37	3.37
東 浜 公 園	街 区	阿島一丁目	0.96	0.96
三 喜 浜 公 園	"	"	0.26	0.26
渦 井 な か よ し 公 園	"	大生院	0.19	0.19
岡 城 館 歴 史 公 園	歴 史	楠崎一丁目	0.60	0.60
	計	10力所	41.75	41.75

都市公園合計

(R 8. 4. 1 現在)

名 称	箇所数	都市計画決定面積 (ha)	開設面積 (ha)
都 市 公 園 合 計	29	135.22	137.64

国領川緑地

Kokuryou River Park



施設概要表

種 別	箇所数	種 別	箇所数
ト イ	13 箇所	グラウンドゴルフ場	1 面
多 目 的	3 箇所	テ ニ ス コ ー ト	19 面
ソ フ ト ボ ー ル 場	11 面	多 目 的 広 場	12 箇所
陸 上 競 技 場	1 箇所	プ ー ル	1 箇所
サ ッ カ ー 場	7 面	体 育 館	1 箇所
少 年 野 球 場	4 面	駐 車 場	4 箇所

ウ 公営駐車場

(R 8. 4. 1 現在)

名 称	位 置	駐車できる自動車の種類	面積 (㎡)	収容台数 (台)
新 居 浜 駅 前 駐 車 場	坂井町二丁目 1396 番地	普通自動車（積載物を含め長さ 5 メートル以下のものに限る）	1,413	40
新 居 浜 駅 南 駐 車 場	坂井町三丁目甲 3456 番 1	”	2,531	84
新居浜駅南口広場駐車場	坂井町三丁目甲 3461 番 4	”	728	20

使用料及び実績

区 分				使 用 料 (円)	令和 7 年度実績	
					台数 (台)	金額 (円)
定 期 駐 車 以外の駐車	新 居 浜 駅 前 駐 車 場	1 回	30分以内	1 台につき 0	110,205	6,228,300
			30分を超え30分ごと ※24時間最大料金 2,100円	1 台につき 100		
	新 居 浜 駅 南 駐 車 場	1 回	3 時間以内	1 台につき 0	19,810	8,917,100
			3 時間を超え 1 時間ごと ※24時間最大料金 600円	1 台につき 100		
	新居浜駅南口広場駐車場	1 回	3 時間以内	1 台につき 0	6,249	3,994,400
			3 時間を超え 1 時間ごと ※24時間最大料金 600円	1 台につき 100		

(注) 平成 29 年 8 月から駐車料金改定

エ 公営駐輪場

(R 8. 4. 1 現在)

名 称	位 置	駐輪できる自転車等の種類	面積 (㎡)	収容台数(台)	
				自転車	バイク
新 居 浜 駅 前 駐 輪 場	坂井町二丁目3番55号	自転車、原動機付自転車、普通自動二輪車、大型自動二輪車	1,590	888	30
新居浜駅南口広場駐輪場	坂井町三丁目甲3458番1		240	121	18

使用料及び実績

1) 新居浜駅前駐輪場

区 分		使 用 料 (円)			令和7年度実績	
		自転車		バイク	台数 (台)	金額 (円)
		屋内式	開放式			
定 期 駐 車	1 月	1,000	900	1,500	(自転車) 1,046	8,606,800
	3 月	2,700	2,400	4,000		
	6 月	5,200	4,600	7,800	(バイク) 47	
	12月	10,000	9,000	15,000		
定 期 駐 車 以外の駐 車	基本料金 (2 時間以内)	0		0	(自転車) 6,857	1,615,300
	超過料金 (1 日 1 回 2 時間を超える場合)	100		200	(バイク) 1,350	

2) 新居浜駅南口広場駐輪場

区 分		使 用 料 (円)		令和7年度実績	
		自転車(開放式)	バイク	台数 (台)	金額 (円)
定 期 駐 車	1 月	900	1,500	(自転車) 202	944,200
	3 月	2,400	4,000		
	6 月	4,600	7,800	(バイク) 26	
	12月	9,000	15,000		
定 期 駐 車 以外の駐 車	基本料金 (2 時間以内)	0	0	(自転車・ バイク)	882,100
	超過料金 (1 日 1 回 2 時間を超える場合)	100	200	4,289	

(4) 緑化推進

潤いのあるアメニティ・タウンを目指し、自然と調和のとれた緑と花と彫刻のある郷土づくりを市民とともに推進している。

令和7年度実績

・花いっぱい運動の推進

池田池公園、中央公園など市内の公園等に、四季折々の花を植え、潤いのあるまちづくりを推進した。

ポケットパーク

年 度	名 称	位 置	面 積 (㎡)
63	ポケットパーク (犬の見た夢)	一宮町一丁目5番	142
元	ポケットパーク (リズム&ハーモニー)	高木町9番	32
元	ポケットパーク (女の子二人)	西喜光地町9番	153
2	ポケットパーク (自然の恵みに)	江口町4番	168
2	ポケットパーク (SWE L L)	阿島二丁目17番	224
3	ポケットパーク (陽の中で)	寿町5番	153
3	ポケットパーク (萌いずる)	松神子二丁目2番	57
3	ポケットパーク (夢はるか)	繁本町2番	5
4	ポケットパーク (慧眼)	神郷一丁目1番	80
4	ポケットパーク (青春譜)	泉池町9番	44
5	ポケットパーク (風)	東田二丁目	61
5	ポケットパーク (長衣の女)	西連寺二丁目3番	92
9	ポケットパーク (学習の木)	王子町3番・4番	1,482
17	旧泉川町役場跡緑地	松原町11番	159
22	駅前1号緑地	坂井町一丁目8番	754
21	駅前2号緑地	庄内町六丁目12番	934
21	駅前3号緑地	坂井町二丁目9番	116
23	駅前5号緑地	坂井町二丁目3番	450
21	駅前6号緑地	庄内町六丁目11番	275
23	駅前7号緑地	庄内町四丁目7番	1,005
22	駅前8号緑地	坂井町一丁目1番	95
22	駅前1号ポケットパーク	庄内町四丁目7番	182
22	駅前2号ポケットパーク	坂井町一丁目1番	74

※その他 平成8年度愛媛県において王子町にポケットパーク(面積1,482㎡)が開設されたことに伴い、平成9年度生涯学習都市宣言を受けて「学習の木」のモニュメントを市において設置した。

(5) 開発許可

ア 都市計画法関係年度別処理件数

年度 \ 区分	第 29 条 開発行為許可申請	市規則第 4 条 開発行為工事着手届	第 36 条 開発行為工事完了届	第 37 条 開発行為建築承認
令和 3	19	14	18	1
4	14	18	20	0
5	13	12	14	0
6	11	13	11	0
7	11	10	9	0

イ 国土利用計画法届出件数

年度 \ 区分	国土法届出件数	遊休土地調査件数
令和 3	13	0
4	17	0
5	10	0
6	4	0
7	6	0

(6) 駅周辺整備事業

新居浜駅前土地区画整理事業による工事概成後、新居浜駅周辺の交通結節点機能の向上、駅利用の利便性・安全性・快適性の向上を図り、新都市拠点として駅南を含めた一体的かつ総合的なまちづくりを目指すため、駅周辺の公共施設等の整備について、市民の代表等で構成する「新居浜駅前広場等整備検討

委員会」による基本設計や景観デザインなどを検討した提言書を基本に整備を行った。

自由通路、駐車場、駐輪場、広場等を段階的に整備し、平成27年度に完成した。

また、新居浜駅前を新居浜らしい賑わいと出会いの場づくりに寄与するため、全国公募でモニュメントを設置している。

施 設 名	概 要	備 考
新居浜駅南北自由通路（出 逢 い ロ ード）	橋長 68.6m、有効幅員 6m 公衆トイレ及び展望デッキを併設	平成26年2月1日供用
新 居 浜 駅 前 駐 車 場	駐車台数 40台	平成24年12月28日供用
新 居 浜 駅 前 駐 輪 場	自転車 888台、バイク 30台	平成25年3月18日供用
新 居 浜 駅 南 駐 車 場	駐車台数 84台	平成26年12月1日供用
新居浜駅南口広場駐車場	駐車台数 20台	平成27年6月24日供用
新居浜駅南口広場駐輪場	自転車 121台、バイク 18台	平成27年6月24日供用
駅 前 人 の 広 場	整備面積 2,550㎡	平成27年7月完成
南 口 広 場	整備面積 2,600㎡ (駐車場、駐輪場を含む)	平成27年6月完成
駅 前 モ ニ ュ メ ン ト		
駅 前 交 通 広 場	1基【全てはここから、そして未来へ“歓喜抗”】	平成25年2月完成
シンボルロード	6基【空の支柱】【あかがねの樹】【あかがねのまち】【あかがねの風にのって】【永遠】【Natural Posture『芽生え』】	平成26年5月完成
人 の 広 場	1基【歓迎の門】	平成27年1月完成

2 区 画 整 理

(1) 新居浜駅前土地区画整理事業

新居浜駅周辺地区は、新都市拠点と位置付け、にぎわいの創出、都市基盤の形成、居住環境の改善等を目的としている。

その第1段階として、新居浜駅前地区において、土地区画整理事業を実施することとし、平成元年度に「情報と文化にあふれたにぎわいのあるまちづくり」をテーマに基本構想を作成、平成3年度には、より具体的な基本計画案を作成した。

その後、地元の代表からなる「まちづくり協議会」の意見を取り入れ基本計画を見直すなど、時間をかけて合意形成を図り、平成9年8月に都市計画決定、平成10年4月に事業計画の決定公告を行い、当市はじめての土地区画整理事業に着手する運びとなった。

平成14年9月の仮換地指定後、約8年半をかけ建物移転を行いながら区画整理工事を進め、平成23年5月に工事が概成した。その後、換地計画を策定し、平成24年7月換地処分、平成24年9月区画整理登記完了、平成29年度には、清算事務が完了し、事業が完了した。

事業概要

1 事業名称	新居浜都市計画事業新居浜駅前土地区画整理事業
2 施行者	新居浜市
3 施行地区	坂井町、庄内町の各一部
4 施行面積	27.8ヘクタール
5 事業施行期間	平成10年度～平成29年度

事業経緯

平成元年度	基本構想作成
平成3年度	基本計画案作成
平成9年8月19日	都市計画決定
平成10年4月23日	事業計画公告(事業開始)
平成14年9月6日	仮換地指定開始
11月27日	区画整理工事着手
平成23年5月24日	工事概成
平成24年3月28日	換地計画認可
7月20日	換地処分公告
9月26日	土地区画整理登記完了
12月17日	国土調査法第19条第5項の指定
平成29年度	清算金処理完了



3 道 路

(1) 市域内道路

(R7.4.1 現在)

種 別		舗装実延長 (m)	砂利道実延長 (m)	実延長計 (m)	実延長舗装率 (%)	道路部面積 (㎡)
国 道		17,213	0	17,213	100.0	388,171
県 道	主 要 地 方 道	59,216	1,407	60,624	97.7	748,177
	一 般 県 道	28,022	4,199	32,221	87.0	348,841
市 道		430,860	65,405	496,265	86.8	2,864,193

注：愛媛の道路(資料編)より

(2) 市 道

ア 市道の現況

(R7.4.1 現在)

種 別	路 面 別 内 訳						合 計 (実延長) (m)	舗 装 延 長 率 (%)	路 線 数
	砂利道 (m)	舗 装 道							
		セメント系 (m)	ア ス フ ェ ル ト 系			計 (m)			
			高級 (m)	簡易 (m)	防塵 (m)				
一 級 市 道	1,798	534	27,370	38,109	0	66,013	67,811	97.3	56
二 級 市 道	3,363	2,980	2,880	25,266	0	31,126	34,489	90.2	32
小 計	5,161	3,514	30,250	63,375	0	97,139	102,300	95.0	88
その他の市道	60,244	8,497	26,478	298,746	0	333,721	393,965	84.7	1,052
計	65,405	12,011	56,728	362,121	0	430,860	496,265	86.8	1,140

注：愛媛の道路(資料編)より

イ 新居浜市道路認定要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新居浜市が道路法(昭和27年法律第180号)第8条第1項の規定に基づき、市道として路線認定する道路について、必要な基準等を定めるものとする。

(認定の基準)

第2条 市道の路線に認定する道路は、一般公共の用に供する道路で次の各号いずれかに該当するものでなければならない。ただし、特別に道路管理者が重要と認める路線については、この限りではない。

- (1) 道路の起終点がともに国道、県道又は市道のいずれかに接続している通り抜け道路
- (2) 起点が国道、県道又は市道のいずれかに接続している循環状道路

(3) 起終点の一方が国道、県道又は市道のいずれかに接続し、他方が公共施設等に接続している道路

(4) 都市計画法(昭和43年法律第100号)、土地区画整理法(昭和29年法律第119号)その他の法令により築造され、起終点の一端が国道、県道又は市道のいずれかに接続しており、認定に関し道路管理者と協議済みの道路

(5) 市の道路事業で施工する道路

(6) 国道又は県道の路線変更等に伴い旧道となった区間で、市道として存置する必要がある道路

(認定の条件)

第3条 市道の路線に認定する道路は、次の各号すべてに該当しなければならない。ただし、特別に道路管理者が重要と認める路線については、

この限りではない。

- (1) 道路の幅員が、4メートル以上あること。
 - (2) 道路の路面と構造物が良好に整備され、民地との境界が明確であり、維持管理に支障がないこと。
 - (3) 道路敷地に公共施設を除いた占用物件がないこと。
 - (4) 側溝等の排水施設が完備されていること。
 - (5) 道路の敷地及び構造物を無償譲渡できること。(敷地については、所有者において分筆する。)
 - (6) 道路の敷地には、担保物権、用益物権その他の権利等維持管理の支障となる制限、負担等がないこと。
- (その他)

第4条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は要領で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成13年4月1日から施行する。
(新居浜市道路管理要綱の廃止)
- 2 新居浜市道路管理要綱(昭和49年制定。以下「旧要綱」という。)は、廃止する。
(新居浜市道路管理要綱の廃止に伴う経過措置)
- 3 廃止前の旧要綱により制定された市道は、新居浜市道路認定要綱第2条及び第3条の規定により認定されたものとみなす。

(3) 市域内橋梁

(R7.4.1 現在)

種 別	総 数		永 久 橋		非 永 久 橋	
	個 数	橋 長 (m)	個 数	橋 長 (m)	個 数	橋 長 (m)
国 道	28	559	28	559	0	0
県 道	81	2,397	81	2,397	0	0
市 道	337	4,171	337	4,171	0	0
総 数	446	7,127	446	7,127	0	0

注：愛媛の道路(資料編)より

独立専用自歩道橋を除く

(4) 道路占用料

占 用 物 件			単 位	占 用 料 (円)	
法第32条第1項 第1号に掲げる 工作物	電 柱		1本につき1年	1,000	
	電 話 柱			930	
	その他の柱類			72	
	共架電線その他上空に設ける線類		長さ1メートルにつ き1年	10	
	地下に設ける電線その他の線類			5	
	路上に設ける変圧器		1個につき1年	700	
	地下に設ける変圧器		占用面積1平方メー トルにつき1年	480	
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所		1個につき1年	1,400	
	郵便差出箱及び信書便差出箱			600	
	広 告 塔		表示面積1平方メー トルにつき1年	4,400	
	その他のもの		占用面積1平方メー トルにつき1年	1,400	
法第32条第1項 第2号に掲げる 物件	外径が0.1メートル未満のもの		長さ1メートルにつ き1年	48	
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの			72	
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの			95	
	外径が0.2メートル以上0.4メートル未満のもの			190	
	外径が0.4メートル以上1メートル未満のもの			480	
	外径が1メートル以上のもの			950	
法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設			占用面積1平方メー トルにつき1年	1,400	
法第32条第1項 第5号に掲げる 施設	地 下 街 及 び 地 下 室	階 数 が 1 の も の		近傍類似の土地の 時価(以下「A」と いう。)に0.003を 乗じて得た額	
		階 数 が 2 の も の		Aに0.005を乗じ て得た額	
		階 数 が 3 以 上 の も の		Aに0.006を乗じ て得た額	
	上空に設ける通路				2,900
	地下に設ける通路				1,500
	その他のもの				1,400
	法第32条第1項 第6号に掲げる 施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの		占用面積1平方メー トルにつき1日	44
その他のもの		占用面積1平方メー トルにつき1月	440		
道路法施行令 (昭和27年政令 第479号。以下 「令」という。)第 7条第1号に掲 げる物件	看 板 (アーチであるものを除く。)	一時的に設けるもの	表示面積1平方メー トルにつき1月	440	
		その他のもの	表示面積1平方メー トルにつき1年	4,400	
	標 識		1本につき1年	1,100	
	旗 ざ お	祭礼、縁日その他の催し に際し、一時的に設ける もの	1本につき1日	44	
		その他のもの	1本につき1月	440	
	幕 (令第7条第4号に掲げ る工事用施設であるもの を除く。)	祭礼、縁日その他の催し に際し、一時的に設ける もの	その面積1平方メー トルにつき1日	44	
		その他のもの	その面積1平方メー トルにつき1月	440	
	ア ー チ	車道を横断するもの	1基につき1月	4,400	
		その他のもの		2,200	

占 用 物 件		単 位	占 用 料 (円)
令第7条第2号に掲げる工作物		占有面積1平方メートルにつき1年	1,000
令第7条第3号に掲げる施設			Aに0.028を乗じて得た額
令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料		占有面積1平方メートルにつき1月	440
令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設			140
令第7条第9号に掲げる施設	建築物	占有面積1平方メートルにつき1年	Aに0.016を乗じて得た額
	その他のもの		Aに0.011を乗じて得た額
令第7条第10号イに規定する道路の上空に設ける同号に掲げる施設及び自動車駐車場	建築物		Aに0.02を乗じて得た額
	その他のもの		Aに0.011を乗じて得た額
令第7条第11号に掲げる応急仮設建築物	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの		Aに0.016を乗じて得た額
	上空に設けるもの		Aに0.02を乗じて得た額
	その他のもの		Aに0.028を乗じて得た額
令第7条第12号に掲げる器具			

(5) 道路占用料徴収実績

(令和7年度)

占 用 物 件		単 位	金 額 (円)
道路法第32条第1項第1号に掲げる工作物	電柱、電話柱等	1本につき1年	5,027,520
	上空及び地下に設ける線類	長さ1メートルにつき1年	6,188,380
	公衆電話所・広告塔・郵便差出箱その他のもの	1個につき1年・占用面積1平方メートルにつき1年	489,180
道路法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.1メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	15,502,560
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		284,190
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		826,050
	外径が0.2メートル以上0.4メートル未満のもの		3,663,580
	外径が0.4メートル以上1メートル未満のもの		5,324,160
	外径が1メートル以上のもの		91,200
道路法施行令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料		占用面積1平方メートルにつき1月	45,320
その他			212,000
合 計			37,654,140

(6) 安全施設の整備

安全で円滑な交通環境を確保するため、カーブミラー、ガードレール、区画線等の交通安全施設の整備を図るほか、道路パトロールによる常時巡回と補修を実施。

安全施設の設置状況

区分 \ 年度		令和3	4	5	6	7
カーブミラー	カ所	33	22	24	10	10
ガードレール ガードパイプ	m	265	167	319	0	112

4 建 築

(1) 建築確認

ア 建築確認申請用途別受理件数

(単位：件)

年度 \ 区分	住 宅	貸 家	店 舗	店 住	工 場	事務所	その他	計
令和3	445	61	13	12	47	11	53	642
4	458	51	8	4	43	18	72	654
5	359	24	11	4	42	22	38	500
6	339	20	20	3	36	12	45	475
7	350	8	5	5	21	12	29	430

イ 建築物確認・許可状況

(単位：件)

区 分 \ 年 度		令和3	4	5	6	7
確認申請受付	総 数	642	654	500	475	438
	(旧)1～3号建物確認申請	93	98	56	54	—
	(旧)4号建物確認申請	533	533	429	404	—
	建築物確認申請	—	—	—	—	430
	工作物確認申請	7	11	10	11	3
	建築設備	9	12	5	6	5
確認		610	601	498	466	400
検査済証交付		536	581	480	403	384
計画通知受付		10	8	9	5	5
適合通知		10	8	9	4	5
計画通知検査済証交付		14	4	6	7	5
許可申請		7	10	11	8	2
許可		7	10	11	8	2

注：(旧)1～3号建物、4号建物とは、建築基準法第6条第1項に規定する建物をいう。

ウ 違反建築件数

(単位：件)

区分 \ 年度	令和3	4	5	6	7
違反	2	2	2	2	2
是正完了	0	0	0	0	0
是正指導中	2	2	2	2	2
是正命令	0	0	0	0	0

5 市 営 住 宅

(1) 公営住宅

(R8.4.1 現在)

団 地 名	建設年度	構 造	戸数	所 在 地
治 良 丸 西	昭和35	木 造 平 家	14	新居浜市萩生2613番地
治 良 丸 西	36	木 造 平 家	8	新居浜市萩生2613番地
篠 場	36	木 造 平 家	32	新居浜市篠場町6番、7番
篠 場	36	簡 耐 平 家	22	新居浜市篠場町7番
篠 場	37	木 造 平 家	29	新居浜市篠場町6番、9番
篠 場	37	簡 耐 平 家	27	新居浜市篠場町9番
篠 場	38	簡 耐 平 家	4	新居浜市篠場町7番
大 生 院	38	木 造 平 家	12	新居浜市大生院215番地の1
篠 場	38	木 造 平 家	2	新居浜市篠場町8番
大 生 院	38	木 造 平 家	18	新居浜市大生院215番地の1
大 生 院	38	簡 耐 平 家	20	新居浜市大生院215番地の1
大 生 院	39	簡 耐 平 家	40	新居浜市大生院215番地の1
大 生 院	39	簡 耐 2 階	10	新居浜市大生院215番地の1
大 生 院	40	簡 耐 平 家	35	新居浜市大生院215番地の1
大 生 院	40	簡 耐 2 階	10	新居浜市大生院215番地の1
大 生 院	41	簡 耐 平 家	12	新居浜市大生院215番地の1
大 生 院	41	簡 耐 2 階	10	新居浜市大生院215番地の1
大 生 院	42	簡 耐 平 家	9	新居浜市大生院215番地の1
大 生 院	42	簡 耐 2 階	12	新居浜市大生院215番地の1
元 船 木	46	簡 耐 2 階	48	新居浜市船木甲2990番地の3
泉 宮	47	中 耐 4 階	32	新居浜市泉宮町2番
桜 木	48	中 耐 4 階	24	新居浜市桜木町16番
南 小 松 原	48	中 耐 4 階	16	新居浜市南小松原町7番
南 小 松 原	49	中 耐 4 階	40	新居浜市南小松原町7番
瀬 戸	49	中 耐 4 階	16	新居浜市瀬戸町7番
南 小 松 原	50	中 耐 4 階	24	新居浜市南小松原町7番
南 小 松 原	51	中 耐 4 階	40	新居浜市南小松原町9番
瀬 戸	51	中 耐 4 階	16	新居浜市瀬戸町7番
南 小 松 原	52	中 耐 4 階	56	新居浜市南小松原町9番
寿	52	中 耐 4 階	16	新居浜市寿町12番
松 原	53	中 耐 5 階	60	新居浜市松原町6番
松 原	54	中 耐 5 階	60	新居浜市松原町6番
大 島	54	簡 耐 2 階	4	新居浜市大島甲1463番地の1
			4	新居浜市大島甲1466番地の1地先
松 原	55	中 耐 5 階	35	新居浜市松原町5番
			25	新居浜市松原町6番

団 地 名	建設年度	構 造	戸数	所 在 地
高 津	56	中 耐 3 階	36	新居浜市高津町 8番
瀬 戸 西	56	簡 耐 2 階	5	新居浜市瀬戸町 4番
大 島 東	56	簡 耐 2 階	5	新居浜市大島甲 13番地の 1
城 下	56	中 耐 5 階	35	新居浜市郷五丁目 6番
庄 内	57	簡 耐 2 階	10	新居浜市庄内町六丁目 9番
西 の 土 居	57	中 耐 3 階	11	新居浜市西の土居町二丁目 1番
滝 の 宮	57	簡 耐 2 階	7	新居浜市西の土居町二丁目 16番
新 田	57	中 耐 3 階	15	新居浜市新田町一丁目 6番
新 須 賀	58	中 耐 4 階	16	新居浜市新須賀町二丁目 9番
西 原	58	中 耐 5 階	20	新居浜市西原町二丁目 4番
新 田	58	中 耐 3 階	15	新居浜市新田町一丁目 6番
新 田 第 二	59	中 耐 5 階	30	新居浜市新田町一丁目 5番
新 須 賀	59	中 耐 4 階	32	新居浜市新須賀町二丁目 9番
新 田 第 二	60	中 耐 5 階	40	新居浜市新田町一丁目 5番
坂 井	60	中 耐 3 階	12	新居浜市坂井町三丁目 5番
北 新 町	61	中 耐 5 階	50	新居浜市北新町 3番
北 新 町	62	中 耐 5 階	95	新居浜市北新町 3番
北 新 町	63	中 耐 5 階	25	新居浜市北新町 3番
南 小 松 原	平成元	中 耐 4 階	24	新居浜市南小松原町 9番
西 原	元	中 耐 3 階	12	新居浜市西原二丁目 4番
泉 宮 第 二	元	中 耐 4 階	20	新居浜市泉宮町 6番
南 小 松 原	2	中 耐 4 階	24	新居浜市南小松原町 7番
横 山 南	3	中 耐 3 階	12	新居浜市中萩町 14番
横 山 北	3	中 耐 3 階	18	新居浜市中萩町 10番
治 良 丸	4	中 耐 3 階	18	新居浜市萩生 2707番地の 1
横 山 南	4	中 耐 3 階	18	新居浜市中萩町 14番
治 良 丸	5	中 耐 3 階	30	新居浜市萩生 2707番地の 1
横 山 南	5	中 耐 3 階	36	新居浜市中萩町 14番
治 良 丸	平成 7	中 耐 3 階	24	新居浜市萩生 2653番地の 1
			18	新居浜市萩生 2651番地の 1
治 良 丸	8	中 耐 3 階	24	新居浜市萩生 2715番地の 3
治 良 丸	9	中 耐 3 階	18	新居浜市萩生 2691番地
治 良 丸	11	中 耐 3 階	18	新居浜市萩生 2730番地の 1
南 小 松 原	26	中 耐 4 階	24	新居浜市南小松原町 9番
治 良 丸 南	29	中 耐 3 階	29	新居浜市萩生 2833番地の 1
治 良 丸 南	30	中 耐 3 階	29	新居浜市萩生 2833番地の 1
東 田	令和 4	高 耐 6 階	64	新居浜市東田二丁目甲 1505番地の 1
東 田	6	高 耐 8 階	86	新居浜市東田二丁目甲 1505番地の 1

(2) 改良住宅

(R 8. 4. 1 現在)

団 地 名	建設年度	構 造	戸数	所 在 地	家賃(月額)(円)
桜 木	昭和45	中 耐 4 階	24	新居浜市桜木町16番	3,600
桜 木	46	中 耐 4 階	24	新居浜市桜木町16番	3,600
南 小 松 原	47	中 耐 4 階	16	新居浜市南小松原町7番	7,700
桜 木	47	中 耐 4 階	24	新居浜市桜木町16番	3,600
東 雲	47	中 耐 4 階	24	新居浜市東雲町三丁目7番	1,300
南 小 松 原	48	中 耐 4 階	32	新居浜市南小松原町9番	7,700
南 小 松 原	49	中 耐 4 階	16	新居浜市南小松原町9番	9,000

(3) その他の市営住宅

(R 8. 4. 1 現在)

団 地 名	建設年度	構 造	戸数	所 在 地	家賃(月額)(円)
新 須 賀 共 同	昭和25	木 造 平 家	1	新居浜市新須賀町四丁目3番	350
			1		400
保 土 野	平成 7	木 造 平 家	1	新居浜市別子山甲339番地の1	1,200

(4) 活性化推進住宅

(R 8. 4. 1 現在)

団 地 名	建設年度	構 造	戸数	所 在 地	家賃(月額)(円)
草 原	昭和31	木 造 平 家	1	新居浜市別子山乙240番地の2	4,000
肉 渕	平成 4	木 造 2 階	1	新居浜市別子山甲290番地の2	20,000
肉 渕	5	耐 火 2 階	4	新居浜市別子山甲303番地	16,000
			2		18,000
瓜 生 野	11	木 造 平 家	4	新居浜市別子山甲140番地の2	18,000
瓜 生 野 第 2	21	木 造 平 家	4	新居浜市別子山甲139番地の2	16,000

(5) 収容施設

城下寮

本施設は、住宅に困っているものを収容し、保護するための収容施設で、昭和34年に設置、昭和56年度、57年度の2カ年で改築した。

所 在 地	東雲町三丁目2番13号
構 造	鉄筋コンクリート造2階建
敷 地 面 積	2,257.82㎡
建 物 面 積	546.92㎡
建 設 費	8,470万円
完成年月日	昭和57年11月29日
収 容 定 数	26世帯

6 用地

用地取得補償及び登記状況

(令和7年度)

事業別	契約件数 (件)	用地取得面積 (㎡)	用地取得費 (円)	物件等補償費 (円)	所有権移転登記件数 (筆)
道路事業	5	660.24	7,880,801	47,192,738	7
都市計画街路事業	12	1,322.94	34,507,479	91,266,356	11
その他の事業	0	0.00	0	0	0
計	17	1,983.18	42,388,280	138,459,094	18

7 国道11号新居浜バイパス

国道11号は、徳島市を起点とし高松市を経て松山市に至る幹線道路で、四国の瀬戸内圏の文化・工業・経済最重要路線であるが、新居浜市内における交通量は1日3万台を超える地点もある状況で、慢性的な交通混雑をきたしている。

こうした慢性的な交通混雑を緩和するため、昭和60年8月に船木から大生院までの延長9.3km区間で新居浜バイパスが都市計画決定された。

当バイパスは平成2年度に東田地区から西喜光地町地区において工事着手、平成20年3月までに東田地区から西喜光地町地区間の延長2.4kmが供用開始。その後、平成24年2月に本郷地区から萩生地区間の延長2.0kmが暫定2車線で供用開始、平成30年12月に萩生地区から大生院地区間の延長1.5kmが4車線化で供用開始、令和6年4月27日に西喜光地町地区から本郷地区間の延長1.1kmが暫定2車線で供用開始され、国道11号の交通混雑の緩和及び安心・安全な道づくりの確保が図られた。

現在は、早期全線開通に向けて、残りの船木地区から東田地区間の延長2.3kmについて事業が進められている。

8 地籍調査

(1) 事業目的

土地行政の基礎として、土地に関する実態を正確に把握し、貴重な財産である土地の正しい位置、境界、地番、地目、面積等、地籍の明確化を図る。

(2) 対象地域

- ・対象面積 232.65 km²
- ・事業開始年度 旧新居浜地区 平成18年度
旧別子山地区 平成9年度

(3) 進捗状況

実施面積は、当該年度の一部と前年度の一部を合計した面積となる。

ア 旧新居浜地区

(R 8. 4. 1 現在)

年度	新規着手地区名	計画面積 (km ²)	実施面積 (km ²)	筆数 (筆)	
				調査前	調査後
平成18	坂ノ下の一部	0.08	0.08	172	219
20	高祖の一部	0.12	0.12	346	328
22	高祖の一部	0.20	0.15	532	586
23	治良丸の一部	0.28	0.27	771	626
24	治良丸・旦ノ上の一部、河ノ北の一部	0.75	0.63	1,150	911
25	旦ノ上・大生院の一部、河ノ北の一部	1.39	1.25	2,128	2,006
26	政枝町・高木町・滝の宮町・坂井町の一部	0.69	0.85	2,549	1,786
27	庄内町四・五・六丁目・高木町・坂井町の一部	0.55	0.58	2,133	1,647
28	庄内町二丁目・庄内町三丁目	0.40	0.44	1,578	1,203
29	大生院・東田・光明寺の一部	0.28	0.31	422	437
30	観音原の一部、船木坂ノ下・長野の一部	0.89	0.75	485	415
令和元	光明寺の一部	1.17	1.10	360	262
2	庄内町の一部・久保田町の一部	0.35	0.53	1,257	1,058
3	久保田町一丁目・久保田町二丁目	0.32	0.25	1,188	893
4	八雲町・泉宮町	0.39	0.47	1,152	725
5	一宮町一丁目・一宮町二丁目	0.30	0.17	878	579
6	田所町・繁本町・宮西町	0.40	0.52	1,073	757
7	徳常町・若水町一丁目・若水町二丁目	0.37	0.37	1,533	1,052
計		8.93	8.84	19,707	15,490

イ 旧別子山地区

(R 8. 4. 1 現在)

年度	新規着手地区名	計画面積 (km ²)	実施面積 (km ²)	筆数 (筆)	
				調査前	調査後
平成9～18	弟地・筏津の一部、瀬場・豊後、保土野の一部、谷内・床鍋・中藪・肉淵・芋野・小美野、成・竹ヶ市の一部、大本、大野・竹ヶ市の一部、横道の一部	9.68	9.49	1,855	1,277
19	谷・横道の一部	1.06	1.01	93	93
20	瓜生野の一部	0.83	0.88	134	168
21	瓜生野の一部・草原	1.02	0.98	79	92
22	瓜生野の一部	1.19	1.15	23	27
23	瓜生野の一部	0.53	0.68	77	82
24	瓜生野の一部	0.66	0.78	83	87
26	竹ヶ市の一部	0.57	0.57	29	18
28	弟地の一部	0.88	0.68	61	55
29	弟地・筏津・保土野の一部	4.47	4.67	10	10
令和元	保土野の一部	0.76	0.38	10	5
3	保土野の一部第2	3.54	3.21	4	4
4	芋野の一部	2.54	2.74	4	6
5	芋野の一部・成の一部	2.15	2.21	3	3
6	成の一部、竹ヶ市の一部・大野の一部	2.35	2.15	38	20
7	大野の一部、横道の一部・瓜生野の一部	5.10	4.58	20	29
計		37.33	36.16	2,523	1,976

(4) 事業費の推移(直近5年間)

(単位：千円)

年度	令和 3	4	5	6	7
総 事 業 費	48,535	80,940	50,217	94,981	120,177
うち 県 支 出 金	31,125	52,342.5	28,059	59,700	76,500

9 生活排水路及び河川

公共下水道事業計画外の排水路、排水管及び市管理普通河川の改良と維持補修を行い、住民の生活環境改善を図っている。

令和7年度実績

整備事業費 21,172千円

整備延長 88.6m

10 排水ポンプ場

(R8.4.1 現在)

ポンプ場名	設置場所	計画排水面積(ha)	ポンプ口径(mm)	台数(台)	原動機の種類	排水能力(m ³ /h)
惣 開	惣開町 3 番 25 号	40.0	350 700	1 2	水中モーター エンジン	8,418
王 子 川 (県 施 設)	新田町一丁目 4 番 28 号	114.1	1,200 500	2 1	エンジン 水中モーター	24,000
垣 生 北	垣生六丁目 6 番 31 号	54.2	500	1	水中モーター	2,400
多 喜 浜	多喜浜二丁目 16 番 7 号	104.0	700 900	1 1	モーター エンジン	9,480
白 浜	多喜浜四丁目 4 番 52 号	29.0	250 500 600	1 1 1	モーター 水中モーター エンジン	5,810
多 喜 浜 田 新	多喜浜三丁目 4 番 67 号	10.0	500 800	1 1	エンジン 水中モーター	7,200
黒 島	黒島二丁目 1 番 29 号	14.0	500	2	水中モーター	4,800
新 須 賀	新須賀町四丁目 15 番 34 号地先	0.7	300	1	水中モーター	828
磯 浦	磯浦町 7 番地先	9.0	150 500	1 1	水中モーター 水中モーター	2,730
中 須 賀	中須賀町一丁目 6 番地先	1.0	200 250	1 1	水中モーター 水中モーター	1,020
旧 江 の 口	松神子四丁目 2 番 32 号	5.0	500	1	水中モーター	2,400
南 白 浜	多喜浜四丁目 6 番 15 号地先	5.2	500	1	水中モーター	1,860
新 白 浜	多喜浜五丁目 3 番 91 号地先	40.0	500	1	水中モーター	2,400
切 抜	阿島二丁目 17 番 3 号地先	6.0	500	1	水中モーター	2,400
新 磯 浦	磯浦町 11 番 25 号	0.5	200	1	水中モーター	345
宮 西	宮西町 5 番 81 号地先	12.5	500 200	1 1	水中モーター 水中モーター	2,712
大 島	大島 192 番地先	4.9	300	1	水中モーター	780
久 保 田	一宮町二丁目 5 番 20 号地先	40.8	500	1	水中モーター	1,800
落 神	落神町 1 番 21 号地先	44.2	250	3	水中モーター	1,260
南 小 松 原	南小松原町 9 番地先	10.2	500	1	水中モーター	1,800
国 領	船木 4884 番地の 1 地先	1.5	250	2	水中モーター	828
磯 浦 西	磯浦町 16 番 7 号	33.1	350	2	水中モーター	1,800
東 田	東田二丁目 1773-10 地先	1.2	200	2	水中モーター	600
松 神 子 第 2	松神子一丁目 5 番 14 号地先	4.0	300	3	水中モーター	2,106
大 島 第 2	大島 232 番地先	4.7	300	2	水中モーター	1,152
一 宮	一宮町二丁目 4 番 8 号地先	5.9	350	2	水中モーター	1,956

11 土 地 改 良

本市の土地改良事業の基本方針は、土地条件の整備と水利施設の体系的な改善であり、これに基づいて次のとおり事業を実施した。

(1) 農道の整備

農業の近代化と生産流通の合理化を図り、農村環境の改善に資するため農道改良に努めた。

(2) 農業用かんがい排水施設の整備

農業用水の合理的利用と、維持管理費節減のため、用排水路の新設改良事業を維持し、水利の適正を図った。

(3) 防災重点農業用ため池の整備

決壊すれば、家屋、公共施設等への被害が大きい防災重点農業用ため池の改修及び廃止を推進し、安定した農業用水の確保及び下流域住民の生命・財産を守ることに努めた。

(4) 土地改良事業実績

(令和7年度)

区 分	種 別	件数	事 業 内 容 (数量)	受益面積 (ha)	事業費 (千円)
た め 池 等 整 備 事 業	ため池改修等	4	ため池 4箇所	8.5	50,847
	計	4		8.5	50,847
県 単 独 土地改良事業	水 路 改 修	1	L = 118.3m	35.0	8,200
	計	1		35.0	8,200
市 単 独 土地改良事業	水 路 改 修	18	L = 864.8m	59.0	50,810
	揚水機改修	6	揚水機 6箇所	18.1	8,176
	農 道 改 良	2	L = 42.8m	8.2	6,582
	ため池改修等	3	ため池 3箇所	4.4	4,370
	樋 門 等	2	樋門 2箇所	11.5	5,797
	そ の 他	2	登記業務 1件 維持管理計画図面作成 1件	—	2,005
	計	33		101.2	77,740
土地改良施設 適正化事業	水 路 補 修	4	L = 487.4m	9.4	12,000
	計	4		9.4	12,000
農業振興事業	水 路 改 修	1	L = 0.4m	0.1	200
	揚水機改修	1	揚水機 1箇所	4.4	400
	計	2		4.5	600
合 計		45			149,387

教

育



地域教育力向上プロジェクト推進事業（高津校区 地域活性化事業 「れんげ祭り」）

教

育

1 新居浜市教育大綱

～未来を創り出す子どもが育つまちづくり～

施策	SDGs 目標	基本計画
1 家庭、地域の教育力の向上	4 教育 1 1 都市 1 6 平和 1 7 実施手段	1 子育て世代に関する家庭教育の充実 2 学校・家庭・地域の連携協働の推進 3 青少年健全育成の推進
2 学校教育の充実	4 教育 8 成長・雇用 1 7 実施手段	1 地域とともに育つ特色ある学校づくりと生きる力を育む教育の推進 2 児童・生徒の健全育成 3 安全・安心で充実した教育環境の整備
3 特別支援教育の充実	3 保健 4 教育	1 より身近な場所で行う教育相談・早期支援の充実 2 特別支援教育の啓発と支援体制の強化 3 地域生活における自立に向けた支援・連携・協働の促進

～人と地域の力で豊かな心を育み、つながり、学び合うまちづくり～

施策	SDGs 目標	基本計画
4 学習活動の充実	3 保健 4 教育 1 1 都市	1 生涯学習機会の充実 2 生涯学習関連施設の充実 3 図書館機能の充実
5 文化芸術の振興と歴史文化の継承	4 教育 1 1 都市 1 7 実施手段	1 文化芸術活動の推進 2 文化財・伝統文化の保存と歴史文化の継承
6 スポーツの振興と競技力の向上	3 保健 1 7 実施手段	1 生涯スポーツの振興 2 競技スポーツの振興 3 施設環境の整備
7 近代化産業遺産の保存活用・整備の充実	4 教育 1 1 都市	1 別子銅山近代化産業遺産の保存活用・整備の促進 2 別子銅山の歴史の伝承・情報発信 3 多喜浜塩田文化の保存・継承
8 人権の尊重	4 教育 5 ジェンダー 1 0 不平等 1 1 都市 1 6 平和 1 7 実施手段	1 社会における人権・同和教育及び啓発の推進 2 学校における人権・同和教育の推進

2 学 校 教 育

(1) 市内の幼稚園、小・中学校

区 分	学 校 数					教職員数 (人)	園児・児童・生徒数 (人)				
	総数	市立	県立	国立	私立		令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
幼 稚 園	4	1	—	—	3	26	990	790	241	227	205
小 学 校	16	16	—	—	—	363	5,890	5,691	5,572	5,377	5,144
中 学 校	12	12	—	—	—	265	3,142	3,110	3,008	2,955	2,838
計	32	29	—	—	3	654	10,022	9,591	8,821	8,559	8,187

注：学校数及び教職員数は令和8年5月1日現在、園児・児童・生徒数は各年度5月1日現在、学校基本調査による。

注：こども保育課と協議した結果、認定こども園は3児童福祉で表記する。

(2) 市立学校施設等一覧

ア 幼稚園

(R 8. 5. 1 現在)

区分	園 児 数		学級数	教員数	教 室 数		園 舎 延面積	遊戯室 面 積	校 地 面 積			所 有 区 分	
	定数	実数			普通	特別			運動場	その他	計	市有地	借地
神 郷	人 200	人 9	人 2	人 3	2	—	m ² 965	m ² 144	m ² 1,037	m ² 1,705	m ² 2,742	m ² 2,742	m ² —

注：学校基本調査による。

イ 小学校

(R 8. 5. 1 現在)

区 分	児童数	学級数	教員数	職員数	教室数		校 舎 延面積	屋 内 運動場 面 積	校 地 面 積			所 有 区 分	
					普通	特別			運動場	その他	計	市有地	借地
新 居 浜	人 151	9	人 15	人 1	9	12	m ² 3,757	m ² 831	m ² 10,990	m ² 7,154	m ² 18,144	m ² 18,144	m ² —
宮 西	152	9	17	1	9	9	3,795	807	11,274	10,274	21,548	21,548	—
金 子	465	20	31	1	20	10	3,625	1,033	10,358	14,861	25,219	25,219	—
金 栄	365	15	20	1	15	11	3,616	919	14,565	7,001	21,566	13,278	8,288
高 津	510	20	27	1	20	19	6,706	1,196	9,664	12,732	22,396	22,396	—
浮 島	70	10	14	0	10	9	3,434	807	8,591	9,449	18,040	18,040	—
惣 開	340	15	20	1	15	11	4,088	807	8,010	12,235	20,245	—	20,245
垣 生	221	11	18	1	11	11	2,778	807	7,646	4,884	12,530	12,530	—
神 郷	473	21	32	2	21	12	5,560	894	9,400	8,166	17,566	11,558	6,008
多 喜 浜	90	8	12	1	8	10	2,944	919	6,664	7,138	13,802	9,637	4,165
泉 川	551	23	30	1	23	19	6,181	1,023	12,800	10,197	22,997	10,396	12,601
船 木	281	14	20	1	15	7	3,675	807	9,811	9,034	18,845	18,038	807
うち(わかば分教室)					(1)								
中 萩	760	29	43	2	29	14	7,669	1,239	10,383	16,268	26,651	26,651	—
大 生 院	179	10	17	1	10	9	3,087	807	9,537	7,095	16,632	13,633	2,999
角 野	534	22	28	1	22	18	6,137	1,033	15,797	13,079	28,876	20,801	8,075
別 子	2	2	3	0	2	1	58	551	2,899	500	3,399	3,399	—
計	5,144	238	347	16	239	182	67,110	14,480	158,389	150,067	308,456	245,268	63,188

注：学校基本調査による。

ウ 中学校

(R 8. 5. 1 現在)

区 分	生徒数	学級数	教員数	職員数	教室数		校舎延面積	屋内運動場面積	校地面積			所有区分	
					普通	特別			運動場	その他	計	市有地	借地
東	人 316	13	人 25	人 1	13	13	m ² 4,533	m ² 1,388	m ² 10,200	m ² 6,596	m ² 16,796	m ² 15,509	m ² 1,287
西	180	9	18	2	9	11	4,830	816	13,504	11,456	24,960	24,960	—
南	445	17	31	3	17	12	4,731	981	12,699	7,811	20,510	20,510	—
北	148	8	18	1	8	12	4,005	1,138	15,880	9,628	25,508	25,508	—
泉 川	291	12	23	3	12	14	4,256	981	14,451	6,942	21,393	21,007	386
船 木	180	8	16	2	8	10	3,401	1,014	10,679	11,108	21,787	21,787	—
船木ひびき分校	5	1	6	0	3	8	1,036	428	6,171	1,681	7,852	—	7,852
中 萩	390	15	28	2	15	18	4,865	1,031	16,838	11,641	28,479	28,479	—
大 生 院	107	6	16	1	6	12	3,210	830	8,987	6,299	15,286	15,286	—
角 野	288	12	24	1	12	15	4,814	1,031	10,934	11,018	21,952	21,556	396
川 東	469	18	31	2	18	17	5,768	1,055	13,997	20,673	34,670	34,670	—
別 子	19	3	10	1	3	5	856	145	881	882	1,763	645	1,118
計	2,838	122	246	19	124	147	46,305	10,838	135,221	105,735	240,956	229,917	11,039

注：学校基本調査による。

(3) 奨学金等

ア 新居浜市しらうめ入学準備金貸付制度

貸付条件 しらうめ入学準備金貸付金は、学校教育法(昭和22年法律第26号)に規定する高等学校、大学、高等専門学校及び専修学校(一般課程を除く。)に入学しようとする者の保護者で、入学準備金の調達が困難なものについて、次の各号のいずれにも該当するものに貸し付ける。

- (1) 本市に住所を有し、引き続き2年以上居住している者
- (2) 高等学校等への入学が確実である者の保護者

基金の額 5,350万円

貸付金額 高等学校、高等専門学校又は専修学校(高等課程)=10万円、大学又は専修学校(専門課程)=50万円

返還方法 入学後6月を経過した日の属する月から返還開始、高校等は入学後3年以内、大学等は入学後6年以内に無利子で月賦によって返還

貸付状況 (単位：千円)

区分 年度	高等学校等		大 学 等	
	人 員	貸付額	人 員	貸付額
令和 5	1	100	1	300
6	1	100	1	500
7	1	100	2	1,000

イ 新居浜市奨学資金貸付制度

貸付条件 奨学資金の貸付けを受ける者は、3年以上本市に在住する者の子弟であって、高等学校、高等専門学校、大学または専修学校(専門課程)に在学し、その学資の支弁が困難であり、次の各号のいずれにも該当するものでなければならない。

- (1) 学業が優秀で性行の善良な者
- (2) 身体の健康な者
- (3) 他の育英又は奨学等の趣旨による学資の貸与を受けていない者

基金の額 1億3,400万円

貸付金額 高等学校=月8,000円、高等専門学校=月1万円(1年～3年)・月1万8,000円(4年～5年及び専攻科)、専修学校(専門課程)・大学(短大を含む)=月4万5,000円

返還方法 卒業後満1年後から15年以内に無利子で月賦、半年賦又は年賦によって返還

※専修学校(専門課程)は、平成5年度から貸付

貸付状況 (単位：千円)

区分 年度	高等学校		高等専門学校		大学(専修、短大)		計	
	人員	貸付額	人員	貸付額	人員	貸付額	人員	貸付額
令和 5	0	0	1	120	4	1,248	5	1,368
6	0	0	1	216	4	1,248	5	1,464
7	0	0	0	0	2	624	2	624

ウ 新居浜市青野記念奨学資金貸付制度

貸付け及び給付の条件 奨学資金の貸付け及び給付を受けることのできる者は、3年以上本市に在住する者の子弟であって、新たに大学(修業年限4年以上)へ入学したもの(短期大学、高等専門学校又は専修学校から大学に編入学した者を含む)で、その学資の支弁が困難であり、かつ、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 学業が優秀で性行の善良な者
- (2) 身体が健康な者
- (3) 他の育英又は奨学等の趣旨による学資の給付又は貸与を受けていない者

基金の額 7,000万円
貸付・給付金額 月3万2,000円(うち貸付1万6,000円 給付1万6,000円)
貸付・給付期間 4年(編入学者は2年)を限度とする。
返還方法 卒業後1年を経過した日の属する月から15年以内に無利子で月賦、半年賦又は年賦によって返還

貸付・給付状況 (単位：千円)

区分 年度	大 学		備 考
	人員	貸付額	
令和5	2	768	うち給付 384
6	1	384	うち給付 192
7	2	768	うち給付 384

注：平成5年度までの貸付・給付金額は月2万円(うち貸付1万円 給付1万円)

エ 新居浜市特別奨学資金貸付制度

貸付け及び給付の条件 奨学資金の貸付け及び給付を受けることのできる者は、3年以上本市に在住する者の子弟であって大学院(修士課程、博士課程)に在学するもの又は海外の大学に在学するもので次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 学業が優秀で中正妥当な性格で特に研究熱心な者
- (2) 留学生は、高等学校卒業者で30歳未満の者
- (3) 学資が乏しく修学困難な者
- (4) 身体が健康な者

(5) 他の育英又は奨学等の趣旨による学資の給付又は貸与を受けていない者

貸付・給付金額 月3万円(うち貸付2万円 給付1万円)
貸付・給付期間 5年を限度とする。(ただし留学生及び修士課程は2年)
返還方法 卒業後1年を経過した日の属する月から10年以内に無利子で半年賦又は年賦によって返還

貸付・給付状況 (単位：千円)

区分 年度	大学院・海外留学		備 考
	人員	貸付額	
令和5	0	0	—
6	0	0	—
7	0	0	—

(4) 新居浜市寺尾音楽教育振興基金

故 寺尾貞子氏の遺志を継がれた遺族の寄附金により学校音楽教育の振興を図ることを目的として、平成元年に設置した。

基金の運用から生ずる収益は学校音楽振興資金に充て、次の各号に掲げる事業を行う新居浜市小・中学校音楽教育振興会に補助する。

- (1) 学校音楽教育における教職員の資質向上のための研修事業
 - (2) 特に、学校音楽教育発展に貢献し、その功績が顕著な者の表彰
 - (3) その他新居浜市教育委員会が承認する事業
- 基金の額 1,000万円
令和7年度実績 200,000円

(5) 就学援助制度

学校教育法第19条の規定に基づき経済的理由によって就学困難と認められる学齢児童又は学齢生徒の保護者に対して必要な援助(学用品費、校外活動費、学校給食費等の支給)を行う。

要保護・準要保護児童生徒就学援助 (単位：千円)

年度	区分	対象者(人)	援 助 額
令和5		888	60,045
6		869	61,860
7		861	61,307

※平成29年度以降、新中1・新小1に対して入学準備金を前倒して支給。

(6) 学校保健

ア 体位測定表

(令和7年度)

学年別	区分	身長 (cm)		体重 (kg)	
	性別	男子	女子	男子	女子
幼稚園	4歳	103.0	100.5	16.7	20.5
	5歳	111.1	108.2	21.1	18.5
小学校	1年	116.2	115.6	21.1	21.2
	2年	121.8	121.2	23.7	23.3
	3年	127.5	126.9	27.0	26.1
	4年	133.5	134.0	30.9	30.7
	5年	138.9	139.9	34.7	34.5
	6年	145.4	146.8	39.6	39.8
中学校	1年	152.9	152.0	45.4	44.9
	2年	160.3	154.6	49.6	47.9
	3年	165.2	155.9	55.0	51.0

イ 視力検査成績

(令和7年度・単位:人)

区分	検査人員	1.0未満 0.7以上	0.7未満 0.3以上	0.3未満
幼稚園	9	4	0	0
小学校	5,331	696	795	604
中学校	2,889	303	399	465
計	8,229	1,003	1,194	1,069

(8) 教育支援センター

不登校児童・生徒を対象にした教育支援センターを平成5年10月に設置し、市内小中学校の児童生徒を受け入れ、相談員が児童生徒の自主性を尊重しつつ自然な形で学校復帰に向け登校指導を行っている。令和7年度においては40人(小学生5人、中学生35人)を受け入れた。

ア 相談者数(延べ人数) (令和7年度)

区分	小学生	中学生	高校生	その他	合計
相談者数	68	254	39	5	366

イ 相談内容別相談件数

(令和7年度)

相談内容	不登校	進路	いじめ	非行	学業成績	異性問題	友人関係	生活態度	家庭問題	しつけ	学校問題	その他	合計
相談件数	281	8	1	0	1	0	2	2	1	0	11	25	332

ウ 歯科検診成績

(令和7年度・単位:人)

区分	検査人員	乳・永久歯		その他 歯疾患口腔 の疾病異常
		処置完了者	未処置の ある者	
幼稚園	9	1	1	0
小学校	5,242	1,119	1,321	1,136
中学校	2,764	745	285	408
計	8,015	1,865	1,607	1,544

エ 脊柱側弯症検診成績 (令和7年度・単位:人)

区分	検査人員	一次検診異常者数
小学校	899	55
中学校	876	72
計	1,775	127

注:検査対象は小学校5年生全員、中学校1年生全員である。

検診はモアレ写真撮影による(一次検診)。

(7) 学校体育

主な行事

(令和7年度)

行事名	開催日	参加人員(人)
中学校総合体育大会	6/4・5・7	1,342
小学校水泳記録会	7/23	401
小学校陸上記録会	10/8	349
中学校新人体育大会	9/24・25・27	1,024

3 学 校 給 食

(1) 重点目標

子どもたちの健康を守るとともに、安全で喜ばれる給食づくり

(2) 重点事項

ア 食育の推進

成長期にある児童生徒の、食に関する正しい理解と、適切な判断力を養うため、安全で栄養バランスのとれた学校給食を「生きた教材」として活用し、正しい食習慣を身に付けるための指導を行う。

イ 衛生管理の向上・安全保持

安全で安心な学校給食実施のため、食中毒予防対策、異物混入対策等の徹底を図り、衛生管理の向上・安全保持に努める。

ウ 学校給食センター及び西部学校給食センターの管理運営

学校給食センター及び西部学校給食センターにおいて、安全安心な給食を提供する体制の維持に努める。

また、平成13年度に設置した学校給食センターについて、順次調理機器等の更新が必要な時期にきているため、計画的な更新又はメンテナンスによる耐用期間の延長を図る。

エ 学校給食費の適正な負担等

子育て世帯の経済的負担の緩和や、公平性の観点から未納解消に取り組む。

(3) 施設状況

施設名	所在地	建設年月日	構造	面積 (㎡)	
				敷地面積	建築面積
西部学校給食センター	王子町4番5号	令和6年3月	鉄骨造2階建 外	9,563	(本体) 3,973 (その他) 50
学校給食センター	瀬戸町12番38号	平成13年3月	鉄骨造2階建 外	4,597	(本体) 2,232 (その他) 84

〔対象校〕

西部学校給食センター	東中・西中・南中・北中・中萩中・大生院中・川東中・新居浜小・宮西小・金子小・金栄小・高津小・浮島小・惣開小・中萩小・大生院小・新居浜特別支援学校(本校・川西分校)
学校給食センター	泉川中・船木中・角野中・泉川小・船木小・角野小・神郷小・多喜浜小・垣生小

(4) 給食の状況

① 実施状況

(令和7年度)

区分	完全給食		給食未実施		備考
小学校	15校	5,375人	1校	2人	別子小学校は寮給食のため未実施
中学校	10	2,928	2	27	ひびき分校未実施、別子中学校は寮給食のため未実施
計	25	8,303	3	29	

※ 中学校は選択制

② 一食当たり単価

(単位：円)

区 分		平成2年～	平成6年～	平成21年9月～	令和元年～	令和6年～	令和8年～
完全給食	小学校	200	220	240	260	290	330
	中学校	220	260	280	300	330	380

4 社会教育

(1) 社会教育の目標

- 1 市民の自ら学ぶ意欲を喚起し、市民生活に即したさまざまな活動の拠点としての公民館の機能を再構築する。
- 2 地域ぐるみで子どもたちの居場所づくりに取り組むとともに、安全・安心の確保に努める。
- 3 社会教育関係団体をはじめ市民活動のネットワークを構築し、よりよい地域づくりを推進する。

(2) 社会教育の施策

ア 社会教育指導者研修、指導機能の充実

市民による市民のための生涯学習と行政の役割を明確にしながら、社会教育の施設・設備・職員体制を整備し、関係機関・団体と連携した活動を進める。

イ 自主学習を進める公民館活動

・地域教育力向上プロジェクト推進事業

地域ごとに実情・課題は様々であるため、“つどう”(生活のなかで気軽に人々が集うことができる場)、“まなぶ”(自らの興味関心に基づいてまた社会の要請にこたえるための知識や技術を学ぶための場)を事業の柱として、学びを活かして地域の課題解決を目指していく。

・公民館報の発行

市内の公民館等で毎月発行、自治会等を通じて配布している。

・各種情報提供

公民館事業はもちろん、公民館利用サークルの活動など校区住民に対し、広く情報を提供している。

ウ 青少年教育

・放課後子ども教室推進事業

・こども夢未来基金

令和8年3月31日現在の積立金額

37,722,287円

エ はたちの集い

開催日 令和8年1月11日(日)

場 所 市民文化センター大ホール

出席者 約800人

該当者 平成17年4月2日～平成18年4月1日生

オ 地域と学校の連携

地域全体で子どもたちを守り育てるため、学校と地域との連携体制の強化を図り、登下校支援や読み聞かせなど各種の活動を行う地域学校協働本部を設置する。令和7年度は15校区で実施し、活動延べ40,167人となっている。

(3) 公民館活動

ア 公民館等施設一覧・利用状況

館 名	所 在 地	設立年月日	敷地面積	建物延面積	新改築年 度	令和7年度利用延人員
			m ²	m ²		人
新 居 浜	新須賀町三丁目2番17号 ☎32-8312	昭58. 4. 1	1,586.00	535.50	昭57年度新築	22,979
口屋跡記念	西町6番2号 ☎32-8430	45.10. 3	2,214.87	970.65	平27年度改築	35,279
地域交流センター(金子)	庄内町一丁目14番7号 ☎34-6320	平22. 4. 1	2,021.40	945.02	平21年度新築	47,275
金 栄	高木町6番25号 ☎33-3212	昭56. 4. 1	1,758.00	456.00	昭55年度新築	34,582
高 津	沢津町二丁目3番30号 ☎32-3320	33. 4. 1	1,821.38	987.25	平7年度改築	46,342
浮 島	八幡二丁目6番52号 ☎34-7617	57. 4. 1	1,480.48	456.00	昭56年度新築	14,577
惣 開	王子町1番3号 ☎33-1031	31. 2.24	1,130.81	456.00	昭54年度新築	40,836

館 名	所 在 地	設立年月日	敷地面積	建物延面積	新改築 年 度	令和7年度 利用延人員
			m ²	m ²		人
若 宮	新田町一丁目8番37号 ☎34-7612	昭57. 4. 1	1,124.96	456.00	昭56年度 新築	8,541
垣 生	垣生二丁目12番26号 ☎45-0024	24.12. 1	1,985.80	483.00	平元年度 新築	24,000
神 郷	郷三丁目7番20号 ☎46-1181	33. 4. 1	1,803.58	624.00	昭60年度 新築	50,085
多 喜 浜	多喜浜五丁目7番27号 ☎45-0014	31.12.27	1,245.00	545.63	平27年度 改築	28,001
大島交流センター	大島甲589番地 ☎45-1006	平27. 4. 1	5,281.32	1,656.12	平27年度 移転	1,813
泉 川	瀬戸町12番34号 ☎41-6463	昭30. 3.31	2,966.00	979.00	平15年度 新築	49,866
中 萩	萩生740番地の1 ☎41-6735	22.11. 1	2,024.02	984.00	平2年度 改築	52,514
船 木	船木2579番地の1 ☎41-6003	24. 9.14	1,917.99	456.00	昭54年度 新築	52,592
大 生 院	大生院1063番地の1 ☎41-6604	25. 9.28	4,324.28	795.90	平4年度 改築	35,223
角 野	中筋町二丁目4番24号 ☎41-6224	23.11. 3	2,963.24	864.00	昭54年度 新築	53,052
別 子 山	別子山甲347番地の1 ☎64-2211	59. 4. 1	821.54	631.00	昭59年度 新築	1,375
計						598,932

注：改築は、増築・大規模改修等とする。

イ 学級・講座・教室等の開設

(令和7年度・単位：人)

		新居浜	宮西	金子	金栄	高津	浮島	惣開	若宮	垣生	神郷
推プ地域 進シ教育 事エ力 ク向 業ト上	集う（生活のなかで気軽に人々が集うことができる場）	318	424	1,515	2,343	2,221	531	3,760	323	1,774	4,412
	学ぶ（自ら興味関心に基づいてまた社会の要請にこたえるための知識や技術を学ぶための場）	498	288	111	262	605	206	1,891	319	432	862
放 課 後 子 ども 教 室		335	583	159	635	468		899	615	203	779
計		1,151	1,295	1,785	3,240	3,294	737	6,550	1,257	2,409	6,053

		多喜浜	大島	泉川	中萩	船木	大生院	角野	別子	合計
推プ地域 進シ教育 事エ力 ク向 業ト上	集う（生活のなかで気軽に人々が集うことができる場）	452	61	1,730	967	1,205	550	1,120	189	23,895
	学ぶ（自ら興味関心に基づいてまた社会の要請にこたえるための知識や技術を学ぶための場）	1,532	702	653	560	928	273	1,720	8	11,850
放 課 後 子 ども 教 室		415		525	786		1,042			7,444
計		2,399	763	2,908	2,313	2,133	1,865	2,840	197	43,189

(4) 学校等体育施設開放

昭和46年度から小中学校の運動場、体育館(相当する施設を含む)を学校教育に支障のない範囲で一般市民スポーツの場に開放し、有効活用を図っている。

・照明設備使用料

運動場 1,000円

体育館 300円

武道場 150円

利用状況				(単位：人)					
学校名		区分	年度	運 動 場			体 育 館 ・ 武 道 場		
				令和 5	6	7	令和 5	6	7
新	居	浜	小	4,327	4,238	3,683	10,689	9,907	9,456
宮		西	小	3,875	3,502	3,314	5,852	5,903	6,331
金		子	小	5,037	3,430	3,435	12,005	11,549	10,659
金		栄	小	2,973	3,078	2,998	19,557	19,782	18,726
高		津	小	5,528	4,975	4,285	11,313	9,481	10,520
浮		島	小	2,003	2,736	2,870	2,222	3,317	3,165
惣		開	小	4,531	4,653	5,356	7,874	6,928	8,918
垣		生	小	6,342	6,438	6,364	6,758	5,767	5,665
神		郷	小	8,244	8,496	9,123	10,383	11,789	12,354
多	喜	浜	小	3,261	4,087	4,568	7,437	9,505	11,096
泉		川	小	7,917	9,663	8,016	8,006	8,307	7,792
中		萩	小	6,933	4,993	4,487	17,454	19,438	15,216
船		木	小	8,351	8,927	8,056	10,739	10,822	11,026
大	生	院	小	5,633	6,646	5,508	4,751	7,139	9,150
角		野	小	5,975	5,574	6,692	11,569	11,982	10,911
別	子	小 ・	中	0	0	0	0	0	0
東			中	763	1,116	818	7,347	7,240	7,302
西			中	828	2,045	2,350	3,625	3,378	3,719
南			中	1,192	906	1,060	7,157	7,558	9,110
北			中	935	908	886	7,251	8,239	9,332
泉		川	中	0	0	0	8,161	8,179	8,127
中		萩	中	3,321	2,610	2,184	7,476	5,847	4,572
船		木	中	367	524	369	7,735	9,571	8,959
大	生	院	中	1,216	1,334	855	4,605	4,319	4,242
角		野	中	538	440	198	6,387	7,558	9,097
川		東	中	1,404	1,400	1,232	6,436	6,844	7,541
計				91,494	92,719	88,707	212,789	220,349	222,986

(5) 生涯学習センター

所 在 地 繁本町 8 番65号

☎ 33-2991

設立年月日 平成 3 年 4 月 1 日

敷 地 面 積 9,371.35㎡

建物延面積 440.00㎡

生涯学習大学

個人の要望と社会の要請に応える生涯学習事業をバランスよく融合し、市民一人ひとりが自主的に参加し、自らの意思で選択して受講できる学習機会の提供を図った。SDGsの視点で、社会の持続可能性を目指す活動にも取り組んでいる。市民スタッフが企画運営に関与する協働の運営を行っている。

令和 7 年度受講者 30講座 延べ 5,561人

生涯学習大学講座内容

(令和 7 年度)

講 座 名	対象	実 施 期 間	回数	時間数	学級生数(人)		延 べ 参加者数 (人)
					男	女	
松 山 大 学 公 開 講 座	市民	R7. 6. 7 ~ R8. 1.10	10	20	26	16	296
日 本 文 学 講 座	市民	R7. 5.31 ~ R7.12.20	6	12	13	36	207
新 居 浜 高 専 市 民 講 座	市民	R7. 5.31 ~ R7.11.15	6	12	25	11	168
科 学 博 物 館 講 座	市民	R7. 5.29 ~ R7.11.27	7	14	43	28	404
人 生 百 年 医 学 講 座	市民	R7. 6.11 ~ R8. 2.18	8	16	17	66	450
SDGsから考える地球環境問題	市民	R7. 5.24 ~ R7.11.22	6	12	17	26	199
学ぼう！健康長寿の秘訣 A	市民	R7. 6.27 ~ R7.12. 8	5	10	7	36	146
学ぼう！健康長寿の秘訣 B	市民	R7. 7. 7 ~ R7.11.28	5	10	9	33	120
賢い生活者になるための講座	市民	R7. 6. 4 ~ R7.11. 5	5	10	11	35	180
これからのまちづくり講座	市民	R7. 9. 1 ~ R7.11.18	4	8	7	18	64
最新理論から学ぶしあわせ学入門	市民	R7. 9.17 ~ R7.11.19	3	6	10	33	96
子どもたちの未来を考える講座	市民	R7. 7.30 ~ R7. 8.27	4	8	4	9	46
別子銅山の歴史をたどる初級	市民	R7. 6.25 ~ R7.12.17	5	10	20	9	105
別子銅山の歴史をたどる上級	市民	R7. 6.26 ~ R7.12.18	5	10	14	1	45
文 化 財 見 聞 録	市民	R7.10.31 ~ R8. 1.16	4	8	13	8	67
人 間 学 講 座	市民	R7. 6. 2 ~ R7.11.10	6	12	12	5	71
へ ん ろ 学 と 郷 土 物 語	市民	R7. 6.24 ~ R7.11.25	5	10	21	13	145
新 ・ 雑 談 し ま 専 科	市民	R7. 6. 4 ~ R8. 3. 4	10	20	6	23	215
大 人 の 世 界 史	市民	R7. 6.19 ~ R7. 7.31	4	8	15	23	128
懐 かし の 心 の 唄 講 座	市民	R7. 6.11 ~ R8. 2.18	8	16	27	99	788
おとなのための絵本セラピー	市民	R7. 6. 3 ~ R7.12. 2	6	12	1	15	67
超 入 門 ハ ン グ ル 講 座	市民	R7. 5.20 ~ R7.11.25	10	15	4	13	121
アフリカ理解・国際交流	市民	R7. 9.29 ~ R7.11.10	3	6	2	12	30
健 康 い き い き ラ イ フ	市民	R7. 5.23 ~ R8. 2.13	6	12	5	54	252
自 然 探 訪	市民	R7. 9. 9 ~ R7.12. 2	4	8	7	11	67
け ん 玉 遊 び	市民	R7. 6. 5 ~ R7. 7. 3	2	3	6	16	40
暮らしに生かす書道講座	市民	R7. 5.27 ~ R7. 9.30	5	10	2	18	89
お 手 玉 遊 び	市民	R7. 5.19 ~ R7. 7.14	3	6	2	12	34
メ ン ズ ・ キ ッ チ ン	市民	R7. 6. 6 ~ R8. 3. 6	4	8	16	0	54
お と な の マ ナ ー 講 座	市民	R7. 6.13 ~ R7. 8.22	3	6	3	20	69
学 ん で マ ナ ビ ャ	市民	R7. 5.10 ~ R8. 3.24	36	84	103	741	735
チ ケ ッ ト 受 講 生	市民	R7. 6. 4 ~ R8. 2.18	23	46	11	52	63
計			221	448	479	1,492	5,561

(6) 高齢者生きがい創造学園

おおむね60歳以上の者を対象にして、その生きがいづくりと健康・自立を目指す学習ニーズに応えられるよう講座を開設して、学習機会の提供、各種情報の収集・提供やボランティア活動・サークル活動の促進を目指している。

講座は、高齢者の健康・社会生活をテーマとしたものや趣味的なものを設けている。

令和7年度 17講座 延べ 3,449人

37サークル 延べ 21,814人

所在地 上原二丁目8番1号

☎44-4826

(旧桃山学院短期大学跡)

設立年月日 平成5年4月1日

敷地面積 18,684.23㎡(内グラウンド7,028㎡)

建物延面積 3,759.85㎡

講座内容

(令和7年度)

講座名	実施期間	回数	時間数	学級生数(人)		延べ参加者数(人)
				男	女	
幸齢社会を賢く生きる	R7. 5.13～R7. 9. 2	5	10	9	31	165
郷土を歩く	R7. 5.15～R7.11. 6	5	30	12	16	119
家庭菜園教室	R7. 5.13～R8. 3. 3	10	20	11	14	215
季節の料理教室	R7. 5. 9～R8. 2.13	10	30	2	22	202
書道教室	R7. 5.14～R8. 2.18	14	28	9	21	353
篆刻教室	R7. 5.20～R8. 2.17	12	24	9	12	190
茶道教室	R7. 5.16～R8. 2.27	15	30	0	9	127
グラウンドゴルフ教室	R7. 5.19～R8. 2.16	14	28	7	9	177
四季の組み木教室	R7. 5. 8～R8. 2.12	10	20	5	2	61
カラダにいいことはじめま専科教室	R7. 5. 8～R7.12. 4	15	30	4	24	238
楽笑！ヘルスケア教室	R7. 5.13～R8. 1.27	10	20	3	30	253
オカリナ教室	R7. 5.12～R8. 3. 2	14	28	3	17	239
コーラス教室	R7. 5.12～R8. 3. 5	15	30	7	27	390
俳句教室	R7. 5. 7～R8. 3. 4	10	20	5	8	115
ラージボール卓球教室	R7. 5.12～R8. 1.19	14	28	9	28	421
己書教室	R7. 5.16～R8. 1.16	6	12	2	8	54
本革で小物作り教室	R7. 5. 9～R7.11.28	10	20	2	12	130
計		189	408	99	290	3,449

(7) 放課後児童クラブ

就労等により昼間家庭に保護者がいない児童(小学校1年～6年)を対象に、その児童の健全育成を図るため、放課後児童クラブを開設している。

実施場所 31か所

児童クラブ一覧

	クラブ名	設置場所
1	たねっこクラブ 1	高 津 小 学 校
2	たねっこクラブ 2	〃
3	たねっこクラブ 3	〃
4	ひかりクラブ 1	中 萩 小 学 校
5	ひかりクラブ 2	〃
6	ひかりクラブ 3	〃
7	なかよしクラブ	新 居 浜 小 学 校
8	たんぼぼクラブ 1	金 栄 小 学 校
9	たんぼぼクラブ 2	〃
10	こぼとクラブ 1	角 野 小 学 校
11	こぼとクラブ 2	〃
12	こぼとクラブ 3	〃
13	うずいクラブ	大 生 院 小 学 校
14	かぶとクラブ 1	船 木 小 学 校
15	かぶとクラブ 2	〃
16	あひるクラブ 1	神 郷 小 学 校
17	あひるクラブ 2	〃
18	あひるクラブ 3	〃
19	すみれクラブ	宮 西 小 学 校
20	ひまわりクラブ	垣 生 小 学 校
21	のぞみクラブ 1	惣 開 小 学 校
22	のぞみクラブ 2	〃
23	あじさいクラブ	多 喜 浜 小 学 校
24	ぱんだクラブ 1	泉 川 小 学 校
25	ぱんだクラブ 2	〃
26	ぱんだクラブ 3	〃
27	かがやきクラブ 1	金 子 小 学 校
28	かがやきクラブ 2	〃
29	かがやきクラブ 3	〃
30	きりんクラブ	上部児童センター
31	ぴかっこクラブ	川東児童センター

5 青少年センター

所 在 地 繁本町 8 番65号

☎ 33-4152

設置年月日 昭和39年 7 月16日

青少年の健全育成と非行防止に係る活動の充実を総合的かつ計画的に推進する実践的拠点である。

(1) 重点目標

- ・ 青少年健全育成の推進
- ・ 青少年相談活動の推進
- ・ 街頭補導の充実
- ・ 社会環境浄化推進業務の充実
- ・ 情報収集と啓発の充実
- ・ 関係機関、関係団体、学校等との連携強化

(2) 事業実績

- ・ 青少年の被害・非行防止全国強調月間 7 月
啓發文書(市政だより)
- ・ 青少年健全育成に関する入選標語、ポスターの
掲示、市政だよりに掲載
- ・ 子ども・若者育成支援強調月間 11月
啓發文書(市政だより)
- ・ 街頭補導の充実
- ・ 青少年善行表彰

(3) 地区別補導委員の状況 (R 8.4.1 現在・単位:人)

地区別	補 導 委 員 数		
	男	女	計
川 西 地 区	38	12	50
川 東 地 区	34	19	53
上 部 地 区	43	22	65
計	115	53	168

(4) 補導状況

ア 実施状況

(令和7年度)

補導回数	従事補導委員延人数	補導した少年延人数
545回	2,428人	56人

イ 行為別内訳(指導・声かけ)

(令和7年度・単位:人)

区 分	児童・生徒	その他	計
飲 酒			
喫 煙			
怠 学 ・ 怠 業			
盛 り 場 徘徊			
夜 遊 び			
暴 走 行 為			
ゲームセンター			
無 灯 火 ・ 重 乗 等	3		3
声かけ・帰宅指導等	53		53
そ の 他			
計	56		56

(5) 青少年相談の状況

(令和7年度)

項 目	来所相談	電話相談	訪問相談	合 計
相談件数	0	2	0	2

相談対象者

区 分	小学生	中学生	高校生	その他	合 計
相談件数	0	0	2	0	2

相談内容

相談内容	家庭問題	学 校	非行・不良行為	そ の 他	合 計
相談件数	0	1	0	1	2

6 図 書 館

(1) 施設の概要

別子銅山記念図書館(本館)

所在地 北新町10番1号

☎ 32-1911

敷地面積 16,534㎡

構造 鉄骨鉄筋コンクリート造陸屋根
銅板葺 地下1階付2階建

建築面積 3,098.02㎡

開設年月日 平成4年10月1日

建設 別子銅山開坑300年を記念して、
住友グループ21社から寄贈図書閲覧室 正楕円形ドーム型880㎡、図書
(一般12万122冊・児童3万5,036
冊)、AV資料5,523点、雑誌161
種類を配架多目的ホール 正楕円形ドーム型380㎡、テー
ブル使用時約100人、椅子のみ
使用時 約200人収容そ の 他 泉幸吉文庫、書庫、会議室、郷土
資料室、レファレンスコーナー、
AVコーナー等

図書収蔵能力 23万冊

駐 輪 場 54台収容

駐 車 場 125台収容

角野分館

所在地 中筋町二丁目4番24号

☎ 41-6217

構造 鉄筋コンクリート造2階建
(角野公民館併設)

建築面積 162.00㎡

開設年月日 昭和54年7月1日

(2) 資料数

図書

(R 8. 3. 31 現在)

分類	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	C	E	計
館別	総記	哲学	歴史	社会	自然	工学	産業	芸術	語学	文学	紙芝居	絵本	
本 館	15,307	11,876	26,410	30,847	20,719	19,608	7,453	27,532	4,074	109,690	1,692	29,843	305,051
角野分館	783	424	1,445	1,159	1,755	1,417	401	1,459	268	10,166	241	3,918	23,436
移動図書館	132	267	633	489	1,315	1,128	273	1,379	158	5,978	219	4,948	16,919
計	16,222	12,567	28,488	32,495	23,789	22,153	8,127	30,370	4,500	125,834	2,152	38,709	345,406

A V 資料

(R 8. 3. 31 現在)

C T (カセットテープ)	30
V T (ビデオテープ)	65
C D	3,211
D V D	2,217
計	5,523

電子書籍

(R 8. 3. 31 現在・単位：点)

分類	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	E		計
区分	総記	哲学	歴史	社会	自然	工学	産業	芸術	語学	文学	絵本	その他	
コンテンツ数	33	47	113	151	207	187	41	88	55	481	114	50	1,567

(3) 貸出状況

図書館資料の貸し出しを受けることができる人は、市内に住所がある人、市内の事業所等に通勤する人、市内の学校に通学する人であり、資料の貸出数は1人につき図書10冊以内及び視聴覚資料2点以内とし、貸出期間は、14日以内である。

図書館資料 (図書・雑誌・A V)

(令和7年度)

分類	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	C	E							計
別館	総記	哲学	歴史	社会	自然	工学	産業	芸術	語学	文学	紙芝居	絵本	その他	雑誌	CT	VT	CD	DVD	計
本 館	5,563	9,473	25,030	19,121	34,900	33,257	7,690	51,025	4,007	159,738	3,461	100,515	244	26,337	2	1	6,077	11,717	498,158
角野分館	440	635	2,381	1,214	3,671	2,963	620	3,360	218	15,277	409	10,322	2	2,413	0	0	40	36	44,001
移動図書館	254	577	898	922	2,786	2,439	492	2,829	201	9,022	265	5,356	8	177	0	0	48	63	26,337
計	6,257	10,685	28,309	21,257	41,357	38,659	8,802	57,214	4,426	184,037	4,135	116,193	254	28,927	2	1	6,165	11,816	568,496

電子書籍

(令和7年度・単位：点)

分類 区分	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	K	その他	計
	総記	哲学	歴史	社会	自然	工学	産業	芸術	語学	文学	児童		
貸出点数	203	327	1,969	951	1,372	1,230	117	593	325	3,085	2,557	20	12,749

(4) 心身障がい者に対する図書貸出

市内に在住する心身障がい者(身体障がい者の場合は1級～3級の手帳を有する者)が、貸出希望を申し出た場合、郵送による貸出及び連絡車による配送を実施している。(郵送に要する経費は図書館が負担している。)

貸出冊数は5冊以内で、貸出期間は30日以内である。

(5) 団体貸出

団体(学校等)に、貸出冊数100冊以内、貸出期間4週間以内で図書の貸出をしている。

(6) 主な事業(令和7年度)

ア 図書館運営における市民サポーター制度の推進強化

図書館サポーターとの協働による図書館支援の強化を図るとともに活動の情報発信に取り組み、サポーター登録者の拡大を図る。

登録数 個人28名 団体3団体

活動内容 書架整理、館内外美化環境整備、イベントの補助、読み聞かせ等

イ 読書活動の推進と機会の提供、生涯学習の支援

市民の自主的、自発的な学習活動を支援するため、資料・情報提供の推進及び学習機会・場所の提供に努める。

・第10回子ども読書通帳マラソン

令和7年4月19日(土)から令和7年8月17日(日)まで子ども読書通帳マラソンを実施し、上位者を表彰。期間中参加者82名のうち各部門上位3名計15名表彰。最高冊数は1,040冊(幼児部門)。

表彰式 令和7年8月23日(土) 10:00～
多目的ホールにて開催

・図書館まつり

日頃、図書館を支えてくれる市民の皆さんに感謝し、楽しんでもらうため開催

「ブックリサイクル」と「ワークショップ ブックカバーでエコバックを作ろう！」

令和7年11月23日(日)

「ブックリサイクル」 9:00～14:00

図書館での役割を終えた本や雑誌、市民からの寄贈本(重複及び図書館において資料的価値のないもの)約6,773冊を市民に無償で提供した。

(来場者 大人280名 子ども100名)

「ブックカバーでエコバックを作ろう！」

10:00～15:00

(来場者 大人15名 子ども35名)

「本との出会い、本のある暮らし」

芥川賞作家 高瀬隼子さんを迎えて

令和7年11月30日(日)

トークショー 10:00～11:00 (参加者167名)

サイン会 11:10～12:10 (参加者83名)

・定例おはなし会

本館 毎月第1木曜日(乳幼児0～3歳対象)

第2・4水曜日(幼児対象)

第3土曜日(小学生対象)

第3火曜日(英語)

角野分館 毎月第1・3水曜日(幼児対象)

紙芝居、絵本の読み聞かせ、パネルシアター、エプロンシアター、ストーリーテリング等を行う。協力(ボランティア)回転木馬、民話の里すみの、ジェムスクール

(参加者 子ども626名 大人440名)

ウ 関係機関との連携による地域の情報拠点化の推進

市民の読書活動の推進及び地域課題の解決を支援するため、公共図書館相互の連携のみならず、学校や学校図書館、病院や福祉施設、地域企業との連携を強化する。

・ブックスタート事業

毎月2回開催される、保健センターの5か月児健康相談において司書が説明の言葉を添えて絵本等の入ったブックスタートパックを手渡す。

(対象652名 配布者651名 配布99.8%)

・健康支援

市民の多様な健康情報へのニーズにこたえるため、保健センターや医療機関と連携。チラシ・パンフレットの配布を行った。(健康支援図書コーナーも設置)

・がん情報ギフトコーナー設置

・ロビー展

「子どもの日母の日家族の繋がりを大切にする月」「からだの健康はお口から」「カーボンニュートラル展示」等 計28回

・出前講座

放課後児童クラブ、保育園、高齢者福祉施設等へ出向き「お話し会」等を行い、本やお話に親しんでもらい、図書館のPRも行う。計13回

(参加者 子ども181名、大人117名)

・図書館ネットワーク

・国立国会図書館デジタル化資料送信サービスによる資料提供

・愛媛県立図書館図書の遠隔地返却サービス協力

・学校及び学校図書館との連携

子どもの読書活動・学習活動を推進していくため、学校や学校図書館との連携を行う。

- ・団体貸出、図書館見学・職場体験の受入、図書購入時や調べ学習の図書リストの作成・情報提供、リサイクル図書等の活用

- ・雑誌スポンサー制度の実施

平成24年7月1日より開始

「雑誌スポンサー制度」とは、雑誌そのものを寄贈してもらうのではなく、雑誌の購入代金を負担してもらう制度。雑誌は、図書館の中でも回転率の高い資料で、多くの人が毎日利用しているので、高い広告価値がある。(雑誌161タイトル中21タイトル)

- ・雑誌スポンサータイアップセミナー

雑誌スポンサー(登録者数14団体)の中から協力いただける事業者に専門分野での講座を開催していただくとともに、図書館は所蔵する関連図書のリストを作成、配布。

「ココロとカラダの健康セミナー」

前期自律神経ケア集中コース 4回

(参加者 51名)

「キッズマナーセミナーin図書館」

令和7年7月30日(木) 10:00~12:00

(参加者 小学生19名)

「夏休み子ども企画！子どもと正しい姿勢で集中力アップ！」

令和7年8月21日(木) 10:00~11:30

(参加者 子ども4名 大人4名)

「ココロとカラダの健康セミナー」

後期血流リンパケア集中コース 4回

(参加者 30名)

エ 図書館PR活動の充実

図書館の活動を市民によく知ってもらい、図書館の利用促進につなげるため、PR活動の改善を図る。

- ・夏休みは図書館へいこう！

第1弾「親子でチャレンジ！感想文」

小学校低学年 2回連続コース

- ①書くための本の選び方

令和7年7月24日(木) 13:30~15:30

(親子7組)

- ②感想文の書き方

令和7年7月25日(金) 13:30~15:30

(親子8組)

第2弾「夏休み子ども図書館探検&おもしろ科学実験！」 令和7年8月6日(水)

- ①図書館見学 9:30~10:00

書庫や郷土資料室の見学、本が書架にならぶまでのしくみや便利な図書館サービス等をプロジェクターを使い紹介。

- ②おもしろ科学実験 10:00~12:00

みきゃんカードのマジックと、不思議な空き缶 (参加者 小学生 33名)

第3弾「夏の夜のちょっとこわいおはなし会」

令和7年8月8日(金)

子どもと大人対象の怖いお話と語り

19:15~20:00

(参加者 子ども 48名 大人 40名)

- ・シン"我楽多講座"

第38回「全米TOP1 ヒットの歴史 その15」

令和7年5月25日(日) (参加者 5名)

第39回「全米TOP1 ヒットの歴史 その16」

令和7年7月6日(日) (参加者 9名)

第40回【特別編】「色とりどりの名曲たち」

令和7年10月26日(日) (参加者 12名)

第41回「全米TOP1 ヒットの歴史 その17」

令和7年12月7日(日) (参加者 12名)

第42回「全米TOP1 ヒットの歴史 その18」

令和8年2月1日(日) (参加者 13名)

オ 地域資料の保存と情報発信、ふるさと学習の推進

郷土の歴史や文化を次世代に継承するために、郷土・行政資料を積極的に収集・保存し、郷土出身者や郷土の産業遺産等についての情報発信を行う。

- ・愛媛新聞公開データベースの閲覧

- ・別子銅山コーナー・住友関連コーナー等の充実

- ・「まなび舎 来ぶらり」別子銅山講座から新居浜をさらに学ぶ講座へリニューアル

第1回「国の天然記念物になった銅山峰のツガザクラ群落」

令和7年4月27日(日) (参加者 46名)

第2回フィールドワーク「新居浜観光ガイドとめぐる端出場」

令和7年6月8日(日) 10:00~12:00

(参加者28名)

第3回「別子銅山と新居浜祭り」

令和7年9月7日(日) (参加者 43名)

第4回フィールドワーク「住友山田社宅」

令和7年10月5日(日) 10:00~11:30

(参加者 33名)

第5回「住友の煙害克服の歴史～受け継がれる
先人の想い～」

令和8年1月25日(日) (参加者 47名)

カ その他

・戦後80年平和を考えるパネル展

令和7年7月19日(土)～8月31日(日)

①原爆写真パネル

核兵器のない世界を願ったパネル展

②「へいわってどんなこと？」

絵本作家 浜田桂子氏のパネル展

・かくれている「妖怪を探せ」

令和7年8月8日(金)～8月10日(日) 各日 50名

・大人の読書会 Special Night

おすすめの本を一冊持ち寄り、その本への思い、
感動を語り合う

第一回 令和7年10月10日(金) 19:15～20:30

(参加者 11名)

第二回 令和8年2月27日(金) 19:15～20:30

(参加者 10名)

・新春企画 図書館で開運！

「本のおみくじ」と「本のしおり」作り

「本のおみくじ」 一般書、絵本各 100冊

令和8年1月4日(日)開始、1月5日(月)終了

しおり作り



「本との出会い、本のある暮らし」
芥川賞作家 高瀬隼子さんを迎えて



大人の読書会 Special Night

7 発 達 支 援

(1) 重点目標

発達に課題のある子どもが、地域でともに育ち、学
び、働き、暮らす支援体制づくりに取り組み、誰もが
相互に人格と個性を尊重し支え合う共生社会の形成
を目指し、一層の推進を図る。

(2) こども発達支援センターの運営

地域における特別支援教育、発達支援の中核的機
関として、総合相談、巡回相談、早期療育相談などの
ほか、関連する施設や機関へのコーディネートや連
携を行う中で、地域全体で支援を行う発達支援シス
テムの構築を目指している。

(3) 特別支援教育支援員の配置

生活や学習上の困難を有する児童生徒に対し、生
活上の介助や学習指導上の支援を行うために特別支
援教育支援員を配置し、教育的な支援を必要として
いる児童生徒等の学習効果を高め、学校・園生活へ
のよりよい適応を図っている。

支援員配置状況

年度		令和 5	6	7
区分	幼稚園	3	3	4
	小学校	80	79	84
	中学校	25	27	29
学 校 支 援 員	小学校	16	16	16

(4) 個別の教育支援計画の作成

発達に課題のある子どもが成長段階に応じ、自立
に向けた支援を受ける際、関係機関との連携・情報
共有が必要とされる。家庭生活や地域生活を含め、一
貫した支援を行うために個別の教育支援計画による
関係機関との連携強化を図る。

作成件数

年度		令 和 7		
区分		新規作成	見直し	合 計
		92	8	100
幼 児		42	307	349
小 学 校		4	203	207
中 学 校		138	518	656
総 数				

(5) 教育支援委員会の開催

一貫した教育支援の充実を図るため、発達に課題のある子ども達の就学及び入学後の支援について必要な調査及び検討を行っている。

教育支援委員会の開催状況

区分\年度	令和5	6	7
開催回数	5	5	5
対象件数	281	301	276

(6) 総合相談

子どもの育児や発達、就学について保護者が抱いている不安や疑問について相談に応じ、適切な支援につなぎ、関係機関との連携を図っている。

総合相談の状況 (令和7年度)

年齢別	幼児	小学生	中学生	高校生	合計
相談延人数	849	806	384	117	2,156

(7) 巡回相談

保育所、幼稚園、小・中学校等へ心理専門員等と訪問し、発達に課題のある子どもの早期発見、発見後の具体的支援方策の協議、相談を通して保護者支援及び教職員のスキルアップを図っている。

巡回相談の状況 (令和7年度)

個所別	保育所	幼稚園 認定こども園	小学校	中学校	合計
相談延人数	157	40	258	5	460

(8) 早期療育通園相談事業(親子通園事業)

発達に課題のある未就学児に基本的動作及び集団生活への支援の方向性の相談、支援方法を探ることにより発達を支援し、保護者に家庭における関わり方等の相談指導を行っている。

通園事業の状況 (令和7年度)

教室名	登録者数 (利用延人数)	内容
ことばの教室	85 (883)	プレイセラピー・SST 構音指導・就学前構音
育ちの教室	31 (387)	個別 小集団

8 人権・同和教育

あらゆる市民啓発の場において、部落差別をはじめとする様々な人権問題に対する正しい理解と認識を深めるため、様々な教育・啓発事業を実施することにより、人権が尊重される家庭・地域・職場づくりを推進する。

めざす社会は「あらゆる垣根をこえて、あたたかい心で交わり合うことのできる新居浜市」である。

(1) 人権教育・啓発の推進

ア 人権教育指導者・推進者の養成

部落差別をはじめとする様々な人権問題を解決するための確かな力量を培うとともに、地域の人権教育指導者となる人材の育成を図っている。

イ お茶の間人権教育懇談会の拡充・深化

昭和53年から実施している少人数での学習会に意欲的に取り組み、「くらしに生きる人権教育」の拡充・深化に努めている。

ウ 各種研修会・講座の実施

主に組織や企業等の採用者研修や社員研修等の機会を利用して、人権教育講座やセミナーを開催している。

エ 「ふれ愛フェスタ～ハートFULL新居浜～」による啓発の推進

自らが差別の解消に向けて行動しようと市民、教職員、行政職員らが参画して、平成8年から「差別をなくする市民のつどい～ハートFULL新居浜～」を開催して、市民の手作りによる人権啓発劇を上演してきた。

平成27年度からは「人権フェスティバル」との合同開催となり、名称も「ふれ愛フェスタ～ハートFULL新居浜～」と変更して、市民の手作りによる人権啓発イベントと人権講演会を同時に実施している。

令和7年度の実施内容

第1部 人権作文(小・中・高等学校の部)

入選作品朗読

第2部 講演 「あきらめない心」

講師 ちゃんへん.氏

オ 「人権のつどい日」の開催

誰でも気軽に参加できる人権学習の場を設けるため、毎月11日には主に瀬戸会館を会場として、様々な人権課題を取り上げた講演会や学習会を開催している。

(2) 愛媛県人権教育協議会新居浜支部の活動支援

部落差別をはじめとする様々な人権問題の一日も早い解決のため、就学前、小学校、中学校、高等学校等、社会教育、組織・企業、行政の7つの専門部会を持つ愛媛県人権教育協議会新居浜支部の活動を支援している。

ア 地区別人権教育市民講座の実施

市内各地区において、人権が尊重される家庭・地域・職場づくりを推進していくために、市民の学びの場を提供している。

(3) 啓発資料の充実と活用

小学校、中学校、高等学校等が主体となって「人権・同和教育指導の手引」、「新居浜市小・中学校人権・同和教育研究大会資料」「人権・同和教育実践資料集」「人権作文集」等の資料を作成している。

また、お茶の間人権教育懇談会や人権教育講座・セミナー等の場において、参加者が正しい理解と認識を深めてもらえるように人権啓発DVDや啓発資料等を活用した啓発を行い、「ふれ愛フェスタ ～ハートFULL新居浜～」や「人権のつどい日」等においても、配布用の啓発用資料等の作成を行っている。

(4) 人権教育推進機関等との連携強化

幼稚園・保育園、小学校、中学校、高等学校等が実施主体となり、各種研究大会や講演会等の開催、さらに校区別人権・同和教育懇談会事業等への、援助及び支援を行った。また各種研修会や研究大会等については、講師・指導者の派遣や参加者の支援を行っている。

(5) 人権・同和教育関係懇談会・研究会等参加状況

区 分 \ 年 度	令和 3		4		5		6		7	
	開催回数	参加人員	開催回数	参加人員	開催回数	参加人員	開催回数	参加人員	開催回数	参加人員
お 茶 の 間 人権教育懇談会	回 26	人 205	回 55	人 428	回 67	人 619	回 80	人 800	回 82	人 762
学級・講座研修会	188	21,038	187	11,634	191	14,092	237	15,597	194	13,267
各 種 研 究 大 会	5	163	7	780	7	855	7	890	7	1,524
校 区 別 人 権 ・ 同和教育懇談会 (基礎研修)	24	3,873	26	4,231	26	5,706	25	1,260	26	1,784
校 区 別 人 権 ・ 同和教育懇談会 (学級・学年別研修)	18	3,306	14	4,164	26	8,573	26	6,040	26	5,443
ふれ愛フェスタ (ハートFULL新居浜)	1	150	1	110	1	500	1	350	1	300
地区別人権教育 市 民 講 座	15	900	15	777	16	870	17	863	17	809
計	277	29,635	305	22,124	334	31,215	393	25,800	353	23,889

(6) 身元調査お断り運動の推進

身元調査によって引き起こされる不当な差別を防ぎ、その不合理と差別の醜さを市民に訴えるため「しない・させない・協力しない」をスローガンとした取組みを推進している。平成16年に「身元調査お断りステッカー」を制作し、令和3年にデザインをリニューアルして、これまでに5万枚余りを配布している。

(7) 差別落書き根絶に向けた取組み

重大な人権侵害である差別落書きは「しない・させない・許さない」をスローガンとして、差別落書きがいかに人の尊厳を傷つけているかを理解してもらい、落書き発見時にはすみやかな対処ができるよう、啓発活動を進めている。

消 防



南消防署及び愛媛県東部消防指令センター建築予定図

消 防

近年は、地球温暖化の影響により、大型台風や予測困難な局地的な集中豪雨が頻繁に発生し、また、多数の死傷者が発生する火災や危険物火災等、住民の安全を脅かす災害は後を絶たず、更には、南海トラフ巨大地震の発生も危惧されていることから、市民の消防行政に対する期待と関心はますます高まりをみせている。

そのため、消防機関として1本部、2署、1分署、職員156人並びに、1団本部、17分団、団員645人が、市民の生命、身体、財産を各種災害から守るべく、昼夜を分かたず防火防災活動に全力で取り組んでいる。

また、消防行政効果をより一層高めるため、市民の理解と協力を得て、幼・少年消防クラブ、婦人防火クラブ、防火管理協会、危険物安全協会、自衛消防隊等の民間団体を組織するとともに、各自治会主体の自主防災組織

の結成に協力し、官民一体の総合防災体制づくりを推進するとともに、消防職・団員の資質の向上を図っている。

救急にあっては、昨年6,845件出動し、救急救命処置の高度化と救命率の向上を図る観点から、救急救命士の育成強化、メディカルコントロール体制の充実強化、高規格救急自動車や高度救命処置用資機材などの計画的な更新整備を図っている。

更には、消防団を中核とした地域防災力の充実強化を図るため、地域住民による具体的な訓練や住民に対する啓蒙をこれまで以上に推進し、消防団員による地域に密着した防災指導体制を確立し、地域防災力の向上に努める。

1 消 防 庁 舎

施設名	所在地	敷地面積(㎡)	建築物構造		床面積(㎡)	計(㎡)	建築年月等
消防本部 北消防署	一宮町一丁目 5番1号 ☎34-0119	3,421.52 (市庁舎含む)	庁舎	鉄筋コンクリート造一部鉄骨鉄筋コンクリート造一部鉄骨造6階建	延 7,629.42	3,016.76 (使用部分)	令和 2. 3 新築
			訓練棟	鉄筋コンクリート造一部鉄骨造	延 443.29	443.29	
			土のう置場	鉄筋コンクリート造一部鉄骨造	延 12.29	12.29	
北消防署 川東分署	松神子一丁目 8番20号 ☎34-0119	1,550.40	庁舎	鉄筋コンクリート造陸屋根2階建	延 624.23	694.53	昭和 61. 2 増築
			倉庫	鉄骨コンクリートブロック造陸屋根平家建	66.00		昭和 54. 3 新築
			プロパン庫及びボイラー室	コンクリートブロック造大波スレート葺平家建	4.30		
南消防署	喜光地町一丁目 5番9号 ☎34-0119	2,137.32	庁舎	鉄筋コンクリート造陸屋根2階建	延 992.28	1,172.49	昭和 55. 3 新築
			倉庫	鉄骨造大波スレート葺平家建	66.00		平成 元. 3 新築
			車庫	鉄骨造大波スレート葺平家建	107.61		
			プロパン庫及びボイラー室	コンクリートブロック造大波スレート葺平家建	6.60		昭和 53.12 新築

2 消 防 力

(1) 現有消防力

(R8.4.1 現在)

種 別		区 別	現 有 消 防 力
人 員	警 防 要 員		117 人
	予 防 要 員		9 人
	そ の 他 要 員		30 人
	計		156 人
署 所 の 数	消 防 署 所 数		3
自 動 車 等	ポ ン プ 自 動 車	普 通 消 防 ポ ン プ 自 動 車	7
		水 槽 付 消 防 ポ ン プ 自 動 車	
	は し ご 自 動 車	は し ご 付 消 防 自 動 車	2
	化学消防ポンプ自動車	化 学 消 防 ポ ン プ 自 動 車	2
	救 急 自 動 車	高 規 格 救 急 自 動 車	6
	救 助 工 作 車	救 助 工 作 車	2
	計		19

(2) 装 備

(R8.4.1 現在)

装 備 名	区 別	計	本 部	北 消 防 署	川 東 分 署	南 消 防 署
普 通 消 防 ポ ン プ 自 動 車		5		2	1	2
水 槽 付 消 防 ポ ン プ 自 動 車		2		1		1
は し ご 付 消 防 自 動 車		2		1 (40m級)		1 (屈折14m級)
化 学 消 防 ポ ン プ 自 動 車		2		1	1	
小 型 動 力 ポ ン プ 付 水 槽 車		1		1 (Ⅱ型)		
小 型 動 力 消 防 ポ ン プ		5		3	1	1
指 令 車		1	1			
調 査 車		1	1			
指 揮 車		1		1		
警 防 車		1	1			
資 機 材 搬 送 車		3		1	1	1
広 報 車		2	1	1		
高 規 格 救 急 自 動 車		6		3	1	2
救 助 工 作 車		2		1 (Ⅲ型)		1 (Ⅱ型)
消 防 人 員 輸 送 車		1		1		
消 防 防 災 車		1	1			
消 火 ・ 通 報 訓 練 指 導 車		1		1		
予 防 査 察 車		1	1			
消防救急 デジタル 無線設備	基 地 局 固 定 局	1※		1		
	移動局(可搬型含む)	36	6	16	5	9
	携 帯	33	4	13	7	9

※ 別に黒島基地局、別子山基地局、弟地中継局があります。

(3) 高規格救急自動車及び救助工作車の概要

ア 高規格救急自動車の概要

平成29年11月、令和2年3月及び令和5年2月に北消防署、令和7年2月に川東分署、平成29年2月及び令和8年2月に南消防署の高規格救急自動車が配備され、救急救命士による高度な救命活動が図られている。

高規格救急自動車は車内空間が広く確保され、立ったままの救命活動が可能であり、多数の高度救命処置用資機材を装備している。

イ 高度救命資機材の概要

(ア) 自動体外式除細動器（AED）

心筋梗塞などにより、心臓がけいれんを起こしている場合、電氣的なショックを与えて、動きを正常に戻す医療機器

(イ) 傷病者監視モニター

傷病者のバイタルサイン（心拍数・血圧・心電図等）をモニタリングする。

(ウ) 自動心臓マッサージ器

絶え間ない胸骨圧迫を実施し、心肺蘇生法をサポートする。

ウ 救助工作車の概要

平成21年12月、南消防署に救助工作車Ⅱ型が、平成27年12月、北消防署に救助工作車Ⅲ型が更新され、初期の救助活動が迅速に対応できる体制が強化された。

また、高度救助用資機材等も多数導入されている。

エ 高度救助資機材の概要

(ア) ファイバースコープ

地震等で崩壊した家屋の下敷きになっている人や埋まった人などを救助する時、隊員が進入できないところを映し出す超小型カメラ

(イ) 地中音響探知機

埋まった人の声や呼吸音など、かすかな音を検索する装置

(ウ) 夜間暗視装置

夜間、暗闇の中を検索する装置

(エ) 熱画像直視装置

人の体温を感じ取り、温度差で要救助者を検索する装置

(オ) 地震警報器

早期地震探知機能により、余震等少しの揺れも逃がさず検知する資機材

(4) 消防水利施設の状況

年度 \ 種別	井戸	水	槽	プー ル	消 火 栓 (地下式)	計
			うち耐震性水槽			
令和 2	100	398	24	37	2,360	2,895
3	100	396	25	37	2,362	2,895
4	100	395	25	37	2,367	2,899
5	100	392	26	37	2,372	2,901
6	101	378	28	37	2,375	2,891
7	101	376	29	33	2,379	2,889

(5) 高機能消防通信指令システム

本システムは、消防防災合同庁舎の建設工事に合わせて市民の生命、財産を災害等から守るため、火災・救急救助活動において最新技術を駆使し、的確・迅速かつ簡便な操作により119番受信操作が遂行できる消防通信指令システムⅡ型として、令和2年3月9日から運用を開始した。

ア 主要機器の概要

(ア) 指令装置

119番通報の受付、災害通報の覚知、出動車両の隊編成、出動指令、現場活動支援等を統括する指令管制の主要装置

(イ) 新発信地表示システム

本システムを利用することにより、一般加入電

話、携帯電話及びIP電話からの119番通報受信時において自動的に通報者の発信地情報を取得し、災害点が瞬時に決定されるため出動指令までの時間が短縮される。

(ウ) 自動出動指定装置

119番通報の受付から事案終了まで一連の災害情報を処理する装置で、地図検索装置、表示盤、署所端末装置等を有機的に結合し、自動化機能を制御するとともに、指令管制業務を円滑に実施する。

(エ) 地図等検索装置

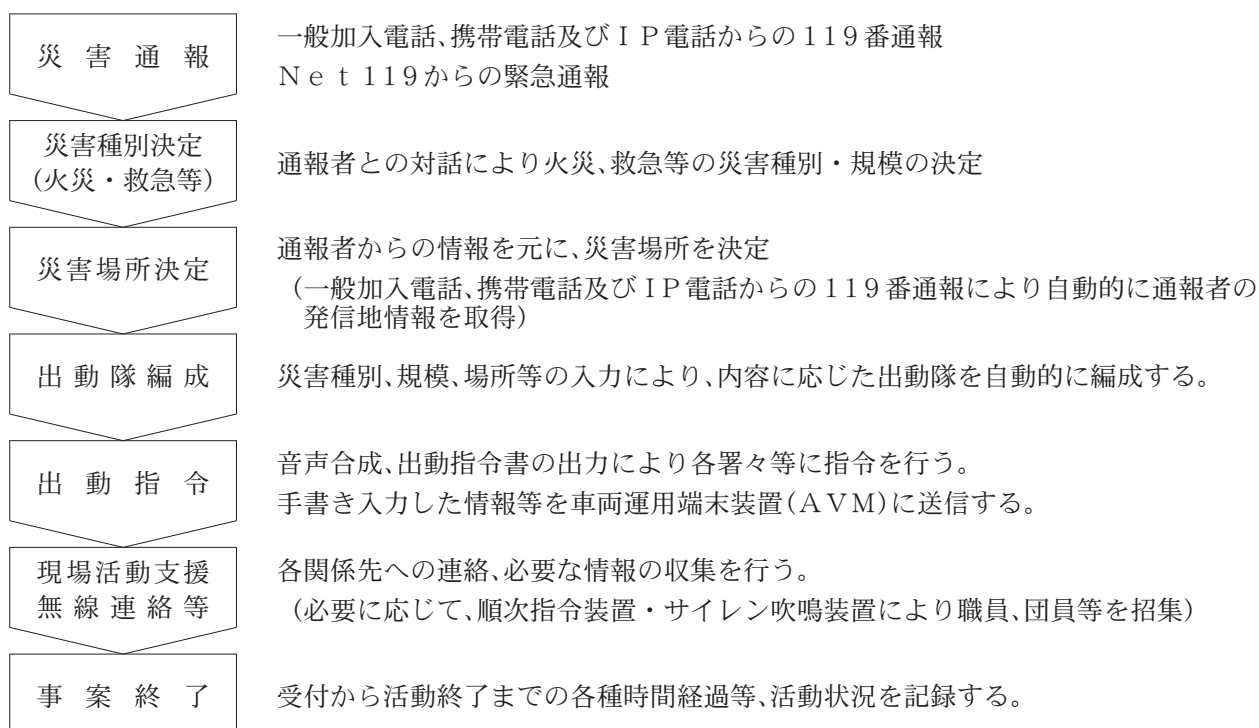
自動出動指定装置、新発信地表示システムと連動し、災害発生場所の表示及び検索が容易かつ迅速に行える装置

- (オ) 情報表示盤（46インチ液晶4面マルチ画面×3画面）
車両運用、支援情報及び多目的情報の3つの表示盤を設け、消防車両動態の一覧表示、119番の着信、件数等の表示、災害場所、気象情報、河川情報、監視カメラ等の画像を表示する。
- (カ) 指令伝送装置
自動出動指定装置・地図等検索装置と連動し、各署に設置された出力装置から災害場所、出動車両等を表示した地図付きの指令書を出力する。
- (キ) 気象観測装置
風向、風速、気温、湿度、気圧、雨量を自動的に記録し表示する。
雨量計については、一宮町、立川町、大生院、船木、多喜浜、別子山の6箇所に設置する。
また、雨量情報は新居浜市のホームページから過去9日間の情報が閲覧できる。
- (ク) 順次指令装置
消防職員、団員、関係職員等に災害の発生等を自動的に電話、Eメールで通知し非常招集を行う。
- (ケ) サイレン吹鳴装置
市内14箇所に設置した消防サイレンを災害場所別に吹鳴することにより、消防団員等の非常招集を行う。
- (コ) 出動車両運用管理装置及び車両運用端末装置（A V M）
地図、各種支援情報、カーナビゲーション機能を搭載した端末が消防車両に設置されており、災害発生時には発災点の地図及び支援情報が表示される。

また、指令台において手書き入力された情報の送受信、メール機能を備え効率的な災害対応ができる。

- (サ) 現場映像情報伝送装置
災害現場の映像等をスマートフォン等にて共有し、迅速な災害対策を図る。
また、人が立入ることが困難な区域や状況把握が困難な場所等はドローンを活用することで、精度の高い映像を入手することができ、的確な判断や迅速な災害対応を図る。
- (シ) 高所監視カメラ
火災等が発生した場合に自動出動指定装置と連動し、災害地点を確定することにより、自動的に災害発生方向を撮影する。
- (ス) Net 119システム（緊急通報システム）
音声による119番通報が困難な聴覚・言語機能障がい者（登録者）が、スマートフォン等のWEBサイトを利用して円滑に消防へ通報を行えるシステム
- (セ) Live 119システム（映像通報システム）
通報者のスマートフォンで撮影する映像から通報現場の詳しい状況を確認し、視覚的な情報をリアルタイムに収集するシステム
- (ソ) 災害等案内装置
テレホンサービス（33-6800）にて、災害発生場所、休日当番医等の情報を提供する。
また、平成20年4月から災害等の発生状況を携帯電話等に「メールマガジン」でリアルタイムに情報を提供している。防災・火災・救急情報は新居浜市のホームページからも閲覧できる。

イ 災害処理の流れ



3 火 災 統 計

(1) 概 況

年	区分	火災 件数	火 災 種 別					焼 失 棟 数			り災世帯数			り 災 人 員	死 傷 者	
			建 物	林 野	車 両	船 舶	そ の 他	全 焼	半 焼	部 分 焼	全 損	半 損	小 損		死 者	傷 者
令和 3		40	21	1	5	0	13	10	2	10	4	0	13	42人	1人	5人
4		36	22	0	5	0	9	13	0	16	11	0	18	76	2	6
5		29	16	1	2	0	10	10	1	12	7	1	15	46	1	6
6		32	17	0	5	0	10	10	0	5	7	0	11	43	0	6
7		29	16	0	4	1	8	1	1	4	1	0	12	25	1	3

損 失 面 積		損 害 額					
建 物	林 野	建物内容 品を含む	林 野	車 両	船 舶	その他	計
m ²	a	千円	千円	千円	千円	千円	千円
2,927	1.7	176,196	0	1,696	0	270	178,162
1,259	0	66,418	0	904	0	0	67,322
1,242	0	44,629	0	223	0	3,595	48,447
977	0	47,361	0	1,230	0	90	48,681
198	0	4,380	0	10,929	25,000	6,527	46,836

(2) 原因別火災発生件数

年	区 分	ス ト ー ブ	た ば こ	た き 火	こ ん ろ	放 火 (疑い 含む)	火 遊 び	溶 断 機 の 火 花	取 灰	ボ イ ラ ー	電 灯 電 話 等 の 配 線	不 明	そ の 他	計
令和 3			3		5	10				1	1	10	10	40
4		1	2		1	2	1				1	10	18	36
5			2			1			1		1	10	14	29
6			3	1	1	3						4	20	32
7		1	5	2	2	2						7	10	29

4 危険物製造所等設置許可状況

(単位：件)

象物件分 年度 区 分		令和 5			6			7		
		許可	廃止	現在	許可	廃止	現在	許可	廃止	現在
総 数		4	26	1,060	7	42	1,025	14	23	1,016
製 造 所				39	1	4	36			36
貯 蔵 所	屋 内 貯 蔵 所	2	3	134			134	4		138
	屋 外 貯 蔵 所			33			33	1	1	33
	屋内タンク貯蔵所		1	7			7	1		8
	屋外タンク貯蔵所		8	413		23	390		18	372
	地下タンク貯蔵所		2	42			42	1	2	41
	簡易タンク貯蔵所			1			1			1
	移動タンク貯蔵所	2	3	153	3	4	152	1		153
小 計		4	17	783	3	27	759	8	21	746
取 扱 所	給 油 取 扱 所			71	1	1	71	2		73
	第 1 種販売取扱所			1			1			1
	第 2 種販売取扱所			1			1			1
	一 般 取 扱 所		9	148	2	10	140	4	2	142
	移 送 取 扱 所			17			17			17
小 計		0	9	238	3	11	230	6	2	234

5 消 防 ・ 救 急 活 動

(1) 消防活動

種 類 年 区 分		令和 5		6		7	
		出動延回数	出動延人数	出動延回数	出動延人数	出動延回数	出動延人数
火 災		29	630	32	641	29	519
(うち林野火災)		(1)	(6)	(0)	(0)	(0)	(0)
救 助 活 動		32	465	29	369	36	565
風 水 害 等 の 災 害		2	6	6	20	1	4
演 習 訓 練		437	1,647	431	1,629	427	1,658
予 防 査 察		645	1,879	717	2,167	450	1,534
警 防 調 査		116	411	130	475	94	321
原 因 調 査		29	145	32	160	29	145
特 別 警 戒		18	63	12	42	18	66
計		1,308	5,246	1,389	5,503	1,084	4,812

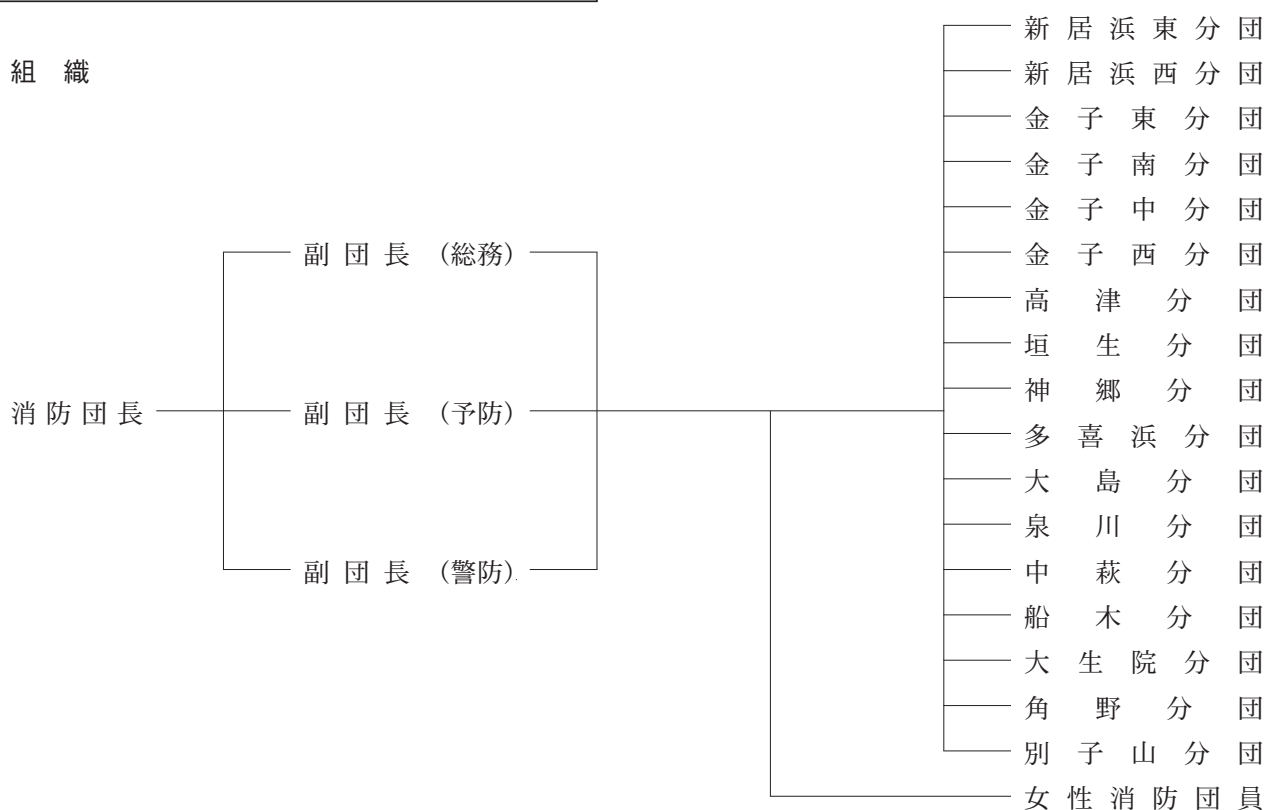
(2) 救急活動

救急活動（単位：件）

区分 年別	火 災	自然 災害	水 難	交 通	労働 災害	運動 競技	一般 負傷	加 害	自 損 行 為	急 病	そ の 他	計	増 減 率 前 年 (%)
令和 3	4	0	0	393	32	16	941	23	37	3,323	565	5,334	+ 4.8
4	6	0	1	441	38	23	988	18	46	4,077	621	6,259	+17.3
5	4	0	4	416	46	27	1,057	16	56	4,383	673	6,682	+ 6.8
6	5	1	2	406	32	26	1,062	23	64	4,480	685	6,786	+ 1.6
7	3	0	1	479	42	18	1,137	14	51	4,404	696	6,845	+ 0.9

6 消 防 団

(1) 組 織



(2) 消防機械器具の配置等

(R 8. 4. 1 現在)

区分	分団別	団本部	新居浜東	新居浜西	金子東	金子南	金子中	金子西	高津	垣生	神郷	多喜浜	大島	泉川	中萩	船木	大生院	角野	別子山	計
定数（人）		34	33	33	39	40	33	33	65	40	55	40	33	55	60	55	48	63	33	792
現員数（人）		18	28	25	32	38	27	30	41	33	53	35	28 ※(22)	49	42	44	48	52	22	645 ※(22)
消防ポンプ車等	自動車	0	1	1	1	1	1	1	2	1	2	1	1	3	3	1	1	2	0	23
	小型動力ポンプ	0	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	4	2	2	4	2	4	4	42
	小型動力ポンプ積載車	0	1	1	1	1	1	1	2	1	3	1	1	1	1	3	2	2	3	26

※（ ）内は機能別団員数を内書き

(3) 年額報酬及び出動報酬

ア 年額報酬

(R 8. 4. 1 現在・単位：円)

団 長	副 団 長	分 団 長	副分団長	部 長	班 長	団 員 (機能別)
206,000	154,400	132,100	71,200	56,900	39,000	36,500 (12,100)

イ 出動報酬

(R 8. 4. 1 現在・単位：円)

区 分		支給金額 (1日につき)
災害のために出動した場合	2 時間以内	2,000
	2 時間を超え 4 時間以内	4,000
	4 時間を超え 6 時間以内	6,000
	6 時間超	8,000
警戒のために出動した場合		2,000
訓練のために出動した場合		2,000
上記以外で出動した場合		2,000

(4) 活動状況

種別	年 区分	令和 5		6		7	
		出動延回数	出動延人数	出動延回数	出動延人数	出動延回数	出動延人数
火 災		8	605	6	442	1	15
警 戒		363	2,541	372	2,628	351	2,605
訓 練		458	6,380	501	6,162	389	4,973
水 防		1	7	0	0	0	0
計		830	9,533	879	9,232	741	7,593

選挙管理委員会 監査委員会 農業委員会



景観形成事業（船木地区）



景観形成事業（大生院地区）

選挙管理委員会

選挙管理委員会は公職選挙法や地方自治法等の法律またはそれに基づく政令の定めにより、選挙の管理執行に関すること、選挙の啓発に関すること、検察審査員候補者予定者及び裁判員候補者予定者の選定に関すること、直接請求の署名審査及び住民投票に関すること、国民投票に関すること等を行っている。

1 投票区・投票所と選挙人名簿登録者数

(R8.6.1 現在)

投票区	投票所名	男 (人)	女 (人)	計 (人)
1	文化振興会館	1,053	1,094	2,147
2	みなと保育園	336	377	713
3	口屋跡記念公民館	890	874	1,764
4	新居浜市役所1階ロビー	1,469	1,534	3,003
5	新居浜市地域交流センター	832	904	1,736
6	南中学校体育館	2,153	2,210	4,363
7	金栄小学校体育館	2,223	2,375	4,598
8	惣開公民館	1,166	959	2,125
9	若宮保育園	562	616	1,178
10	別子銅山記念図書館	861	933	1,794
11	新居浜小学校体育館	911	942	1,853
12	松の木自治会館	940	1,005	1,945
13	東中学校体育館	1,732	1,981	3,713
14	高津公民館	2,036	2,228	4,264
15	浮島小学校体育館	837	943	1,780
16	垣生公民館	1,733	1,893	3,626
17	(旧)川東支所	1,392	1,533	2,925
18	神郷小学校体育館	2,345	2,582	4,927
19	多喜浜公民館	1,011	1,035	2,046

投票区	投票所名	男 (人)	女 (人)	計 (人)
20	黒島自治会館	135	128	263
21	川東高齢者福祉センター大島分館	61	53	114
22	船木小学校体育館	2,562	2,925	5,487
23	東田保育園	1,149	1,274	2,423
24	泉川公民館	1,705	1,878	3,583
25	泉川中学校体育館	1,623	1,813	3,436
26	新居浜特別支援学校	1,591	1,717	3,308
27	上部児童センター	1,580	1,779	3,359
28	高齢者生きがい創造学園	1,153	1,320	2,473
29	中萩公民館	1,813	2,062	3,875
30	岸之下自治会館	1,256	1,409	2,665
31	大生院公民館	1,459	1,592	3,051
32	角野中学校体育館	2,398	2,823	5,221
33	角野小学校体育館	1,352	1,538	2,890
34	角野新田自治会館	341	341	682
35	立川自治会館	45	50	95
36	別子山支所	52	46	98
合 計		44,757	48,766	93,523

2 在外選挙人名簿登録者数

(R8.6.1 現在)

男	女	計
17	22	39

3 市長選挙の記録

区分 \ 年	12	16	20	24	28	令和 2	6
執行月日	11/12	11/14	11/9	11/11	11/13	11/15	11/10
有権者数(人)	102,612	102,700	102,317	無 投 票	無 投 票	98,520	94,528
投票者数(人)	62,051	56,875	59,300			39,067	42,989
投票率(%)	60.47	55.38	57.96			39.65	45.48
最高得票数(票)	31,969	31,501	29,642			21,516	24,275
立候補者数(人)	2	2	2			2	2

4 市議会議員選挙の記録

区分 \ 年	※ 12	(第1選挙区) 15	(無投票) (第2選挙区) 15	19	23	27	31	令和 5
執行月日	11/12	4/27	4/27	4/22	4/24	4/26	4/21	4/23
有権者数(人)	102,612	101,852	227	101,698	100,977	99,021	98,755	95,512
投票者数(人)	62,023	65,963	—	61,666	53,717	52,012	46,697	41,645
棄権者数(人)	40,589	35,889	—	40,032	47,260	47,009	52,058	53,867
投票率(%)	60.44	64.76	—	60.64	53.20	52.53	47.29	43.60
無効投票数(票)	2,161	704	—	589	576	489	512	367
立候補者数(人)	3	38	1	34	30	33	30	29
定数(人)	1	30	1	28	26	26	26	26
最高得票数(票)	22,118	2,831.103	—	3,533	2,891	2,934	2,218	2,200
当選者最低得票数(票)	22,118	1,315	—	1,360.019	1,392	1,198.479	1,283.723	1,057
最低得票数(票)	16,179	356	—	555.009	638	319	174	280.241
当選者総得票数(票)	22,118	58,636.100	—	55,238.986	49,025.205	45,155.332	43,581.995	39,270.754
当選者1人当たり得票平均(票)	22,118	1,954.537	—	1,972.820	1,885.585	1,736.744	1,676.231	1,510.414
最高年齢(歳)	52	77	66	76	76	77	80	85
最低年齢(歳)	28	27	66	28	35	32	36	37

※は補欠選挙

5 最近の主な選挙の概要

区分	参議院議員	県知事	県議会議員	衆議院議員	参議院議員	県知事	衆議院議員
執行年月日	22. 7. 11	22. 11. 28	23. 4. 10	24. 12. 16	25. 7. 21	26. 11. 16	26. 12. 14
有権者数(人)	102,510	101,728	101,048	101,789	101,326	100,037	100,537
投票者数(人)	56,831	37,927	50,048	59,853	47,922	31,704	49,548
投票率(%)	55.44	37.28	49.53	58.80	47.29	31.69	49.28
最高得票数(票)	25,655	27,589	9,933	31,408.483	30,345	27,934	26,803.257
当選者最低得票数(票)	25,655	27,589	6,101	31,408.483	30,345	27,934	26,803.257
立候補者数(人)	4	3	7	4	5	2	3
定数(人)	1	1	4	1	1	1	1

区 分	県議会議員	参議院議員	衆議院議員	県知事	県議会議員	参議院議員	衆議院議員
執 行 年 月 日	27. 4. 12	28. 7. 10	29. 10. 22	30. 11. 18	31. 4. 7	令和元. 7. 21	3. 10. 31
有 権 者 数 (人)	99,064	101,713	101,027	99,752	98,881	99,944	98,344
投 票 者 数 (人)	44,469	55,020	52,361	33,545	41,265	50,330	54,860
投 票 率 (%)	44.89	54.09	51.81	33.63	41.73	50.36	55.78
最 高 得 票 数 (票)	10,580	28,575	25,117.315	28,747	10,065	28,402	27,990
当選者最低得票数 (票)	7,469	24,482	25,117.315	28,747	7,596	28,402	26,277
立 候 補 者 数 (人)	5	3	4	3	5	3	2
定 数 (人)	4	1	1	1	4	1	1

区 分	参議院議員	県知事	県議会議員	衆議院議員	県議会議員補欠	参議院議員	衆議院議員
執 行 年 月 日	4. 7. 10	4. 11. 20	5. 4. 9	6. 10. 27	7. 7. 13	7. 7. 20	8. 2. 8
有 権 者 数 (人)	97,688	96,708	95,622	95,132	93,539	94,241	93,727
投 票 者 数 (人)	47,646	28,975	36,083	49,353	38,065	52,101	52,537
投 票 率 (%)	48.77	29.96	37.74	51.88	40.69	55.28	56.05
最 高 得 票 数 (票)	22,862	25,681	8,249	26,617	11,944	24,081	22,682
当選者最低得票数 (票)	22,862	25,681	6,059	26,617	9,094	24,081	22,682
立 候 補 者 数 (人)	5	2	5	3	4	5	3
定 数 (人)	1	1	4	1	2	1	1

注：最高得票数及び当選者最低得票数については、新居浜市開票区における得票数である。

6 選挙公営制度

お金のかからない選挙を実現するとともに、候補者間の選挙運動の機会均等を図る手段として選挙公営制度が設けられている。

(1) 任意制ポスター掲示場

公職選挙法第144条の2第8項の規定に基づき、新居浜市の議会の議員及び長の選挙におけるポスター掲示場の設置に関する条例(昭和57年10月1日条例第37号)を制定し、ポスター掲示場を設置している。

〈最近の選挙における設置数〉

新居浜市議会議員選挙

(令和5年4月23日執行) 260箇所

新居浜市長選挙

(令和6年11月10日執行) 260箇所

(2) 任意制選挙公報

公職選挙法第172条の2の規定に基づき、新居浜市の議会の議員及び長の選挙における選挙公報の発行に関する条例(昭和57年10月1日条例第38号)を制定し、選挙公報を発行している。

〈最近の選挙における発行部数〉

新居浜市議会議員選挙

(令和5年4月23日執行) 53,000部

新居浜市長選挙

(令和6年11月10日執行) 53,000部

(3) 選挙運動費用に関する公費負担

公職選挙法第141条第8項、第142条第11項及び第143条第15項の規定に基づき、新居浜市議会議員及び新居浜市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例(平成6年12月27日条例第24号)を制定し、選挙運動用自動車の使用に係る費用、選挙運動用ビラの作成に係る費用並びにポスター掲示場に掲示する選挙運動用ポスターの作成に係る費用について、上限額の範囲内で要した費用を市が負担する制度を定めている。

7 選挙啓発

選挙管理委員会は、明るく正しい選挙の推進及び政治意識の向上をはじめ、投票の方法や選挙違反その他選挙に関し必要な事項を選挙人に周知するため、各種の選挙啓発事業を実施している。特に、平成28年7月の参議院議員通常選挙から選挙権年齢が18歳以上に引き下げられたことに伴い、主権者教育の一環として市内高等学校、高等専門学校及び専門学校と連携した選挙啓発講座を実施することで、有権者としての自覚と政治や選挙への関心及び投票参加への意識向上を目指している。

監 査 委 員

市の事務の管理及び執行等が、法令に適合し、正確で経済的・効率的かつ効果的に運営されているかどうか、財務的又は行政監査的観点から「新居浜市監査基準」に沿った監査等を実施するとともに、公営企業会計にあってはその経営状況等を含め審査・指導している。

1 委員構成

定数 3人（識見委員2人、議選委員1人）

2 主な業務

(1) 定期監査

財務に関する事務の執行が適正かつ効率的に行われているか、また、経営に係る事業の管理が合理的かつ効率的になされているか、あわせて、市の事務の執行について行政監査的視点で、毎会計年度1回以上、定期的に実施している。

(2) 工事監査

市の発注した工事が、設計図書及び構造計算書等に基づき、安全性の確保を中心に、合理的かつ効率的に施工されているかについて、必要に応じ監査を実施している。

なお、監査の一部を補完する目的で、技術的な調査を外部に委託し、技術的側面からも実施している。

(3) 財政援助団体等監査

市が財政的援助をしている各種団体等に対し、市の援助等に係る出納、その他の事務の執行に関して、必要に応じ監査を実施している。

・令和7年度実績

補助金交付団体等：新居浜市職員互助会

(4) 決算等審査

市長より提出された決算書及び関係書類について、計数の正確性、予算執行の適否等について審査している。

また、平成19年度決算から健全化判断比率等についても審査している。

(5) 例月現金出納検査

毎月、例日を定め会計管理者並びに市長から提出された収支の証拠書類、帳簿等について詳細に確認し、現金管理の状況等出納機関の適正な事務処理を客観的に検査している。

3 監査等の結果に関する報告及び公表

監査の結果に関する報告は、議会及び市長並びに関連する行政委員会にその結果を提出するとともに公表する。

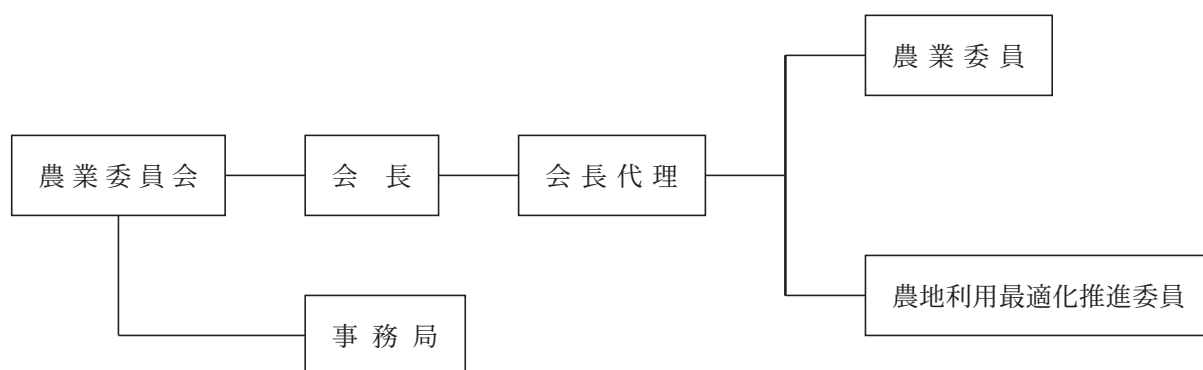
監査の結果に基づき、又は監査の結果を参考として、措置を講じたときは監査委員に通知する。この場合には、当該通知に係る事項を公表する。

決算等審査の結果については、審査意見を市長に提出し、例月現金出納検査の結果に関する報告は、議会及び市長に提出している。

農 業 委 員 会

1 機 構

農業及び農家の代表機関として、農業生産力の向上並びに農業経営の合理化を図り、農業者の地位向上に寄与するための組織であり、特に農業者が安心して取り組める農業行政の確立を図るため、担い手の高齢化、後継者不足、遊休農地の増加等、本市農業の抱える諸問題に対処し、農地の流動化の促進、経営規模の拡大、生産技術の向上、生活環境の改善、農地利用の最適化等について、関係団体の協力のもとに体質強化を図り、農業者が求める活力ある地域農業を推進し、新鮮で良質な食料の安定供給を目指している。



2 委員数等 (R8.4.1 現在・単位：人)

区 分	定数	選任方法
農 業 委 員	19	市長が議会の同意を得て任命
農地利用最適化推進委員	14	農業委員会が委嘱
合 計	33	

3 会議状況 (令和7年度)

会議名	回数	提出議案 (件)	可決 (件)	否決 (件)	保留継続 (件)
総 会	12	220	219	0	1
役員会	3	3	3	0	0

任期(第25期)

令和5年7月20日～令和8年7月19日

4 農地法による各申請取扱状況

(単位：㎡)

区分 年度	農地法第3条		農地法第4条		農地法第5条		農地法外転用	農地法第18条	
	所有権移転・使用・賃借権設定		農地転用		農地転用に伴う所有権移転・権利の設定		国県市等の転用	賃借権の合意解約	
	件数	面積	件数	面積	件数	面積	面積	件数	面積
令和3	45	61,124.00	10	4,177.58	191	163,500.83	2,315.67	10	32,567.00
4	29	47,353.29	11	4,554.00	183	155,818.21	5,730.00	42	44,722.00
5	50	44,122.00	10	5,913.84	138	120,368.09	13,737.66	35	26,299.00
6	55	51,410.00	4	754.33	131	112,554.74	10,115.82	33	30,733.00
7	59	62,664.30	4	1,410.00	137	109,747.75	12,655.10	41	28,464.47

5 農業者年金

新たな農業者年金適格者及び未加入者への加入促進、農業者年金受給者に対し適正な指導を行い、業務の円滑な推進を図る。

加入状況 (R8.4.1 現在)

加入者(人)		受給者(人)	
被保険者	年齢到達者等	経営移譲年金	老齢年金
0	0	3	9

6 農用地利用集積事業等の状況

(令和7年度)

区分 年度	利用権設定(新規・再設定)									
	5年未満		5～10年未満		10～20年未満		20年以上		合計	
	筆数	面積(㎡)	筆数	面積(㎡)	筆数	面積(㎡)	筆数	面積(㎡)	筆数	面積(㎡)
令和3	88	71,444.23	63	51,142.00	8	8,061.00	0	0.00	159	130,647.23
4	127	102,786.71	19	18,472.00	9	8,354.00	0	0.00	155	129,612.71
5	154	135,223.07	41	32,583.00	26	14,284.00	0	0.00	221	182,090.07
6	148	116,400.91	117	102,969.70	81	65,770.00	0	0.00	346	285,140.61
7	0	0.00	137	106,591.00	11	12,555.00	1	1,176.00	149	120,322.00

上 下 水 道



令和8年6月2日 港町雨水ポンプ場 供用開始

上 下 水 道

1 上 水 道

本市は、山麓部の一部を除き、古くから良質の飲料水に恵まれていた。しかし、昭和21年の南海地震の地殻変動によって海岸部に接する市街地域で井戸水の塩水化や水位低下等の枯渇現象があらわれ、年を経るごとに生活用水、飲料水に深刻な影響が生じたため、全市的に上水道設置の要望が高まった。

このような背景を踏まえ、昭和29年に上水道布設事業計画を策定し、同年3月10日付けで事業認可を受け、現ＪＲ予讃線以北尻無川以西を給水区域として、計画給水人口3万5,000人の規模で新居浜市上水道事業が創設された。

それ以後、町村合併により簡易水道を吸収して順次給水規模を拡大し、併せてこれらの統廃合等増補改良を進めた。さらに、将来の水需要の増加を見据えて、昭和45年3月に新居浜市水道統合事業の認可を得て、第3次、第4次、第5次拡張計画の長期事業を推進し、市内全域に上水道で給水を行えるようになった。

その後、都市化の進展に伴い、供給能力と配水量の関係にばらつきが生じたため、平成3年度から第6次拡張事業計画（計画給水人口13万1,000人、計画1日最大配水量7万8,200 m^3 /日）の整備を推進し、2か所の簡易水道を統合するなど給水区域の拡張にも取り組んだ。また、平成8年度には、水道施設全般の集中監視システムを導入し、水の有効利用、施設の効率的な運用を行うほか、平成9年度には、愛媛県水道水質管理計画に基づき水道水質検査センターを設置し、水質の安全性、信頼性を確保している。

平成13年度には、新居浜市水道経営基本10カ年計画を策定し、川東給水区における濁り水対策として、浄水処理施設を平成16年1月から稼働している。

平成18年度は、配水池等の水道施設劣化・耐震診断を実施し、平成22年7月には、目指すべき将来像とその実現方策を示した『新居浜市水道ビジョン』を公表し、平成23年3月に水道事業経営変更認可（計画給水人口を12万人、計画1日最大配水量を5万6,300 m^3 /日）を行った。

また、経営改善とサービス向上のため、平成22年度から、お客様センターを開設し、上下水道料金徴収業務の包括的業務委託を実施している。

平成27年3月からは、施設の更新・耐震化として船木2号配水池、平成28年1月より新山根配水池、送水場の供用を開始し、令和2年度には瑞応寺配水池の耐震補強工事が完了した。また、滝の宮送水場については平成25年度から更新事業を開始し、令和6年12月より供用を開始した。

令和5年度には、策定から5年が経過した「経営戦略」について見直しを行い、また、令和6年度には「新居浜市新水道ビジョン」についてこれまでの取り組みを振り返り、中間見直しを実施した。

令和7年度には、動力費などの物価高騰や、労務単価の上昇などによるさらなる費用の増加に加え、水道施設を健全な状態で将来の世代へ引き継いでいく必要があることを踏まえ、審議会を開催して『持続可能な水道事業を支える料金の在り方について』検討を実施し、答申に基づいて、今後も安定的に水を供給できるよう、災害に強い水道施設とするため、既存施設の老朽化対策に加え、基幹管路の耐震化を20年で完了させていく方針で、令和8年10月に料金改定を行うこととした。

今後も「経営戦略」や「上下水道耐震化計画」などの事業計画等に基づき、施設の老朽化対策や耐震化対策を加速化させ、水の官民連携などの取り組みを進めながら、より安心でおいしい水の安定供給に取り組んでいく。

(1) 主要施設概要

施設名	上下水道局	お客様センター	水道水質検査センター
所在地	一宮町一丁目5番1号 ☎ 65-1330	一宮町一丁目5番1号 ☎ 65-1331	中筋町一丁目12番10号 ☎ 66-1510
構造	鉄筋コンクリート造 一部鉄骨鉄筋コンクリート造 一部鉄骨造5階建(4階)	鉄筋コンクリート造 2階建	鉄骨造平屋建
建物面積	949.97 m^2 (使用部分) ※共用部分除く	510.34 m^2	510.00 m^2
完成	令和2年3月31日	平成5年3月30日	平成10年2月28日
建築事業費	—	1億3,977万円	1億9,755万円

(R 8. 4. 1 現在)

給 水 区	施 設 名	送 水 能 力 ($\text{m}^3/\text{日}$)	容 量 (m^3)	建 物 面 積 (m^2)	敷 地 面 積 (m^2)
川 西	滝の宮送水場	13,500	—	964.2	5,685
	金子山配水池	—	6,000	—	3,624
川 東	清住送水場	13,968	—	431.0	4,703
	清住配水池	—	4,500	—	4,295
上 部	吉岡送水場	21,958	—	329.0	3,103
	瑞応寺配水池	—	4,900	—	4,324
	瑞応寺送水場	(増圧) 8,128	—	79.5	—
	篠場配水池	—	4,900	—	3,652
	治良丸中継場	(増圧) 210	—	9.0	118
	治良丸配水池	—	300	—	1,329
	立川中継場	(増圧) 539	—	20.0	113
	立川配水池	—	260	—	630
	新山根送水場	(新山根送り) 6,418 (大久保送り) 2,841	—	197.0	1,884
	新山根配水池	—	5,000	9.7	1,779
	大久保中継場	(増圧) 2,841	—	90.0	332
	船木配水池	(増圧) 179	2,000	19.3	1,820
	谷前配水池	—	240	—	320
全 給 水 区	計	(増圧除) 58,685	28,100	2,226.7	38,195

(2) 水源施設

(R 8. 4. 1 現在)

区 分	内 容	計
取 水 施 設	地下水利用井の水源地 川西 9 川東 6、上部 7	22カ所
次亜塩素酸ソーダによる滅菌浄水施設	川西 1 (次亜生成装置 1) 川東 1 (次亜生成装置 1) 上部 2 (次亜生成装置 2)	4 カ所
送 ・ 導 水 管 延 長 (m)	川西 5,544、川東 5,009、上部 16,307	26,860
水 源 能 力 ($\text{m}^3/\text{日}$)	川西 25,100、川東 20,000、上部 35,740	80,840
1 日 最 大 配 水 量 (m^3)	令和 7 年 7 月 7 日	40,618

(3) 計画給水人口及び計画給水量(認可値)

(R8.4.1 現在)

給 水 区 域	山間部を除く新居 浜市全域及び西条 市船屋の一部	(令和2年度 基本計画に よる修正値)
計 画 給 水 人 口 (人)	120,000	(114,000)
計 画 給 水 普 及 率 (%)	96	(97)
計 画 1 人 1 日 平 均 給 水 量 (ℓ)	366	(336)
計 画 1 日 平 均 給 水 量 (m³)	43,600	(39,000)
計 画 1 人 1 日 最 大 給 水 量 (ℓ)	472	(391)
計 画 1 日 最 大 給 水 量 (m³)	56,300	(45,000)

(4) 事業の推移

区 分 \ 年 度	令和3	4	5	6	7
行政区域内人口(A) (人)	116,052	114,886	113,466	112,017	110,535
計画区域内人口(B) (人)	115,921	114,773	113,358	111,909	110,430
計画給水人口(C) (人)	120,000	120,000	120,000	120,000	120,000
現在給水人口(D) (人)	113,502	112,285	110,893	109,471	108,017
D/A (%)	97.8	97.7	97.7	97.7	97.7
普及率 D/B (%)	97.9	97.8	97.8	97.8	97.8
D/C (%)	94.6	93.6	92.4	91.2	90.0
現在給水戸数(戸)	56,341	56,338	56,594	56,054	56,047
年間配水量(E) (m³)	14,070,260	13,790,811	13,715,897	13,859,882	13,773,730
年間有収水量(F) (m³)	13,023,302	12,749,584	12,442,716	12,344,017	12,227,572
有収率 F/E (%)	92.6	92.4	90.7	89.1	88.8
1日最大配水量(m³)	42,234	44,809	40,348	41,067	40,618
1日平均配水量(m³)	38,549	37,783	37,475	37,972	37,736
1日平均有収水量(m³)	35,680	34,930	33,996	33,819	33,500
1人1日平均配水量(ℓ)	340	336	338	347	349
1人1日平均有収水量(ℓ)	314	311	307	309	310
配水管総延長(m)	590,488	590,901	594,274	594,749	596,104
水道料金(円)	1,603,169,193	1,789,155,459	2,047,459,801	2,039,510,124	2,033,213,716
年間収益(円)	1,917,815,033	2,119,474,058	2,356,260,002	2,330,996,967	2,313,232,954
年間費用(円)	1,647,032,726	1,680,714,828	1,697,689,138	1,720,366,586	1,723,681,341

注：水道料金、年間収益、年間費用は消費税等を含む

(5) 水道料金

(令和4.10.1改定)

ア 料 金

右の表により算定した額に、100分の110を乗じて得た額。(1円未満切り捨て)

また、家庭用で1月の使用水量が10m³未満のものに係る水道料金については、その使用水量と基本水量との差1m³につき53円を減額するものとし、その限度を159円とする。

用 途	基本水量、基本料金(1月につき)	従量料金(m ³ につき)
家 庭 用	10m ³ 以下 1,110円	10m ³ を超え 20m ³ 以下 133円
		20m ³ を超え 40m ³ 以下 172円
		40m ³ を超える もの 185円
業 務 用	10m ³ 以下 1,785円	10m ³ を超え 20m ³ 以下 180円
		20m ³ を超える もの 185円
大 口 用	300m ³ 以下 45,300円	300m ³ を超える もの 185円
公衆浴場用	100m ³ 以下 11,000円	100m ³ を超え 300m ³ 以下 120円
		300m ³ を超える もの 125円

イ 料金調定及び収入状況

(単位：円)

年度	当初調定額	更正増減額	最終調定額	収入累計額	未 収 額	徴収率(%)
令和 3	1,604,384,881	△ 1,215,688	1,603,169,193	1,581,228,516	21,940,677	98.6
4	1,791,352,626	△ 2,197,167	1,789,155,459	1,758,595,809	30,559,650	98.3
5	2,051,001,087	△ 3,541,286	2,047,459,801	2,015,989,813	31,469,988	98.5
6	2,041,307,992	△ 1,797,868	2,039,510,124	2,008,138,337	31,371,787	98.5
7	2,035,185,024	△ 1,971,308	2,033,213,716	1,995,683,226	37,530,490	98.2

注：金額はすべて消費税等を含む

ウ 料金改定の推移

(単位：%)

年度	46	51	57	平成元	9	26	令和元	4
引上率	30.96	49.74	35.1	3.0	27.2	2.9	1.9	32.8

エ 検針・収納方法

検針は業務委託により、市内を二つの地区に分割し隔月で実施しており、料金収納については、昭和63年4月1日に開始した口座振替(自動払込)及び平成19年3月1日に開始したコンビニでの納付などの方法があり、内容は下表のとおりである。

(令和8年3月納付分の内訳)

収納方法	銀行納付	口座振替	コンビニ	その他	合 計
件 数	638	41,165	6,224	487	48,514
率 (%)	1.32	84.85	12.83	1.00	100

(6) 用途別使用水量

(令和7年度)

区 分		川西給水区	川東給水区	上部給水区	合 計
家庭用	件 数 (件)	133,444	139,578	263,000	536,022
	水 量 (m ³)	2,458,990	2,369,954	4,375,734	9,204,678
	1 件 当 り (m ³)	18.4	17.0	16.6	17.2
業務用	件 数 (件)	23,062	12,766	20,325	56,153
	水 量 (m ³)	464,157	259,259	414,442	1,137,858
	1 件 当 り (m ³)	20.1	20.3	20.4	20.3
大口用	件 数 (件)	640	448	632	1,720
	水 量 (m ³)	737,278	372,961	654,328	1,764,567
	1 件 当 り (m ³)	1,152.0	832.5	1,035.3	1,025.9
合 計	件 数 (件)	157,146	152,792	283,957	593,895
	水 量 (m ³)	3,660,425	3,002,174	5,444,504	12,107,103
	1 件 当 り (m ³)	23.3	19.6	19.2	20.4

(7) 加入金・手数料

ア 加入金

次の表により算定した額に、100分の110を乗じて得た額。(1円未満切り捨て)

ただし、改造による場合は、新口径に対応する加入金の額と旧口径に対する額との差額とする。

(平成9.4.1改定)

メーターの口径	加入金の額
13 mm 以下	40,000 円
20 mm	60,000 円
25 mm	130,000 円
30 mm	260,000 円
40 mm	530,000 円
50 mm	800,000 円
75 mm	2,000,000 円
100 mm	4,000,000 円
150 mm 以上	市長が別に定める額

イ 手数料

(令和元.12.27改定)

種 別	手 数 料
新居浜市水道事業給水条例第6条第1項の工事事業者として指定するとき(指定給水装置工事事業者指定手数料)	1 件につき 10,000円
第6条第2項の工事設計の審査をするとき(設計審査手数料)	1 件につき 1,400円
第6条第2項の工事検査をするとき(しゅん工検査手数料)	1 給水装置につき 2,200円
水道法第25条の3の2第1項の指定の更新をするとき(指定給水装置工事事業者指定更新手数料)	1 件につき 8,000円
指定給水装置工事事業者証の再交付をするとき(指定給水装置工事事業者証再交付手数料)	1 件につき 3,000円

2 工業用水道

本市は、旧別子銅山の開坑に始まる住友系企業を中心とした重化学工業が発達し、瀬戸内海有数の臨海工業地帯を形成している。一方、これらの企業の工業用水は従来市域の中心部を流れる国領川の伏流水に依存していたが、昭和21年の南海地震による地盤沈下を原因とする海岸部の海水浸入現象と、更には逐年の企業の新設、拡張等に伴い水需要も飛躍的に増加したことから抜本的な用水確保を図るため、国領川総合開発計画が策定され、洪水調整として鹿森ダムの建設、銅山川の分水に伴う別子ダムの建設によって、工業用水及び農業用水の確保と併せて発電事業が施行されることとなり、昭和35年度に着工し、昭和40年度にこれらの関係事

業が完成した。

工業用水道事業は、翌年の昭和41年度から供用を開始し、取水口を住友共電(株)が建設した山根発電所放水路に接合し、接合井を経て山根配水場に導入し、自然流下によって海岸部工業地帯に52,000m³/日を給水開始した。その後、産業構造の変化や渇水対策等節水型設備の導入により平成8年には50,200m³/日と減少の傾向となった。さらに、平成9年7月西条地区工業用水道の供用開始に伴い4,100m³/日が転換され、現在の基本水量は、46,600m³/日となっている。

平成29年度から老朽化した配水管の更新および耐震化を進めており、今後も交付金の活用や水の官民連携により事業の効率化を図り、工業用水の安定供給に取り組んでいく。

(1) 事業の推移

区 分 \ 年 度	令和 3	4	5	6	7
計 画 給 水 社 数 (社)	3	3	3	3	3
現 在 給 水 社 数 (社)	3	3	3	3	3
普 及 率 (%)	100	100	100	100	100
年 間 配 水 量 (m ³)	16,048,101	15,494,306	13,696,262	15,821,252	15,834,964
年 間 有 収 水 量 (m ³)	16,018,254	15,391,349	13,681,366	15,803,495	15,749,266
1 日 平 均 給 水 量 (m ³)	43,886	42,168	37,381	43,297	43,149
有 収 率 (%)	99.8	99.3	99.9	99.9	99.5
配 水 管 延 長 (m)	7,339	7,339	7,459	7,757	8,270
給 水 収 益 (円)	261,973,353	250,278,648	223,587,500	259,896,079	260,597,026
年 間 収 益 (円)	271,853,483	261,579,739	252,951,707	278,932,008	275,234,791
年 間 費 用 (円)	198,133,712	196,981,501	191,881,227	188,131,685	217,629,099

注：給水収益、年間収益及び年間費用は消費税等を含む金額

1 日 平 均 給 水 量 = 年 間 有 収 水 量 ÷ 年 間 日 数

有 収 率 = 年 間 有 収 水 量 ÷ 年 間 配 水 量

(2) 配水量・有収水量及び工場別給水量

(単位：m³)

年度 \ 区分	総 配 水 量	有 収 水 量				有 収 率 (%)
		住友化学(株)	住友金属鉱山(株)	住友重機械工業(株)	計	
令和 3	16,048,101	15,051,216	881,131	85,907	16,018,254	99.8
4	15,494,306	14,359,132	944,380	87,837	15,391,349	99.3
5	13,696,262	12,822,488	786,575	72,303	13,681,366	99.9
6	15,821,252	14,946,905	763,238	93,352	15,803,495	99.9
7	15,834,964	14,850,812	814,237	84,217	15,749,266	99.5

(3) 水道料金・メーター使用料

次の表により算定した額に、100分の110を乗じて得た額（1円未満切り捨て）

（令和元. 10. 1 改定）

水 道 料 金			メ ー タ ー 使 用 料	
区 分	種 別	料 金 (1 m ³ につき)	口 径	料 金 (1 個につき1 月)
基 本 料 金	基本使用水量	14 円 30 銭	100 mm 以下	4,000 円
臨 時 料 金	臨時使用水量	14 円 30 銭	100 mm を 超 え 200 mm 以下	4,500 円
			200 mm を 超 え 300 mm 以下	4,700 円
			300 mm を 超 え 400 mm 以下	5,000 円
超 過 料 金	超過使用水量	20 円	400 mm を 超 え 500 mm 以下	5,500 円
			500 mm を 超 え 600 mm 以下	6,000 円
			600 mm を 超 え 700 mm 以下	6,500 円
			700 mm を 超 え る も の	7,000 円

(4) 料金調定状況

（単位：円）

年 度	区 分	調 定 総 額	内 訳		
			住友化学(株)	住友金属鉱山(株)	住友重機械工業(株)
令和 3		261,973,353	237,654,630	22,581,240	1,737,483
4		250,278,648	227,042,149	21,574,520	1,661,979
5		223,587,500	202,870,947	19,257,491	1,459,062
6		259,896,079	235,780,273	22,392,480	1,723,326
7		260,597,026	236,413,581	22,455,400	1,728,045

注：金額はすべて消費税等を含む

3 公 共 下 水 道

本市の下水道は、昭和28年に旧下水道法に基づく認可を受け、既成市街地の一部である港町から西原町に至る区域において、主として雨水排水を目的とした合流式による公共下水道を計画し、昭和35年に事業に着手した。昭和40年代に入り、経済の高度成長による生活様式の変革や産業活動の活性化により、大気、海域の汚れが深刻化し、昭和45年に下水道法が改正され、下水道に公共用水域の水質保全という新たな責務が課せられた。下水道法の改正を機に、昭和48年に下水道計画の抜本的見直しを行い、可住地4,500ヘクタールを全体計画区域として下水処理場を有する分流式公共下水道の基本計画を策定した。

第1期事業として、計画決定区域を503ヘクタール、

認可区域を既成市街地を中心に322ヘクタールと定め事業着手し、昭和55年3月に下水処理場の一部を供用開始した。その後、昭和57年度の第2期事業から昭和63年度の第5期事業までに、計画決定区域及び認可区域を1,865ヘクタールに拡大した。平成15年度には下水道全体計画の見直しを行い、可住地4,453ヘクタールを全体計画区域として基本計画を策定し、平成17年度の第6期事業から平成29年度の第8期事業では、計画決定区域及び事業計画区域をそれぞれ2,538ヘクタールまで拡大した。

その後、平成31年4月1日付での地方公営企業法の全部適用に伴い、水道局との組織統合を行い、人口減少に伴う使用料収入の減小や今後増大する下水道施設の更新費用など、下水道事業に係る経営環境の厳しさが増すことから、令和3年3月に「新居浜市公共下水道事業経営戦略」を策定した。

令和4年度には、汚水処理の早期概成及び持続可能な公共下水道事業経営の実現に向けた下水道整備区域の見直しについて検討を行い、全体計画区域を4,453ヘクタールから2,576ヘクタールに縮小し、令和5年度にはそれに合わせて事業計画区域を2,576ヘクタールとした。また、策定から3年が経過した「経営戦略」について見直しを行い、計画期間を令和6年度から令和15年度とする改訂版を策定した。

令和7年度には、物価高騰や労務単価の上昇などによる費用の増加に加え、汚水処理経費において一般会計からの補てんに依存している現状を踏まえ、審議会にて「将来にわたり持続可能な公共下水道事業を支えるための下水道使用料の在り方」について検討を実施した。答申に基づき、下水道事業を将来にわたり維持していくため、必要な更新事業費を安定的に確保し、自立した経営へ移行する方針で、令和8年10月に使用料改定を行なうこととした。

今後も安全安心な生活環境の実現に向け、施設の老朽化対策や地震対策及び総合的な雨水対策について、交付金等の最大限の活用や下水道整備区域の見直し、水の官民連携などの取り組みにより効率化を図り、持続可能な事業運営を目指していく。

(1) 事業計画と現況 (令和7年度末)

区 分	事業計画	現 況	備 考
面 積 (汚水) (ha)	2,576	2,179	全体計画 2,576
処 理 人 口 (人)	86,600	73,142	—
管渠延長(汚水) (m)	588,145	463,564	—
ポンプ場 汚 水 中 継 ポ ン プ 場	1	1	—
雨 水 水 場 ポ ン プ 場	11	11	—
終 末 処 理 場	1	1	—
日平均汚水量 (m ³ /日)	35,820	30,400	—
日最大汚水量 (m ³ /日)	56,730	48,000	—
時間最大汚水量 (m ³ /日)	83,460	70,700	—
総 事 業 費 (百万円)	142,581	133,934	—
内 管渠・ポンプ場費 (百万円)	113,768	107,805	—
訳 処 理 場 費 (百万円)	28,813	26,129	—

(2) 公共下水道普及状況 (R8.4.1 現在)

事業計画区域 面積 (ha)	現在処理 面積 (ha)	整 備 率 (%)
2,576	2,179	84.6
住民基本台帳 人口 (人)	処理区域内 人口 (人)	普 及 率 (%)
110,535	73,142	66.2

(3) 受益者負担制度

本制度は、公共下水道に係る下水道事業に要する費用の一部に充てるため、都市計画法の規定に基づく負担金及び地方自治法の規定に基づく分担金を徴収する制度である。

・負担金及び分担金を納める者(受益者)

排水設備工事が行われた土地の所有者(複数の場合は、その代表者)。ただし、その土地に権利者(地上権者、質権者、使用借主又は賃借人)がいる場合には当該所有者と協議して所有者に代わる者を定めた場合はその者。

・負担金の額

基準日(新設等(排水設備の新設、増設又は改築をいう。)の工事が完了した日の属する年の翌年の1月1日をいう。)における新設等土地(新設等が行われた土地をいう。)の面積について、次の表の左欄に掲げる負担区の区分に応じ、それぞれ同表右欄に掲げる額を乗じて得た額とする。

負担区の名称	1平方メートル当たりの額
第 1 負 担 区	152 円
第 2 負 担 区	210 円
第 3 負 担 区	210 円
第 4 負 担 区	252 円
第 5 負 担 区	269 円
第 6 負 担 区	339 円
第 7 負 担 区	349 円

・分担金の額

次に掲げる額の合計額とする。ただし、当該新設等土地が都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域内に存する場合は、アに掲げる額とする。

ア 面積割額

基準日における新設等土地の面積に1平方メートル当たり349円を乗じて得た額

イ 資産割額

基準日における新設等土地及び当該新設等土地に所在する家屋について、新居浜市における都市計画税の年税額の計算の例によって算定した額に5を乗じて得た額

・負担金及び分担金の徴収

負担金及び分担金を5年に分割し、これをさらに年3回(7月、10月、翌年1月)に分け、計15回の分納とする。

・一括納付制度

納期前に納付した額の100分の0.25に、納期前の月数を乗じて得た額を納期前納付報奨金として交付する。

・負担金及び分担金の減免

公用又は公共の用に供し、又は供することが予定されている場合及び公的扶助を受けている者等については、負担金及び分担金の全額又は一部を減額する。

・徴収猶予

震災、風水害、火災、長期療養等で支払いが困難な者については、事情により徴収を猶予する。

(4) 水洗便所改造資金融資あっせん制度

本制度は、公共下水道に接続するため、くみ取便所を水洗便所に改造する工事または既設の浄化槽を撤去する工事のうち、改造資金を一時に負担することが困難な個人に対し、改造資金の融資あっせんを行うことにより、経済的負担を軽減させるとともに、下水道事業に対する理解と関心を深めてもらい、水洗化の向上を図る制度である。

・融資あっせんの内容

ア 50万円を限度

イ 無利子

ウ 償還は、融資を受けた日の属する月の翌月から開始

エ 償還金の額は、改造工事1件につき月額1万円

・融資あっせんの対象

ア 建築物の所有者又は改造工事について建築物の所有者の同意を得た使用者であること。

イ 融資資金について償還する能力を有すること。

ウ 市税、水道料金、下水道使用料、下水道事業受益者負担金及び下水道事業区域外流入分担

金を滞納していないこと。

エ 改造資金を一時に負担することが困難な個人であること。

オ 公示された下水の処理を開始すべき日から3年以内に行う改造工事であること。

カ 本市に住所を有する(同一生計者を除く)、管理者が適当と認めた連帯保証人1人を有すること。

(5) 水洗便所普及状況

(R8.4.1 現在)

処理区域内		水洗化状況		水洗化率 (%)
世帯数	人口(人)	世帯数	人口(人)	
38,139	73,142	35,561	68,198	93.2

注1：処理区域内人口には外国人を含む。

注2：処理区域外を含む水洗化状況は、36,433世帯、69,904人である。

(6) 下水道使用料

次表により算定した額に100分の110を乗じて得た額を徴収する。ただし、その額に1円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てる。

(令和4.10.1 改定)

区 分	使 用 料 (1月につき)			
	基本水量	基本料金 (円)	超 過 料 金 (円) (排除汚水量1m ³ につき)	
一般汚水	10m ³ まで	1,100	10m ³ を超え 20m ³ まで	140
			20m ³ を超え 50m ³ まで	185
			50m ³ を超え 100m ³ まで	210
			100m ³ を超 えるもの	220
湯屋汚水	排除汚水量 1 m ³ につき			25

地下水使用の場合

家族数1人につき使用水量を8m³と認定し、上記の料金表で算定した額

上水道・地下水併用の場合

上水道の使用水量に地下水の使用水量の2分の1を加算し、上記の料金表で算定した額

4 下水処理場

所在地	菊本町二丁目15番1号 ☎34-3410
敷地面積	14万9,766.99㎡ その他水源池用地 82.23㎡
構造及び 建物面積	ポンプ棟 鉄筋コンクリート地下3階 地上1階建 3,966.81㎡ 管理棟 鉄筋コンクリート地下1階 地上2階建 4,617.43㎡ 機械棟 鉄筋コンクリート地下1階 地上3階建 4,814.40㎡ 汚泥濃縮棟 鉄筋コンクリート地下1階 地上2階建 1,307.36㎡ 浄化槽汚泥等受入施設 鉄筋コンクリート地下1階 地上2階建 1,916.67㎡ その他7室 鉄筋コンクリート平家建（水源 池ポンプ室を含む）638.54㎡ 計 1万7,261.21㎡
事業費	261億3千万円
供用開始	昭和55年3月
運営状況	当処理場は、管理部門と運転部門 に分かれ、運転部門は民間会社に 委託している。

施設の概要

施 設 の 名 称		全体計画	事業計画
水 処 理 施 設	汚 水 沈 砂 池	2 池	2 池
	汚 水 ポ ン プ	6 台	6 台
	最 初 沈 殿 池	6 池	3 池
	反 応 タ ン ク	6 池	6 池
	最 終 沈 殿 池	6 池	5 池
	塩 素 混 和 池	1 池	1 池
	送 風 機	3 台	3 台
施雨 設水	雨 水 沈 砂 池	4 池	4 池
	雨 水 ポ ン プ	5 台	5 台
汚 泥 処 理 施 設	汚 泥 濃 縮 槽	廃止	1 槽
	汚 泥 濃 縮 機	2 基	2 基
	汚 泥 消 化 槽	3 槽	3 槽
	ガ ス タ ン ク	1 基	1 基
	ボ イ ラ ー	3 台	2 台
	脱 水 機	2 台	2 台
そ の 他	浄化槽汚泥等受入施設	1 式	1 式
	連 絡 管 廊	1 式	1 式
	放 流 渠	2 力所	2 力所
電 気 設 備	受 電 電 力	受電電圧 契約電力	6,600 V 830 kw
	自 家 発 電 設 備	発電電圧 発電電力	6,600 V 1,875 kVA
水源池施設		φ80mm×0.45m ³ /min 1台 契約電力 220V 13KW 自家発電設備 24KVA	

5 雨水ポンプ場

(R8.4.1 現在)

ポンプ場名	設 置 場 所	計画排水 面積(ha)	ポンプ口径 (mm)	台 数 (台)	原動機の種類	排水能力 (m ³ /h)
土 場 雨 水	新田町一丁目4番31号	114.1	800 1,200	1 2	モーター エンジン	29,400
西 原 雨 水	西原町三丁目5番3号	13.6	1,000 500	2 1	エンジン 水中モーター	16,800
港 町 雨 水	港町16番26号	11.3	(建設中)			
沢 津 雨 水	清水町12番13号	84.4	800 1,000	1 3	モーター エンジン	31,800
菊 本 雨 水	菊本町二丁目15番1号	66.2	600 1,000	1 3	モーター エンジン	28,740
垣 生 雨 水	垣生三丁目5番6号	55.2	700 1,200	1 1	エンジン エンジン	15,996
江 の 口 雨 水	垣生三丁目2番7号	192.0	800 1,200	1 5	モーター エンジン	64,800
宇高第一雨水	宇高町四丁目13番22号	32.2	1,000	2	エンジン	15,900
東 浜 雨 水	阿島一丁目12番23号	62.8	800	2	水中モーター	10,800
松 神 子 雨 水	長岩町4番27号	73.5	800 1,000	1 2	モーター エンジン	23,400
中 央 雨 水	西原町二丁目7番66号	73.6	800 1,200	1 3	モーター エンジン	35,100

新 居 浜 市 土 地 開 発 公 社
新 居 浜 港 務 局
(株) マ イ ン ト ピ ア 別 子
(有) 別 子 木 材 セ ン タ ー
(福) 新 居 浜 市 社 会 福 祉 協 議 会
(公社) 新 居 浜 市 シ ル バ ー 人 材 セ ン タ ー
(公財) え ひ め 東 予 産 業 創 造 セ ン タ ー
(公財) 新 居 浜 市 文 化 体 育 振 興 事 業 団

新居浜市土地開発公社

公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年法律第66号）に基づき、公共用地・公用地等の取得、管理、処分等を行うことにより、地域の秩序ある整備と住民福祉の増進に寄与することを目的として設立した。

事 務 所 一宮町一丁目5番1号
新居浜市庁舎内 ☎65-1266

設立年月日 昭和48年3月15日

役 員 理事 11人 監事 2人

機 構
事務局 — 総務課 2(3)
 — 用地課 (15)
 — 事業課 (4)
局長 1

会計年度任用職員含む。() 併任
(R8.4.1 現在)

資産、負債及び資本 (R8.3.31 現在)

流動資産	現金及び預金	43,708,710 円
	事業未収金	5,548,400 円
	公有用地	40,219,052 円
	代行用地	191,255,606 円
固定資産	出資金（新居浜市）	10,000,000 円
資産合計		290,731,768 円
負 債	未払金	233,566 円
	借入金	231,115,430 円
資 本	資本金	10,000,000 円
	準備金	49,382,772 円
負債資本合計		290,731,768 円

新 居 浜 港 務 局

新居浜港は、江戸時代の別子銅山の開坑以来産銅の積み出し、諸物資搬入の拠点として発展した。

明治以降欧米の新技术の導入により、産銅量が飛躍的に増大するとともに機械・肥料工業等の関連産業が成長し、阪神地方との船舶の往来が頻繁になった。港湾施設も漸次整備されたが、入港船舶の増加及び大型化に対処するため昭和8年から住友別子鉱山株式会社により、大規模な築港がなされた。これにより広大な工業用地、防波堤、航路、泊地等が建設され、現在の臨海部コンビナートの基礎が形づくられた。

昭和17年からの第2次築港計画は、戦争の激化のため中断されたが、戦後は、石油化学コンビナートが形成され工業港として成長していった。

昭和26年には重要港湾に指定され、昭和28年には新居浜市を設立母体として港湾管理者・新居浜港務局が設立された。昭和39年に東予地区が新産業都市に指定されたため、多喜浜地区の塩田跡地と公有水面埋立てにより、約200haの工業用地造成が計画された。

これに伴い、昭和41年に新居浜港港湾計画を策定、そ

の後、昭和47年に垣生工業団地造成を計画するとともに、昭和56年に港湾計画を改訂し、東港地区のフェリー岸壁とそれに伴う関連施設が昭和63年3月末に完成、同年4月から阪神間に定期航路が開設された。さらに、平成11年3月には、垣生第3、4岸壁が完成し、新居浜港に対する要請に答えてきた。また、海洋レクリエーション需要の増大に対応するため新居浜マリーナを建設、平成8年4月からハーバー施設などの供用を開始し、平成17年3月末でマリーナの全ての整備を完了した。平成11年に改訂された港湾計画に基づき、平成19年には地域の環境保全のための廃棄物処分場の整備を完了した。また、平成25年11月には、大規模地震時に防災機能を構築するための耐震強化岸壁の全面供用を開始した。現在は、令和5年に策定した港湾脱炭素化推進計画の事業推進のため、港湾計画の改訂に着手した。

事 務 所 繁本町3番5号

☎65-1350

設立年月日 昭和28年12月1日

1 港湾管理体制

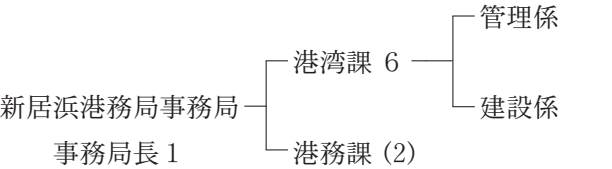
新居浜港は、主として民間企業の手によって開発されたため、昭和28年まで港湾管理者は設立されていなかったが、市と住友金属鉱山株式会社との交渉の結果、昭和28年に港湾管理者として新居浜港務局が設立され現在に至っている。

港務局委員会は委員7人で構成されているとともに、港務局には監事3人をおくこととされている。

委員のうち、2人は新居浜市から、1人は学識経験者から、2人は従前の維持管理者の推薦する者の中から、残りの2人は最大の荷主が推薦する者の中から、また監事1人は市から、1人は愛媛県から、他の1人は従前の維持管理者の推薦する者のうちからそれぞれ市長が市議会の同意を得て任命する。

なお、委員会の委員長は、委員の互選で定める。

2 機 構



3 港湾区域

(昭和44年10月1日 新居浜港務局告示第7号)

御代島三角点(北緯33度58分22秒、東経133度15分32秒)から0度に引いた線、大島虎崎から270度3,000mの地点まで引いた線、同地点から254度に引いた線、大島中山崎から196度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに元塚橋下流の尻無川河川水面。

ただし、漁港法(昭和25年法律第137号)の規定により指定された大島漁港、垣生漁港及び沢津漁港の区域を除く。

4 港湾計画の概要

港湾の開発、利用及び保全に関する中長期的なマスタープランである新居浜港の港湾計画は、昭和41年に策定し、その後、昭和56年には東港地区における内貿用ふ頭やマリーナ施設の整備を主な内容として改訂を行った。

しかしながら、近年の経済のグローバル化の進展は、外貿物流需要の増大や船舶の大型化・コンテナ化をはじめとした輸送革新をもたらしたことから、新居浜港においても、これらに対応した物流機能のより一層の強化・充実を図ることとあわせて、地域の環境保全のための廃棄物受入空間の確保や大規模

地震時の防災機能構築等を基本方針として、平成11年8月に改訂した。

【施設計画の概要】

・本港地区

岸	壁	水深12m 1バース(延長240m)
泊	地	水深12m 面積10.3ha
防	波	延長300m
ふ	頭	用地 6.0ha
港	湾	関連用地 3.4ha
交	通	機能用地 1.2ha
廃	棄	物処理用地 5.3ha

・東港地区

岸	壁(耐震)	水深7.5m 1バース(延長130m)
岸	壁	水深5.5m 1バース(延長100m)
泊	地	水深7.5m～5.5m 面積10.4ha
ふ	頭	用地 2.7ha

5 新居浜マリーナ(マリンパーク新居浜)

近年の海洋レクリエーション需要に対応するとともに、港湾区域内に点在するプレジャーボートを収容する施設として、新居浜マリーナが平成8年4月から供用開始し、令和8年4月で30周年を迎えた。

現在、港湾のアメニティー向上を図り、市民と港湾のふれあいの場として広く地域の人々に親しまれるよう、マリーナ背後においてキャンプ場、ふれあい広場等の緑地を提供している。

【マリーナの施設概要】

物	揚	場	水深2～3m 延長250m
浮	棧	橋	3基
船	揚	場	延長55m
防	波	堤	延長550m
ク	ラ	ブ	ハウス 1棟
修	理	棟	1棟
艇	庫		1棟
マ	リ	ー	ナクレーン 1基(25t/4.8t 2way)

【緑地の施設概要】

人 口 海 浜	延長 300m	親水護岸	4,591㎡
キャンプ場	12,309㎡	駐 車 場	5,113㎡
ふれあい広場	3,944㎡	駐 輪 場	513㎡
イベント広場	4,216㎡	休息緑地	8,393㎡
多目的広場	24,918㎡		

・マリーナ使用料

1 保管料

(単位：円、消費税及び地方消費税込み)

区分	ヨット又はモーターボート						ディンギーヨット																					
フィート	浮 棧 橋 A、B			陸 置 施 設			陸 置 施 設			艇 庫 施 設																		
	年 額	月 額	日 額	年 額	月 額	日 額	年 額	月 額	日 額	年 額	月 額	日 額																
14 以下							27,230	2,710	210	40,850	4,080	320																
15 "	158,900	15,890	1,500	138,100	13,810	1,320	31,420	3,130	250	47,130	4,700	380																
16 "	169,600	16,960	1,620	147,400	14,740	1,400	35,610	3,550	280	53,420	5,330	430																
17 "	180,000	18,000	1,720	156,500	15,650	1,500	39,800	3,970	310	59,700	5,960	480																
18 "	190,700	19,070	1,840	165,800	16,580	1,590	44,000	4,400	350	66,000	6,600	530																
19 "	201,300	20,130	1,940	175,000	17,500	1,690	48,180	4,810	380	72,280	7,220	590																
20 "	211,900	21,190	2,060	184,200	18,420	1,780	52,370	5,230	420	78,560	7,850	640																
21 "	222,500	22,250	2,160	193,600	19,360	1,880	<table><tr><th colspan="4">モ ー タ ー ボ ー ト</th></tr><tr><th colspan="2">浮 棧 橋 D</th><th colspan="2">物 揚 場</th></tr><tr><th>年 額</th><th>月 額</th><th>年 額</th><th>月 額</th></tr><tr><td>78,420</td><td>6,920</td><td>57,030</td><td>5,090</td></tr></table>						モ ー タ ー ボ ー ト				浮 棧 橋 D		物 揚 場		年 額	月 額	年 額	月 額	78,420	6,920	57,030	5,090
モ ー タ ー ボ ー ト																												
浮 棧 橋 D		物 揚 場																										
年 額	月 額	年 額	月 額																									
78,420	6,920	57,030	5,090																									
22 "	233,000	23,300	2,260	202,700	20,270	1,980																						
23 "	243,700	24,370	2,370	211,900	21,190	2,070																						
24 "	259,200	25,920	2,490	225,500	22,550	2,160																						
25 "	275,600	27,560	2,700	239,500	23,950	2,340																						
26 "	292,300	29,230	2,810	254,300	25,430	2,460																						
27 "	309,700	30,970	2,920	269,200	26,920	2,550																						
28 "	327,400	32,740	3,140	284,700	28,470	2,720																						
29 "	346,000	34,600	3,260	300,900	30,090	2,830																						
30 "	365,300	36,530	3,360	317,500	31,750	2,920	備考 ①艇長は、船舶検査証書に記載されている艇長とする。ただし、改造等がある場合は、別に定める。 ②使用料に定めのない種類の舟艇の使用料は、別に定める。 ③ディンギーヨットの場合で学校又は当該学校の児童、生徒等が使用するとき、陸置施設使用料は50%の額とする。 ④浮棧橋D及び物揚場を使用するモーターボートの艇長は、23フィート以下とする。 ⑤ヨット又はモーターボートの場合で市内に住所を有する者(法人その他の団体にあっては、市内に主たる事務所又は事業所を有する者)以外の者が使用するとき、浮棧橋A、B及び陸置施設使用料は110%の額とする。																					
31 "	385,000	38,500	3,570	334,600	33,460	3,110																						
32 "	405,100	40,510	3,690	352,400	35,240	3,200																						
33 "	426,100	42,610	3,800	370,700	37,070	3,310																						
34 "	448,200	44,820	4,020	389,700	38,970	3,480																						
35 "	470,500	47,050	4,120	409,300	40,930	3,570																						
36 "	493,500	49,350	4,240	429,200	42,920	3,690																						
37 "	517,500	51,750	4,460	450,100	45,010	3,870																						
38 "	542,400	54,240	4,560	471,400	47,140	3,960																						
39 "	567,900	56,790	4,660	493,700	49,370	4,040																						
40 "	587,600	58,760	4,890	518,400	51,840	4,250																						
41 "	609,500	60,950	5,000	529,900	52,990	4,340																						
42 "	622,700	62,270	5,100	541,500	54,150	4,440																						
43 "	649,300	64,930	5,320	564,500	56,450	4,630																						
44 "	662,500	66,250	5,440	576,000	57,600	4,710																						
45 "	675,700	67,570	5,540	587,600	58,760	4,800																						
46 "	702,300	70,230	5,760	610,600	61,060	5,010																						
47 "	715,500	71,550	5,860	622,100	62,210	5,100																						
48 "	728,700	72,870	5,970	633,700	63,370	5,190																						
49 "	755,200	75,520	6,200	656,700	65,670	5,370																						
50 "	768,500	76,850	6,300	668,200	66,820	5,480																						
50フィートを超える場合	768,500円に50フィートを超える1フィートまでごとに26,510円を加算した額	76,850円に50フィートを超える1フィートまでごとに2,650円を加算した額	6,300円に50フィートを超える1フィートまでごとに220円を加算した額	668,200円に50フィートを超える1フィートまでごとに22,800円を加算した額	66,820円に50フィートを超える1フィートまでごとに2,280円を加算した額	5,480円に50フィートを超える1フィートまでごとに180円を加算した額																						

2 研修宿泊関係

(1) 研修室

(単位：円、消費税及び地方消費税込み)

使 用 料				
使 用 時 間	会 議 室	中研修室	大研修室 (洋室)	大研修室 (和室)
3 時 間 に つ き	3,000	3,600	7,500	4,500
3時間を超える1時間につき	1,000	1,200	2,500	1,500

注：3時間未満で使用する場合は1時間の使用料は「3時間を超える1時間につき」の料金の120%の額とする。

(2) 宿泊室

(単位：円、消費税及び地方消費税込み)

使 用 料				
使 用 時 間	小 部 屋		大 部 屋	
	中学生以下	高校生以上	中学生以下	高校生以上
16時から翌日9時まで	2,800	3,600	2,000	2,800

(3) キャンプ場施設

(単位：円、消費税及び地方消費税込み)

使 用 料		
野 外 炉 及 び テ ー ブ ル	1 基 1 回 (8:30～21:30)	1,000
テ ン ト ベ ー ス	1 張日帰り (8:30～21:30)	1,000
	1 張 宿 泊 (1泊につき)	2,000

(4) 多目的広場施設

(単位：円、消費税及び地方消費税込み)

使 用 料		
昼 間	1 時間につき	500
夜 間 (照明施設使用)	1 時間につき	3,200

6 港湾施設 (R8.3.31 現在)

(1) 航 路

(単位：m)

名 称	延 長	幅 員	水 深
第 一 航 路	3,907	180～310	10.0 ～
第 二 航 路	520	85	4.0
黒 島 航 路	691	50	4.5
多喜浜航路	550	150	7.5
計	5,668	—	—

(2) 泊地及び船だまり

(単位：㎡)

水深4.5m未満	126,348
水深4.5m以上 7.5m未満	79,500
水深7.5m以上 9.0m未満	309,100
水深9.0m以上	355,900
合 計	870,848

(3) 外郭施設

(単位：m)

種 類 管理者名	防波堤	導流堤	防潮堤及び堤防	護 岸	廃棄物埋立護岸	その他 (突堤・防砂堤)	計
公 共	1,482	20	179	12,921	790	648	16,040
民 間 そ の 他	—	—	2,100	11,178	—	759	14,037
計	1,482	20	2,279	24,099	790	1,407	30,077

(4) 公共けい留施設

岸 壁				物 揚 場		浮 棧 橋	
水深4.5m以上 7.5m未満		水深7.5m以上 9.0m未満		水深2.0m以下	水深2.1m以上 4.5m未満	水深4.5m以上 7.5m未満	
バース数	延 長	バース数	延 長	延 長	延 長	バース数	延 長
8	670m	3	453m	564m	931m	—	—

(5) 専用大型けい留施設

岸 壁						ド ル フ ィ ン				浮 棧 橋	
水深4.5m以上 7.5m未満		水深7.5m以上 9.0m未満		水深9.0m以上		水深4.5m以上 7.5m未満		水深7.5m以上 9.0m未満		水深4.5m以上 7.5m未満	
バース数	延 長	バース数	延 長	バース数	延 長	バース数	延 長	バース数	延 長	バース数	延 長
4	807m	1	80m	4	533m	11	404m	1	55m	2	88m

(6) 船舶給水施設 (公共)

名 称	供 給 能 力	供 給 を 受 け る 船舶のけい留場所	料 金
船 舶 自 動 給 水 施 設	12 t / 時間	西 原 岸 壁	1 ㎡ごとに 250円
給 水 栓	60 t / 時間	多 喜 浜 第 2 岸 壁	〃
〃	100 t / 時間	垣 生 第 1 岸 壁	〃
〃	100 t / 時間	垣 生 第 2 岸 壁	〃
〃	100 t / 時間	垣 生 第 3 岸 壁	〃
〃 (2 施設)	60 t / 時間	黒 島 第 1 岸 壁	〃
〃	60 t / 時間	黒 島 第 2 岸 壁	〃

7 入港船舶

(1) 年別入港船舶

区 分 年	外 航		内 航		計	
	隻 数	総 ト ン 数	隻 数	総 ト ン 数	隻 数	総 ト ン 数
令和 3	253	2,797,696	11,848	6,923,715	12,101	9,721,411
4	262	2,920,289	11,567	6,868,223	11,829	9,788,512
5	157	1,954,616	10,592	6,150,983	10,749	8,105,599
6	181	2,421,053	9,312	5,897,644	9,493	8,318,697
7	165	2,652,627	9,448	5,699,603	9,613	8,352,230

(2) 階級別入港船舶

(令和 7 年)

種 別 階 級	外 航		内 航		計	
	隻 数	総 ト ン 数	隻 数	総 ト ン 数	隻 数	総 ト ン 数
5 G T 以上 500 G T 未満	1	499	8,466	1,934,748	8,467	1,935,247
500 G T 以上 1,000 G T 未満			607	452,985	607	452,985
1,000 G T 以上 3,000 G T 未満	64	150,163	197	511,574	261	661,737
3,000 G T 以上 6,000 G T 未満	1	4,942			1	4,942
6,000 G T 以上 10,000 G T 未満	42	371,049			42	371,049
10,000 G T 以上 30,000 G T 未満	15	312,712	178	2,800,296	193	3,113,008
30,000 G T 以上	42	1,813,262			42	1,813,262
計	165	2,652,627	9,448	5,699,603	9,613	8,352,230

8 海上出入貨物

(1) 年別取扱貨物

(単位: t)

区 分 年	外 貿			内 貿			合 計
	輸 出	輸 入	計	移 出	移 入	計	
令和 3	113,617	2,619,141	2,732,758	3,585,619	1,911,156	5,496,775	8,229,533
4	127,306	2,683,990	2,811,296	3,179,361	2,021,607	5,200,968	8,012,264
5	69,374	1,476,002	1,545,376	2,227,702	1,805,914	4,033,616	5,578,992
6	70,106	2,101,539	2,171,645	2,790,610	1,771,751	4,562,361	6,734,006
7	75,717	2,218,925	2,294,642	2,961,504	1,670,994	4,632,498	6,927,140

(フェリー貨物除く)

(2) 品種別取扱貨物量

(令和7年・単位:t)

		合 計	公 共					専 用				
			計	輸出	輸入	移出	移入	計	輸出	輸入	移出	移入
合 計		7,198,190	2,092,729	0	0	890,434	1,202,295	5,105,461	75,717	2,218,925	2,257,840	552,979
農 水 産 品	麦											
	米											
	とうもろこし											
	豆 類											
	そ の 他 雑 穀											
	野 菜 ・ 果 物											
	綿 花											
林 産 品	その他農産品											
	羊 毛											
	その他畜産品											
	水 産 品											
林 産 品	原 木											
	製 材	745	745			745						
	樹 脂 類											
	木 材 チ ッ プ											
鉱 産 品	その他林産品											
	薪 炭											
	石 炭	2,996,053						2,996,053		1,579,315	1,413,738	3,000
	鉱 産 石											
	金 属 鉱	133,074						133,074		110,718		22,356
	砂 利 ・ 砂	35,750	35,750			14,300	21,450					
	石 材											
金 属 機 械 工 業 品	原 油											
	り ん 鉱 石											
	石 灰 石											
	原 塩	125,636						125,636		115,036		10,600
金 属 機 械 工 業 品	非 金 属 鉱 物											
	鉄 鋼	18,989	18,989			150	18,839					
	鋼 材	174,351						174,351	73,718	3,100	95,110	2,423
	非 鉄 金 属											
	金 属 製 品											
	鉄 道 車 両											
	完 成 自 動 車											
	その他輸送用車両	1,097,840	1,097,840			165,890	931,950					
	二 輪 自 動 車	1,491	1,491			1,444	47					
	自 動 車 部 品											
	その他輸送機械											
	産 業 機 械											
	電 気 機 械											
	測量・光学・医療用機械											
	事 務 用 機 器											
	そ の 他 機 械											

(令和7年・単位:t)

		合 計	公 共					専 用				
			計	輸 出	輸 入	移 出	移 入	計	輸 出	輸 入	移 出	移 入
化学工業品	陶磁器 セメント ガラス類 窯業品 重油 揮発油 その他の石油 LNG(液化天然) LPG(液化石油) その他石油製品 コークス 石炭製品 化学薬品 化学肥料 染料・塗料・合成樹脂・ その他化学工業品	31,360 730 12,495 3,502 1,213,824 54,176 41,539						31,360 730 12,495 3,502 1,213,544 11,546 24,980				31,360 730 12,495 3,502 456,179 10,334
			280			280		1,999	410,756	344,610		
			42,630			42,630				1,212		
			16,559			13,339	3,220			24,980		
軽工業品	紙・パルプ 糸及び紡績半製品 その他繊維工業品 砂糖 製造食品 飲料 水 たばこ その他食料工業品	28,842 72 1,201 13,222 385,464	28,842 72 1,201 13,222 7,274			19,827 1,201 1,366 7,274	9,015 72 11,856				378,190	
雑工業品	がん具 衣服・身廻品・はぎもの 文房具・運動娯楽用品・楽器 家具装備品 その他日用品 ゴム製品 木製品 その他製造工業品											
特殊品	金属くず 再利用資材 動植物性製造飼肥料 廃棄物 廃土砂 輸送用容器 取合せ品	21,232 535,552	21,232 535,552			20,551 414,667	681 120,885					
	分類不能のもの フェリー	271,050	271,050			186,770	84,280					

9 船舶乗降人員

(単位：人)

年	区分	乗 込	上 陸	計
令和 3		60,780	62,226	123,006
4		64,048	64,574	128,622
5		66,821	66,718	133,539
6		64,126	64,412	128,538
7		60,938	62,419	123,357

10 使用料・占用料及び土砂採取料

(1) 港湾施設使用料

施 設 名	種 別	使 用 区 分	料 金	
係 船 岸 壁 物 揚 場 棧 橋	港 銭	旅客（13歳以上のもの） 1人1回につき	2.3円	
		旅客（6歳以上13歳未満のもの） 1人1回につき	1.1円	
	係 船 料	船舶総トン数1トンにつき、係留24時間までごとに	2.3円	
		不定期旅客船（西原棧橋以外） 船舶総トン数1トンにつき、係留24時間までごとに	3.3円	
		不定期旅客船（西原棧橋）	2,380円	
	貨 物 通 過 料	1 貨物1トンにつき 1 農水産品	9.5円	(8.6)
		" 2 林産品	9.5円	(8.6)
		" 3 鉱産品	17.9円	(16.2)
		" 4 金属機械工業品	11.9円	(10.8)
		" 5 化学工業品	11.9円	(10.8)
		" 6 軽工業品	11.9円	(10.8)
		" 7 雑工業品	11.9円	(10.8)
		" 8 その他製造工業品	11.9円	(10.8)
		" 9 特殊品	9.5円	(8.6)
		" 10 分類不能のもの	9.5円	(8.6)
		2 フェリー貨物である車両1台につき		
		大型車 長さ 8m以上	89.5円	(81.4)
		中型車 長さ 5m以上8m未満	59.7円	(54.2)
		小型車 長さ 5m未満	47.7円	(43.4)
		二輪車	11.9円	(10.8)
		自転車	5.9円	(5.4)
可 動 橋	車両可動橋使用料	係留1回総トン数1トンにつき	1.6円	(1.5)
荷さばき地 及び野積場	一 時 使 用 料	舗 装 1日1平方メートル	4.1円	
		未舗装 1日1平方メートル	2.9円	
荷 役 機 械	荷役機械使用料	30分までごとに	12,800円	
船員待合所	一 般 広 告 料	広告用として指定の場所に提出、1平方メートルまでごとに1月につき	238円	
特定使用料	構 造 物 設 置	年1平方メートルごとに	859円	
給 水 施 設	水 道 料	1立方メートルごとに	250円	(228)
	大 口 水 道 料	(基本料金) 1月につき300立方メートルまで	66,384円	(60,350)
		(従量料金) 300立方メートルを超えるもの 1立方メートルにつき	221円	(201)
第 一 上 屋	一 般 使 用	1日1平方メートルまでごとに 許可の日から起算して15日まで 許可の日から起算して15日を超えるもの	8.3円 14.3円	
	専 用 使 用	1月1平方メートルまでごとに	597.1円	
旅 客 上 屋	専 用 使 用	1月1平方メートルまでごとに	1,552円	

注：この表の金額の欄の()書の規定は、消費税法施行令(昭和63年政令第360号)第17条第2項第2号に規定する船舶運航事業者等が専ら国内及び国内以外の地域にわたって行われ、又は国内以外の地域間で行われる旅客若しくは貨物の輸送の用に供する船舶に係る使用料について適用する。

(2) 駐車場使用料及び実績

区 分				使 用 料	令和7年度実績		
					台 数	金 額	
定 期 駐 車 以外の駐車	渡海船専用 駐 車 場	1 回		1 台につき 220	3,298	725,560	
			天候その他やむを得ない 理由により供用時間以外 に駐車するとき	1,100	20	22,000	
	中 須 賀 駐 車 場	1 回	基本料金（3時間以内）	55	84	4,620	11,220
				(R 7. 10. 1 改定) 100	66	6,600	
			超過料金（3時間を超え 1時間ごと）	21	368	52,673	74,523
				(R 7. 10. 1 改定) 50	68	21,850	
定 期 駐 車	中 須 賀 駐 車 場	1 月	普通自動車、小型自動車 及び軽自動車	2,200	310	682,000	1,302,400
				(R 7. 10. 1 改定) 3,300	188	620,400	
			大型自動車	4,400	0	0	0
				(R 7. 10. 1 改定) 5,500	0	0	

(3) 占用の使用料

工作物等の種類		使用量の単位	使用料の 単価 (円)
電 柱 類 の 設 置 (支線及び支柱を含む)		1 月 1 本につき	81.4
送 電 塔		年 1 m ² までごとに	716.5
管線類 の 埋架設	内 径 が 30 cm ま で の も の	1 月 1 m ² までごとに	21.7
	内 径 が 30 cm を 超 え る も の		32.5
看 板		1 月表示面積 1 m ² までごとに	597.1
自 動 販 売 機 の 設 置		1 月 1 件につき	1,194.2
その他の工作物の設置		1 月 1 m ² までごとに	131.3

(4) 土砂採取料

区 分	単 位	金 額 (円)
土 砂	1 m ³ につき	42.3
砂 利	1 m ³ につき	56.4
栗 石	1 m ³ につき	56.4

新居浜港港湾計画図

本港地区

工業用地 75.8ha
工業用地 130.1ha
工業用地 47.8ha
工業用地 26.0ha

港湾関連用地 3.4ha
港湾関連用地 6.0ha
港湾関連用地 0.4ha
港湾関連用地 0.3ha
港湾関連用地 0.4ha
港湾関連用地 3.0ha

廃棄物処理用地 5.3ha
臨時道路 新本頭橋 交通機能用地 1.2ha
都市機能用地 14.6ha
その他道路 交通機能用地 1.7ha
臨時道路 新本頭橋 交通機能用地 0.9ha

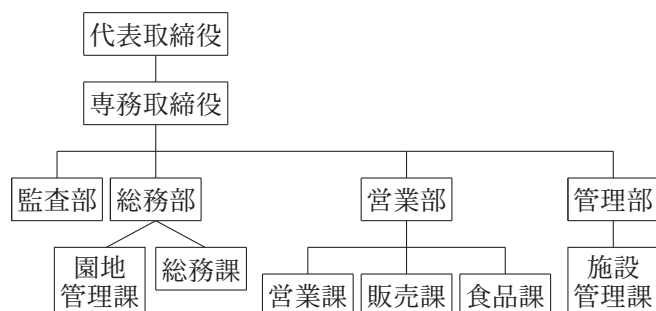
東防波堤 159m
西防波堤 168m
第一航路 (10)
第二航路 (4)
泊地 (12) 10.3ha
泊地 (4) 1.75m
小頭用地 0.5ha
海上保安庁BM +5.19

内港地区

(株) マイントピア 別子

創立年月日 平成元年 3 月 29 日
 所在地 新居浜市立川町 707 番地の 3
 ☎ 43-1801
 資本金 1 億円
 株主 新居浜市
 独立行政法人中小企業基盤整備機構
 新居浜商工会議所
 株式会社伊予銀行
 株式会社伊予鉄グループ
 株式会社愛媛銀行
 四国旅客鉄道株式会社
 住友金属鉱山株式会社
 株式会社 JTB
 住友林業株式会社
 住友商事株式会社
 瀬戸内運輸株式会社
 東予信用金庫
 住友化学株式会社
 一般社団法人新居浜市観光物産協会
 住友重機械工業株式会社
 住友共同電力株式会社
 三井住友建設株式会社
 株式会社三井住友銀行
 三井住友海上火災保険株式会社
 住友生命保険相互会社
 日本電気株式会社

1 機 構



2 事業目的

鉱山観光施設(鉱山鉄道、観光坑道)、砂金採りパーク、カフェ、売店等の経営、国内旅行業、陸上運送業、レストランの賃貸、その他関連する事業

3 施設利用状況

(単位：人)

施設名 \ 年 度	令和 5	6	7
別子温泉～天空の湯～	187,108	174,956	172,280
あかがねキッズパーク	52,398	54,425	52,686
鉱山観光 (鉱山鉄道・観光坑道)	60,939	63,092	63,527
砂金採り体験パーク	22,937	26,361	20,572
そ の 他	86,495	85,629	80,822
合 計	409,877	404,463	389,887

マイントピア別子（端出場ゾーン） 鉱山の遊学ランドと温泉の遊湯ランド

新居浜市は、四国屈指の工業都市であり、地域の産業構造変革の願いをこめるとともに、観光拠点として既存の資源との相乗効果を追求し、別子銅山の歴史をふりかえることで郷土への愛を育て、また、地域のイメージチェンジの契機としたいという願いをこめ、平成 3 年 6 月 5 日、マイントピア別子がオープンしました。銅の産出量世界一を誇った別子銅山が、深い眠りからめざめ、美しい自然をステージにした銅山の歴史とロマンの旅へ誘います。

平成 28 年 4 月 15 日には、端出場温泉保養センターを全面改修した、観光交流施設「別子温泉～天空の湯」「あかがねキッズパーク」がオープンしました。

令和 5 年 4 月には、「あかがねキッズパーク」の遊具等を一部リニューアルしました。

(1) 端出場大橋

主塔の高さが 50m もある斜張橋は、マイントピア別子との世界を結ぶ夢のかけ橋です。

(2) 端出場記念館

赤煉瓦造りのレトロ調の建物は、5 千㎡近いビッグスケール。緑色の屋根は、銅のふるさと新居浜にふさわしい銅板ぶきです。

ア 1 F お土産・売店

別子銅山ならではの銅製品、世界の鉱石をはじめ山海の味、新居浜銘菓など、お土産商品が勢揃い。

イ 1 F Cafe Hadeba

令和 3 年 3 月にカフェがオープンしました。

ウ 3 F “あかがねの間”

160 名まで利用できる和室です。

エ 4 F 新居浜市観光交流施設

別子温泉～天空の湯～

平成28年4月オープン of 天然の別子鉱泉を利用した温浴施設です。露天風呂(酸素泉・炭酸泉)、リラクゼーションバス、ジェットバス、遠赤外線サウナのほか、岩盤浴(ロウリュウ方式、岩塩方式)を楽しむことができます。

* 営業時間/10:00～22:00

* 入 泉 料/消費税込み

令和8年4月1日現在 (単位: 円)

区 分	大 人 (高校生以上)	小 人 (中・小学生)	幼 児 (3歳以上)
一 般	700	300	200
団 体 (20名以上)	600	200	160
65歳以上の高齢者又は障がい者	600	200	150

- ・ 岩盤浴は別料金(500円)となります。
- ・ 回数券(10枚つづり)もあります。
- ・ 一般利用について休日等は特定日料金となります。

あかがねキッズパーク

平成28年4月にオープンした子ども用遊戯施設です。エリアごとに、お子様の年齢に応じた遊び場を配置しており、様々な遊具があります。屋内施設なので、雨の日でも楽しむことができます。

* 営業時間/10:00～18:00 (最終受付 16:00)

* 使 用 料/消費税込み (単位: 円)

区 分	子ども (6か月～小学6年生)	一 般 (中学生以上)	団 体 (20名以上)
最初の120分	550	300	300
延長60分ごと	200	—	150

- ・ お子さまのみの入場はできません。
- ・ 大人の延長料はかかりません。
- ・ 団体20名以上は、子どもの人数のみでのカウントになります。

(3) 鉱山鉄道

日本初の山岳鉱山専用鉄道を復元した鉱山観光列車で、「端出場隧道(中尾トンネル)」や「端出場鉄橋」(いずれも登録有形文化財)を通り、時速約10kmで走る車窓からは、四季折々の渓谷美を楽しむことができます。また、列車のアナウンスは新居浜ふるさと観光大使の水樹奈々さんが担当しています。

(4) 観光坑道

楽しく体験しながら別子銅山の変遷を学べる、全長約333mの遊学パークです。人形やジオラマによる鉱山の歴史・体験ゾーンなどにより楽しみながら学習できます。

* 営業時間/春休～11月は 9:00～17:00

12月～春休は10:00～17:00

(最終受付 15:50)

* 料 金/鉱山鉄道に乗って観光坑道の遊学

(単位: 円)(消費税込み)

区 分	大 人	中・高校生	幼 児 (3歳以上)
一 般	1,500	1,100	900
団体 11名以上	1,200	880	720

(5) 旧端出場水力発電所

明治45年に断崖に建てられた、赤煉瓦造りの建物。愛媛を代表する近代西洋建築物です。令和5年3月28日より一般公開。

(6) 泉寿亭

住友グループの接待館「泉寿亭」の一部(特別室、控室、玄関)を移築、復元した、杉、ヒノキをふんだんに使用した重厚な造りの純和風建築物です。

(7) 砂金採り体験パーク

砂の中からパン(皿)で金を採ります。採った金はお持ち帰り自由。記念カードにもできます。

* 営業時間/9:30～16:00(春休～11月の限定。12月～春休は土・日曜・祭日のみ営業。ただし、10名以上の予約は営業します)(最終受付 15:30)

* 料金/体験時間は、30分です。

(単位: 円)(消費税込み)

区 分	シングル	グループ
料 金	1,000	1,600
備 考	道具1つを1名で利用	道具1つを4名で利用

※ 繁忙期はシングルのみとなります。

(8) あかがねの里

バーベキューコーナーが備えられており、市民や観光客の交流や憩いの場として利用できます。

(9) 花園

様々な花々が咲き誇る小道「花の散歩道」があり、5月「しゃく薬」30,000本、6月「アジサイ」1,000株、8月「鹿の子ユリ」5,500株、10月～2月「冬桜」200本、11月「紅葉」が楽しめる西日本屈指の花園です。

(10) 芝生広場

季節毎に各種イベントが開催されます。また、子ども用の遊具や大人用の健康器具等が設置されています。

マイントピットア別子端五場ーン

觀光坑道

江戸ゾーンでは、当時の採鉱を人形を使って再現。近代ゾーンでは、巨大ジオラマや映像で明治から大正の別子銅山を再現。また、体験ゾーン(遊学パーク)では、色々々な作業を体験できます。

砂金採り

砂金採りを体験できます。

釜山鐵道

明治26年に開通した日本初の
釜山鉄道が復活。マツチ箱の
ような機関車に引かれて、別
子銅山の歴史への旅が始まり
ます。トンネルを抜け、鉄橋を
渡ると、不思議ワールドの観
光坑道です。

國
技

季節ごととにさまざまな花が咲き誇る小道「花の散歩道」があります。

別子温泉 ～天空の湯～

天然の別子鉱泉を利用した温泉風呂や、リリラクゼーションバス、ジェットバス、赤外線サウナ、岩盤浴施設（ロウリュウ方式、岩塩方式）などをそろえています。美しい自然を楽しみながら地元食材を使用したこだわりの料理に舌つみ。ガーデナスや団体様もご利用できる食堂も完備しています。

店

銅や金属やオリジナル商品など、メモリアルグッズが勢ぞろい。

あかがねキッズパーク

子どもの年齢に応じた遊び場を配置してあり、様々な遊具で親子、三世代の交流が生まれます。

旧礦出堀水力発電所

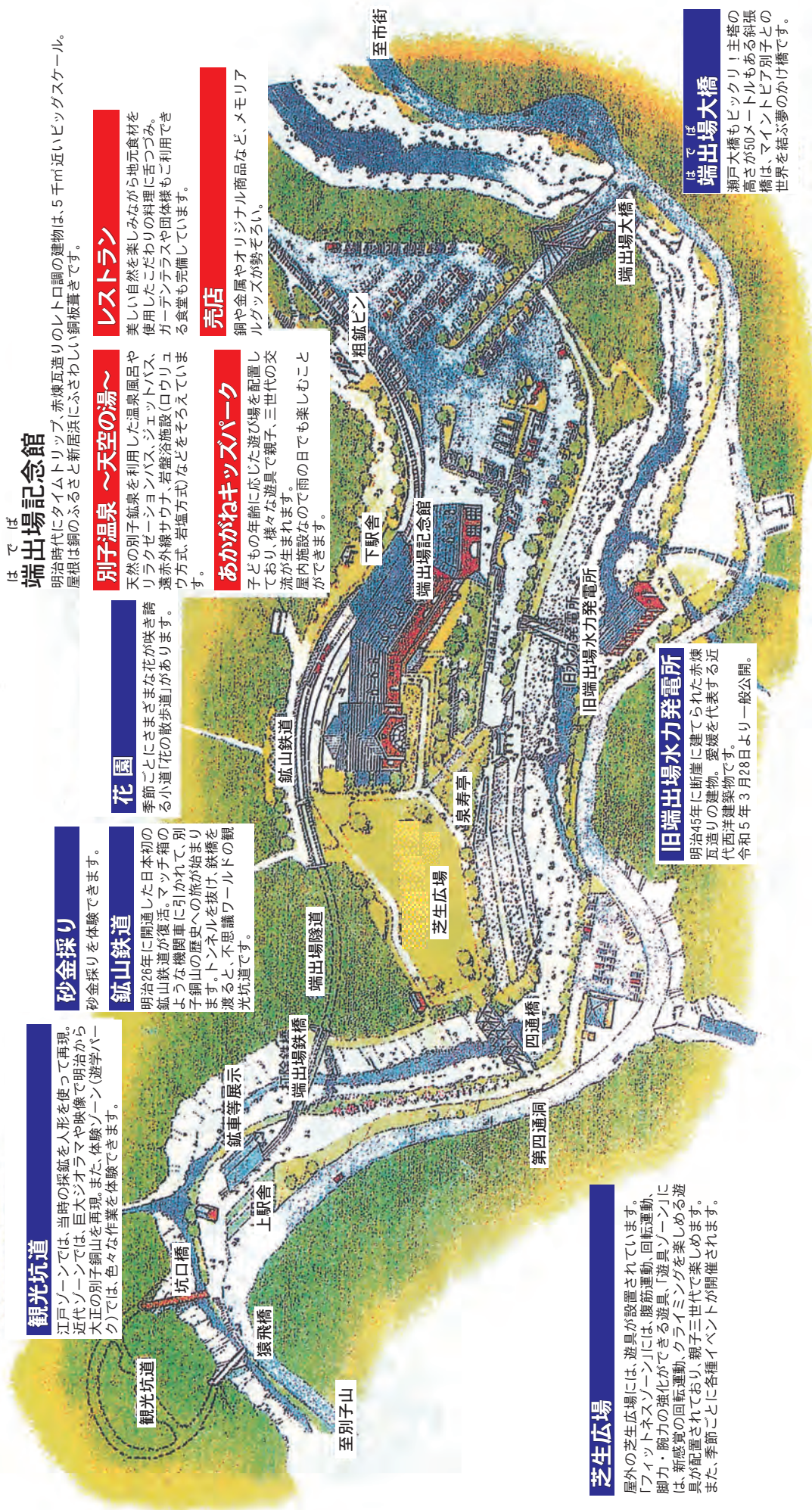
明治45年に断崖に建てられた赤煉瓦造りの建物。愛媛を代表する近代西洋建築物です。

芝生広場

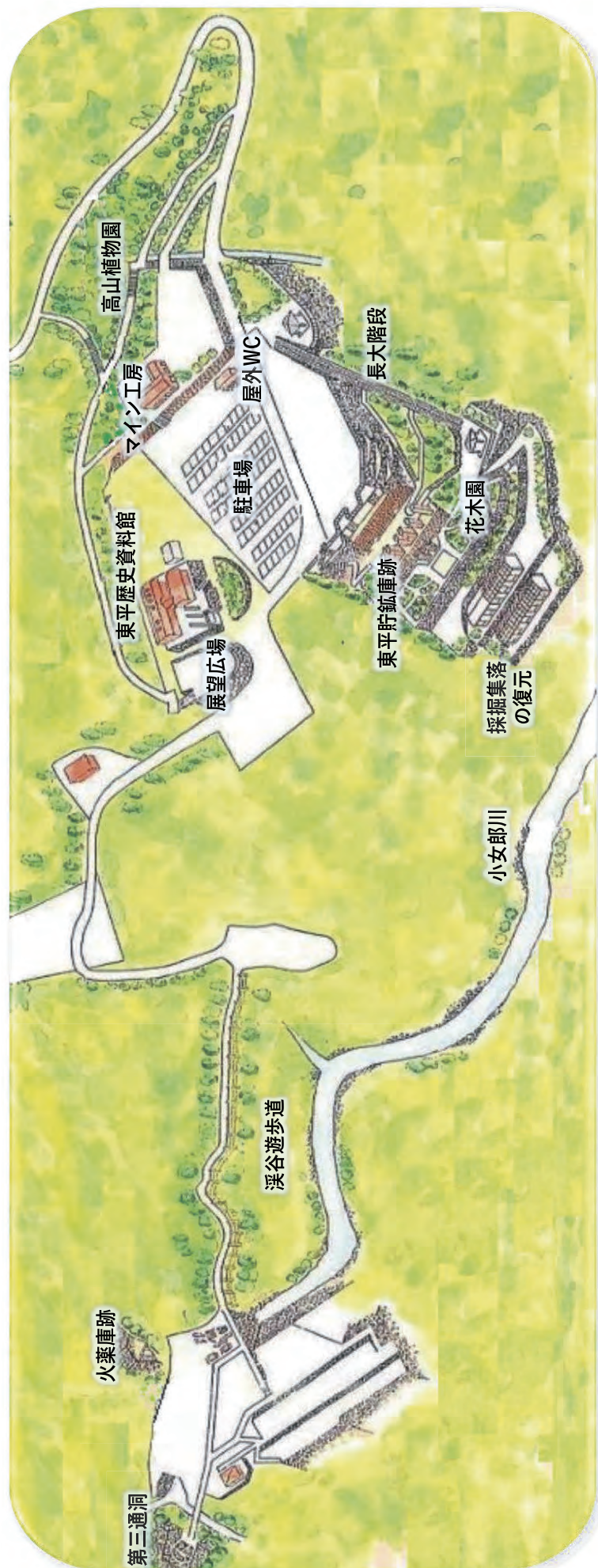
屋外の芝生広場には、器具が設置されています。「フィットネスゾーン」には、腹筋運動、回転運動、脚力・腕力の強化ができる遊具、「遊具ゾーン」には、新感覚の回転遊具、クレーミングを楽しむ遊具が配置されており、親子三世代で楽しめます。また、季節ごとに各種イベントが開催されます。

橋大場出端

瀬戸大橋もビックリ！主塔の高さが50メートルもある斜張橋は、メインピア別子との世界を結ぶ夢のかけ橋です。



マイントピア別子東平ゾーン



(有) 別子木材センター

創立年月日 昭和61年1月
所在地 新居浜市別子山乙239番地1
資本金 3,550万円
株主 新居浜市 3,488口
その他 6人 62口

1 組織

代表取締役 1人 従業員 11人
取締役 4人
監査役 2人

2 事業目的

- ・集成材、巾はぎ板、原木、その他木材の加工及び販売
- ・農産物生産及び販売
- ・給水施設の清掃並びに維持管理業務
- ・公園、道路の管理及び整備事業
- ・上記に付帯する一切の業務

3 木材加工施設の概要

事業名 第三期山村振興農林漁業対策事業
事業年度 昭和60、61年度
事業費 1億6,000万円
施設規模 鉄骨造平家建スレート葺 1,041.25㎡
(工場2棟)

(福) 新居浜市社会福祉協議会

本市における社会福祉事業を促進し、地域に根差した福祉活動を展開することを目的に、昭和27年10月、新居浜市社会福祉協議会が設立され、さらに昭和44年3月、社会福祉法人の認可を受け、地域における民間福祉活動推進の中核的な組織として、国並びに地方自治体の福祉施策に合わせ、社会福祉活動の充実を図ってきた。

市内18の校区すべてに社協支部が結成されており、それぞれ地域の特性を生かしたきめ細かい福祉活動を展開している。

所在地 高木町2番60号(総合福祉センター内)
☎32-8129 FAX31-3531

組織 理事 13人 評議員 23人
監事 3人

1 地域福祉の推進

小地域福祉活動事業
企画・広報事業
共同募金運営事業
民生児童委員協議会連携推進事業
福祉施設協議会運営事業
地域福祉バス運行事業(別子校区を含む)
福祉用具貸与事業

日本赤十字社愛媛県支部新居浜市地区運営事業
会員制度啓発推進事業
まごころ銀行の運営
総合福祉センター(本館、別子山分館)管理運営事業
地域包括支援センター協力機関業務
(金子・金栄・別子校区)
生き生きデイサービス事業(別子校区)

2 児童福祉の推進

児童館運営事業
児童健全育成事業

3 障がい者福祉の推進

障がい者福祉センター運営事業
障がい者サロン等事業
障がい者在宅福祉対策事業
地域活動支援センターⅢ型事業(いぶき)
生活介護事業
児童発達支援事業所はげみ園
障がい者居宅介護等事業
障がい者等移動支援事業
相談支援事業

4 高齢者福祉の推進

独居高齢者見守り推進事業
高齢者福祉センター運営事業
居宅介護支援事業
訪問介護事業
認知症対応型通所介護事業
訪問介護事業所職員連絡会運営事業

5 権利擁護の推進

くらしの総合相談・支援事業
生活福祉資金貸付事業
福祉サービス利用援助事業
法人後見事業
生活困窮者自立支援事業
緊急食料支援事業
新居浜を明るくする運動推進事業

6 ボランティア活動の推進

福祉ボランティア推進事業
福祉教育、生涯福祉学習
災害ボランティアセンター設置運営事業

7 社会福祉協議会の運営の強化

理事会、評議員会の運営
財務運営、管理
人事管理・人財育成
労務管理
社協発展・強化、その他計画の策定と進行管理
広報活動・広報戦略

(公社) 新居浜市シルバー人材センター

定年退職後等において、臨時的かつ短期的な就業を通じて、自己の労働能力を活用し、自らの生きがいの充実を求め、又は社会参加を希望する高齢者の就業機会の増大及び福祉の増進を図るとともに、高齢者の能力を活かした活力ある地域社会づくりに寄与することを目的に、昭和59年9月1日社団法人として設立した。

従来以上に、地域社会からの幅広い理解と協力が期待できる新たな組織として、平成23年5月2日、公益社団法人へ移行した。

所在地 滝の宮町2番1号

☎ 33-2400

組織 理事 13人 監事 2人

主な事業

- ・高齢者に対する雇用によらない就業機会の確保及び提供事業
- ・雇用による就業を希望する高齢者に対する職業紹介事業及び労働者派遣事業
- ・高齢者に対し就業に必要な知識及び技能を付与する講習事業
- ・高齢者の生きがいの充実及び社会参加の推進を図る事業
- ・高齢者の多様な就業機会の確保及び地域社会、企業等における高齢者の能力の活用を図るための事業

事業状況

区分 \ 年度	令和3	4	5	6	7
会 員 数 (人)	669	623	616	572	605
受 注 件 数 (件)	7,576	7,152	6,352	6,001	5,395
うち官公需 (件)	354	348	326	335	345
事 業 実 績 (千円)	452,240	442,783	429,745	404,351	400,713
うち官公需 (千円)	87,303	83,204	83,529	84,787	91,254
就業延人員 (人)	78,941	73,724	67,634	61,229	54,856

(公財) えひめ東予産業創造センター

平成2年「愛媛テクノポリス計画」に基づき、愛媛県東予地域におけるベンチャー・中小企業の総合支援窓口として設立されました。地域企業の身近な総合支援窓口として「ものづくりサポート」「ひとづくりサポート」「ネットワークづくりサポート」を軸に各種事業を展開しております。

1 施設の概要

所在地	大生院 2151番地の10 ☎ 66-1111
敷地面積	5,539.07 m ²
構造	鉄筋コンクリート造 3階建
建物面積	2,559.75 m ²
室構成	テクノホール、会議室、一般研修室、技術開発室15室
建設事業費	8億円
完成	平成3年9月27日
組織	評議員会（評議員8名） 理事会（理事長：新居浜市長、専務理事1名、理事8名、監事2名） 職員4名 コーディネーター
入居企業	6社

2 令和7年度実施事業

- 1-1 大型展示会への県ブース出展支援事業
- 1-2 新居浜ものづくりブランド創出・支援等事業
- 1-3 西条市技術展示会出展支援事業
- 1-4 製造業イメージアップ事業
- 1-5 新居浜市新製品・新技術開発支援事業
- 1-6 洋上風力発電市場参入支援事業
- 2-1 経営者支援事業
- 2-2 研修事業
- 2-3 メンテナンス改革推進包括支援事業
- 2-4 プラントメンテナンス技術者・技能者育成事業
- 2-5 新居浜市IoT推進ラボ実施事業
- 3-1 施設賃貸事業
- 4-1 広報事業
- 5-1 交流事業
- 6-1 高校生溶接技術競技会事業

(公財) 新居浜市文化体育振興事業団

新居浜市の文化及び体育施設の管理運営を行うとともに、文化及び体育に関する事業を行うことによって施設の利用促進及び効率的な管理運営を図り、もって文化及び体育の振興に寄与することを目的に、昭和61年8月1日に設立された。

平成18年4月からは、各施設の指定管理者となり、平成26年1月6日、公益財団法人に認可された。

所在地 繁本町8番65号

☎ 33-2180

組織 理事9人 監事2人 評議員9人

事業内容

1 文化体育施設の指定管理（平成18年4月1日より）
市民文化センター、市民体育館、山根総合体育館、多喜浜体育館、市営野球場、山根市民グラウンド、市民テニスコート、山根公園テニスコート、東雲市民プール、山根公園屋内プール、武徳殿、弓道場、重量拳練習場、東雲競技場、文化振興会館、市営サッカー場、新居浜市立女性総合センター、山根公園、新居浜公園

2 文化事業の企画及び実施に関すること

宝くじ文化公演事業、親子陶芸教室、親子星座教室、演劇観賞教室、美術実技講習会、親子ものづくり教室、グランドピアノ開放デー 自由に弾いてみませんか、市民茶会、親子茶道体験教室、角笛シルエット劇場、親子科学実験教室

3 体育事業の企画及び実施に関すること

スポーツ大会（2種目）、スポーツ講習会（5種目）、ボディメイキング教室、ダンス入門、ふらっとレッスン等 24教室

4 女性センター事業の企画及び実施に関すること

- | | |
|--------------|------|
| (1) 再就職支援事業 | 3 講座 |
| (2) 社会参加推進事業 | 2 講座 |
| (3) 生活・教養事業 | 5 講座 |
| (4) 子育て支援事業 | 2 講座 |
| (5) 健康増進事業 | 8 講座 |

令和7年度 報告書・刊行物一覧



第39回グルメショー春 2026（東京ビッグサイト）

名 称	種 類	発 行 元	発行年月	内 容
企 画				
第六次新居浜市 長期総合計画(後期計画)	PDF ファイル	総 合 政 策 課	令和 8 . 3	令和 3 年に策定した第六次新居浜市 長期総合計画の後期計画 (計画期間: 令和 8 年度～令和 12 年度)
総 務				
市 税 概 要	PDF ファイル	総 務 部	令和 7 . 9	市税等の概要
福 祉				
国民健康保険の概要 令和 6 年 度 版	冊 子	国 保 課	令和 7 . 9	令和 6 年度実績による国保の統計資 料等
みんなの国民健康保険	パンフ レット	”	令和 7 . 7	被保険者向けのパンフレット
新居浜市 高齢者福祉計画 2024 介護保険事業計画 令和 6 (2024) 年度～令和 8 (2026) 年度	冊 子	介 護 福 祉 課	令和 7 . 3	本市における高齢者福祉施策の全般 と介護保険事業運営の基礎となる事 業計画を定めたもの
新 居 浜 市 こ ど も 計 画	PDF ファイル	こ ども 未 来 課	令和 8 . 3	本市におけるこども・若者施策全般 と子育て支援施策の方向性を定め、 関連施策を総合的かつ計画的に推進 するための計画 (計画期間: 令和 7 年度～令和 11 年度)
第 3 次 元 気 プ ラ ン 新 居 浜 21	冊 子	健 康 政 策 課	令和 7 . 3	市民の健康づくりや食育、自殺対策に 係る取組の方針をまとめたもの
市 民 環 境				
新居浜市の消費者行政 (令 和 6 年 度)	冊 子	男女参画・市民相談課 消費生活センター	令和 7 . 8	新居浜市消費者行政の事業内容、 令和 6 年度の活動等
市民課・川東・上部・別子山 支所・事務のあらまし	冊 子	市 民 課	令和 7 . 9	市民課・川東・上部・別子山支所業務 の概要及び各種統計資料
にいはまの環境報告書 (令 和 6 年 度)	PDF ファイル	環 境 政 策 課	令和 8 . 2	令和 6 年度の環境施策の実施状況、環 境の状況を報告
令 和 7 年 度 新 居 浜 市 水 防 計 画	冊 子	危 機 管 理 課	令和 7 . 5	○ 災害対策本部の状況 ○ 水防活動 ○ 水防用資材 ○ 避難場所 ○ 避難指示等の判断基準 ○ 土砂災害(特別)警戒区域ほか

名 称	種 類	発 行 元	発行年月	内 容
-----	-----	-------	------	-----

経 済

き ら り 新 居 浜	リーフレット	観 光 物 産 課	令和 8 . 3	新居浜市観光リーフレット (主要観光施設と太鼓祭り、物産等の紹介)
新 居 浜 太 鼓 祭 り	"	"	令和 8 . 3	新居浜太鼓祭りの紹介

教 育 委 員 会

新 居 浜 市 の 教 育	PDF ファイル	社 会 教 育 課	令和 7 . 8	令和 6 年度事業報告及び令和 7 年度の計画
第 6 1 号 青 少 年 セ ン タ ー だ よ り	PDF ファイル	青 少 年 セ ン タ ー	令和 7 . 8	青少年センターの概要と活動状況

消 防

消 防 年 報	冊 子	消 防 本 部	令和 7 . 6	○ 消防予算 ○ 火災・救急・救助に関する各統計 ○ 消防力及び消防団に関する統計 ○ 自主防災組織等に関する統計 ○ 関係機関消防力の状況
---------	-----	---------	----------	--

選挙管理委員会

選 挙 結 果 調	冊 子	新 居 浜 市 選 挙 管 理 委 員 会	令和 7 . 10	令和 7 年 7 月 13 日 執行 愛媛県議会議員補欠選挙 令和 7 年 7 月 20 日 執行 参議院選挙区選出議員選挙 令和 7 年 7 月 20 日 執行 参議院比例代表選出議員選挙
-----------	-----	--------------------------	-----------	--

農 業 委 員 会

農 業 委 員 会 だ よ り	パンフレット	農 業 委 員 会	令和 7 . 12	農業委員会活動の広報
-----------------	--------	-----------	-----------	------------

港 務 局

新 居 浜 港 統 計 年 報	PDF ファイル	新 居 浜 港 務 局	令和 7 . 6	令和 6 年入港船舶、海上出入貨物の集計
-----------------	-------------	-------------	----------	----------------------

に い は ま

市 政 概 要

令和 8 年度版

令和 8 年 8 月 発行

編集
発行

新 居 浜 市 議 会 事 務 局

新居浜市一宮町一丁目 5 番 1 号

TEL (0897) 65-1320 (直通)

FAX (0897) 65-1322
